

一説、天正九年五月、家康勝頼對陣の砌、勝頼の臣須藤左門、徳川勢四十騎を打捕り、勢に乗じて、徳川の臣石川大隅守右京を追ひ、青木森に至る。時に老松生ひ茂りて、樹根地上に隆起しけるに、左門過つて躓きたふるを、右京こそと返り來つて、打つ掛かる。左門顧みて、人の弱みをつけこむは卑怯なり。起き上つて後、尋常に勝負せんといふを、右京聞かず。遂に左門を討ち捕つてけり。後右京駿河加番となり、屢、東海道を通行するに、岡部宿近傍に至れば、心安からざるを例とせり。因て卜者に命じて占はしむれば、曰く、「須藤左門の靈の祟る所なり」と、又、命じて、「如何にせば瞑すべきか」と占はしむるに、靈曰く、「三輪（山部）に産する三輪石を以て、吾が碑を刻み、濱當目寄鼻に建てて祀りなば、やがて其罪を赦さん」と、右京即ち三輪石もて、高さ一尺八寸六分の宮形碑を刻し、徳川領なる三輪村民に命じ、寄鼻に引至て建てしめんとせしに、途青木森に至るや、碑石俄に重くして、再び進む能はず。已むなく之を青木森に建てしといふ。青木森は、濱當目と石脇との境にあり。今も、當目には、須藤左門の靈を祭る神事あり。後寶曆四年に至り、石川某といふ者あり、石祠を營み、須藤大明神と云へり。左に、天正九巳年五月五日、須藤左門於此處一戰死。右に、凡至百七十四年、寶曆四年戊戌月廿九日、祭諡須藤大明神、石河某建之と記ししが、今も青木森の左門塚といひ、不淨を犯せば祟ありとて、里人恐怖せり。（駿河志料）因に、當目坂より左につき、大谷に入て登れば、此邊より、右は蒼海の眺め遙にして、左には高草山麓の村里、瀬戸川等眼下に見えて、景色最も佳なり。謂ふ所の長胸は即ち此處なり。其より數十歩にして切通あり、切通を越ゆれば、海岸は山も裾も阜なれども、洞口に大巖あり、海中に聳立し、百丈許のもの二箇の外、五十丈許のものあれども、昔は頂上に松ありて、塔之松といひしとぞ。

須藤大明神

高木主水返戦

高木主水・村越與三左衛門等二人、田中細暇を引退くに、城兵十騎許追撃せり、二人之を見て、幾たびか返戦せしが、主水は鎗を振つて奮戦し、「一戦せずば退かじ」と、踏止りて敵を睨一睨せり。與三左衛門之を見、弓に矢を番ひ、進みて其の鎗脇を詰めて曰く、「心靜に一戦せよ」と、因て追兵の躊躇するを見ては退け

り。此暇は道細くして、左右に沼ありて、騎列を成す能はず。所謂一騎打の道なれば、二人は之を計り、心徐に退きけるが、横渠に橋あるを見、漸く退きて此に到り、急に返戦して、無二無三に突撃すれば、與三左衛門鎗脇を詰め、討て討てと旬て、矢を放て防戦し、敵首三を得て歸る。既にして城兵悉く坂を下りければ、數正以て謀成れりと爲し、再び令して返戦せしむ。此に於て、酒井河内守重忠・内藤次郎右衛門清長・松平和泉守家乘・松平周防守康親・平岩七之助親吉・鈴木善三郎等、齊しく返して奮戦しければ、用宗兵大に敗北し、櫻井兵庫は須田文平に討たれ、朝比奈市兵衛は天野菱右衛門に討たれ、城兵の討死するもの無慮七八十人、多くは其良なりしといふ。而して長谷川左近・須藤左門・石原五郎作・天野角右衛門・朝比奈小隼人・矢部彌三郎・庵原傳内等も其中にありき。

奥原日向 時に城將信置城中に在り、重臣奥原日向・久野覺助等二人を召し、親しく機務を議し居て、未だ此事ありとは知らざりしを、城中俄に騒擾し傳呼するものあり、曰く、「今戦争あつて味方大に敗北し、逃れて城に入り、死傷も亦少なからず」と。駿河守信置大に驚き怒り、奥原日向を顧みて曰く、「子馳行いて救へ」と。日向命を聞いて起つ。日向軍を發して突出せしが、徳川勢早くも退き、味方の勇士十餘騎討死せしと聞き、追撃して敵に迫り、雜兵三十餘人、騎馬の士七騎を斬り、首を携へ歸て信置に復命せり。而して徳川勢の功績ありしは、石川伯耆守數正・荻生の少目等二將なりしが、遠州堀江城主大澤基宥の家臣等も、家康の馬前に於て、比類なく奮戦し、大に感賞を蒙り、鎗一筋を授與せらる。（大澤家略譜）或云、水野三四郎康忠が、桔梗花を家康に献じて、感賞を蒙り、澤瀉を改めて桔梗の紋となししは、此時なりと。（家譜）○世に傳ふ。此

堀江城主大澤基宥水野氏の桔梗紋



朝日仙助

岡部の殺傷

勝頼高天神城の討死を惜む

頃、西郷孫四郎正好といふ者あり、密に歎を武田氏に通じぬ。家康之を聞き怒て曰く、「誰か西郷を討つべき者ぞ」と。衆顧みて應ふる者なし。家康悦ばず。其夜、人あり、菅沼大膳の陣に來り語て曰く云云、大膳の小性朝日仙助は、參河の人にて年僅に十八なりしが。之を聞き奮て曰く、「臣請ふ之を能せん」と。大膳曰く、「汝寝首を搔かんとするか」と。曰く、「否な、必ず能せん」と。曰く、「西郷孫四郎は豪勇なり、武勇鍛練の士も、未だ容易くは加ふる能はず、是れ人の相顧みて應へざる所以なり。汝何ぞ暴言するや、去れ」と。傍に在る者、口を大膳の耳に屬して曰く、「仙助が相貌を見るに、自から武勇の色現はれて、尋常の士にあらす。或は能することもあらん。君妄りに罵り給ふべきにあらず」と。仙助、「明日を待て、西郷の首提げて來らん」と、獨語して去る。仙助は夜深けて後、大膳が愛する小銃を携へ、密に出でて、岡部と藤枝との間なる竹林に潜匿せり。西郷孫四郎は斯くとも知らず、足輕數騎を從へ、馬蹄輕く、曉の露を踏みて來たり。家康は此時岡部の小山に陣せしが、之を見て敵また出でたり。誰か出でずやといふを、仙助竹林中より狙ひ打ち、孫四郎の馬より落つるを見、走り出でて其首を齧し、馳せ歸て家康に献す。家康賞して曰く、「あはれ武勇勝れし少年かな」と。仙助の名はより高し。(常山記談) ○廿三日、此春、高天神城陥落の時討死したる者は、皆な武田家忠節の士なれば、勝頼深く惜みて措く能はず、子弟の殘る者あるには、悉く命じて其後を繼がしむ。信州善光寺別當鶴壽丸も、亦高天神城に死せしが、勝頼其子永壽丸に命じて、其後を受しむ。

親父鶴壽、三ヶ年高天神籠城、被<sub>レ</sub>堀<sub>ニ</sub>粉骨<sub>ニ</sub>之上戰死、誠<sub>ニ</sub>忠信<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>淺<sub>ニ</sub>次第<sub>ニ</sub>候、然<sub>レ</sub>者被<sub>ニ</sub>抱<sub>レ</sub>來<sub>ニ</sub>舊領<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>知行<sub>ニ</sub>、並<sub>ニ</sub>同心<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>官聊<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>條、速<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>相計<sub>ニ</sub>、向<sub>ニ</sub>後彌<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>抽<sub>ニ</sub>忠節<sub>ニ</sub>儀<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>肝要<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>也、仍<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>ニ</sub>。

天正九巳年五月廿三日

勝頼(命)

栗田永壽殿

牧野城

鶴壽丸は、山縣昌景が掣なり。○六月十一日、遠州牧野城加番西郷孫九郎止め、松平主殿助家忠來て交替す。(松平家忠日記) ○十八日、江尻城主武田陸奥守入道信君、寺領を薩埵村圓悟山靈泉寺に寄附す。當時の住職を速傳和尚といふ。蓋し當寺の開山なり。

靈泉寺領

奥津郡靈泉寺領内事、北は地藏之久保迄限而、西は蜂通・富士塚迄、東は大路限而、南は井上・出口・小澤見通、西は川原通・富士塚見通、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>知行<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>也、仍<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>ニ</sub>。

天正九辛巳六月十八日

信君(花押)

速傳和尚

侍者中

武田信君は穴山梅雪なり。後天正十一年六月十一日、松平七郎信吉、また七拾石餘を寄附せし由、寺記に見ゆるが、七郎信吉は、徳川家康の五子にして、母は梅雪の姉、法名を良雲院天譽壽清大姉といひ、寛永十四年三月十二日卒したる人なるを思はば、此の寄附に就ても、首肯かるる所あるべし。七郎は、初め武田萬千代と稱し、成長の後、文祿元年、佐倉四萬石に封ぜられ、慶長七年十一月、水戸に移り、翌年九月十一日廿一歳にて死去し、淨鑑院殿英譽善香大居士と謚しし人なり。信吉の牌、梅雪の墓、共に此寺にあり。○廿八日、徳川家康濱松城を出で、見付に屯す。(松平家忠日記) ○七月一日、遠州牧野城番松平家忠相良に赴く。蓋



相良砦

勝頼新府を築く

し壘砦を修築せんが爲なり。(松平家忠日記) 相良は武田氏城壁の在る所にして、遠州榛原郡の南部、沿海の地なり。○十一日、牧野城番松平家忠相良より歸る。相良砦の修築、昨日竣工したるを以てなり。(松平家忠日記) ○此頃聞く、武田勝頼新府を築き移ると。初め甲州の老臣穴山梅雪齋、勝頼を諫めて曰く、「信長・家康等漸く強大となり、遠州城東郡の地も、既に今年三月家康に併せられ給へり。加之、小田原北條氏政、近頃敵となりたれば、此後は、氏政も彼の二家と合して、兵を起すべし。然らば各地敵兵蜂起して、防禦に追なかるべし。想ふに今越後と和し給へども、若し謙信をして今に在らしめば、假令信長・家康・氏政等、三旗を合すと雖も、固より慮るに足らざれども、景勝は年なほ若くして、頼むに足らざれば、彼の三國を防がんとせば、一箇の堅城なくんばあるべからず。抑も先公は、武勇天下に敵なかりければ、四方に窺盜の徒なく、従て城郭の要もなく、唯御館の構のみにてましまし、甲州四郡のうち、壘砦の跡だになきは、先公の武勇に因るとはいへ、又その威風の、四方に輝くに基づくと謂はざるべからず。然れども先公また敢て城郭を築かずといふにはあらず。故に一たび強敵の境を窺ふあれば、築いて以て之に備へたりき。在昔越後謙信、尾張信長、濱松家康、小田原氏直等四人、盟を聯ね約を申ね、小田原其の先鋒となり、來り犯さんとすと聞かせ給ふや、駿河には久能、甲州郡内にはユリ殿、信濃にはアカツマの地を相し、所謂三箇の名城を築かれしも、此に據て以て、彼の四人を防がんとし給ひしに外ならざりき。然るに謙信は武勇絶倫の名將なれば、密に慮りて以爲らく、「今我、彼等三人と力を合して、信玄を攻むる時は、好し幸に信玄を倒すとも、我が恥とこそなれ、毫も名譽とはならじ。而して信玄は、獨力以て天下の四將と戦ひ、斃れて後止むてふ名を得て、永く史

甲州城なき所以

三箇の名城

上を照らすに至らん。世に愚策多きも、是に過ぐるはなけん」と、謙信先づ盟を破りて其事止み、次年氏康また卒し、遂に此城を用ゐる時なくて止みぬ。今又謙信の如き名將は無く、天下の形勢も當時と異なるもの多ければ、願くは一の堅城を築き、據て以て緩急の用に供せんと。(實録・潮見聞録)

武田氏の諸將の形勢論

然るに甲州將士の心ある者等は、之を聞いて以謂らく、「梅雪の言の如く、天下形勢の一變は、實に驚くべきもの存するなり。織田信長近畿計畧の功成り、其勢は已に中國に及びて、播磨は其の掌中に歸せり。而して其の老將木下藤吉を、羽柴筑前守とし、之に播磨一國を與へ、據て以て安藝の毛利に抗せしめける。彼の筑前守は、信長に劣らぬ計ある大將なれば、信長に請うて多くの金銀を得、之を散じて毛利家の士心を收め、遂に以て和を計らんとす。其意に謂らく、「信長の強敵は、東勝頼に如くはなし、而して勝頼を滅さんには、暫く毛利氏に和せざるべからず」と。是れ筑前守の謀畧にして、信長之に従へるなり。此に於て、筑前守は、其意を毛利家に通ぜしに、毛利家の弓矢も、已に昔の弓矢にあらざりけん、遂に其議に従ひて疑はず、筑前守は謀成れりとなし、色も眩き黄金の十兩吹を數多送り、頻りに糧米を買收し、舟に積みて駿河國に廻送せり。是れ毛利の兵糧を枯らして、甲州征伐の糧を豊ならしむる策なり。毛利家之を聞て大に驚き、使者を四方に發して檢せしめしに、已に城米までも賣り竭し、獨り小早川隆景の領、但馬半國のみ、一粒をも賣らで過ぎぬと聞きしが、尋で羽柴筑前守約を破り、手勢一萬五千人を擧て出で、因幡・伯耆、及び但馬半國を攻むるに、初より兵糧なき城は守りがたく、一戦をも接へずして逃走しければ、筑前守は勞せずして、二ヶ國半を征服したりとぞ。然れば信長の領國は、今廣大となり、山城・大和・河内・和泉・攝津・丹波・播磨・

羽柴秀吉の籌策



因幡・伯耆・但馬・若狹・丹後・越前・加賀・越中・能登・伊賀等、近年攻掠する所と、其の固有なる伊勢・志摩・近江・美濃・尾張とを有し、之に家康の領する、遠・參二國を合するときは、實に廿四ヶ國となるなり。此の大敵を受くるさへあるに、關東に割據する、小田原の北條氏政は、伊豆・相模・武藏・上總・下總・常陸・下野の七ヶ國を領有し、信長・家康に荷擔すれば、我公の危急存亡は、累卵よりも甚だし。梅雪が堅城新築の策も、未だ以て此急を救ふには足らざるか」と、憂慮措かざる者も少なからざりしが、勝頼も遂に梅雪の計に従ひ、甲州韮崎を下し、新府を築きしなりとぞ。

然れども或は此の新府經營を以て、武田氏の滅亡を速かならしめたり。梅雪之を知て勧めしか、將た知らずして勧めしかと難するものもあり。果して如何なるものにか。其は暫く措て論ぜず、當時織田氏の眼中には、已に勝頼なかりしなり。傳へ云ふ、此頃武田典廩・長坂長閑・跡部大炊・大龍寺麟岳和尚等四人相議し、昔信玄の在時、信長の送りたる質、織田御坊といふ者あるを、典廩の女婿として、信長へ還らしめしことありしが、之に對する信長の返書は、頗る傲慢なるものにて、内内迎を遣はすべき所に、其方より差上せらるる儀、能き分別なり云云、武田四郎殿へと記し、月付の下、日付の通に、少し下げて返事せりとぞ。然れば府は移すも移さざるも、武田氏の滅亡は終に免るべからざるか。(甲陽軍鑑) ○八月十日、暴風暴雨、田畑堤防を破壊すること甚だし。(松平家忠日記) ○此頃、織田信長高野山を征せんとすと、風説道路に嘖嘖たり。高野山は紀州に在り、弘法大師を開山とし、眞言宗の本寺たり。○九月三十日、遠州濱松城土木を起す。參河衆は、已に廿六日命を受け、多く來て濱松に集る。(松平家忠日記) ○此秋、武田四郎勝頼・武田太郎信勝等父

風雨

信長高野山を討つ濱松城土木

甲相對陣

子、信・甲・駿三州の兵を催し、出でて駿河三枚橋に到り、黃瀬川の難所を隔てて陣し、諸勢を浮嶋原に陣せしむ。北條氏直之を聞き、關八州の大軍を率ゐ、伊豆國初音ヶ原・三嶋等に到り陣し、相持して未だ戦はず。

亂波

氏直は、常に亂波ヲツバ二百人を扶持しけるが、中に一人の猛惡なる者あり、例へば西天竺九十六人中の一人、最も豪惡なるを、外道と呼ぶと聞えしが、恰も其の外道の如くなり。之を名けて風魔といふ。

夜襲

風魔の部下に、四頭領あり、山海の二賊、強窃の二盜是なり。山海の二賊は、山川の却掠を巧みにし、強盜は難所を突破り、窃盜は一に細る盜人と稱し、忍術に巧なり。此の四盜は、常に夜襲を以て第一技とせるが、今その狀を察するに、二百人を分ちて四隊となし、四人各、その長となり、晴曇風雨を論せず、夜に乗じて黃瀬川の大河を徒涉し、勝頼の陣所に忍入り、或は士卒を生擒し、或は馬の手綱を切放ち、或は裸馬に跨て敵陣を犯し、其の騷擾に乗じて、分捕掠奪を恣にし、火を四方に放ち、敵兵に紛れ入り、東西に奔走して、鬨聲を掲ぐれば、甲州の惣軍忽ち動搖し、混亂鼎沸して爲す所を知らず。鎧兜一領を二三人にて争ひ、我のなり彼のなりと引争ひ、周章狼狽して、纔に進み出づと雖も、已に前後に迷ひければ、敵味方の區別も明かならず、武人と見れば切結び、互に後には引かず、鎬を削り火を發して戦ひ、死傷算を亂して打臥しぬ。夜明けて首を検すれば、多くは同志討にして、或は被官が主の首を取るもあり。或は子の親を討ちたるものあり。甚だしきは武士の面目に恥ぢ、髪を剃りて高野に入り、僧となる者も少なからざりしが、一夜、髻を切りて未だ僧とならざる者十人許あり。傍なる物の蔭に隠れ居しが、互に相語りて曰く、「斯る恥辱を蒙るうへは、生くとも何の甲斐かあらん。速に腹を切るに如かず」と、將に刀を擬して、腹を割かんとす。傍の一



風魔の状

人之を見て進み出で止めて曰く、「今我輩此に死すとも、君父を討ちし罪は免れず、五逆八逆の罪人たるは同じ。敵を討て過を謝するの、却て死に勝るものあるにあらずや。而して二百人の姦黨、何れを分ちて讐とすべくもあらねば、寧ろ首領の風魔を討するに如かず、風魔獍猛衆に超ゆと雖も、十人死を以て向はば、豈に斃すこと能はざらんや。想ふに今夜彼また來るべし。來らば我輩道側に隠れ居て、其の四散して遁げ歸る時、紛れて其中に入り、後一所に集て議する所あるべし。抑も風魔は二百人中に在て、最も傑出したる大悪漢にして、長七尺二寸、手足の筋骨荒荒しく、身體各所に瘤疣突起し、眼は逆に裂け、髪は黒くして肩を掩ひ、口は挟けて耳に及び、上下左右の四牙外に現はれ、頭は福祿壽に似て鼻高く、音聲また尋常ならず。高く發すれば五町の外に達すべく、低く出せば甚だ幽にして枯びたれば、見紛ふべしと思へず。誰にもあれ、風魔を認めば組みて刺し、以て會稽の恥辱を雪ぎ、以て君父に黄泉に報ぜん」と、衆みな之を賛し、彼等の來べき道を計り、十人心を一にし、草に伏りて其の來るを待ちけり。已にして風魔來りて夜襲し、四散して遁走するや、彼の十人も紛入りて走れり。凡そ亂波の輩、夜討強盜して歸る時は、必ず二百人を一所に集め、立スグリ、居スグリといふ事をするなり。即ち松明を高く掲げ、暗合の辭を唱へ、諸人齊しく、颯と立ち颯と坐するなり。是れ外敵の紛入を検せんが爲なり。此夜も亦これを行ひしが、十人は素より之を知るべきならねば、忽ち發露して皆な殺されたることもありきとぞ。

此の如き襲撃夜夜の事なれば、甲州の諸軍之を防ぐに疲れ、夜明くるを待ち、鎧兜を脱して寐ぬるも少なからざりき。然れども甲州勢の苟も才略ある者は、所所を巡檢して、亂波の巢窟を覆さんと計る者も無きに

亂波

あらず。或は雁行伏を知るの故智を學び、諸隊の士を警醒し、飛鷹行を亂るは、伏あるなりとの言にして眞ならば、今彼の山陰此の原野に、飛雁の列を亂すを見る。若し風魔の潛匿するにあざれば、則ち亂波の偃臥するなり。蓋ぞ進撃して殲さざるといへば、士卒勢を得て進討すれども、彼また遁走に巧にして、到れば一人もあることなし。而して日暮るれば、則ち馬に鞍し弓に矢を番ひ、甲冑を辱とし干戈を枕とし、銃に火繩を挟み以て夜襲に備へ、秋の長夜を、三月に亘りて睡る能はざれば、風魔を惡み亂波を怒らぬ者は無かりけり。抑も亂波とは如何なるものかといふに、盜賊かと思へば心賢く殊勝にて、尋常の盜賊にあらず、武士かと思へば亂暴狼藉にして、道を知る武士にあらず。而して當時の國持大名は、多く之を扶持したるなり。扶持して、以て盜賊を穿鑿せしめ、以て敵國に忍び入らしめ、或は敵情を探索し、或は山賊・海賊・夜討・強盜を爲さしめしものなるが、其の才智に富み、謀計調略の巧みなるに至ては、遠く尋常人の企て及ぶ所にあらざるなり。而して關東の北條氏は、最も多く此輩を使用したりといふ。(北條五代記) ○十月十四日、濱松城土木の工成る。(野史・松平家忠日記・大三川志) ○十一月廿日、駿州高部城主朝比奈氏、石工市右衛門の技工を賞し、宅地の餘地を併せ與ふ。書云

濱松城土木成る

右おもてより被<sub>レ</sub>下置<sub>カ</sub>石切居屋敷之内、今度改<sub>レ</sub>之、見取之地少<sub>ク</sub>有<sub>レ</sub>之、別<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>其方儀は、細工者之事<sub>ニ</sub>候間、内内爲<sub>レ</sub>念<sub>シ</sub>是を<sub>レ</sub>出置<sub>セ</sub>者也、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

天正九<sub>年</sub>己<sub>未</sub>霜月廿日

高部

石切市右衛門かたへ (駿河志料)

事蹟



佐野郡平野神社

○廿一日、遠江國佐野郡平野村に鎮座します、能野權現を再建せり。此の神社は、平野村の山際に齋きますに因り、世俗平野權現とも稱し奉り、曾我庄七ヶ村の民戸共に崇敬する所なり。此時の棟札今に存す。曰く、

小栗二右衛門

奉<sub>ニ</sub>再興<sub>シ</sub>平野權現社頭一字、檀那藤原朝臣小栗二右衛門

と、小栗二右衛門は名を吉忠といひ、後天正十七年の檢地にも専ら興りし人にて、其年七月七日、遠州諸村へ附與したる朱印の定書にも、此人の名多く見ゆれども、何れの地に住せし人か詳かならず。後世見る所に據れば、平野華表の前に、數圍の雙松樹あり。龍鱗厚重にして、大さ屋瓦の如く、幾星霜を経たるかも知りがたく、唯、後凋の色の益、濃きを見るのみ。蓋し當時の物ならんか。平野社の松林は、紫葷を生ずるを以て名家康放鷹あり。(掛川志稿) ○十二月十五日、徳川家康馬伏塚に至り、鷹を放ちて遊ぶ。(松平家忠日記) ○十六日、徳川家康鷹を放ちて、掛川に赴く。(松平家忠日記) ○十七日、遠州牧野城加番松平家忠到る。西郷孫九郎に交替するなり。(松平家忠日記) ○十八日、織田信長の家臣西尾小左衛門吉次、遠州牧野城に至り、糧食の有無を檢し、去て相良に赴く。城番松平家忠送て同行す。信長、明年駿・甲へ、出軍の準備なりといふ。(松平家忠日記) ○廿日、徳川家康、牧野城主松平康親に印章を與へて、駿州の諸事を處理せしむ。

信長出師の準備

松平康親駿州を處

一 寄騎被官如<sub>ニ</sub>前前<sub>ノ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>其方計<sub>ノ</sub>事<sub>一</sub>。  
一 林頭事、松平甚太郎遺跡相定の上、從<sub>レ</sub>是一切不可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>綺<sub>ノ</sub>、然<sub>レ</sub>は本知新知如<sub>ニ</sub>先判形<sub>ノ</sub>不可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>相違<sub>ノ</sub>事<sub>一</sub>。

一 駿河入國之者、諸事國中の意見、其方可<sub>レ</sub>申付<sub>ニ</sub>候事<sub>一</sub>。

附、周防守自分に宛行所領本領、如<sub>ニ</sub>先判<sub>ノ</sub>至<sub>ニ</sub>子孫<sub>ノ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>知行<sub>ノ</sub>事<sub>一</sub>。

天正九年己巳年十二月廿日

三河守

松平周防守殿

(創業録)

牧野城

○廿一日、遠州牧野原城門の修築あり。材木を大井川より送る。(松平家忠日記) ○廿二日、番匠二人、懸川より牧野城に至る。(松平家忠日記) ○戸倉城主笠原新六郎、海野組の兵を率ゐて、太平城を攻む。(鎌倉九代後記)

戸倉城

太平城

海野組は、勝頼遣はす所の援兵なり。太平城は北條右衛門佐の守る所にして、先に新六郎の北條氏を叛きし時、北條氏直命じて此城を築き、戸倉の向城とし、右衛門佐をして守らしむる所なり。右衛門佐は、新六郎の寄するを聞き、武州小机城主笠原平左衛門を招き、魁の將として手白山に陣し、新六郎を逆へ討たしむ。然れども戸倉方は、勢を拂て三百餘騎、平左衛門は僅に八十餘騎、其兵少なく、遂に敵すべからざるを知り、奮戦して敵數多打取り、戸倉勢安井次太夫に突かれて討死せり。而して安井次太夫もまた死す。平左衛門は右衛門佐の家子にして、手白山は、太平と戸倉との間に在る山なり。(小田原記・北條盛衰記) 斯くて戸倉勢は、勝に乗じて直に勢をかけ、右衛門佐をも、一戦に斃さんとひしめきけるに、右衛門佐は、度度の軍に兵多く討死し、重ねての一戦は能はじと、小田原へ援を請うて出て戦はず。○此月、徳川家康、横須賀に狩す。

手白山

切山村開拓

(野史) ○遠州榛原郡切山村の近傍は、永祿年間今川家衰亡して後、武田氏の侵掠を被り、郷民四方に離散し、田畑悉く荒廢し、茫茫たる曠野となり、平蕪舞ひ狐狸住し、唯、蕭條たる光景を止むるに過ぎざりし



山田重太  
夫重利

勝頼淺間  
丸を焼く  
沼津淺間  
神社丸子

が、此頃に至て、流寓漂泊の民も、故郷忘じ難く、秋風の涙に堪へざりけん、三三五五歸來り、故土を求めて、住所を定むる者あるを見る。田代の紅林次郎左衛門、中嶋の村松重兵衛、西明寺の村松彌左衛門、新屋の西谷三郎太夫、知生寺の吉岡三郎左衛門等、漸くに歸來して、荒蕪を開墾し、耕耘に従事し、以て各地に住居しければ、多年浪浪として、中野に迷ひし蛇も、漸く穴を得て、各處處あるに至るも近きに在らんか。

(掛川志稿) ○徳川家の士に、山田重太夫重利といふ者あり、濱松城中に在て、同輩坂主主膳と争て決せず。明日雌雄を決せんと約して相分れ、明朝濱松城大手の門外に至り、再び鬪て遂に主膳を擊殺し、遁走して引佐郡井伊谷に至り、井伊直政に寄食せり。重利時に年十八、是より直政の軍に在ること數年、連りに軍功をあらはし、勇名を軍中に擅にせしが、後小田原役の時は、篠曲輪の夜戦にも奮戦し、遂に創を蒙れり。又蒲生氏郷に仕へ、九戸の亂に激闘せしが、此時また鎗傷を蒙れりといふ。世に傳ふ、重利が父十太夫重則も、味方原・高天神等兩役にて、功名を顯はしけるが、營中にて人と口論し、遂に之を刺殺して出奔せりと、但し重則は長湫役に首級を得たれば、其功を以て其罪を免され、重利も慶長六年十月十八日免され、再び家人に列せられしとぞ。○武田勝頼、火を放ちて沼津の淺間・丸子の二社を焼く。淺間神社は、木花開耶姫命を祀り、丸子神社は國常立神を祀り、共に殿堂莊嚴を極めしが、是より荒廢に歸せしは惜むべし。此宮には、一双の鴛鴦石、脇屋義助の佩刀、那須宗高の白羽箭あり。代代什寶として、祠官神尾氏に藏すとぞ。

一説、武田勝頼の此社を焼きしは、天正十年に在りて、織田信長と戦ひ、大に敗績せしを怒りしに因ると、此説疑ふべし。後世、この二社を合祀して、一社とせしが、丸子神社は、式内社にして、駿河郡二座の一なり。(社記)

(天正十年五月廿七日脱稿)

濱松城年  
賀天龍川絶  
渡家康赴岡  
崎紅氣天に  
瀾る勝頼守備  
丸を焼く  
沼津淺間  
神社丸子

田中城

○十年正月一日、徳川家の諸臣、濱松城に登りて歳首を賀す。○七日、西風強く雲降り、天龍川渡船絶ゆ。(松平家忠日記) ○十四日、徳川家康、濱松より岡崎に往く。(松平家忠日記) ○十五日、紅氣天に彌る。西川如見説を爲して曰く、「地中の濕氣蒸昇して、空中に躡くとき、日光これに映する時は、紅色を發す」と。○此月、武田勝頼甲州に在り、織田信長・徳川家康等、兵を合して來り攻むと聞き、兵を分ちて、領内の諸城を守らしむ。即ち駿河國丸子へは、信州先方諸賀兵部を、同國持舟へは、駿河先方朝比奈駿河守を遣はし、各城に據て固く守らしむ。就中持舟城は、家康勢の衝に當ればとて、特に其の加勢として、長坂長閑が同心衆、信州の屋代、旗本の足輕大將、關甚五兵衛等を附せらる。而して田中城には、信州の侍大將、芦田信蕃ありて據守せるなり。信蕃は、先に高天神城より移て、此城に在るなり。先是、信州木曾郡福嶋城主、左馬頭義昌反して、勝頼の命に従はず。此月、勝頼之を征して勝たず。兵を引いて甲府に還りしが、是より勝頼の威權頓に衰へ、諸將の、命に従はざる者も多くなりて、武田趙遙軒の如きは、擅に伊奈郡の兵を徹し、諏訪に還て屏居し、勝頼に其の音信だにせず。又典廐は、五度の軍議に三度は出でず、常に病と稱して、其議に預るを欲せずといふ。諸將已に此の如くなれば、信長・家康襲ひ來るの報ありと雖も、之に備ふるの策あることなし。然れども手を懐にして、敵の襲來を待つべきにあらねば、股肱と議して、斯くは守備をしたるなり。此時、勝頼の旗本兵は、尙ほ二萬餘ありしが、人心已に離れたるなるべし。信州諏訪に在て、防禦の方を議すと雖も、異議百出、毫も歸する所なかりき。足輕大將織部介年三十二、已に武勇の名を擅せる者なるが、策を獻じて曰く、「御旗本の兵尙ほ二萬あり、豈に戦ふべからざる理あらんや。五千騎を分ちて、



甚五郎と臣とに與へ給ふべし。第一陣に在て合戦し、容易くは敗走すまじ。又別に五千人を分ち、小山田八左衛門と、初鹿傳右衛門とに預け給ふべし。彼等二人は今の中老なれば、必ず我等二人に劣るまじと戦ふならん。而して残り一萬餘騎をば、小山田兵衛・眞田安房守・小幡上總守等三人に分屬せしめ、御屋形の旗本に於て戦はしめ給ふべし。今度は彼より進み來るなれば、如何に信長・家康等、柵木を結ぶに巧なりとも、結ぶこと能はざるべし」と。勝頼之に従ふ。長坂長閑傍に在り、止めて曰く、「少年鋒を推す者の言を聞き、妄りに従ひ給ふは、國家滅亡の兆なり」と。其他阿部加賀守等、苟も心ある者は、各策を獻じて敵を禦がんとしたれども、長閑却けて皆な用ゐず。而して勝頼は、唯、長閑の言に従ふのみなりき。(甲陽軍鑑) ○駿州建徳寺の僧、徳川家康のために武運長久を祈り、卷數を家康に呈して曰く、

千手觀音供所<sup>ヲ</sup>奉<sup>ル</sup>勤<sup>シ</sup>修<sup>シ</sup>華<sup>ニ</sup>水<sup>ヲ</sup>供<sup>ス</sup>養<sup>フ</sup>法<sup>ヲ</sup>、廿一个度處<sup>ニ</sup>奉<sup>ル</sup>念<sup>シ</sup>誦<sup>ス</sup>佛<sup>ノ</sup>眼<sup>ノ</sup>眞<sup>ノ</sup>言<sup>ヲ</sup>・無量壽<sup>ノ</sup>呪<sup>ヲ</sup>・正觀音<sup>ノ</sup>呪<sup>ヲ</sup>・本尊大陀羅尼<sup>ノ</sup>・同小呪<sup>ヲ</sup>・馬頭眞言<sup>ヲ</sup>・十一面眞言<sup>ヲ</sup>・大金剛輪呪<sup>ヲ</sup>・一字金輪呪<sup>ヲ</sup>、

右懇念者、奉<sup>ル</sup>爲<sup>シ</sup>護<sup>シ</sup>持<sup>シ</sup>大<sup>ニ</sup>守<sup>ル</sup>家<sup>ノ</sup>康<sup>ノ</sup>公<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>息<sup>ノ</sup>災<sup>ヲ</sup>延<sup>シ</sup>齡<sup>ヲ</sup>・御<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>孫<sup>ノ</sup>繁<sup>シ</sup>昌<sup>ヲ</sup>・領<sup>ル</sup>國<sup>ノ</sup>豊<sup>シ</sup>樂<sup>ヲ</sup>・富<sup>シ</sup>貴<sup>シ</sup>自<sup>ラ</sup>在<sup>ル</sup>・御<sup>ノ</sup>心<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>求<sup>ル</sup>願<sup>ヲ</sup>、皆<sup>ク</sup>令<sup>シ</sup>滿<sup>シ</sup>足<sup>ス</sup>、殊<sup>ニ</sup>抽<sup>キ</sup>篤<sup>ク</sup>信<sup>ヲ</sup>・奉<sup>ル</sup>祈<sup>ル</sup>供<sup>ス</sup>所<sup>ヲ</sup>、仍<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>件<sup>ノ</sup>。

天正十年正月大吉

法主敬白

文中大守家康公とあるは、何國の大守といふ意にか、若し駿河といふ意ならば、家康は未だ駿河の大守にあらず、大に過てり。且つ此僧、何の心あつて家康に對ひ、斯ることを言ひもし爲しもせしか、法鉢の身に省みて恥づることなきか。咄この賣僧。○太平城主北條右衛門佐氏貞は、去年手白山の戦に敗北してより、士

戸倉大平  
交戦

卒大に減じて、城も守りがたく見えしが、此頃に至りて、武州玉繩城主北條左衛門大夫氏勝、小田原の命を奉じ、其將間宮肥前守・朝倉能登守・行方彈正忠・大谷帶刀等、五(八)百餘騎を率ゐ、箱根山を越え、來て大平城に入り據守せしかば、右衛門佐は、小田原に歸る。(鎌倉九代後記) 是また小田原の命に因るなり。是より戸倉・太平二城の間、晝夜攻撃絶ゆることなし。去年三月、武田勝頼甲州に在て、遠州の高天神城、駿州の用宗城等、徳川家康の爲に陥れらると聞き、大に驚きて以謂らく、此際に臨みて、豆・駿の界なる我が控へ城まで、小田原より攻められては叶ふまじと、急に戸倉其他へ加勢を遣はしけるが、戸倉城主笠原新六郎は、此勢に力を得て、一舉に太平城を攻陥れんと欲し、其の十二月、三百餘騎を率ゐ、短兵急に推寄せける。城將氏貞(眞)固守して屈せざりしが、數度の戦に多く士卒を失ひ、再び一戦を試むべき餘力なきに至りければ、已むなく其狀を小田原に報じ、荒手の援を請へり。氏政の、左衛門大夫氏勝に命じて赴援けしむる所以なり。因て氏勝は八(五)百餘騎を隨へ、此月に至りて此城に入り、此戦に及びけるなり。(諸國廢城考) ○二月一日、濱松の鷹師酒井忠次諸將を戒む

鷹師酒井忠次諸將を戒む

尉忠次、檄を飛ばし、諸將に告げて曰く、

信濃國木曾義昌、御味方必定にて、信長様近日御動座之あるべく候て、城普請候儀相延候、陣用意候て、左右次第出立あるべし。云云(松平家忠日記)

織田氏の  
出師令

此の木曾義昌は、信玄の女婿なれども、深く勝頼の冷遇を憤り、遂に歎を信長に通じ、先に正月の頃、勝頼の兵と戦て、大捷を得たる者なり。○九日、織田信長が出師の令、遠州濱松に到る。(信長公記) 畧に曰く、

事蹟

七六七



武田四郎退治として、躬から七萬餘人を率ゐ、伊奈口より向ふべし。信忠は五萬餘人、木曾口より向ふべし。金森五郎八長近は三千人にて、飛驒國より向ふべし。依て徳川殿は、三萬五千餘人にて、駿河より甲州下山筋へ、御發向あるべし。云云

初め木曾義昌の勝頼に反するや、勝頼自から大軍に將として、之を討ぜんとす。義昌之を聞て大に懼れ、援を織田信長に請ふ。信長乃ち遠山久兵衛を遣はして、義昌を援けしめ、且つ謂はしめて曰く、「日ならず我等父子も發すべければ、努めて屈すべからず」と。是れ此の軍令の發したる所以なり。北條氏政も此報を得、三萬餘人を引率し、武・駿の界より進まんと計るとぞ。而して勝頼も已に謀して、之を知りければ、諸將を部署し、防禦の術を講じて止まずといふ。○十二日、濱松の老臣酒井左衛門尉忠次、檄を諸將に傳へて曰く、

徳川氏兵を徴す

近日、駿河表へ、御陣之あるべき由に付、其の心得あるべし。云云

小山城兵を逃る

石川伯耆守數正も亦檄して曰く、「來十六日、濱松に到るべし。云云(松平家忠日記) ○十六日、遠州小山城の兵、鳥居長太夫・浦原兵衛尉・朝比奈金兵衛・望月七郎左衛門、其他、朝倉・松山・岡部・鈴木等、みな夜に乗じ、潛に城を出でて走る。城將大熊備前・室賀小泉等、茫然として爲す所を知らず。亦城を棄てて甲州に還る。城遂に陥る。(本朝通鑑・野史) 小山城は武田氏の屬城にして、交替輪番して守る所なりしが、此比、江尻城主

武田家人心を失ふ

穴山梅雪貳心あり、徳川家康に通ずと聞き、歸途の塞がるを慮り、俄に之に及べるなり。(諸國廢城考) 而して此城一たび陥て後は再び築かず廢城となれりといふ。(三河記・遠江風土記傳) 想ふに、武田氏の、織田・徳川に備ふる將士の、或は降り或は奔り、又或は戦はずして潰走せしものは、獨り此の小山城のみにあらざるなり。而して武田氏の兵は、みな此の如く羸弱に陥りしかといふに、決して然るにはあらず。唯人心離反して此に至りしのみ。夫れ穴山梅雪は、武田氏の老臣にして、又勝頼の娣壻なるにあらずや。然るに其子勝千代を、勝頼の忌避して女壻とせざるを恨み、密に徳川家康に通ぜしは、已に一二年の前に在りしなり。(甲陽軍鑑) 木曾義昌は、信玄の女壻にあらずや。然るに一たび勝頼の禮遇薄きを怒るや、欸を信長に送て怪まざるなり。其他、駿河先方の岡部次郎衛門を始として、多くの者の、欸を徳川家康に送れる、武田の譜代衆・親戚衆の、多く意を岐阜の織田信忠に通じたる、皆な以て、其の内情を量るに足るものあるなり。而て其因を求むれば、勝頼深く長坂長閑・跡部大炊を寵し、大小の政治、悉く二人の意に従ひしに因るといへば、畢竟この二

二嬖の害

嬖こそ、武田家を傾けし者なれ。然るに勝頼は、今日に至て尙ほ悟る能はず、偏に二嬖の言ふが儘に行ひ、毫も諸將の言を用ゐる能はざるこそ哀なれ。此頃も、二嬖の言に従ひ、新府を去て再び古府に歸り來しが、其の隨行中に二嬖の在るを見て、御小人衆等相競ひ、鎗を以て二人を打たんとせしことあり。後に其故を問へば、彼常に、我等が切符を押へたりといふに在りしか。其の私曲を行て、上下の恨を買ふこと、概ね此の如きものありしなり。(實錄・野史・甲陽軍鑑) ○十八日、徳川家康兵三萬餘を率ゐ、濱松を出でて懸川に陣す。信長の令を受け、甲州を征伐せんとするなり。○十九日、徳川家康懸川を出でて牧野城に入る。(逸史・野史) 先鋒は已に金谷・嶋田に到る。(松平家忠日記) ○廿日、徳川勢の先鋒、大須賀・榊原・酒井・本多の諸將等、進みて田中城を攻め、迫て大手の郭を撃破し、首八十餘級を得て城下に梟す。(松平家忠日記) 時に大須賀康高の兵に、大須賀久五郎といふ者あり。列を離れて先登し、旗を郭内に投じ、大呼して曰く、「今日の一番乗は大須賀康



高なり」と、因て大に戦ひ、首を得ること數級。然れども守將依田右衛門信蕃・三枝土佐守虎昌等、固く城を守て降らず。先是、一條右衛門太夫信龍此城に在りしが、近頃勝頼を慮り、出でて甲州に歸れりといふ。  
(藩翰譜) ○廿一日、徳川勢進みて當目坂を越え、持舟城の近傍に至て陣す。而して家康は別に遠州衆と進み、府中に入り淺間社に陣す。(松平家忠日記) 淺間神社背後の山を賤機山といひ、府の北方に位せり。古は青葉岡と稱せし名所にして、古歌にも多く此處を詠ぜしが、山上の眺望は最も佳なり。南は府中の市街、西は安倍川の流域、東は富嶽の秀麗ありて、一たび之に登るときは、山川の風光を、一眸の中に集むべし。

賤機山

今川氏眞

賤機や曇らぬ花の神垣は春に和く光添ふらん

同

和家

誰かためぞ賤機山の長き日に聲のあや織る春の鶯

(風雅集)

賤機山に雪の散うすらぐを見て

僧正仁海

唐衣しづ機山に織掛る時雨や雪の下染にせん

而して又當國要害の地なれば、當時此の山中にも、城寨及び烽火臺等ありしが、徳川勢の燒夷する所となり、今は僅に残壘を存するのみ。(里人談社記) 風流の地も亦、時に修羅場たるを免れざるか。

鹿五郎

當目に鹿五郎といふ農夫あり、嘗て家康を誘ひて功ありしが、家康此日阿部善九郎正勝に命じ、鹿五郎を召し、賞するに朱印を以てせしむ。此の朱印は、長く子孫に傳へ、今なほ存すとぞ。(家傳)

櫻井次郎右衛門

川守藤兵衛

家康此行、兵を進めて瀬戸川に到るに、たまたま河水漲りて、其の淺深を知らず。馬を河岸に立てて、良久しく打煩ふ折りしも、櫻井次郎右衛門といふ者あり、能く水路を諳んずと聞き、大に悦びて之を召し、命じて瀬踏をなさしめ、自ら其後に續いて渡り、故なく彼岸に達するを得ければ、深く其功を賞し、聽て居宅を與へて子孫に傳へしむ。次郎右衛門は、益津郡益頭村の人にして、初め今川氏に仕へ、今川氏滅亡後、浪人して此に至りしなり。(家傳)

川守藤兵衛といふ者あり。益津郡石脇村の人なり。或曰ふ中村の人と。強力を以て聞え、家康駿河に入る時は、常に教導となりて、瀬戸川、安倍川を渡るに、家康馬なるときは、藤兵衛必ず其の河上に立ち、戸板を以て其の水勢を殺ぎ、家康に沿うて渉るを常とせり。因て家康はその功を賞し、姓を川守と賜ひ、物品の賞賚も少なからざりき。されば此日も亦常の如く、戸板を持って、其の上流を徒渉して過ぎけるが。(家傳) 藤兵衛は、此後ますます重く用ゐられ、軍用の武器を船積して、各地に運漕するの命を蒙り専ら之に従事しけるに、一年、伊豆國三ッ石沖にて、其船破船せしに因て自殺せり。而して其子彌八郎頑愚にして、屢召されしかども、遂に出でざりき。(駿河志料)

當目郷

○此日、阿部善九郎命を受け、朱印を當目郷に與へ、軍事に奉仕せしめんが爲に、諸軍勢の關涉を留む。此百姓等子細在レ之對、朱印相出之上、當軍勢聊以不レ可ニ手差、若於ニ違背之輩者、速可レ加ニ成敗者也、仍如レ件。

天正十年二月廿一日

阿部善九郎

(朱印)

承之

とうめ郷中

(駿河志料)

事蹟



持舟城

當目郷と家康

當目郷は、徳川家に仕へて、終始變ぜざる忠實なる農民の集ひにして、前に賞せられたる鹿五郎の居村なり。○廿二日、持舟城主朝比奈駿河守政貞、家人奥原日向守に命じ、徳川勢の後を躡せしむ。日向守命を聞き、直に兵數百を率ゐ、馳せて當目坂を越え、戟を振つて追撃せり。徳川勢の先鋒、石川康道・酒井忠次・本多廣孝・大須賀康高・榊原康政等、之を見て迎へ戦ふに、甲州兵屋代越中・關甚五兵衛等之を見て、又兵を引いて後より來り、日向守を援け戦ひしが、概ね徳川勢の爲に撃破せられける。而して屋代・關等、馳て甲州へ遁走せりといふ。鞠子城將室賀兵部、持舟兵の敗を聞き、徳川勢の到らざるに先だち、兵を率ゐて甲州に走る。(武徳大成記) ○當時、徳川勢の駿府討入には、多く此の當目越を通過せしが、其の所以は、田中より駿府に至るに、宇都谷の方には、丸子の城あり道遠けれども、用宗城は、此の當目山を越えてより彼方にありて、此道よりゆくが近きに因る。即ち當目より石部へ一里、石部より駿府へ一里なり。されば徳川勢は、此地を通過することに、其便を得んが爲に、務めて此の住民の心を收めんと意を注ぎけるが、住民も之が爲に、武田家へよりも多く徳川家へ心を寄するに至り、今度の戦の時に、竹木等を持出で、軍用に供せしのみならず、常に奔走して否む心はなかりき。此時徳川勢の、當目村に與へたる朱印にも、

此百姓等子細有之對、朱印相出之上は、當軍勢聊以不可手差。云云

とあるを見れば、當目の郷民の、已に久しく徳川家の爲に、力を盡すこと少なからざりしを知るべし。嘗て家康、當目の山麓に陣することありしに、武田信玄忽ち來て其の山上に陣しければ、家康が陣中の虚實、あからさまに露はれて、進退谷まりけるを、郷民等早くもこれを見て、山下の波打際なる洞穴に迎へ入れて隠

御座穴

しけるに、翌日信玄軍を拂つて退きければ、家康纔に虎口を免れしといふことあり、されば此洞を今も御座穴と呼ぶといふ。貞享年中、當目村より奉行所に差出したる上申書あり。云、

乍恐口上書を以申上候

御思道

一駿州田中領濱當目村、古來之百姓にて御座候、然處、先年權現様御取合の節、當目村より石部越と申濱邊に、御船被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候處に、波風荒く御座候に付、御難儀被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、陸地の御尋被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候に付て、郷中の者召寄、山路一里御座候處、乍恐御案内申上候、于今御思ひ道と申處御座候、其外、小坂越と申所迄御供仕、早速駿府迄、御越被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候由申傳候、就夫、權現様御朱印頂戴仕候、其砌、私四代の先祖相果、唯今迄所持仕罷在候事。

右、此度の御朱印御改に付、則差上申候、以上。

貞享元年八月

駿州益津郡濱當目村名主藤太郎

御奉行所様

建徳寺

當目郷民の、心を徳川家に寄せし事實は、是にても知らるべし。○徳川家康駿州建徳寺に制狀を附して軍勢の狼藉を防がしむ。

禁制

建徳寺

一當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉。

一堂塔放火之事。

事蹟



一切人取之事。

右之條條堅停<sup>ク</sup>止<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>、於<sup>テ</sup>違犯<sup>ノ</sup>之輩<sup>ニ</sup>者、可<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>嚴科<sup>ニ</sup>者也。

天正十年二月廿二日

(朱印)

持舟を圍む

○廿三日、徳川勢驀進して持舟城を圍攻む。(松平家忠日記) 守將朝比奈駿河守防戦頗る努む、然れども衆寡

敵せず、終に外郭を破らる。(藩翰譜) ○廿五日、徳

川家康、近臣長坂血鎗九郎信政を遣はし、江尻城に

至て梅雪を招降せしむ。(御年譜・信長公記) 江尻城は

庵原郡に在りて、奥津の横山城と共に、甲州方、駿

州口押への城にして、梅雪は甲州の將、氏を穴山と

稱し、入道して梅雪齋と號し、前より此城を守る者

なり。横山城は、當時會根内匠助の守る所なり。

江尻古壘、在<sup>ル</sup>都亭<sup>ノ</sup>北<sup>ニ</sup>、永祿十一年、信玄城<sup>キ</sup>江尻<sup>ニ</sup>、

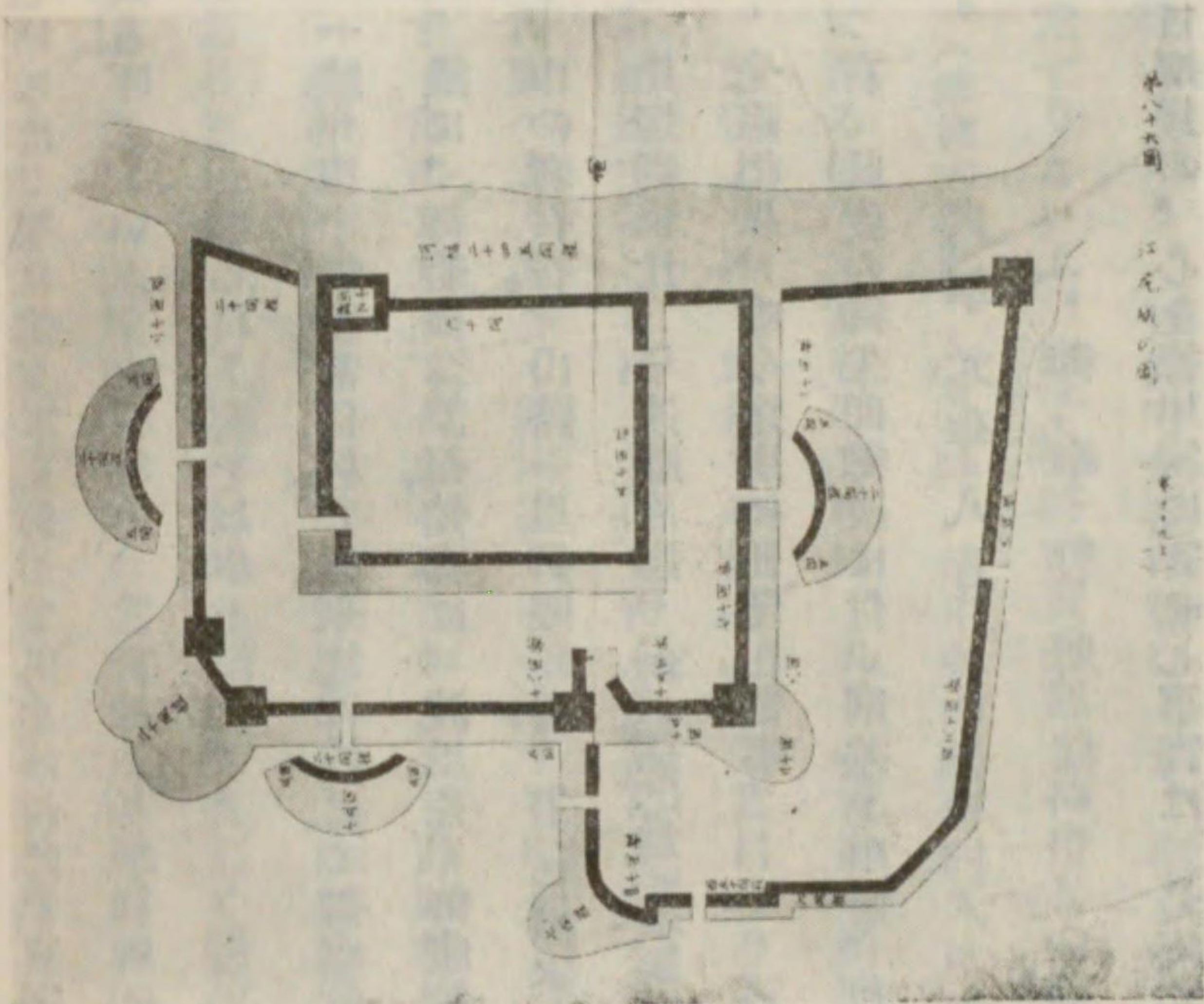
命<sup>ジ</sup>穴山梅雪<sup>ニ</sup>守<sup>ラ</sup>レ<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>、梅雪采地、近<sup>シ</sup>庵原郡<sup>ニ</sup>、故江

尻<sup>ノ</sup>横山<sup>ノ</sup>諸城、並<sup>ニ</sup>附<sup>キ</sup>之<sup>ヲ</sup>梅雪<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>。(駿河府志)

血鎗九郎江尻に到り、梅雪を見、説て曰く、「勝頼暴

逆にして天理人道に背き、國中士民の怨府となるこ

江尻城主  
穴山梅雪  
横山城主  
曾根内匠助



江尻城の圖

血鎗九郎  
梅雪を説く

と既に久し。是を以て、織田公父子天に代て彼を誅し、以て甲州の民を塗炭より救はんとす。我が徳川公之を以て美譽となし、援け攻むるの約あり、已に兵を引いて此に至り、甲州に入ること將に日あらんとす。而して相州の北條氏また天命に應じ、織田氏の援として、駿・武口より亂入らんとす。天下の形勢此の如し。勝頼たとひ賁育の勇、孫吳の智ありと雖も、安ぞ能く防ぐを得ん。其の滅亡は日を數へて待つべきなり。君見すや、昔者殷の箕子は、紂の諸父たりしが、周武の兵入るに及で、紂を棄てて武王に歸し、以て商の祀を存したり。紂を愛せざるにあらざるも、其祀の於愛重すべければなり。今吾子も、武田氏の姻戚に位すれば、勝頼を愛せざる理はあるべからざれども、祖先の祀を存すると何れか重き。亂れたる邦に居て、其祀を絶つは、豈に愚の極ならずや。抑も、時は得がたく失ひ易し、子若し躊躇して機を失はば、後、臍を噬むとも及ぶなけん。何ぞ速に決せざる」と。

梅雪二心  
を懷く所

梅雪は入道の名、本名を穴山玄蕃允信良(君)と稱し、勝頼が妹婿なれば、當時甲州に於て威望最も高く、權勢肩を比ぶる者なき人なれども、先に婚姻の事より、深く勝頼を恨み、終に貳心を懷き、出でて江尻を守るに至りぬ。梅雪が子に勝千代といふ者あり。勝頼の女に嫁して、婿とせんと約せしを、典庇信豊も亦その子次郎を以て勝頼の婿とせんと欲し、長坂釣閑・跡部大炊介等二人、及び大龍寺麟岳和尚に賂ひ、懇に依頼しければ、彼等忽ち財貨に惑ひ、各、相謀て勝頼に説ていふ、「梅雪齋の息勝千代殿は、公の姫君と、既に婚約はあらせらるれども、熟、御性を考ふるに相克なれば、後來、災禍に罹り給ふことあるも計るべからず。婚を成し給ふこと、最も然るべからざるか。之に反し、典庇の嫡子次郎殿は、御性相性に在せば、終生の幸

事蹟

七七五



福は疑ふべくもあらず。且つや、次郎殿の容貌才智は、勝千代殿と同日の論にあらず。而して其父典廐も、甲州隨一の大名なれば、かたがた姫君の生涯を慮らせ給はば、寧ろ穴山殿の約を變ずとも、典廐の請を聽し給ふに如からざるべし」と。勝頼、固より長坂・跡部を信ずれば、二人の謂ふ所は、馬を指して鹿と爲すとも疑はず、邪を矯めて正と謂ふとも信ずる習なるに、麟岳和尚もまた勝頼の歸依僧にして、其の言ふ所は、正邪曲直の別なく、偏に之に従ふを常とすれば、此の嫁婚の如きも深く慮からず、忽ち穴山の約を變じ、典廐の嫡子を取て、女婿とはしたるなりけり。梅雪は此に因て、大に面目を失し、怏怏として常に樂まず。其妻も亦、此に因て憤懣措く能はず、怨望の念日に増し、夫婦共に嗟歎して止まず。此が爲には、遂に宗家の義、姻戚の親をも顧みざるに至れるなり。是を以て信良父子は、今度軍あるを開けども、防禦の議の決するをも待たず、忽然去て、其邑下山に還るを憚らざりき。

梅雪は武田家の重臣なり。梅雪は勝頼の近親なり。而して其の舉措此の如し。誰か見て以て怪しまざらん。梅雪此にこの範を示して、甲州の人心漸く離反し、外様の將士は素より論ぜず、典廐等親戚譜代の將士に至るまで、利を計りて義を思はず、唯自己の安全を是れ謀り、敢て君國の爲に死せんとする者あらず。織田・徳川の兵、境を壓するに及ぶも、尙ほ居館に屏居して出づるを欲せず。其の旗本の兵さへ、奔散して止まる者少なく、遂に勝頼をして、千餘騎の少兵に護られ、新府に遁れざるを得ざるに至らしめ、一朝にして、武田の將士を瓦解せしめし所以は、畢竟するに、梅雪が變節に因らすんばあらず。而して梅雪が變節は、二嬖の間言に基くなり。(甲陽軍鑑) 梅雪は、二嬖の間に依りて勝頼を恨み、防禦の議にも預からず、其邑に歸

て屏居せしが、其後その議に従て江尻を守れり。即ち江尻を守ると雖も、固より勝頼の爲に守らんとはせず、却て虚に乗じて勝頼を亡ぼし、彼の宿怨を報せんと欲せしなり。且つ已に二年の前、密に家康に使を通じてし事もあれば、今血鎗九郎の言を聞きては、誘ふ水とも思はれ、渡りに得し船とも思はれて、心密に悦びて其説に従ひけり。然れども、梅雪は面に重を示し、血鎗逗留して、説くこと七日にして、始めて承服せりといふ。(野史・諸國廢城考) 血鎗九郎又言を續ぎて曰く、子已に我言に従ひ給はば、今夜須らく城を出でて、岩原地藏堂の民家に至るべし。我公家康は、子に面して約を申ねんと欲す」と。梅雪諾し、血鎗九郎を禮して還らしむ。血鎗九郎は、此の功績に依て、後三月に至り、遠州會我庄に於て三箇村を與へらる。三箇村とは、篠場・石野・領家をいふ。世に傳ふ、駿河國顯光庵の僧も、此事に就きて、深く斡旋する處ありければ、家康老臣に命じ、朱印を與へて賞せしむと。(藩翰譜・本朝三國志・落穂集・武徳大成記)

顯光院

顯光庵また顯光院に作る。醫王山と稱し、府中研屋町に在り、開山を楊室禪師といふ。家康、先に屢、この楊室を遣はし、密に梅雪を説かしむることありければ、梅雪の心動くこと已に久し。故に血鎗の遊説も、想ひしよりは易かりしなり。されば家康も其功の大なるを思ひて長く忘れず。後には、その平生持する所の軍扇を贈て、特に其の寺寶とせしむるに至りけるが、此の軍扇は、表は金地に日の丸を畫き、裏は金地に黒四目結を畫き、扇面形にして、柄共に二尺許の大きあり、紫紅打交ぜの總紐を附したりといふ。(駿國雜志) 或云、軍扇は、梅雪の授くるものにて、家康の與へしは本尊の薬師佛なりと。(松平家忠日記)

軍扇

一説、醫王山顯光院前住、松翁龍公、(天正十二甲申年三月廿四日寂) 法地開山、楊室印播禪師、(元和三年丁巳五月八日寂) 天正十年住持松翁、長坂血鎗九郎と共に、江尻の城主穴山陸奥入道梅雪への御使を命ぜられ、信君附屬し奉りし



功に依て、中田莊上嶋醫王寺屋敷を賜れり、天正十一年十二月朔日、小栗仁右衛門尉・倉橋三郎五郎・名倉若狹連署の文書の辭に曰、

駿州中田之内、上嶋郷醫王寺屋敷之事、合五貫七百文、(但門前沙彌屋敷三間共に、諸役御免許者也)右居屋敷、永被シカ下置候、是者去年の年、江尻城穴山殿、御使被シ申候御奏者、榊原小平太殿被シ仰セ之候者也。云云

松翁其翌年三月歿し、此文書は、薬師佛像の下に入置、後住も知らず、其地も百姓持となりしに、年経て此文書見出され、元禄十六年六月訴願せしが、其の文案には、

駿州江尻城主穴山殿え、顯光院を御使にて、御大切の内通被シ爲遊候處、穴山殿御心にしたがひ被シ申、則穴山殿御案内にて、甲州へ御出馬あそばされ、勝頼を御退治、御喜悅のうへ、御使御ほうびとして、此御證文下しおかれ候、然に其節の住持、翌年死去仕、其後、無住監坊ばかり相勤申候。云云

とあり。然るに訴出でし僧亦病死し、其儘になれりとぞ。又、信玄軍配一柄の傳には、江尻御使のとき、信玄傳來の品なるを、穴山梅雪より松翁へ渡されしを、持參して公へ奉りしに、公亦松翁へ賜ひしとも云ふ。(駿河志料・由緒)

持舟城降 ○十七日、持舟城の兵、逃亡して殆んど盡く。(松平家忠日記) 城將朝比奈駿河守り難きを知り、和を家康に請ひ、城を出でて久能城に退かんとす。家康之を聽す。(武徳編年集成・野史・大三川志)

藏屋敷 大雲寺 共に藏屋敷の址といふ。(駿國雜志)

久能城陥 ○廿九日、持舟城の守將朝比奈駿河守、江尻城主穴山梅雪の、家康に降るを聞き、遂に守るべからざるを知り、城を出でて久能城に到る。松平主殿助家忠、命を受けて送る所なり。(松平家忠日記)

廬原古壘在ハ草谷村、有リ牙城・羅城・前後門址、天正十年、大兵入レ駿、甲將朝比奈信置、棄テ持舟、來テ保ニ廬原、

廬原、城陥、自裁。(駿河府志)

今福昌和謀殺せらる 此時、久能城の主將を今福丹波守昌和といふ。亦守るべからざるを知り、家忠に依り、城を致して退かんと請ふ。家康陽りて其請を聽し、本多八藏秀玄を遣はし、其旨を傳へしむ。八藏久能城に到り、家康の命を傳へ、速に城を出で去らしむ。昌和士卒を以て出で、將に城門に至らんとするや、八藏急に撃て之を殺し、歸て其狀を家康に報す。蓋し八藏は家康の密旨を受けたるなり。元來この久能城といふは、逃亡兵の所所より集り來て守る所なれば、首將没して能く守るべきにあらず。昌和の死を見て將士みな逃走し、朝比奈駿河守も、亦走て蒲原城に入る。此に於て、徳川勢は双に釁らずして、持舟・久能の二城を奪ふを得たるなり。

世に傳ふ、今福丹波守、此城を開て、有渡郡村松村に退去し、主従七人枕を並べて死し、やがて其處に葬りけるが、後に至て、其靈人に祟を爲すことありしかば、村民大に恐れて、七體菩薩の像を刻み、七士の靈をこめて之を祭ると。(名手離曾之記)

一説、用宗城主朝比奈駿河守、江尻城主穴山梅雪の、徳川家に降るを聞き、遂に守り難きを思ひけん、降を請ひ、城を明けて甲州に還る。鞠子城兵も亦遁る。(諸國廢城考)

梅雪江尻を去る

○穴山梅雪、已に家康の約に従ふ。因て駿州江尻城を出で、甲州下山城に歸る。下山は梅雪の食邑なり。

諸國廢城考云、按梅雪之妻、晴信之子而勝頼之姉也、勝頼嘗約テ以テ其子ノ妻ト甥勝千代ニ而武田信豊亦欲シ爲ニ其子次郎ノ娶ト之、略シ長坂長閑・跡部勝資ニ、一子受レ賂而說ニ勝頼ト、嫁ニ之於次郎ト、信豊因得ニ爲レ之娶ト、梅雪怨ニ勝頼ト遂叛レ之、及ニ勝頼亡ニ、織田信長封ニ梅雪於甲斐西郡ト、賜ニ下山ト如レ故、梅雪從ニ神事



家康江尻  
城に入る祖<sup>ニ</sup>行<sup>キ</sup>安土<sup>ニ</sup>還<sup>ル</sup>過<sup>リ</sup>宇治<sup>ヲ</sup>原<sup>ヲ</sup>爲<sup>シ</sup>土賊<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>害<sup>セ</sup>子勝千代<sup>ノ</sup>嗣<sup>ト</sup>早歿<sup>ス</sup>封除<sup>ス</sup>

此頃、甲州にても、典厩以下悉く勝頼の命を奉ぜず、各、自から領邑に歸て屏居し、勝頼の爲に戦はんとす

る者は稀なりといふ。(甲陽軍鑑) ○三月一日、徳川家康兵を進めて、江尻城に入る。江尻は、守將穴山梅雪、

已に家康の約束に従ひ、城を棄てて甲州に歸りたる後なれば、餘兵の抗する者なかりしなり。(松平家忠日記・

田中城陷

武徳大成記) ○田中城の守將依田信蕃・三枝虎昌等、城を棄てて去る。(逸史・野史) 信蕃等、去る天正八年より

此に在りて、徳川勢との迫合軍、三年に亘りて、日日絶ゆることなく、未だ毫も屈する色なかりしが、茲年春に至り、甲州征伐として、信長父子は信州高遠に入り、家康は穴山梅雪の内應に依り、駿府・江尻に進み、持舟・久能も既に開城しければ、田中城獨り守るべきにあらず。其の降伏は旦夕にあるべしと、徳川勢は已に心に待ちけるが、信蕃は斃れて後休まん心にて、日夜士卒を淬勵し、防禦に餘念なきのみかは、屢、出て寄手を苦むることも少なからねば、家康も深く其の義勇に感じけん、禮を厚うして降を勧めける。信蕃等も、此に至て、敢て拒むも益なしとし、乃ち城を致して去りしなり。(蘆田記)

依田信蕃  
義勇

初め家康、田中城の、降るべくして降らざるに因り、信蕃等を以て、主の爲に節を守るの士となし、其の力取すべからざるを知り、成瀬吉右衛門正一・山本帶刀等二人を遣はし、田中に至り、信蕃に説かしめて曰く、「子等、久しく此城を守りて屈せず、徳川公の深く感ずる所なり。然れども、今や織田公父子、信州より進入するに、甲州方の諸城風を望みて降り、一も支ふるものなし。而して我兵今日駿河口より進むに、小田原侯も亦駿・武より兵を出だすと聞く。勝頼公勇は則ち勇なりと雖も、之を如何ぞ防ぐを得ん。其の滅亡は、

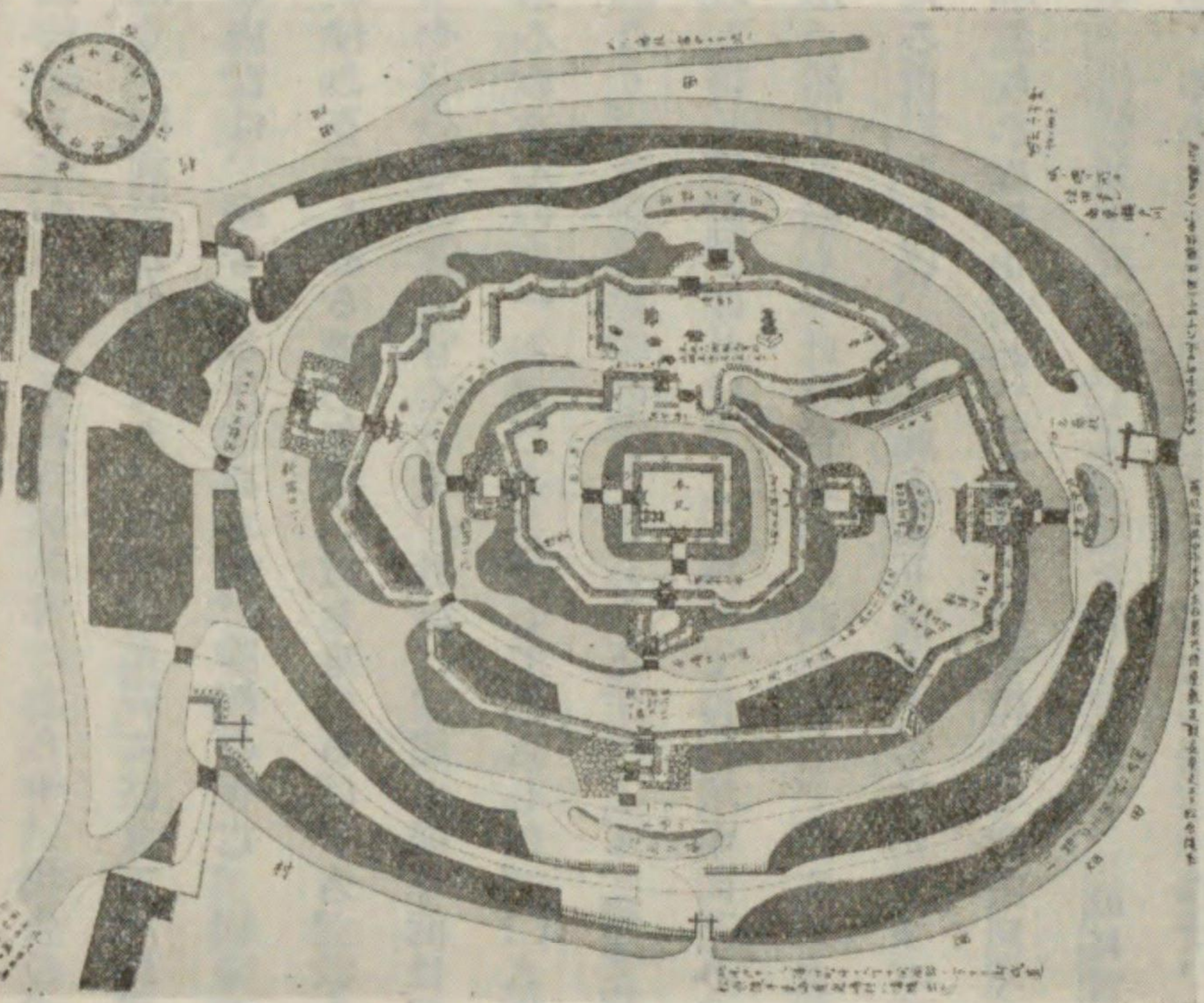
實に旦夕に迫れりと謂ひつべし。惟ふに奮闘激戦も、主君あつて後の事なり。子努力して此城を保つとも、勝頼公にして死せば、果して何の益かある。請ふ速に城を開いて我軍に來れ、我公深く子の節義に感ず。必ず疎待あるべからず。是れ我が私言にあらず、我公の、我等に命するところ、實に此の如きなり」と。信蕃等曰く、厚意至れり盡せり。我輩當に肝に銘じて忘れざるべし。然れども、身は久しく包圍の中に在て、外間の虚實は、毫も知る所にあらず。勝頼の存亡、國勢の推移等、すべて未だ知る所にあらざるに、武家老臣の累付あるにもあらで、匆卒此城を棄去らば、人、我を何とか謂はん。また、徳川公の思はん所も恥かしからずや。公等の言に背くとも、此城は、遂に退く能はざるなり。若し國破れて主死せば、我等も此城と共に滅ぶるあらんのみ」と、二人を禮して還らしむ。二人還り報ず。家康ますます其義に感じ、「信蕃のいふ所眞に理なり。我將に梅雪の書を送らんとす」とて、書を梅雪に求む。梅雪消息に認め、「其城早く明渡すべし」云云と書して送りければ、二人携へて再び城中に至り、言を盡して勸む。信蕃曰く、「此書あり僕また何ぞ拒まん。然りと雖も、此城他人には渡し難し、請ふ大久保忠世に送らん。信蕃嘗て二股に在て、城を忠世に渡したる由縁あれば、今も此人より他にあるべからず、若し此事用ゐられずば、城と共に斃るとも、毫も悔ゆる所あらざるなり」と。二人また歸り報ず。家康曰く、「是又無理ならず。其意に任せん」と。又二人を遣はす。信蕃元來死を決して、城を開く意なし。故に言を左右に託し、屢、難問を發し、家康の拒絶を庶幾せしに、家康また其意を察し、悉く其求に應じければ、信蕃も、止むなく開城を諾しぬ。

因て家康は、今日大久保忠世を田中に遣はし、城の授受を爲さしめ、且つ謂はしめて曰く、「我公は、子等



依田三枝  
等歸國

の高義に感ずること最も深し。故に今日も、僕の此に臨むに及んで、言を託して曰く、「子等若し志を改め



田中城の圖

て、我軍に屬し給はば、信州の本領相違あるべからず」と。子等幸に、我公の切望に應じ給へ」と。二人曰く、「甲府公あらん間は、如何なる恩命に接すとも従ふ能はず。然れども、若し不幸にして、甲府公死し、我輩獨り生くることもあらば、必ず質を委して恩命に應へ、長く忠勤を勵むべきなり」と。家康之を聞いて曰く、「此上強ふるは、義士の志を害ふなり。好し、我復た其志を妨げざるべし」と。二人大に悦び、徐に城門を出で、顧みて城上を仰ぎ、昔今の感に堪へざりけん、暫くは去る能はざりしが、依田は信州蘆田へ、三枝は伊勢國へ、共に涙を絞りて別れ行けり。

一説、信蕃等、武田勝頼の滅びたるを聞きて曰く、

「吾事畢る」と、遂に城を致して去る。(加藤宗月覺書)

嗚呼此の二士こそ、實に古武士に恥ぢぬ義勇の士といふべけれ。武田勝頼、この臣あつて此敗を招く、其責果して何くにあるか。信蕃等二人去て後、田中城の兵、小股平内左衛門政重等多く出降り、徳川家の家人に列せらる。(三河物語)抑も、田中城の他と異なりて、長く屈せざりしは、守將の義勇なるに因ること固よりなれども、亦飲料水の豊富なりしにも因るなり。即ち一を姥ヶ池と稱す。益頭郡郡村に在る小池なり。此池、田中城の上水となりて、外濠に注ぐを、樋を設けて、城内の東西に流入せしむるに、水質最も良となす。二井を城内の二井となす。二井のうち、一井は、嘗て某家の乳母某といふ者あり、過て小兒を此の井中に落とし、以て死せしめしかば、主の怒を恐れ、自ら身を躍らして、この井中に投じ、共に同じく死せしとて、特に埋めて其跡を絶ちければ、今は只、纔に其形を存するのみなれども、其一は尚ほ存して、用水に供せらる。三を芭蕉、清水となす。此池は、今益頭郡平嶋村農夫某の宅地内に在り。此の池中には、常に水芋を生じ、四時絶ゆることなきが、弘法大師の植うる所と稱し、其名近郷に高し、此の三水は、田中の三水と稱し、昔より其名世に著る。以て田中城の、水に豊かなりしを知るべし。

田中城外に、鎧塚と稱するものあり。傳へ云ふ、此時の戦に討死せし士卒の、遺骸及び甲冑を埋めたる所なりと。又一説には、永祿年間、馬場美濃守信房この城を築き、此處に甲冑を埋め、以て城池鎮護の神とすといふ。塚上に一株の大松樹あり、冑松といふ。其形自から冑に似て、鎧の如く枝廣まれり。是れ其名の由て來る所以か。塚の大きき方四五間、高さ二間餘に及び、松の周圍は、悉く芝生なり。總べて、此塚の周圍は水田にて、其水の鐵氣を含むこと多きは、埋没せる武器刀劍の錆の、水に混入せる故ならんといふ。

鎧塚

冑松

田中城外に、鎧塚と稱するものあり。傳へ云ふ、此時の戦に討死せし士卒の、遺骸及び甲冑を埋めたる所なりと。又一説には、永祿年間、馬場美濃守信房この城を築き、此處に甲冑を埋め、以て城池鎮護の神とすといふ。塚上に一株の大松樹あり、冑松といふ。其形自から冑に似て、鎧の如く枝廣まれり。是れ其名の由て來る所以か。塚の大きき方四五間、高さ二間餘に及び、松の周圍は、悉く芝生なり。總べて、此塚の周圍は水田にて、其水の鐵氣を含むこと多きは、埋没せる武器刀劍の錆の、水に混入せる故ならんといふ。



駿府城陷

○二日、徳川家康兵を麾して府中に進み、府城を圍み攻む。(織田家譜・野史) 守將武田上野介信龍・武田左衛門大夫信光等、遂に守るべからざるを知り、城を出でて甲州に走る。家康即ち駿府城に入り、令を四方に下し士を招くに、召に應じて至る者若干。此時、武田氏の砦は、臨濟寺の後山にありければ、家康之を攻むるに便ならず、遂に寺僧に再建を約して、之を焼拂ひ、因て急に攻立てければ、武田勢支へ難く、砦を棄てて甲州に遁還りしなり。因て家康は、直ちに假屋を營み、住僧を宿せしめ、朱印を寄せ、制札を下し、厚く保護を加へたりといふ。

静機山古壘在<sub>ニ</sub>山上<sub>ニ</sub>、今川氏時、石橋氏居<sub>レ</sub>焉、牙城・別堡・甬道址具存、其北有<sub>ニ</sub>烽火臺址<sub>一</sub>。(駿河府志)

興國寺降

○駿州興國寺城主將曾根下野守正清、徳川勢の兵威盛なるを見、城を致して降を請ふ。家康之を聽し、遠州牧野城より、牧野右馬允康成を遣はし、入て守らしむ。(改撰諸家系譜後編) 正清興國寺城に在ること已に久しかりしが、徳川勢の至るに及んで、勢の敵すべからざるを見、騎士十五人、輕卒三十人を率ゐ、出で降りしが、實は十年前、已に信長に通じたりとぞ。(駿河志料) ○三日、徳川家康已に駿府城に入り、榜を巷衢に掲げ、務めて人心を鎮撫せしむ。其の大岩村の閭門に掲げしものに曰く。

林際寺僧衆對、朱印相出候上、當軍勢甲乙人に、聊以不可<sub>ニ</sub>異儀<sub>一</sub>、若於<sub>ニ</sub>此旨<sub>一</sub>違背之輩は、速可<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>成敗<sub>一</sub>者、仍如<sub>レ</sub>件。

天正十年三月三日奉之

本多庄左衛門 (甲子夜話)

凡そ戰國の常として、國守・領主の盛衰興亡極りなく、昨日の領主も、今日の領主たるを必ずべからず。故

甲州混亂

に昨日甲の領主の保護を受けたりとも、今日乙來て替れば、昨日の證文は無効なり。是を以て、領主或は國主の交替あるごとに、神官僧侶などは、新領主至るを待ち、直ちに馳行いて、保護の朱印を請はざるべからず。若し然らざれば、或は所領を失し、或は軍夫の亂入を被ることあるべし。斯れば家康昨日已に府中に入りて、武田氏の勢力去りたれば、府中及び近傍の社寺等、何れも先を競つて馳せ至り、早くも朱印を請ひ得たるなるべし。○遠・駿の士民、相傳へて云ふ。武田勝頼、先に新府を出でて、古府に歸りければ、今日の曉に乗じ、彼の地下人等、盡く地焼をなし、遁れて山小屋に匿れんと欲し、荷擔奔竄して道も去りあへず、西郡・東郡は素より、北はおひなのいり・御嶽、又は穴山逆臣の地をも厭はず、遁入つて潜匿する者あり。旗本衆は云はずもがな、在在所所の奉公人、侍衆に至るまで、領邑の農民競ひ起り、是までの壓抑虐政に報いんずる色凄まじく、若し角はば、妻子を奪ひ、衣服を剝ぐの暴行を、敢て爲すまじきにもあらぬ形勢見えければ、譜代の主勝頼にも從ふ能はず、甚だしきは最愛の妻子を手双し、特に領邑なき地に向て遁逃せり。即ち西郡に領地を有する者は東郡の山へ、東郡に食邑ありし者は逸見へ走りしが、是は士民年來の誅求に苦みられたれば、此亂に乗じて、地頭の財寶を奪ひ、宿憤を漏し舊怨を報ぜんとすと、誰いふとなく傳ふるに因れるなりとぞ。勢此の如くなれば、勝頼も古府に止まりがたく、出でて勝沼に赴きぬと。勝沼は東郡に在り。

甲州の士  
亂民を恐る

勝頼は隨兵僅に七百騎を從へ、一條小路を過ぎ、和田平町に到りけるに、駿河先鋒の士、田中作十郎・下方彦作等聲を同うし、勝頼を嗤て曰く、「駿河の氏眞は、信玄公の旗先を見て、土岐の山奥に遁走しけるを、公は常に嘲りて、笑柄とせられしに、今郡内へ、此の醜態を以て逃るるは何ぞや、そも信長の旗は何處にあるか、

田中下方  
勝頼を罵  
て死す



旗を見ずして退くは、其の鄙怯、氏真に幾十倍ぞや」と、聲を放て大笑せり。勝頼曰く、「汝知らずや、古今の武士、みな一衰一盛を免れざることを、源義朝の武勇は、清盛に數倍せしが、遂に清盛に亡されたり。新田義貞の雄略は、尊氏に倍せしが、また尊氏に破られたり。運盡き時窮すれば、由來の丈夫みな此の如し。豈に獨り我のみならんや」と。因て従者を目して曰く、「討て」と。二人忽ち殺さる。(武田三代記) 作十郎は、益頭郡田中の人。彦作は、安部郡府中の人。共に代代今川家に仕へ、氏真没落の後、武田家に仕へたる者なり。(里人談)

駿河先鋒衆

駿河先鋒衆の頭領は、朝比奈駿河守百五十騎、岡部次郎右衛門五十騎、岡部丹波守十騎、三浦右馬介四十騎、朝比奈監物廿騎、三浦兵部廿騎、三浦右近拾騎、小原廿騎等にて、各、數多の士を預り居たれば、此の田中・下方等も、何れかの部なりしならん。因云信玄、又遠州・參州の先方衆とも作りしが、天野宮内右衛門百騎、奥平美作守百五十騎、菅沼新三郎四十騎、長篠三十騎等にてありき。又一騎合衆といふものあり、之に國名を附して區別せしが、駿河一騎合衆には、庵原彌右衛門・孕石主水・由井市之丞・由井彌兵衛等ありて、各二騎三騎づつ預けられたり。(甲陽軍鑑)

遠州先鋒衆

小幡昌盛

勝頼柏尾に赴く

勝頼は漸く進みて、善光寺前に到りしが、小幡豊後守昌盛來り謁し、勝頼を諫めて曰く、「君勝沼に向はずと聞ゆれども、彼郷の人心は甚だ危険なり。柏尾の虞れなきに如かず。請ふ今夜柏尾に到らせ給へ」と。勝頼之に従ふ。昌盛は小幡景憲の父にして、久しく服滿を病みて起つ能はず。輿に乗じて到り、土屋惣藏に依り、見えんと請うて曰く、「臣將に死せんとす。請ふ一たび謁を賜へ」と。勝頼相見て涙に堪へず、昌盛また泣く。昌盛輿を下り、歩いて従ふこと二町ばかり、暇を請うて邑に歸り、此月六日に至て死す。年四十九。(甲陽軍鑑) ○四日、徳川勢蒲原城を攻む。城主朝比奈駿河守信置、城兵を督し、奮戦して死す。此に於て、城兵或は死し或は降り、城遂に陥る。家康乃ち城に入て守る。信置の墓は、蒲原町の岩戸山龍雲寺に在り。

蒲原城陥

朝比奈信置討死

法名を景德院殿海雲宗月大禪定門といふ。信置嘗て、駿府の新長谷寺へ、長谷堂屋敷を寄進せしことあり。其狀今に存す。

長谷堂屋敷進之候間、本尊自宮中御還座、御馳走肝要候、恐恐敬白。

天正口年 朝比奈駿河守

正月廿七日

信置 (花押)

理 覺 院 (寺記)

長谷寺にはまた、文龜二年十一月廿一日附と、永正十一年八月十八日附と、二通の禁制ありて、共に今川氏親の下す所なれども、之を見るときは、當時の風俗を知るに足るものあるを覺ゆ。永正の禁制文に曰く、一參籠衆寺へとどげざる事、一竹木の枝おる事、一らくかきの事、一馬のる事、一大くるひひるれれ事、一笛・尺八うたひの事、一十こくなどの修行者に、私こととして宿をかす事、

右於當寺、有背此條輩者、堅可被處罪科者也。仍執達如件。

と。此八月十八日は、氏親が、遠州曳馬城に、大河内貞綱・巨海新左衛門等を攻めし日なり。

蒲原城は、横山城と共に、此の亂後尋で廢せらる。城址は庵原郡草ヶ谷村に在り。大乘寺の北なる孤山は乃ち其所。庵原川、其麓を廻流して海に入る。(駿河小志) ○穴山梅雪降參の禮として、駿州蒲原城に至り、徳川家康に謁し、貞宗の太刀並に折紙、鷹一羽・馬一頭を晋む。家康之に應ふるに、刀一口・銃百挺を以てす。先是、梅雪は家康に面し、降伏の約を整へ、其邑下山に歸り、家人の親しき者に命じ、風雨の夜に乘じ、甲府の質を奪還せしめ、携へて駿河に至り、此日始めて公然家康に會せしなり。

梅雪降禮なとる



駿河國江尻に令<sub>ムル</sub>在<sub>ル</sub>城<sub>ニ</sub>陸奥守<sub>ト</sub>屬<sub>シ</sub>家康<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>服<sub>ニ</sub>信長<sub>ノ</sub>幕下<sub>ニ</sub>由<sub>リ</sub>言<sub>ハ</sub>上<sub>ノ</sub>之間、則<sub>チ</sub>家康駿河に令<sub>メ</sub>出<sub>マ</sub>給<sub>フ</sub>、陸奥守、妻<sub>ト</sub>并<sub>ニ</sub>息勝千代<sub>ヲ</sub>を、自<sub>リ</sub>甲斐<sub>ニ</sub>忍<sub>シ</sub>出<sub>シ</sub>江尻<sub>ニ</sub>引<sub>ル</sub>取<sub>ル</sub>。就<sub>キ</sub>其<sub>ノ</sub>甲州上下<sub>ノ</sub>周章<sub>不<sub>レ</sub>斜<sub>ナラ</sub></sub>、勝頼、陣中無<sub>シ</sub>正體<sub>ニ</sub>之間、則<sub>チ</sub>自<sub>リ</sub>鹽尻<sub>ニ</sub>甲州<sub>ヘ</sub>引<sub>リ</sub>退<sub>ク</sub>。云云（當代記）

遠目丸子  
蒲原邊遠  
參の兵多  
し

既にして梅雪の降服、國中隈なく聞えければ、甲州勢の此の近傍に在る者、漸次に來降り、伊豆衆も吉原に到り、馬を家康に贈り、好を約して還る。（松平家忠日記）○當日・丸子等、二城に在る甲州勢等、諸城の徳川勢に降るを見、城を出でて逃奔せり。（武徳大成記）○五日、徳川勢酒井左衛門尉・松平主殿助家忠等、駿河府中より進んで蒲原に陣し、本多作左衛門替つて府中に陣す。牧野衆・本多平八郎・大須賀五郎左衛門・懸川衆・田原衆等、見倉に屯す。總て昨今兩日の間に、參・遠の兵の、蒲原邊に到り陣する者、甚だ多し。（松平家忠日記）

沼津城主  
高坂源五  
郎甲州に  
奔る

○沼津城主高坂源五郎、城を棄てて甲州に走る。（駿河志料）源五郎は、近日、徳川勢の來り集るもの、日に多きを見、甲州の内情如何にあるべきかと、憂慮措く能はず、此夜、密に城を出で、侍二十騎・雜兵百四十餘騎を從へ、甲州に到りて、勝頼の安否を問ひ、其の旗本に屬せんと請ふ。長坂釣閑齋聽かず。曰く、「命を受けて沼津城を守り、北條氏の押の大任を帯びながら、未だ君命をも待たず、濫りに城を棄てて此に至るは何ぞや」と。因て勝頼に告げて曰く、「彼濫りに城を棄てて來たるは、其意計るべからず、況や、侍二十騎・卒百四十騎を從へ來たりといふをや、甚だ訝かるに堪へたり」と。勝頼これに因て、源五郎を疑て近けず。源五郎苦衷を訴ふる所なく、怏怏として去り、伊澤より信州に走りしが、後信長の爲に川中島に殺さる。屋代越中守、年少しと雖も勇あり。駿河の兵を徹して、甲州に逃れ、勝頼の旗下に屬せんと請ひしが、また釣

屋代越中  
守

戸倉城陷  
笠原新六

閑の爲に讒せられ、悄然として信州屋代に走る。（甲陽軍鑑）○沼津城主高坂源五郎の、沼津を去るや、戸倉城主笠原新六郎、和を北條氏に乞ふ。北條氏聽さず。戸倉を攻めて陥れ、城兵數百人を殺す。新六郎遁れて小田原に到る。北條氏政其の反覆を惡めども、老臣の子なるを以て、特に死を減じて之を逐ふ。（鎌倉九代後記）

藏六寺

新六郎止むを得ず、父の邑川村の邊に蟄居せり。川村は相模に在り。其後、新六郎剃髮して僧となり、藏六坊と號し、伊豆國御園村に至りて、十王堂に住し、堂を改めて寺となし、靈龜山藏六寺と號す。藏六は即ち新六郎の號なり。（東亂記）人曰ふ。「此堂は、天文二年の創立に係り、僧正巖を開山とす」と。又一説には、正巖を以て、新六郎の僧名とするものあり。新六郎の名を、政堯とするものあり。範貞とするものあり。何れか正しき。

一説、氏勝以謂らく、斯くていつ迄あるべきと、人數を出し、問宮・朝倉・行方を先驅の大將として、已に近く押寄せしに、戸倉の城より僧一人來り、左衛門大夫の前にかしこまり申しけるは、甲州の大將勝頼討死にて候へば、此城は、本の如く小田原へ返進らせ度、御請取候べしとありしかば、此由軍使を以て、小田原へ申しければ、氏直聞召て、新六郎は、父尾張入道度度の忠功にめでて、今度の命は助け、出家して出だすべし。甲州の人衆は、誅罰に及び、城をば請取るべしと仰せられけり。云云（小田原記）然らば十一日以後のことなり。如何にか。

新六郎の父は、小田原の老臣松田尾張守憲秀なり。憲秀は、新六郎を再び世に出さんと欲し、後天正十八年、豊公小田原征伐の時、竊に謀反を企て、款を秀吉に送て曰く、「若し關東征伐の舉あらしめば、臣請ふ内應せん」と。秀吉小田原に到るに及び、憲秀父子密に相議し、六月十六日の夜、火を小田原市街に放ち、敵を己の陣まで導かんとせり。然れども此事露はれて成らず、憲秀誅せらる。

松田憲秀  
誅せらる



江川酒 ○六日、徳川家康命を傳へ、諸營に江川酒を贈り、士を犒はしむ。(松平家忠日記) ○織田信長、昨日安土を發すと云ふ。○七日、徳川の諸隊、進みて奥津に屯す。(松平家忠日記) ○沼津城已に主なし。城兵亦逃走して殆んど盡く。徳川家康之を聞き、松平康親を遣はし、留守せしむ。(岡田竹右衛門覺書) ○八日、徳川勢の先鋒酒井忠次・石川數正・本多忠勝・大須賀康高・榊原康政等、駿州井出之郷より河内を歴、甲州西郡萬澤に到り屯す。徳川勢進で此に到ると雖も、甲州の地理を諳する者なければ、將士相顧みて爲す所を知らず、殆んど進退谷りしが、偶、井出の人齋藤彌右衛門といふ者あり。陣中に至て、嚮導に任ぜんと請ふに會し、徳川勢は、實に盲龜の浮木を得たるが如し。家康大に悦び、直ちに命じて、公役免除の印符を附與せしめ、因て旗を掲げ、先鋒に加はつて嚮導たらしむ。彌右衛門乃ち馳せて萬澤に到る。家康、此日旗を興津に立つ。(松平家忠日記) ○九日、徳川家康、兵を率ゐて大宮口より進み、旗本を萬澤に移す。穴山梅雪・岡部次郎右衛門尉正綱等、常に先導たり。先鋒の諸將は、已に進みて身延山に陣せり。聞く、織田信忠去る六日甲府に入り、勝頼逃れて山梨に赴くと。(松平家忠日記)

萬澤

齋藤彌右衛門嚮導

大宮口進軍

家康此行、富士山本門寺に詣り、院主日秀を召し、日蓮上人親筆の曼陀羅を請ひ受け、馬上の幡曼陀羅と爲しが、甲州姥口を攻むる時、敵の銃丸飛來して、日蓮の印跡を貫けり。因て家康凱旋の時、之に修復を加へ、本門寺に返附せられしが、是れ世に所謂、御身替鐵砲曼陀羅にして、本門寺第一の重寶なり。此寺また子安本尊あり。徳川氏累代の尊信する所なり。江戸時代に至り、御臺所着帶せらるる毎に、江戸城に迎へられて、禮拜するを例とせりと云ふ。

御身替曼陀羅

市川口

○十日、徳川勢の先鋒等、齋藤彌右衛門を先導とし、甲斐國文珠堂の麓、市川口に着す。家康も亦穴山梅雪

武川衆

を教導として、萬澤より進みて之に合す。(野史・松平家忠日記・徳川記) 此時に當て、甲府より報あり。曰く、「武田勝頼新府を退くに臨み、木曾義昌の質を誅し、其他、悉く諸反人の質を焚殺し、山梨に向て退去せり」と。家康乃ち成瀬吉右衛門正一を召し、之に謂うて曰く、「聞く、汝嘗て浪人して、甲州に在りし時、武川の侍と親めりと、果して然るか」。曰く、「然らば則ち速に往いて、之を招降せよ」と。正一命を受けて起ち、直ちに武川に往きて見るに、住民悉く逃亡して、一郷寂寞たり。因て里門に榜し、武川衆速に市川に來るべし。我當に徳川公に請うて、其の家人とすべし」と。正一尋で歸る。其後、武川衆の長、折井市左衛門次昌・米倉主計助忠繼二人、先づ馳到り、尋で郷人を勸めて、質を出さしめしが、みな正一の力に依るといふ。武川は巨摩郡に在り。○十一日、徳川家康、進みて甲府に入る。梅雪之が嚮導たり。到れば信忠已に府に在り。因て信忠に謁し、出でて信州諏訪に赴く。時に勝頼の首級を持ち、甲府に信忠に獻する者あり。曰く、「勝頼父子天目山に逃れ、其奥深く、澤といふ所に住せしを、瀧川の兵進みて討滅せり」と。(松平家忠日記)

家康甲府より諏訪に赴く

武田勝頼

初め勝頼は、小幡豊後守の諫に従ひ、道を轉じて柏尾へ至りけるが、小山田兵衛尉請うて、己が郡内岩殿の邸に入れ奉らんと云ふを以て、再び柏尾を發して鶴瀬に至り、兵衛の報を待つて、逗留すること七日、報未だ到らず。既にして兵衛の反形悉く顯はれ、諸士の、家族を携へて郡内に赴きし者は、悉く土民に止められて、歸るを得ずと傳ふ。勝頼の從兵之を聞て、周章狼狽爲す所を知らず。解體四散、一日にして盡き、十日の朝は、主從僅に四十三人とはなれりける。勝頼ここに進退谷まり、鶴瀬の前なる田野といふ所に、民戸

田野



七八あるを見、彼に退て決する所あらんとせしに、馬に鞍置く者だになく、侍大将の土屋惣藏・秋山紀伊守等二人にて、纒に乗馬の装をなし、手綱を取て引出づれば、阿部加賀守・温井常陸守等二人、龜甲の持鎗擔うて従ふ。此日巳刻に至り、田野の奥、天目山の郷人等凡そ六千餘人、俄に異心を挟み、辻彌兵衛を推して將となし、來て勝頼を圍み、弓銃交も發して迫り攻むるに、織田氏の先鋒川尻與兵衛・瀧川伊豫守等、五千餘騎を合して來援せり。郷人これを導きて、後へ廻らしめければ、勝頼自から出でて戦ひ、迫る敵を撃走すること三度、漸くにして田野には着せしが、衆寡敵せずして、遂に其の景德院に討死せりといふ。

小宮山内膳

小宮山内膳といふ者あり。亦勝頼に殉て死す。内膳の父は丹後守と稱し、上野國松枝の城代なりしが、信玄に從て遠州二俣城を攻め、銃丸に中りて死せり。内膳後を續きて、武名父に劣らざりしを、性朴直にして、權臣に媚ぶる能はざりければ、長坂釣閑・跡部大炊・秋山攝津守等、數多の寵臣と相容れず。勝頼嬖倖の言に惑ひ、内膳を疎んじて顧みざりしに、内膳は後又、小山田彦三郎と争ふことありて、益、勝頼の爲に遠ざけられ、終に罪を被て其邑に屏居せり。是れ彦三郎は、嬖臣に結び居たればなり。然るに内膳は、このたび勝頼の急を聞き、昨十日の朝、馳せて田野に到り、人に頼て見えんと請ふ。土屋惣藏出でて面す。勝頼の座と相距ること遠からず。内膳曰く、「僕今日に至り、三代相恩の主君の明を傷けんか。將た之を明かならしめんか。屋形は、我を以て無能となし、我を以て不臣となし、幽して以て今日に至れり。然るに我今君に從て死せば、君の明を傷ぶるなり。君の明を全からしめんには、我是より遁れざるべからず。而して我今遁るれば、我が武士道の義に反す。嗚呼我之を如何せん。然れども今の我は、寧ろ君の明を傷るとも、我が武士道

には反くべからざるなり。請ふ是より從はん」と。土屋惣藏・秋山紀伊守等、側侍して聞く者、みな涙を流して感ぜざるはなかりき。内膳來る時、其弟又七を携へしが、惣藏に請うて曰く、「僕今より弟又七に託し、母と妻子とを遁れしめんとす。君幸に許し給へ」と。又七從はず。共に進で死せんと請ふ。惣藏之を諭して曰く、「子の謂ふ所眞に理なり。然れども、我も已に同心脇又市に託し、我が妻子を遁れしめたり。然れば内膳の母と妻子とを遁れしむる者は、子にあらずして誰そ」と、言を盡して勧めければ、又七遂に諾して去る。

暫くして、内膳また土屋に問うて曰く、「釣閑は今如何」と。土屋曰く、「昨日鶴瀬より遁る」と。曰く大炊は、曰く又昨遁る。曰く攝津守は、曰く遁れて已に十日。曰く我が敵彦三郎は、曰く之また遁れて十日。内膳茫然として言なく、唯流涕するのみ。良久うして曰く、「噫、我公の運また窮せるか。明鑑悉く違ひて、執政みな遁る。此に至て悔ゆとも及ばじ」と。終に從て死す。(甲陽軍鑑) 世或は、勝頼を愚なる大将の如くいふめれども、長篠の役、信長・家康兩旗にて、勝頼に數倍の兵を率ゐながら、尙且つ、柵木を前に構へざれば、勝ちがたきを感じしめたるものなれば、決して愚なる大将にあらず。愚なるが爲に亡びたるにあらず。亡びたるは、強きに任せて兵を用ひ、徐に力を養ふことに、心を用ること少なかりしは、其の一因なれども、爰に尙ほ一の之に劣らぬ原因と見ゆるは、長坂・跡部等を去るの勇なかりしこと是なり。武田家をば、實に此等讒佞の輩が採み潰したるなり。高坂彈正が、嘗て諸候の亡ぶる時は、猿のやうな士が集りてといひしは、寔に千古の明言といふべし。今川・北條の亡みな是なり。而して内膳も、亦同じく之を歎く者か。

昔者山本勘助甲州に在り、諸士を集めて軍事を談することあり。席に三少年の同じく聽く者あり。小宮山助太郎・小山



三少年性を異にす

田八彌・秋山友市といふ。助太郎は終始譚聽して膝を崩さず。八彌は常に笑を帯びたり。友市は倦怠して屢、座を立てり。談終て後、勘助人に語て曰く、「今日の席、三少年ありて、各、其性を異にせるを見しも亦奇ならずや。助太郎は赤心盡忠の大丈夫、八彌は輕佻にして守る所確からず、而して友市は終に不忠の名を負はんか」と。助太郎は小宮山内膳にして、即ち勝頼に天目山に從て死せり。八彌は小山田八左衛門にして、勝頼死する時、善光寺に逃れ匿る。友市は秋山内記にして、後に攝津守に任ぜらる。勝頼死する前五日、内記甲州を出走し、織田信忠に降りしが、後に不忠の逆賊なりとて縛首せらる。勘助は隻眼なりしが、三見を鑑識して過らざりき。(傍廂後編)

或曰、信長公記を見るに、勝頼と同時に討死したる人名中に、長坂釣竿・跡部尾張守・同息の名特筆せられてあれば、此の二人は、傳ふる如き讒佞にはあらずと。然れども、參河物語には、跡部尾張守は爰をはづして落行を、惣藏を見つて、尾張は今にいたつて、何方へ落行ぞとて、「よつびいて放ちければ、尾張も運や盡きけん、土屋が矢がはしりわたつて、まつただなかを射洞しければ、馬より下へ墜ちければ、寄せ來る者が、則頭を取る」とあり。即ち信長公記も皆は信じ難きか。信じ難しとすれば、釣竿の討死も亦信じ難し、然らば此の二人が讒佞の名は、未だ拭ふべからざるか。(編者)

此日に至て、勝頼は、終始從はんとする女房廿三人を残し、他は皆な放還し、石黒八兵衛・同朋何阿彌に命じ、其室北條氏を守り、天目山奥の小屋に逃れしめ、又信勝をも逃れしめんとして曰く、「信勝は御旗無楯を持ち、山路武藏國に出で、奥州までも遁れ給へ」と。信勝曰く、「父こそ北條氏政の妹婿なれば、小田原へ遁れ給ふべし。氏政必ず好く遇せん。兒は已に十年前祖父の遺言に従ひ、武田の本宗を繼ぎ、年已に十六に滿ちぬれば、快く此に自殺すべし」と、毫も退くべき色なきに、室北條氏も、亦共に死せんとて動かす。勝頼も詮方なくて在るに、織田勢先鋒の旗見ゆと呼ぶ者あれば、猶豫すべき時ならずと、小原丹後守、及び其弟下總守、金丸助六郎等三人に命じ、女房等を助けて自害せしむ。助六郎は土屋惣藏の兄なり。勝頼に妹あり

勝頼の妹

於市方といふ。勝頼以爲らく、「他の女は心に任せて死せしむとも、義として妹をば助けざるべからず」と。遠藤傳藏正忠を召して曰く、「我が妹を逃れしめんとす。汝それ之を諾せよ」と。傳藏辭しがたきを見、女を助けて逃走せり。(甲陽軍鑑)

遠藤新田

傳藏は、甲州を出て駿河に至り、暫く成嶋村に蟄居せしが、後安倍郡中之郷村に移住み、於市方を妻とし、村内の郊原を開拓し、以て子孫の計をなす。於市方に二子あり、兄を五太夫正勝といひ、弟を兵右衛門正全といふ。正勝は此村に住し、子孫世世此村の長となり、専ら農事を務めぬ。今遠藤新田といひ、三百二十六石餘の地あるは、此家の開墾に係るなり。正全は、紀州侯南龍院に仕へ、子孫遠藤兵右衛門と稱せり。傳藏の父は、遠藤伊勢守正綱と稱し、天文中、始めて武田家に仕へ、幕下の臣となりし人なり。正綱の子尾張守正則は、川中嶋の戦に討死せしが、傳藏は其弟なり。

勝頼闘死

死する者は已に死し、逃るる者は已に逃れ、残存せる者四十三人ありしが、是は勝頼・信勝をも合したる數なりき。四十二人を左右に從へたる勝頼は、白布を以て頭を巻き、前後太刀打の構なり。其右側は信勝、十文字の鎗を捨てて太刀打なり。左側は土屋惣藏、弓矢を以て迎へ戦ふ。惣藏は勝頼自愛の小姓土屋右衛門の弟なり。敵兵膺至して雲霞の如くなれば、惣藏の箭は、百發百中して、一の虚箭あることなし。已にして惣藏、矢盡き刀を抜かんとしければ、敵の六鎗、隙に乗じて群り至る。勝頼見るより早く、其の急を救はんと欲して走寄り、左手に彼の鎗を打落し、六人を斬て餘すなし。織田勢また之を見て馳せ聚り、左右より勝頼を鏖す。勝頼傷を負ふこと已に三鎗、咽喉に一鎗、腋下に二鎗、敵兵倒して馘す。勝頼常に人に語て曰ふ、「將校士卒は言ふに及ばず、假令國持大名なりと雖も、敵兵に壓せられて自殺するは遺憾なり。對敵だにあらば奮闘突撃し、刀折れ矢盡きて、敵の鎗下に死するこそ、武人の本意なれ」と。今日の死は、蓋し其言を踏むも



のかと、見る者流涕せざるはなし。勝頼に殉死せし者、女性四十四人は、土屋みな刺し殺し、相従ふ侍は、騎・歩の廿人衆、鷹師を合せて四十四人、又は五十餘人なりきといふ。勝頼年卅七、(追善記・甲陽軍鑑) 或曰く、伊豆長光といふ者、勝頼を斫り、其首を獲たり。(野史) 信忠之を賞するに、吉光の脇差と馬一疋と、金五百兩を以てせりとす。(當代記)

一説、勝頼寇の已に偏るを望み、室氏及び從婢を、農夫清右衛門の家に隠匿せしめ、茅茨を積み火を縦つ。室氏侍婢皆な火に投じて死す。勝頼見畢りて阜丘に登り、信勝をして楯無鎧を著しめ、自ら眉光刀を把り、將に戦はんとす。昌惟諫めて曰く、「君は是れ新羅公の二十八世なり。不幸にして、社稷傾き天運已に滅せり。然りと雖も、親自ら匹夫の戦を成し、豈に首を卑賤に授けむや」と。勝頼乃ち鎧を解き石上に據り、腹を刳りて死す。昌惟之を相く。從者皆な刀を把て斬死す。(徂徠峽中紀行)

一説、尾州勢の、田野の戦に獲たる首は、概ね溝壑に投卻せしが、會、土民の此地を過ぐる者あるを見るに、皆な展を脱ぎ巾を解き、拜趨して行きければ、怪み執へて其故を問へば、曰く、御屋形様父子、此溝に在ますなりといふ。因て衆争て之を奪ふ。伊東長光、勝頼の首を獲たり。云云。(武隠叢話中の、瀧川一益、勝頼父子の所在を索むる項中の一節)

勝頼の室

又一説、御臺所、御最後も近づきぬれば、御心細くや思召しけん、故郷相模へ、斯くならせ給ふ言の葉を、如何なる雁の使にも、言傳てばやと思召して、斯くこそ詠じ給ひけれ。

歸る雁頼むぞかくの言の葉をもちて相模のこふにおとせよ。また、如何にもならせ給はん後、御兄弟の歎かせ給はん事を思召して、

れをたててさぞななしまむ散るはなの色をつらぬる枝の鶯と侍りければ、御前なる女房達、御最後の御供申さんとて、咲く時は數にもいらぬ花なれど散るにはもれぬ春の暮かな

斯くて、敵間近く來りたる由申しければ、法華經五の卷奉れと召されて、御心靜かに遊ばし給ふ。既に御經も過ぎければ、勝頼土屋を召され、御臺所の、御最後の御介錯と仰せければ、承ると申して、御前に出でけれど、初めて見奉るに、御年の頃、二十歳の内と見えさせ給ひて、色色の御装束召され、容顏美麗の有様は、昔の楊貴妃・衣通姫・吉祥天女と申すとも、斯程なまめいたる形はましまさじ、何處へ劍を立て參らせんと、呆れ果て居たりしに、御自ら御守刀を抜かせ給ひ、御口に含ませ給ひて、俯に伏し給ふ。勝頼此由御覽じて、急ぎ立寄り、御介錯を奉り、御死骸に抱付き、暫しは物をも宣はず。土屋兄弟三人は、御供の女房達の介錯。取り取りに致しける。：やうやう勝頼御死骸に別れ給ひ、宣ふやう、如何に土屋、時も最後も同じ時刻とは思へども、敵待ち合はんと思ふなり。自ら立ち終ふる事は、家に背ける事なれど、所存の餘り、之ならば苦しからじと思ふなりと仰せければ、土屋承り、仰、誠に御理なりとぞ申しける。又、御子信勝に向はせ給ひて、自らは一榮一落是春秋なるが、汝は無慘なれ、未だ齡足らざれば、武田の家にも直らずして、只斯くなる事は、未だ苔める花の、春にも逢はずして、嵐にもまれ落つるが如し。無念なりと宣へば、信勝聞召し、莞爾と笑はせ給ひて、「否、此は苦しからず。茲に譬の候なり。主従の專念終に朽ちぬ。槿花の一日は自ら榮をなす。疾くも遅くも殘らめや」と宣ひて、かくこそ詠じ給ひける。

まだく散る花とをしむなおそくとも遂に嵐の春のゆふぐれと遊ばしければ、勝頼聞召して感じ給ひ、大人しや、如何なる心様かなと思召し入り給ひて、深き御涙に咽び給ひて、御返事も辨へずしておはします所へ、敵來りければ、何れも打物抜き持ちて出で給ひ、散散に戦ひ給ふ。土屋兄弟三人も、同じく戦ひけるが、先へと進むつはものを悉く滅し給へば、後なる勢は之を支へて居たりける。善き時刻ぞと思召し、如何に土屋、敷皮直せ、御腹召さるべしと仰せければ、承ると申して、御敷皮奉り、御介錯參る。直らせ給ひて、御辭世とおぼしくて、斯くこそ詠じ給ひけれ。

朧なる月もほのかにくもかすみ晴れてゆくへの西の山のは



と遊ばしければ、土屋取り敢へず、斯くこそ申し参らせける。

おも影のみをしなければなれぬ月なれば出づるも入るも同じ山のは

其後、毎自作是念、以何令衆生、得入無上道、即成佛就佛身と、此文を稱へさせ給ひて、御年三十七と申すに、田野の草葉の露と消えさせ給ふ。土屋御死骸に抱付き、戀て御供申すべしとて、深く涙に沈みける。又信勝の御介錯に、弟の土屋参る。是も直らせ給ひて、御辭世と覺しくて、斯くこそ詠じ給ひける。

あだに見よたれも嵐のさくら花咲きちるほどは春の夜のゆめ

弟の土屋承り、取敢へず斯くこそ詠じ参らせける。

夢と見るほどもおくれ後世に嵐のさくら散りはのこらじ

とぞ申しける。弟の土屋見奉り、何時よりも美しくましますものや、ぼぼ眉に薄化粧、色色の装束は、楊梅桃李の花開き、霧の間に弓張月の入る風情、只此世の人とは見えさせ給はず、天人の影向かと覺しくて、雪の肌顯れ、何處へ舞を立て申さんと、おもほえ難くて居たりしに、願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆俱成佛、我人成佛と、此の文を唱へさせ給ひて、御年十六歳にて、同じ野邊の草葉の露と消え給ふ。弟の土屋御死體に抱付き、暫し消入りけるとかや。其後、兄の土屋いひけるは、勝頼信勝御腹召されぬ。思ひ置く事なし。いざ敵の中へ亂れ入り、討死せんといひければ、承ると申して、御死骸に打別れ、兄弟三人打物抜き持ち、敵の中へ亂れ入り、火焔を出し戦ひて、多くの者を滅せば、向ふ敵こそなかりけれ。兄の土屋いひけるは、逆もながらふべき身にてはなし、餘りに人を失ひては、我身の後の罪たるべし、いざ刺違へて死なん、尤も然るべしとて、兄廿五、其次二十二、三男十九にて、刺違へてぞ失せにける。(理慶尼の記)

武田勝頼滅亡記一冊、甲州柏尾山理慶比丘尼著。柏尾山は勝頼の近き所なり。

右同人甲州より寫來て示す。實録にして、甲陽軍鑑等にのする所と異也。(増訂一話一言)

信玄の遺言

一説、婦女の死するもの五十一人。(織田家譜) 女子を併せて五十七人。(信長記)

世に傳ふ、信玄終に臨み遺言して曰く、「吾死する後は、妄りに兵を動かすこと勿れ。唯國政を修めて怠らず、寇來らば之を禦ぎ、寇去らば之を守れ。賞罰の行はるること三年ならば、則ち四隣戦はずして自屈せん。且つ上杉謙信は義人なり。天下未だ其比を見ず。一旦國を以て之に託する時は、泰山よりも安し。汝我言を用ゐば、吾復た何をか患へん」と、言終て卒す。然るに勝頼その言に従はず、竟に其國を亡せり。信玄又曰く、「我死せば、三年の間は隠すべきに依て、知る人あるまじ。謙信も死すべし。次の三年は、我が威光にて何事もあるまじ。次の三年は、戦の和談などにて打過ぐべし。其後は信長に一統せらるべし」と。然れば、信玄の喪を祓すること三年ならしめしは、深意あつて存するものと謂ふべし。而して今其言の如くなるに依て考ふるも、信玄は、實に武勇のみの人にあざりしを知るに足るなり。(武田三代記) ○小田原の北條氏直、兵を發して駿河に至り、兵を分ちて浮嶋原・吉原等に陣せしめ、富士裾野、及び近里遠村に放火し、深澤城を攻陥して軍を歸す。初め信長の甲州を征するや、氏政の兵を出だすこと遅きを以て、武田氏と姻親あるに因るとなし、甚だ悦ばず。氏政聞て大に驚き、直ちに師を發して駿河に至り、大宮淺間社を焼き、大宮神田屋敷を焼き、其他武田氏の造營に係る社寺の如きは、概ね焼棄てて残さざりしが、是みな、信長の疑惑を融解せん策なりきといふ。大宮神田屋敷は、富士大宮司富士某の造營せし所にして、大宮町にありき。而して大宮淺間社は、家康再建するに及び、始めて舊に復せりといふ。(社傳) ○十四日、織田信長進

信長首實檢

で信州浪合に到る。信忠の使者小姓關嘉平次・桑原助六郎等至り、武田勝頼父子の首を献じ、細に其由を述

事蹟



べければ、信長大に悦びて厚く其功を賞し、使者に與ふるに、黄金・駿馬を以てす。因て其首を検して曰く、今度甲斐・信濃・駿河の三ヶ國、幾程もなく討平げ、剩へ四郎勝頼父子の頸到來せしは、尤も神妙なり。打立てより僅に三十日にして、斯る大功を成したること、我が及びがたき處なりとて、深く信忠の功を感賞して悦びけるが、忽ち一首の狂歌を思ひつづけける。

勝頼と名乗る武田の甲斐もなく軍にまけてしななければ

と、因て二使には、各馬一疋と金百兩とを與へ、信忠には、荒波の太刀と、いたや鹿毛の馬と、帷子百を添へ、贈つて當座の賞とせらる。(當代記・信長記) 時に信長床几に據り、眼を怒らせ聲を暴げ、大に罵て曰く、「汝の父信玄、我と婚姻を約せしも、屢、表裏を懷き、不義非道至らざる所なかりしに、天道に私なく、今日遂に社稷を覆滅せり。汝が父信玄、常に無道を以て我を苦め、首となるとも上洛せんと云ひしとか、汝今亡父の遺志を繼ぎて上洛せよ。我も後より追ひ行かんと、即ち足をあげて蹴たりとぞ。(甲陽軍鑑) 而して人は謂ふ。

家康首實

「其の我も後より追ひ行かんの語、終に讒を爲し、尋で本能寺の變を起す」と。信長已に勝頼の首を検し終て、之を家康の市川陣に送りけるに、家康は牀几を下つて之を受け、徐に三方に載せしめ、之を上段に据ゑ、慇懃に禮し、覽終て曰く、「計らざりき、今日此狀を以て君に相見えんとは、君血氣に乗じて無用の軍を起し、遂に此に至るは遺憾なり」と、頗る愁傷の體なりき。是れ家康は勝頼の首を見て、敵なりと雖も大將の首なり。而して武田家は二十四代の間、甲斐國を領したる、新羅源氏嫡流の名門なり。信玄無道なりしと雖も、亦一代の英雄なりと、彼を偲び是を思ひ、此に至れるなりとぞ、江戸時代の史家は評しける。家康は、

後また信長に謂うて曰く、「四郎は年齒至らざる故に思慮淺く、無謀の軍を起すこと一再ならず、遂に此に至れるこそ哀なれ」と。されば甲州の之を見したる者は、皆な以謂らく、「此人にあらずんば身を託すべきなし」と。後、甲州の徳川氏に服するは、多く此に基づくといふ。(徳川實記・梧窓漫筆拾遺) 勝頼の首は、飯田に二三日掛けて、後獄門に掛けらる。(當代記)

秀吉勝頼を惜む

羽柴秀吉山陽道にあり、勝頼の滅亡を聞き、嘆息して曰く、「我若し師に従て甲州に至らば、固く諫めて勝頼を免じ、

甲信二州を與へ、以て東伐の先鋒となさむ。然らば東陞速に定まるべきに、惜い哉」と。(紀談漫錄)

織田信長、勝頼父子の首を見て曰く、「日本に隱なき弓取なれども、運盡きて斯くは果敢なくなりき」と。(三河物語)

徳川家康曰く、「勝頼は強き大將なりしが、機轉なくして、一筋に強きばかりにて、遂に後れを取つたり」と。(武家秘笈)

徳川勢善光寺に詣つ  
信長上諏訪に在て

○徳川勢の將士、甲州の善光寺に詣つ。(松平家忠日記) ○十七日、徳川家康、市川の營を出で、信州上諏訪に赴く。先是、織田信長已に上諏訪に着し、陣を法養寺に据えければ、家康之に會せんが爲なり。(松平家忠日記) 穴山梅雪、家康と共に往き、家康に頼て信長に謁し、國久の太刀と、黄金三百兩とを献す。○信長上諏訪に留ること數日、戦後の諸政を布き、甲州武士の成敗を行ふ。先是、織田信長、甲州征伐の策決するや、密に書を甲州の諸將に送て曰く、「我將に甲州に事あらんとす。今日志を改めて歸降せば、其賞は請に従ふべし」と。書中或は甲州一國を與へん。或は信州半國、或は駿河一國を與へんの語もありきとか。是を以て甲州の將士は、武田譜代の士に至るまで、咸な之を信じ、勝頼の窮迫を見るも、出でて戦ふを欲せず。皆



信長の處分

な屏居して、對岸の火を視るが如くなりしが、此に至て、信長また國中に檄して曰く、「武田家の侍大將は、速に來て禮を取れ」と。諸將之を見て以謂らく、「今日約束の如く賞するならん」と。皆な彼書を懷にして到る。然れども信長の意は、之を賞するにあらず、之を罰するに在りて、甲州侍の、前年より款を通せしものは之を免じ、今度俄に楯下に降參せし者は、悉く追捕して誅すべし。又、假令此役反抗はせざりしと雖も、苟も武田家の被官・家人たりしものは、我が諸將たる者は、決して扶持すべからずとの事にて、忠と不忠とを論ぜず、苟も武事ある者は、悉く探捕へて之を誅し、罪を同族に及ぼせと、いとも嚴に令せしかば、甲州諸將の、殺戮せらるる者頗る多かりき。(野史) 跡部大炊介は、諏訪にて殺され、武田逍遙軒は、府中立石にて殺され、長坂釣閑父子は、一條が舊宅に於て、小山田兵衛・武田左衛門・小山田八左衛門・小菅五郎兵衛は、甲州善光寺に於て戮せられ、一條右衛門太夫信龍は、家康の爲に市川にて殺され、其他、甲信駿の侍大將・家老、駿河先方衆等、心を勝頼に屬せしものは、概ね殺戮せらる。(徳川實記) ○小笠原長忠は小田原に逃れ、北條氏に頼りて匿れ居しが、後信長之を知り、氏政に命じて殺さしむ。氏政首を濱松に送る。○駿河國駿河郡葛山村の人に、葛山十郎義久といふ者あり、この役後、甲府に於て殺され、法名を陽春院瑞香淨英大禪定門と號す。義久は武田信玄の子にして、母は油川彦八信惠の女なり。葛山備中守元氏請うて養子とし、己の一女に嫁せしむ。元氏死する時、義久尚ほ幼なりければ、御宿監物軍代となり、其家を全うせりといふ。義久子あり長次郎といふ。又一女あり。松田晚翠に嫁し、後東福門院の御所に宮仕せしが、門院の薨後尼となり、可然禪尼と號し、關東に下り、鐵牛和尚に會へりといふ。○僧故信は勝頼の庶子なり。此亂を逃れて如

甲州の士殺さる

小笠原長忠

葛山十郎

可然禪尼

僧故信  
山梨村林光寺

武田氏の後三家

來寺に入り、僧炭往に請うて祝髮し、其の弟子となる。如來寺は甲州東光寺村に在り。然るに信長、武田氏の遺族を求むること甚だ急なりければ、炭往助けて遠州に遁れしむ。故信遠州に到り、周智郡山梨村林光寺に住す。(武田三代記)

勝頼滅亡の後、武田の系統を以て、武家を繼ぐもの三家あり。一は、信玄の子龍芳に出づ。龍芳の子を道快、道快の子を信正といふ。道快・信正、父子共に大嶋に流され、道快は嶋に死せしが、信正は免され歸つて、子信興を生む。信興は、元祿中、柳澤吉保に召出され、高家に列し、五百石を食めり。一は、信虎の六子信實に出づ。信實の子信俊、川窪氏と稱し、茲年天正十年、家康に召出され、信雄に傳ふ。信雄の子信貞、武田氏に復す。一は、仁科信盛に出づ。信盛の子信貞、油川と稱し、茲年天正十年、家康に仕へ、寛永年中、三百五十石を食み、信忠・信似・信定父子相傳へ、信定の時、武田氏に復す。(寛政重修諸家略譜)

遠藤傳藏

○武田家の侍に、遠藤伊勢守某といふ者あり。それが次子傳藏正忠といふは、勝頼亡びて後、甲州巨摩郡成嶋に匿住みしが、其處にも住みがたく、弟の五平を留め置き、自ら從者數人と、山を攀ぢ溪を涉りて、駿州に入りしが、遂に安倍の山里に出でける。此にあやしき者の、柴かき結びて住む者のありければ、相應しき土地やあると尋ねしが、此處ぞといふ所もなしといふを、聽て其處に假りの宿を定めぬ。其後、文祿の頃や、彼の山賤を案内者として、彼方此方の山谷を巡りけるに、はしなくも芝地山添の、中之郷といふ所に出でけり。此處にも、亦一人の山賤住まひけるが、其傍に一の洞穴ありて、其のあたり稍、廣みたれば、暫く此に留り住まんと思ひなりて、洞穴に寄せて、住む所を構へ、人を招き集めて、從者と共に開墾を始めけるが、數年の後、其趣を駿府の家康に届けたるに、家康は、遠藤奴ガ原ぞとて、何の咎もなく任せられける。



遠藤新田

此の土地は、元來安倍川の沿岸にして、永住の地としては、不便少なからざるをもて、其由を駿府に申立てけるに、慶長二年、彦坂九兵衛來て巡見し、土地開發の爲にとて、堤・川除など、公の力にて造り與へられたれば、是より開拓の業大に進み、田畑の實も増したるがゆゑに、高を附し租を徴することとなり、名けて遠藤新田と呼びぬ。傳藏二子あり、兄を五太夫、弟を兵右衛門といふ。二人共に駿府に勤仕せしが、兵右衛門は頼宣に隨て紀州に往き、五太夫は留つて家を續ぎ、二家とも、子孫今に存すとぞ。(家傳)○海野信昌といふ者あり。海野幸信の子なり。亂を遁れて伊豆に到り、稻取村若宮八幡宮の別當となる。從來此宮の別當は、法印玉源始めて任せしより、子孫相繼ぎ、十五世周篤に及びしが、周篤此頃死して、其後絶えたれば、

海野信昌

依田信蕃

信昌代て別當となりしなり。(武田三代記)○依田左衛門佐信蕃は、先に駿州田中城を出で、歸て信州蘆田に在りしが、勝頼亡びて後、城を以て家康に屬せんとせしを、會、信長の使者來て招きければ、再び反復思慮して以謂らく、「我今徳川氏に屬するは、已に前約もあれば、義に於て明かなれども、織田氏の使を却けて之に歸せば、織田氏、怒を徳川氏に移すことなからんか。徳川氏の前約を背くに似たれども、寧ろ暫く織田家に仕へ、機を見て徳川家に歸するの、彼此安全なるに如かじ」と、小諸に森勝藏長可の在るを聞き、往いて後事を議せしに、たまたま信長の檄到りければ、先づ一度信長に謁すべしとなし、小諸を出づ。途に信忠の諏訪に在るを聞き、又之に禮を取て行かんと欲し、馬に鞭で諏訪に向へり。然るに後より馳せ來て、呼止むる者あり、顧みれば徳川氏の使者なりけり。到て曰く、「子何くに往かんとするか」。信蕃曰く、「城之介殿に禮し、終に右府公に謁せんとす」と。使者曰く、「子誤れり。子誤れり。子知らずや、右府公今度の趣旨は、

信蕃遠州に匿  
家康甲州の士を保護す  
甲信の士を遠に潜む

武田家の臣屬は、悉く殺戮して容すことなく、犬猫と雖も免さじといふなるを、彼の檄文の如きは、欺き招きて一綱に打盡せん謀なり。然るを、子覺らずして之に赴くは、是れ自から陷穽に投ずるにあらずや。斯る愚を學ばんよりは、請ふ我公に面せよ。我公思慮あり。必ず好く處する所あらん。我公書あり、幸に疑ふ勿れ」と、因て家康の書を示す。信蕃使者の言の理あるを思ひ、使者と共に山路を市川に赴く。家康悦び召して曰く、「汝、我と兵を構ふること凡そ十年、汝の武勇は我が能く知る所なり。武田家衰ふるに及で、汝一人孤城に據りて屈せず、義を守り操りて改めざりしは、我が深く感じて措かざる所なるに、今日幸に汝を見て、宿意を遂ぐるを得たり。何の悦びか之に如かん。然れど、右府公の汝を惡むこと甚だしければ、今日より汝を用ゐる事は頗る難し。又、我が陣に止むることも能はず。信長若し聞知することあらば、我と汝と共に害を被るべければなり。因て今より遠州に至り、暫く身を遠州の山林に隠し、時の至るを待て」と。信蕃之に従ひ、主従六人、身を鍛工に擬して遠州に赴く。家康家人を附し、嚮導して、二俣の奥小川村に至り潛匿せしむ。(蘆田記・宗月覺書)信長の死後、始めて出でて徳川家に仕へ、爾來軍功も少なからざりしが、其の明年二月、信州岩城城を攻め、兄弟三人皆な銃丸に死せり。家康深く之を悼惜し、信蕃の二兒を召し、偏諱を附して、兄を源十郎康國、弟を新六郎康貞と稱し、共に松平の稱號を賜ひ、父の遺領に増して、十萬石を領せしめられぬ。(三河物語)○信長は、武田の舊臣を遇すること、慘酷を極めしが、家康は、また密に之を保護し、其禍を免れしめし者少なからず。三枝土佐守をば、駿州藤枝近傍の東雲寺に潛ましめ、武川の諸士をば、遠州桐山邊に匿れしめ、岡部次右衛門正綱・渡邊囚獄丞助盛、其他米倉・折倉等、甲信に名を得たる者



を求め、密に駿・遠の間に蟄居せしめ、俸米を給與して、衣食に窮せざらしめしもの、數多ありしとぞ。(三河物語) ○十九日、織田信長信州上諏訪に在り、功を論じ賞を行ひ、勝頼の遺領四ヶ國を分ち、有功の將士に

論功行賞

與ふ。瀧川一益は、勝頼父子の首級を得たるのみならず、奮戦の功拔群なりと稱し、關東總管領に命じ、伊

關東總督

勢の本領五郡に、信州の佐久・小縣二郡を加へ、上州鹿橋に住し、以て關東の賞罰征討を沙汰せしむ。但し

穴山梅雪

先鋒の功に依る。一説に甲州全部ともいふ。穴山梅雪は、今度の功績大なるものありとて、甲州西郡を賞し、

曾根下野

舊領駿河の領地と、甲州の下山とを併有たしむ。因て太刀一腰國久と、金三百兩とを呈せしに、信長又之に

守内應

報ゆるに、半俗の脇指の三つ刀を以てせしが、是れ偏に家康の先容に因るとぞ。(織田家譜) 乃ち家康の下に

高國寺

屬して、其の指揮を仰がしむ。(當代記) 信長は、論功行賞略ぼ終て後、菅谷九右衛門を召し問うて曰く、「甲

關甚五兵衛内應

州の士に曾根下野といふ者あり、今何處にあるか」。九右衛門曰く、「駿州富士の郡、高國寺とかいふ城に在

關甚五兵衛内應

り」と聞ゆ」と。信長曰く、「彼は信玄死して後、屢、使者を我に送り、書を託して曰く、「一たびは、必ず被官

關甚五兵衛内應

にし給へ」と。其情、眞に切なるものありしのみならず、國情を通じて漏さざること、已に十年の久しきに及

關甚五兵衛内應

べり。速に召し、其城に川の東南を添へて與ふべし」と、此に於て、曾根下野守は、富士下方一萬貫を領有

關甚五兵衛内應

せり。而して是又家康に屬せり。之を見て或は評する者あり、曰く、「此の如く武田譜代の士にして、織田信

關甚五兵衛内應

長に通じて、累年に及ぶものありしかども、武田氏は之を知らずして過ごし、遂に亡滅に歸したる所以は、

關甚五兵衛内應

職として、釣閑、大炊介等の嬖倖事を用ゐ、國政悉く賄賂に依て決し、隱蔽是れ事としたるに因らずんば

あらずと、眞に然り。嬖臣政を亂し、賂を貪りしより、人心漸く離反しければ、武田氏の舊臣にして、密に

款を敵國に通ぜし者は、獨り此の曾根下野守のみにはあらざるべし。關甚五兵衛といふ者あり、もと尾張浪

人なれども、信玄の時より重く用ゐられ、足輕大將となりし、武田家武功の人にして、駿州持舟の城番とな

り、武名著き者なれども、三年以前より信忠に通じたりければ、勝頼討死して、首級の眞偽詳かならざる

時、甚五兵衛を召して見しめたるに、何事もなく擇び出だしたりといふ。此類の士、尙ほ其他にも多かるべ

し。(甲陽軍鑑) ○信長は此次、海道を歴て歸らんかの議ありとて、遠州所所の陣所・茶屋等經營のため、酒井

左衛門尉の衆、家康の命を蒙り、甲州本栖に到るといふ。(家忠日記) ○北條氏政、太刀・馬・金千兩、江川酒

十樽、白鳥十、漆桶二千を織田信長に贈る。(當代記) ○廿三日、信長上諏訪に在て、功を論じ賞を行ふこと

前日の如し。信長議して曰く、「駿河は専ら家康の攻陥する所にして、其功少なからず。且つ八年前、長篠勝

利の時約せし事もあれば、家康の領たるべし」と。(駿國雜志) 家康恩を謝し、且つ曰く、「此役、今川氏眞は、

舊好の士千餘を従へ、富士下方まで發向し、我が軍勢を助けたるのみならず、今川家とは忘れ難き舊好あ

り。又、駿河は、今川の舊領なれば、賜ふ所の半を割きて氏眞に與へ、以て安堵の地とせしめんと欲す。請

ふ幸に諾せられよ」と。信長色を起して曰く、「用宗・田中の落城は固より、其他の城砦も、其の陥落は、みな

卿の武略にあらざるはなし。其功は寔に彼の七郡に當るべし。之を領すとも誰か誇らん。是以て、今之を卿

に贈る所なり。然るに何の功もなき氏眞に割かんとするは何ぞや。氏眞は、實に天の廢する所なれば、與ふ

べからず。故に若し氏眞に與ふる程用なくば、信長自から領すべし」と。(野史・逸史) 因て止むことを得ず、

遠州茶屋の準備

家康駿河を得たり

家康駿河半國を氏眞に與へんとす



一説 家康の領とす。或曰く、富士下方に出でたる氏眞の兵は三千にして、一たびは家康より、駿河半國を氏眞に  
今川氏眞 再び漂泊 與へしが、信長、歸途濱松に至り、家康をして之を復せしむ。此に於て、氏眞再び漂泊の身となりぬ。結局  
參州築手の山奥に預置き、西國一帶靜謐の後、成敗あるべき筈なりきと。(甲陽軍鑑)

家康の、駿河半國を氏眞に與へんとしたること、甚だ疑ふべしと謂ふべし。若し此事信ならば、信長の死後は、誰が  
か憚らん、直ちに與ふべきなり。若し半國不可ならば、一城を與ふるも可ならずや。然るに毫も此事なきは何ぞや、是  
れ江戸の史家、家康の徳を銜はんとて、殊更に附會したるならんか。若し果して家康自から請ひしならば、信長の聽さ  
ざるを知り、己の仁を銜はんが爲に、殊更に請ひしにあらすやと、或云

駿河全石 此に於て、駿河全土全く徳川氏に歸せしが、駿州一國の石高は、實に十七萬二千五十二石ありきといふ。因  
て天野三郎兵衛康景を命じ、駿府町奉行となす。是れ府中町奉行の始なり。又榊原七郎右衛門に命じ、久能  
山を守らしむ。○安部大藏、邑を遠・駿二州に賜はる。

駿州八幡村、同下・中田村、同宮竹村、同矢井津村、同田尾村、同矢久次村、同梅次村、同井川村。  
遠州千津村、同和泉村、同大間村、同鷲坂村。

是なり、安部大藏は、初め今川義元・氏眞に仕へしが、永祿十一年、武田信玄、氏眞を追うて、駿河を奪ふ  
に及で、信玄の招を却け、安部の在所に退居せしを、信玄怒て、井川七村の中なる、田代・小河内二郷に命じ  
て之を討たしむ。大藏暫く應戰の後、山路遠州に通れ、家康に仕へ、二三十人の兵を請うて、再び安倍に歸  
て、彼の一揆を平げたるを始めとして、彼の信玄の所に築きたる五砦を陥れ、尋で駿・遠の境なる、等ヶ塚

の壘を守りて、白光山・樽井山等、所所の甲州勢を追却して、其功少なからざりければ、天正五年、已に感  
状を與へられしことありき。

今度山中之敵罷出候處に、其表堅固に相踏の條、無<sup>キ</sup>比類<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>忠賞<sup>ト</sup>、向後彌<sup>不</sup>油斷<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>仕者<sup>也</sup>、仍<sup>如</sup>レ件。  
天正五年丁酉九月十一日 家 康 (判)

安部大藏殿

其後も、所所の攻城野戰に、其功少なからざりければ、此の賞賚ありしなりといふ。(海野家系圖) ○廿四日、  
徳川家康市川に還り、令して曰く、

信長歸路 信長公今度の歸路は、東海道たるべき由宣へば、駿・遠・參三ヶ國の道路を修め、斷橋を補ひ、旅店・茶  
店を構ふべし。云云

徳川勢歸

○廿八日、徳川家康上諏訪に至り、令を下し、士卒を散じて曰く、「右府公は、此次、諏訪より富士の根方を  
巡見し、駿河・遠江を経て、上洛せらるべければ、諸卒は、是より便に従て歸るべし。但し、駿・遠・參三ヶ國  
の道路を修め、斷橋を補ひ、旅營・茶店を構ふべき要あれば、苟も首領たるものは、留て我に従ふべし」と。  
令終て、諸將と共に市川の營に歸る。此に於て、徳川の諸勢は、木曾口・伊奈口等より、思ひ思ひに歸陣した  
りけり。(信長公記) ○廿八日、小田原城主北條氏政、織田信長と和睦成るを悦び、願文を豆州三嶋明神に捧  
げて、社殿の建立を誓ふ。

三嶋社建  
立

三嶋明神願書

事 蹟



右意趣者、信長公兼日如<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>セ</sup>、定<sup>メ</sup>御興<sup>ヲ</sup>速<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>方<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>入<sup>リ</sup>、御入魂<sup>至</sup>于深重<sup>ニ</sup>者、即關東八州<sup>ハ</sup>氏直<sup>ヲ</sup>本意<sup>歴</sup>然之間、當社建立之事、早速對<sup>シ</sup>氏直<sup>ニ</sup>、可<sup>キ</sup>令<sup>ム</sup>助言<sup>セ</sup>者也、仍<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>件<sup>ノ</sup>。

天正十年三月廿八日

氏 政 (花押)

朝比奈信  
置殺さる

○四月八日、前用宗城主朝比奈駿河守信置、織田信長の爲に、蒲原驛に於て殺さる。年五十四、墓は同郡西方の一乗寺に在り。法名は、一乗院殿天嶺顯雪大居士。信置は止駄・庵原・富士の三郡、及び遠・甲兩州のうち、數ヶ所を領せし大身なり。信置の男、兵衛大夫信良も、信置と同時同所に殺され、墓も一乗寺にありて、法名を一翁祖心居士といふ。信良一男あり、跡部勝資の弟、民部少輔の猶子となり、跡部刑部良保と稱し、甲州亡滅後、徳川氏に仕へ、子孫相續せり。(家傳)

一説に曰く、花押を見るに、信直に作れば置は誤りかと。然れども信直は蒲原城主にして、落城の時討死せし人にて、墳墓の地も法名も異なれば、同一人と見るが誤りなるべし。

信長東國  
巡視

○十日、右大臣織田信長甲府を出立ち、甲・駿の境なる八代郡姥口に至る。(松平家忠日記)是より富士山を見物し、東海道を上洛せんとするなり。先是、織田信長既に甲州を討平し、國政をも略ぼ處理し終りければ、此月二日、諏訪を立て大ヶ原に至りしが、此處は瀧川左近將監の指揮に依り、上下數百人の假屋を營造し、飲食物をも、心を盡して整へければ、將士の悦び斜ならざりしに、折しも北條氏政の使者到り、武藏野の追鳥狩に獲たる物なりとて、雉子五百餘羽を獻じけるゆゑ、菅屋九右衛門・矢部善七郎・福富平左衛門・長谷川阿竹・堀久太郎等五人奉行となり、馬廻衆を召寄せ、着到の順に従ひ配分しければ、將士は遠國の珍味を拜

北條氏政  
雉子を贈  
る

領したりとて、今更ながら信長が威光の、遠く普及するに驚かざる者はなかりきとぞ。三日、大ヶ原を立ちて五六町進めば、山と山との間より、名山此にと謂はん計りに現はれしは、紛ふかたなく、富士山なりけり。白雪皚皚として、旭日に輝ける其状は、壯麗秀拔にして、神州の鎮たるに恥ぢず。將士みな瞻を張り心を清うしつつ、勝頼が居城、新府の灰燼を踏で古府に至りける。

此時に當て、中將信忠古府に在り、新に假館を構へ、宏壯の美を極め、以て信長を迎へけるが、信長は此に滯留すること數日、惟佳五郎左衛門・堀久太郎・多賀新左衛門を遣はし、草津に湯治せしめ、又、佐佐木次郎を隠匿せしめし過怠を責めて、惠林寺を燒盡し、僧侶百餘人を焚死せしめ、今日始めて東國見物の令を發して曰く、「我一たび富士山を覽、東海道を歴て西上せんとす。諸將おのおの、諸道を分ちて罷り歸れ」と、因て直に甲府を出立ちぬ。(信長公記)此時、武田家の遺臣八十餘人、起て長沼を襲ひしが、森長一撃て之を卻く。又、北條氏政使を遣はし、鷹・馬を信長に贈りけるに、信長之を却くといふ。聞く、信長の始めて甲州征途に上るや、私に謂へらく、「流石に武田家は高家なれば、衰へたりとも悔るべき敵ならず、寧ろ相門の威を假るに若かず」と、因て近衛宰相前久公に請ひ、強ちに軍陣に臨ましめしが、相國は、事平ぎて後、富士見物の舉ありと聞き、再び得がたき幸なりと思ひ、柏坂の麓に至り、併も其の末座に就き、奏者に依て、共に富士を見たき旨を告げしめしに、信長馬上より呼で曰く、「近衛、我さへ家康を勞するを憚れば、卿等は速に木曾路を上り給へ」と、遂に聽さざりき。(徳川實記)信長已に此の如くなれば、家老川尻與兵衛の輩も亦之を習ひ、萬づ傲慢にして、相門に對する禮なければ、相國も思はず長大息し、「昔の家は古風にして、皆な

信長武田  
氏を恐る  
近衛前久  
軍に従ふ

信長新勝  
の威



退かりたり」とて、川尻宿といふ、直なる路次を甲府に出で、木曾路を歴て歸洛せられしとか。信長新勝の勢、櫻るべからざるものあるも轉てや。(三河物語・三河後風土記)

家康の經營

徳川家康は、信長の、歸路駿河に出で、行く行く富士一覽の舉あるべしと聞き、己が領内通行のことなれば、毫も不便あらせじと、未だ發令なき以前より、用意大方ならず。預め人を遣はし、山間の道路は、大石を押退け、大木を伐拂ひ、其の狹隘なるは擴張し、凸凹なるは平坦にし、橋梁の無きは新造し、或は有るも舊きは修繕し、旅館茶店を設置して、宿泊休憩の要に供するなど、自ら大小の事務を總攬指揮し、其の待遇に毫も越度あらせじと、日夜心身を勞して待ちける。斯くて信長は、己に甲府を立ちて進むに、笛吹川といふ川あり。善光寺より出づる川といふ。之にも橋を架したれば、人馬共に歩いて行くべく、難なく姥口に至

姥口の陣營

て陣せしが、此は家康の最も心を用ゐて經營せし所にして、道路兩側の竹木は、悉く銃長に比して切揃へ、特に道幅を潤く造り、左右に衛兵を列ね、以て寸隙だもあらしめず、石を排し水を注ぎしなどは、用意周到れりと謂ふべきか。併も本陣の構造は、最も堅固にして、柵を圍らすこと二三重、士卒の營所あつて、其の四方を圍繞すること、凡そ千間にも餘るべきが、諸士酒食の料、朝夕の儀に至るまで、缺くる所なく備りければ、信長至て先づ其の奇特を感じけりとぞ。而して是より後の宿營も、其の經營は、概ね此に類するものなりといふ。(信長公記) ○十一日、拂曉、信長姥口を立ちて、阿難坂に至る。山高くして景色佳なり。山谷に就て、茶屋・厩等を構へけるが、杯を上げて憩ふこと少時、迦葉坂に至る。是又、高山にして景致に富めり。深林蒼鬱として、翠綠將に滴らんとす。大木を倒して道を開き、大石を除きて歩に便し、山脚嶺頭、

阿難坂

迦葉坂

本巢

井出郷

富士山

富士山名義

隈もなく警兵の列したるは、聊か荒涼殺伐の觀なきにしもあらざりけれども、山上には美しき茶屋の設けあり、就いて酒を酌まば、また以て陶然たるを得んか。此日信長本巢に陣す。本巢の本陣も亦壯大を極め、二三重の柵、諸士千間の屋、本陣の四方を圍らすより、上下の饗應に至るまで、姥口の設に譲らざれば、信長の從者等、之を評して曰く、「東道主人の注意、至れり盡せり」と、家康は此日駿州井出の郷に至り、郷士井出甚助正次の家に宿せり。(信長公記) ○十二日、未明、信長本巢を出立つ。朝嵐戎衣を犯し、寒冷三冬に異ならず。小姓等寒きに堪へでか、連りに馬に鞭ちて狂奔し、富士の根方、上野ヶ原、井出野等を過ぎしに、富士山は、忽然として雲際に聳え、千歳の雪を戴きて現はれたり。諸士、見るから清秀の氣に打たれて、「眞に希有の名山かな」と歎するのみにて、外に言葉はなかりきとぞ。信長も、深く其の秀靈に感じけん、近侍の士を顧みて曰く、「此山のただすまひ、此山の風景、豈に古今の詠なからざらん。古老は無きか。就いて問はまほし」と。老翁一兩輩、召に應じて喜び出で、古今を談じて曰く、「傳へ聞く、太古人皇七代孝靈天皇の御時、此山一夜にして湧出せりと、此の山神は女體にして、士を富さんの御誓あらずれば、山名を富士と稱すとか、或又、白雪四時盡きざれば、不盡と書し、己に萬葉集にも出でたり。仙覺の萬葉抄にも「富士の山には雪のふりつもりてあるが、六月十五日にその雪のきえて、子の時より其頂には又ふりかかると、駿河風土記に見えたり」とありなどいふもあり。又昔より詩・歌・文人の、此山を賛したるもの多く、其數素より枚擧するに遑あらざれども、一二記する所に依ればと、己が強記を、誇りに語り出づるもあり。曰く、「宋人景濂の詩には曰く、

事

蹟



絶入層霄富士巖 蟠根直厭三州間 六月雪花翻素纒 何處深林覓白鸚

とまた、皇國の詩人、萬里にも詩あり、曰く

皆雪無雲天厥峰 夏寒常住不知冬 東遊若過作詩掛 清見寺前三保松

此他、和漢詩人の吟も多かれど、匆卒の際之を措き侍らんか、國歌も亦多くこそ侍れ。定家卿の歌には、

なかなか雲より上はいさ知らず見えぬるほども高き山かな

といふあり、家隆卿も

よの山のたかねたかねをつたひきて富士のすそ野にかかる白雲

と詠み給へり。又宗祇法師東國に在りし比、富士の雪を見て、

白雪にそめいろの山か不盡の嶽

などと詠まれしこともあり。世のこと草にも

富士ひきしされどもつづく山もなし

(信長公記)

などともいひ侍る」と、信長の武威をも畏れず語りつづけければ、信長大に悦び、物を賜うて、厚く賞して遣歸せり。

富士山形

世人は、富士山の秀麗にみどれて、見る所によつて、其形の異なるに思ひ至らざれども、さにあらず。遠望すれば、北へ遠く足をばり、南方は嶮岨なり。遠州より宇都谷までは、山の形同一に見ゆる。清見潟・神原などよりは、長方嶮岨なり。浮嶋ヶ原より箱根までは、ふせこのやうに見ゆる。鎌倉よりみれば、北に足のびたり。武藏よりは、西南に見

人穴

丸山

白糸瀧

るごとく、北に足遠く、南嶮岨なり。江戸の駿河町よりは、正面に見ゆるとて、駿河町といへり。(東路鹽土傳) 是より信長は、根方の人穴に至れるに、此にも茶屋の設あつて、酒肴の饗ありき。大宮淺間社の社人・社僧等出でて道を清め、以て信長を迎へ、以て面調の禮を執れり。此には、昔源頼朝が狩倉の屋形を立てられし、上井出郷丸山の古蹟もあり、西山白糸瀧の名所もあれば、信長も心閑かに探り見しが、浮嶋ヶ原に至つては、自から馬を馳廻はしなどして、いと心ゆきたる態なりき。此夜は大宮に至て宿す。(松平家忠日記) 大宮は、要害の地なればとて、社内に信長の座を設けたり。唯一夜の宿陣なれども、金銀を鏤め綾羅を敷き、

大宮

其の結構は善美を盡し、四方に諸陣の營所を築き、酒食の饗宴最も盛なりき。

浮嶋原

浮嶋原に一の傳説あり。浮嶋原は、富士のすそ野の沼にて、南は海なり。昔は、富士・足高の間、横走りの里といふを通り、足柄越といひしが、足高明神、重服觸穢の旅人等、時をもわかず朝夕に通りけるを、痛く忌みきらひ給ひて、海上に、蓬萊のごとく、三ッの嶋浮びて、波にゆられて漂ひあけるを、打寄せさせ給ひてければ、遂に今の街道は出来たるなり。さればこそ、浮嶋原とはいふなれ。六町一里にして、東西三十里ありとぞ。さりや名は浮嶋と呼べど、今は草むらにて、沼は少しあるのみ。百首に行純、

雲の波尾花が波のはてもなし霜がれ渡る浮嶋ヶ原

詠歌多き中に、後京極殿藤原基政・源有長の歌を秀逸なりとす。(東路鹽土傳) 此邊、鰻の漁多き故に、浮嶋原を鰻嶋原とも云ふ。柏原には、うなぎ賣る茶店もあるなり。

富士沼

富士沼は、又柏原沼と稱す。古へ須戸湖とも須津湖とも稱し、沼津の邊まで連れる湖にてありしなり。地利を見るに、大古は、此地入江にて、天香具山・浮嶋原は、海中の巖なりしに、富士の熔發にて、土砂碎石灰の降積みしものか、或は、海の洲の、漂流ひ寄りて、成れる地と思はし。其の土地、漸漸に廣まり包みて、内は大湖となれるならんか。今



は一里許の沼となり、南北に蘆菰生茂れども、古は廣かりけん。(駿河志料) 春くさはかりかふばかり成にけりふじの沼にこまよとめまし、源仲遠(夫木抄)又うきしまがはらは、いづくよりもすぐれて見ゆ。北はふじのふもとにて、東西はるばるとながくして、青ぬのをひけるごとし。山のみどりをひたして、雲もみづもひとつなり。あしがりをぶねにさほさして、群れたる鳥おほくみわたされて、雲の浪、煙のなみいと深きところなり。眺望いづれもとりに心に心ほそし、原口はしほのけぶりたえたえちわたりて、云云。(野次の記)

駿河の名所

既にして家康入て信長に謁し、道中旅行の勞を慰し、且つ曰く、「此役、北條氏政大兵を出だし、高國寺・カチャウメンに陣し、後走の兵を出だし、中道通り駿河路を攻め、甲州領の大宮なる諸伽藍を始め、本栖に至るまでを燒盡し、以て大に我が兵勢を援けたり」と。信長言ふ所なくて、唯、家康が旅館の構、道路橋梁の修繕等、心を用ゐし事の深きを謝し、脇指・長刀・馬二疋を賞して止みぬ。脇指は吉光の作、長刀は一文字の作、馬は黒駿にして、皆な信長の秘藏なりといふ。(信長公記・家忠日記追加) ○十三日、拂曉、信長大宮を出で、足高山を左に見つつ、浮嶋原を過ぎ、富士川を越えて蒲原に到る。蒲原に茶屋あつて酒肴を供しければ、信長馬を止めて少時憩ふ間に、此地の故事を諳する者を召し、名所舊蹟など尋ね問ふに、吹上之松・六本松・和歌之宮等、此邊の故事傳説など、落もなく語り続け、向地も目羅ヶ崎・伊豆浦、且は高國寺・吉原・三枚橋・多んのう・かちやうめん・天神川、又、伊豆・相摸の境なる深澤城の趣等、問ふに従て詳に答へければ、信長も頗る興に入り、霎時は時の移るも知らざりけん。其より、濱邊に途して由井に出で、薩埵山に上りて、大海を直下に眺め、遠近の磯部に集ひ、鮑取る海士の様などを見、興津に出でて、清見關の跡をとひ、田子の浦浪に馬足を浸し、遙に沖を見渡せば、彼方は三保松原細長く、其の羽衣松は、緑の色も濃く、常磐の蔭

江尻

の動きなく、静けく波に浮く見れば、四の海風立ち止みて、自らなる今日の景色ぞと、坐るころの浮き立つて、山海の景、名所の迹に、厭くことを知らず、江尻の南に山を越え、久能城下を巡りつつ、還て江尻の城に入りぬ。(信長公記・松平家忠日記)

エンノウ

昔の海道

カチャウメン

駿府

ふんのうは江能村にて、後の江ノ尾村のことなり。何れの頃よりか、江尾と改め書すれども、土人は尙ほ、ふんのうといふなり。三枚橋を距ること三里、其間に車返あり、昔の宿驛にして、當時の東海道は、此の山路を通じたるなり。是より一里半許を行けば、神樂面といふ石山あり、獅子の口開きたるが如き形したる、九尺有餘の自然石なり。神樂石とも神樂岩ともいふ。沼津八幡社の北なる、神樂免にあらず。さてカチャウメンは、カチウメンにて、カチウメンは、カグラメンの假名文字を、讀み誤りしものなり。(里人談)

○十四日、信長夜をこめて江尻を立ち、姥口・長沼・狐ヶ崎・田ノ上・鉤金等を過ぎて、駿府に着す。家康茶屋を府中町口に設け、迎へて之を饗し、酒肴を供す。信長此に到て、今川氏の古蹟と傳ふる、所謂千本ノ櫻を尋ね見るに、卯月十日餘りの事なれば、花の梢も名のみにて、木芽嵐に萎るれば、「植ゑ置きし主の榮も、斯くは成りつれ」などと獨語しつつ、一首を思ひ続けけり。

今川の流の末も絶果てて千本の櫻ちりすぎにけり  
千本櫻は、治部大輔義元の植ゑし木にして、府館の庭中に在りきとぞ。斯くて安倍川を越え行くに、下流の左岸、山の麓に、持舟城の見えければ、彼處こそ、武田四郎が此地を抱へし砦なれと眺めつつ、志豆機山を望みて、手越の狭渡を過ぎ、漸く進みて山中に入れば、道に沿うて、鞠子川の端に山城あり。是も四郎が築きし防城のみと思ひながら、名にし負ふ、宇津の山邊の坂下に到れば、茶屋を設けて、酒肴を備へたり。是











大井河の  
川越

大井河は、海道第一の激流なれども、家康豫め命を下し、水練の達者數多を擇び、以て川越人夫に當て、徒歩者一人をも、傷けざらしむるやう、警戒せしめければ、信長至るに及で、雜卒一人だも損せず、全軍をして、安全に越えしめたりけり。信長已に大井河を渡り、牧野城を右に見て、諏訪原を下り、菊川を経て、漸く上るを小夜中山とす。此處また、茶屋の設ありて、酒肴を供せり。是より日坂を越えて、懸川に宿す。

天龍川の  
船橋

(信長公記・松平家忠日記) ○十六日、拂曉、信長懸川を立つ。久努の城を見、岩井を過ぎ、見附國府の上、鎌田ヶ原に至れば、三箇野坂に屋形の設ありて、休息の間に、酒肴を饗せり。馬伏塚・高天神・小山等の城地を、指願の間に眺めつつ、西坂・中泉より、池田宿を経て、天龍川に到る。天龍川には船橋を架せり。小栗仁右衛門忠吉・淺井六之介道忠・大橋某等三人、家康の命を蒙り、奉行して架設せし所なるが、川の前後に番兵を置き、路次の左右に弓鐵砲を飾り、警護の士多く並居たり。信長之を見て大に悦び、黄金を出して、奉行等を賞せしとぞ。凡そ此の天龍川は、甲信諸州の川流、相合して流れ來る大河なれば、瀧の如く下り、瀧の如く鳴り、激流奔湍岩を打つの状は、實に見る者をして、肝膽を寒からしむるものあれば、船橋など、固より輒く架し得べきものにあらず、然れば此河に、船橋を架すること、是を以て嚆矢となす。初め此橋を作るや、國中の人夫を役し、大繩數百條を引きはへ、船數百隻を聯絡し、其上に、廣く厚き板を並布きたるものなるが、素より馬上の人、數多相連りて渡るなれば、壯大堅固を主としたる結構なるは、言ふまでもなけれ

船橋の始

ど、橋の上下左右に、番船を附せしが如き、奉行人の粉骨碎身を、想察するに足るものあるなり。而して家康が此行の勞苦は、如何なるものありけん。唯此橋一所を作るだにあるを、遠近の諸國にまで、隈なく心を用ゐ、道路の壞れたるは、之を修築せしめ、河湖の通じ難きは、或は之に橋梁を架し、或は之に舟楫を備へ、以て迂迴遲延の憾なからしめ、宿所宿所には、屋形を營み、馬屋を構へ、路次の巷衢には、茶屋を設け、酒肴を供へ、以て其の疲勞鬱屈を慰め、併も其の膳羞には、最も意を用ゐ、京都・堺に人を遣はし、諸國の珍奇、山海の鮮美を集めしめ、且や百里の道程、到る處に護衛を配し、信長をして毫も畏怖の念、不満の思なく、新捷の威風、加はるあつて缺くるなく、陽陽として、京師に凱旋せしめたる其功、果して誰の力ぞや。嘗に信長の待遇のみならず、隨從の士卒、小介馬卒に至るまで、之を遇するに各、方あり、行く先に設けたる、千五百間の小屋は、以て優に日日の勞を醫するに足るべし。其の數日送りに備へしめたる糧食酒肴は、以て長途の旅情を慰めて餘りありしも、一に是れ、家康が信長に奉事する心の厚きに基き、思慮の微細に及べるが、致す所にあらざるなければ、信長の悦びは言ふにも及ばず、家康の譽も亦大なるものあつて存すとは、嘗、徳川臣屬の稱する所のみならず、亦織田家諸士の稱讚する所なりけんかし。

既にして、信長は小天龍を騎渡し、濱松に至て宿せしが、濱松には、家康已に三日前に歸城し、諸の準備を整へて待受けたれば、其の送迎に疎漏あるべくもあらず。今日を限りの接遇なれば、其の饗應は善盡し美盡し、其の待遇は款曲懇切到らざるなく、務めて其の驩心を迎へければ、信長の感悦また少なからず。家康に謂うて曰く、「今度師を出だして旬日を費さず、一撃の下に、多年の勁敵を滅すを得たるは、偏に卿が不屈

信長家康  
濱松の對  
面



不撓の念を以て、百難を排し、畫謀籌策、その當を得たる功にあらざるはなし。其功其勞に比しては、先に呈したる駿河の一小國、固より屑にはあらねども、卿は以て然りとせず、數日の旅行に、旅館の營驛舎の設より、饗膳杯盤の珍に至るまで、奔走盡力及ばざるなきは、寔に謝する辭なし。卿の厚意に依て、日本の名山富士の秀麗をも見、長途の旅行に、多年の鬱懷を散じ、明日は、支障なく故土に歸るを得べしと思へば、何



平 信 長 像

の悦びか之に若かん」と。信長が此言強ち辭令の末に出でたるものとのみは言ふべからざるか。家康は、永祿以來今日に至るまで、數多年の間、信長が東方の鎮となり、信玄父子の強敵にあたりければ、信長の東顧の憂ひなく、専ら鋒を西北に向くるを得たるは、主として家康が慘澹たる努力の致す所といはずんばあらず。さればこそ、當代記も、三方原の役を敘して、「元龜三壬申、信玄遠州の發向、此時、信長公歴歴之衆、家康公は有ニ加勢、彼、信玄、女、與ニ信長息、雖レ有ニ縁邊之契約、年來家康別、而信長と子弟同前之間、爲ニ最負ニ之沙汰如レス、信長眞實之心底者、家康被ニ滅亡ニ者、定、而信玄討ニ信長、可レ取ニ天下、企可レ有レ之の由、兼て令ニ推察ニ給之間、猶以如レス」と論じたるならぬが、此説また能く當時の事情を穿ちたるものと思はる。畢竟、この二家は、存亡興廢を共にし、互に相負ふ所少なからざれば、信長の言の如く、家康に駿河一國の賞は、多きにあらざるべし。因て家康は恩を拜して退出せり。

り。

信長は又奉行酒井左衛門尉忠次を召し、「此度武田の滅亡せしことは、偏に徳川家數年の間、甲州を抑へ、武威を輝かしし故にして、全く信長が武功にあらず、其上、此度の路すがら、日日の馳走入魂甚だしき段、報謝する期あるべからず」とて、眞光の刀に、黄金二百枚をそへて賜はり、且つ曰く、「去年西尾小左衛門に命じ、黄金五十枚を以て、兵糧八千餘俵を購はしめ、參州吉良に積置かしめし所以は、畢竟斯る時の用に供せしめんが爲のみ。然るに事速に成りて、復た是を用ゐるべき所なし。然れば今家康家臣に分配して、残す所あるべからず。須らく菅谷九右衛門に就て受取らるべし。我また命ずる所あらんとす」と、輒ち九右衛門を召し、命じて忠次に渡さしむ。(野史) 忠次辭せずして受け、恭しく謝辭を陳し、然る後、禮を更め儀を畧し、閑談して深更に及べりといふ。信長、此夜軍中に令し、小姓・馬廻等を散解し、本坂越・今切越を問はず、各、意に隨て歸國せしめ、弓銃手のみ残りて、元の如く従はしむ。(信長公記・松平家忠日記・藩翰譜)

信長諸隊を解散す

天正記云、此とき、將軍ふじご見物是あり、是、天ちく・しんたん三國ぶさうの名山なり。これに在いて、こ山なし。是を見て、たいぼうをたつし、くはつきなめならず、しかふして遠州・三川にわたり、徳川三河守家康の御たちに來てたいりう也。御ふじ御供に、御馬をおさめ給ふ。

今切渡

○十七日、拂曉、織田信長濱松を發し、今切渡に至る、今切渡には、座乗船・裝飾船等の備まで、數多整へて、美麗に飾付けたるに、中には酒肴の饗あり。外には陪從船あり、船奉行は、數多の船を指揮して、前後左右に連り、警護に由斷なく、徐徐と波を分けて進みけり。已にして船岸に達しければ、信長は、上陸して



ハマナノ橋

行くこと七八町、右方にハマナノ橋といふあり、些細の所なれども、名にし負ふ名所なれば、往いて見る。濱名橋は、古來遠州の名蹟にして、高師山と共に、古今人の詠歌に入ること少なからず。而して、濱名橋は、専ら月を詠じ、高師山は、時鳥や鹿を詠みしが如し。

渡邊彌一

徳川家の士に渡邊彌一郎といふ者あり、此地の故事に精しとて、家康は特に命じ、馳走役として付置きけるが、渡海中、濱名の橋、今切の由來、舟方の子細等、詳かに談じければ、信長以て神妙なりとし、黄金數多賞せらる。彌一郎の名譽、餘ありと謂ふべし。凡そ信長の此行、到る處に故老を召して故事を問ひ、名所舊跡を求めて、其昔を偲ぶこと少なからず。京師の山河に感化せられ、其の趣味此に至れるものか。白須賀を過ぎて潮見坂に到れば、此にも茶屋・廐の設ありて、酒肴を供す。晩に及で雨降り出でけるを、信長は弓銃を前後に、悠悠として吉田に到りける。(信長公記・松平家忠日記・本朝三國志)吉田は酒井忠次の居城なり。其子與四郎留守して、饗應善美を盡しければ、信長賞するに、黄金二百兩と國久の脇指を以てせり。此夜、信長は、特に松平上野介康忠を見んとせしが、康忠固辭して出でざれば、信長特使を派して、黄金並に刀を贈るといふ。信長の切なる情、康忠の敢て出でざる、抑も如何なる故かある。

潮見坂

本坂越

本野原

信長歸る

一説、信長は本坂を越え、廿一日安土著(關八州古戦録)

濱松より本坂越の道筋は、三方ヶ原を過ぎて氣賀に出で、摩訶耶・大福寺三ヶ日等を経て、本坂三十町をのぼり、高師山下にして、遠參の界なる、本野原へ出づるなり。本野原は、昔、北條泰時が柳を植ふたるを、長明が召公の甘棠に比したる、有名の地にて、是より直に高師山に上りて、東海道へ出づるなり。又、豊川の里へ向ふ道もあるなり。

○十八日、織田信長池鯉鮒に至る。(松平家忠日記)駿河國蒲原より、池鯉鮒に至るまでは、徳川家より、館

家康安土に赴く穴山梅雪共に往く

舎茶亭を營み、到る處に饗應せしが、鳴海より以西は、尾張領なれば、織田氏の譜代大名悉く出迎へ、其の速なる凱旋を祝しけるが、後廿一日、信長は恙なく、江州安土城に入りしとぞ。(信長公記)○五月九日、濱松城主徳川家康、安土に赴かんと欲し、濱松を發して西上す。是れ信長父子の凱旋を賀し、併せては、駿河を賜はりし恩を謝せんが爲なり。(甲陽軍鑑)先是、甲州の舊臣穴山梅雪、濱松に到り、家康に見え、謝して曰く、「先に勝頼亡ぶる時、諸將多く咎を蒙りしにも拘はらず、己獨り舊領に安堵するを得しは、偏に君が先容庇陰の力に依る。僕終生其恩を忘れざるべし」と、因て厚く物を贈り、又、長坂血槍九郎信政の、誠意を以て事を處せしを悦び、信政に麒麟鹿毛といふ名馬を贈り、斯くて暫く濱松に滞留せしに、たまたま家康西上の舉あるを聞き、家康に請うて曰く、「僕は君の保護に依て、織田公の恩を蒙ること、厚く且つ大なり。然るに、兵事匆卒、未だ親しく謝するに遑なく、常に以て憾となせり。聞く君近日西上の舉ありと、若し眞ならば幸に僕を率ゐよ、僕請ふ君の補助に依り、親しく織田公に謁して、厚く自ら謝する所あらん」と。家康之を聽す。此に於て、梅雪を伴ひ、以て具に與に往く。(信長公記・三河物語)○十一日、徳川家康岡崎に着す。先是、織田信長安土に在り、家康西上の舉あるを聞き、其臣高野藤藏・長坂助一・山口太郎兵衛尉を以て奉行とし、命じて曰く、「道路橋梁の事は、改築修繕宜しきに從ひ、遺漏あるべからず。道路の應接、饗膳の事は、國持郡持の諸大名に命じ、勞を厭はず費を顧みず、款待好遇の方に於ては、苟くも缺くる所あらしむべからず」と。(信長公記)是を以て、旅宿の館、小憩の亭、大小の雑事に至るまで、心を盡さざるはなかりき。家康は、此の驩迎裡に行き行きて、十五日安土城に到りけり。(野史)家康安土に到れば、信長迎へて大寶坊

家康安土に著す



惟任光秀  
饗を司る

に館せしめしが、此日より十七日に至るまで、惟任日向守光秀に命じて饗せしむ。此に於て光秀帳を湖畔に張り、使を京畿に發し、珍羞を市ひ器玩を購ひ、心を用ひて斡旋し、款待優遇至らざるなく、山海の珍味供せざるなく、寔に古今の盛饗なりき。(信長公記・川角太閤記・藩翰譜)

一説

一説に曰く、此時家康の宿所には、明智日向守の邸を充て、日向守に命じて饗せしめしが、信長、この饗宴を慮らせらるる事の深かりし故にや、親から臨みて、供膳の料を検せられしに、夏の中、炎暑盛なれば、新に求めたる生魚も、忽ちにして古びけん、門に入るや否や、腥風颯と鼻を襲ひ、其臭塞に堪へがたければ、信長大に怒て、直ちに割烹の場に至り、叱して曰く、「是を如何ぞ、客に供するを得ん」と、因て直ちに、宿所を堀久太郎の邸に移し、久太郎をして家康を饗せしむ。此に於て、明智日向守大に面目を失し、憤懣措く能はず、魚鳥器具、悉く溝中に投棄せしめければ、生肉煮肴溝中に堆積し、腐敗醜醜の臭は、風に乗じて安土を襲ひしといふ。日向守の憤怒想ふべし。(川角太閤記)

信長備中  
に出師の  
準備

先是、羽柴筑前守秀吉は、信長の命を蒙り、三月の末より備中國へ下り、すくも塚・えつたか城等を攻め、或は屠り或は降し、遂に進みて高松城を圍み、蜘蛛津・えつたの二川を防壁し、城に注いで以て攻む。城、水に浸さざるもの三板、城將清水長左衛門宗治大に苦む。藝州の毛利輝元之を聞き、吉川元春・小早川隆景に命じ、數萬騎を引率し、到て以て高松城を援けしむ。兩川到りて、秀吉と相對して陣す。然れども持重して未だ戦はざるなり。此に於て、秀吉使者を馳せ、細に其狀を報じ、以て信長の自から出でんことを請ふ。書到ること此頃在り。信長大に悦びて曰く、「是れ天、我に十國を與ふるなり。我自から發して、天與を拜せざるべからず。我一たび發せば、彼の凶徒を殲し、兩川の首を京獄に曝さんこと、旬日を出でざるべし。兩川を誅せば、中國を靡け、西國を平げんこと易易たるのみ。成竹已に我に在り」と。因て堀久太郎を召し

家康を饗  
す

曰く、汝是より、羽柴が陣所に馳せ往きて告げよ、我行十日を出でざるべし、須らく藝州の二將を羈束し、容易く退く能はざらしむべし」と。久太郎命を聞て輒ち起つ。信長又、池田紀伊守父子・長岡與一郎・惟任日向守・高山右近・中川瀬兵衛尉・鹽河吉太郎に命じ、急に國に就て、出師の準備を爲さしむ。曰く「我自から出でんとするなり」と。斯くて十九日には、安土山惣見寺に能舞を催し、幸若八郎九郎に舞を命じ、丹波梅若太夫に能を命じ、終日の興を盡し、以て家康を慰めしむ。時に家康が陪從の士にも見しめ、旅中の勞を醫せしめんと、特に棧敷を營ましめしが、人は之を見て、仁に近しと謂へりとぞ。(信長公記)中に梅雪は、東鄙の人なれば、始めて幸若が舞を見て、頗る興に入りけん、唯茫然たるのみなりきと。

已にして舞二番過ぎたれば、梅若も能三番をしけるが、其能常よりも遙に劣りければ、信長色を變じ、直ちに使を幸若の室に遣はし、舞は頗る巧みなりき。更に一番を演じて、徳川殿の興に供せずやと謂はしむ。幸若即ち出でて、和田酒盛を舞ひけるに、初に超えて勝りたりとて、信長悦ぶ。因て幸若を召し、帷子に黄金百兩を添へて賜ひ、又梅若にも黄金百兩をば與へしが、向後嗜もなく、失念等することもあらば、頸刎らるべきぞと告げしとぞ。(川角太閤記)廿日には、家康を高雲寺殿に招待し、穴山梅雪・酒井左衛門尉・石川伯耆守・其他の諸老臣をも悉く召寄せ、自から給仕して、朝の盛膳を供し、而して後、家康の手を引き、陪從の士を招き従へ、殿主に上りて、隈なく縦覽せしめ、再び下てもとの室に至り、あらん限りの饗應をし、驢を盡し夜に入て止みしが、當時、兵革日久しく、邦君周旋し、絶えて國容なかりければ、一時傳へて盛事とす。此時、家康は、馬并に鎧三百領、黄金三百兩を贈りしに、信長は馬と鎧とを受け、黄金は之を返して曰く、「是より



家康上洛 上洛せられ、洛の内外を徐に見らるべければ、此金は其費に供し給へ」と、終に取らず。因て家康に謂て曰く、「京畿は今方に無事なり。一たび輕装遊觀し給ふべし。余も亦尋て往かん」と。家康は、廿一日、參内として上洛せしが、信長謂うて曰く、「願くは梅雪殿をも誘ひ、洛中残る所なく遊覽し給ふべし。因ては案内者を遣はすべし」と、長谷川お竹・織田七兵衛尉信澄・惟任五郎左衛門尉長秀を命ず。家康辭して曰く、「案内者は一人にて足るべし。多數の人を煩はすに及ばず」と。信長曰く、「然らば、於竹汝一人隨ふべし。其他は、大阪に至て、饗應の準備を爲すべし」と、於竹一人を隨はしむ。(信長公記・川角太閤記・織田軍記) 江戸時代の史家は、之に附記して曰く、「是れ實は間を窺て、家康を殺さん謀なりき」と、(老人雜話) 果して如何なりしか。

長谷川於竹、名は秀一、是より家康に隨行して、濱松まで至りし人なり。秀吉天下を統一して後、家康之を秀吉に薦め、羽柴藤五郎と稱し、越前國にて十二萬石を領す。

臨濟寺器物 ○二十八日、徳川氏の家人榊原康政、駿州臨濟寺に、數多の器物を寄附す。是は、家康來遊の時、其要に供せんが爲なりといふ。目錄に曰く、

御菓子臺	一	對	金屏風	三	雙
御簾	一	掛	臺子	一	莊
鐵風爐	一	口	釜	一	口

天正十年五月廿八日

榊原式部大輔寄進焉  
臨濟寺和尚

(臨濟寺由緒書)

家康上洛 ○徳川家康上洛して後は、信長の命に従ひ、茶屋四郎次郎晴延の家を旅館とせしが、今日遊覽を終へたれば、泉州界に赴くべしといふ。(甲陽軍鑑) ○廿九日、織田信長兵百五十騎を率る、京師に入て本能寺に宿す。其子信忠も亦少兵を從へ、京師に入て妙覺寺に次すといふ。是れ中國征討の途に上れるなるべし。(川角太閤記) ○三十日、徳川家康堺を遊覽す。○六月七日、徳川家康先に泉州界にあり、遊覽の日を累ねしが、此日、近畿を逃れ、辛苦艱難して、纔に岡崎に還る。明智日向守光秀謀反し、織田信長父子自殺し、京師大に亂れたればなり。

(大正十年六月四日脱稿)

明智光秀は、美濃國明智城主、明智十兵衛尉光綱の嫡子にして、十一歳の時父歿し、遺領一萬五千貫を叔父某に委し、諸國に巡遊して武藝を修行し、永祿五年の頃、越前國朝倉義景に仕へ、同じき十一年秋、足利義昭の吹擧によりて、織田信長に仕へたり。(美濃國諸舊記)

明智光秀は、若狭小濱の刀劍鍛冶、冬廣といふ者の二男なり。幼より武術を好み、近江に赴き、佐佐木に仕へ、明智十兵衛と稱し、使者として尾張に赴きけるが、信長、その應對進退の、尋常ならざるを見て、遂に之を臣とせり。(若狭守護代年數)

明智光秀は、丹波國桑田郡、宇津八村の内明石村の人にして、明石十兵衛といひ、土岐九郎頼基十二代の孫なり。初め細川藤孝に仕へ、八十石を給せられしが、地質惡しければ、替地を請ひけれども、藤孝の家老、米田監物入道宗鑑肯かず、因て去て織田信長に仕ふ。



明智光秀は、美濃國土岐郡、明智といふ里に生れ、昔は土岐の一門とかやいひし、貧しくなりて、下部の一人をも持たず、越前國などさすらへありき、思ひがけず信長に宮仕、心に叶ひもできて、江西志賀郡を知り、坂本といふ所に城構ありしが、天正六年の比にや、丹波へ越し、波多野杯いへる國人を討滅し、國の主となり、猶ほ江西を知れり。云云

(豐鑑)

明智光秀は、砲術に委しく、築城に委しく、安土城は光秀の繩張といふ、又數理に明にして、能く知行に應じて人數を定め、行列を定めたり。(甲子夜話) 光秀嘗て曰く、佛のうそを方便といひ、武士のうそを武略といひ、士民百姓はかはゆきものなりと。(老人雜話) 又嘗て、越前に零落の頃、東江川の渡に大黒像を拾ひ、棚に上げて祭りたるを、或は見て、扱も福の神を拾ひ給ふものかな、此の福神は千人の司なり。能く信仰し給へと云ふ。光秀大に驚き、あら心狭の大黒殿やな、世の中には、凡夫にてさへ千人の司する者多し。侍の出世を頼むべき神にあらずと、打捨てたりと云ふ。(武者物語抄)

明智光秀の亂

先是、五月十六日、日向守光秀、中國出陣の命を蒙り、丹波國龜山に歸て、兵を整へんと稱し、近江國坂本の邸を出でしが、翌日、愛宕山に登り、社頭に宿して、終宵祈願する所あり。神籤を求むること二三度に及びて、遂に眠らざりしとか。廿八日、西坊に連歌興行ありければ、光秀また之に加はり、悠悠自適、百韻を終へて、龜山城に歸りけるが、其の發句に云ふあり、曰く、

時は今天在が下知る五月哉

水上まさる庭の夏山

花おつる流の末を關とめて

光秀

西坊

紹巴

(當代記)

神籤も深き心あつて探りたらめ。此の連歌の發句も、心竊に期する所あつて、胸中澎湃たる情の、押へがた

光秀反意を決す

くて發したる句ならんとは、後にぞ始めて思ひ知られたる。

織田信長は、安土本丸の留守を、津田源十郎・加藤兵庫頭・野野村又右衛門尉・遠山新九郎・世木彌左衛門・市橋源八・楠田忠兵衛尉。二丸の留守を、蒲生右兵衛大夫・森次郎左衛門尉・雲林院出羽守・鳴海助右衛門尉・祖父江五郎右衛門尉・佐久間與六郎・箕浦次郎右衛門尉・福田參河守・千福遠江守・前波彌五郎・山岡對馬守等に命じ、其他の士卒には、今度直ちに中國へ進軍すべければ、各自出軍の準備をなし、一令の下るを待てと命じ、廿九日、近習の士僅に百五十騎を従へ、京師に至て秀吉の報を待てり。

光秀は、此狀を偵知して、龜山城に歸りしが、此月一日、明智左馬助・明智次右衛門尉・藤田傳五・齋藤内藏助・溝尾勝兵衛尉等を城中に召し、密に告げて曰く、「吾今夜卿等を召すこと、他の故あるにあらず。以て卿等の生命を得んと欲するなり。若し諾せば後事を議すべし。能はずんば吾首を刎ねよ」と、語り終つて平然たり。五人愕然として胸動き、相顧みて言無し。暫くにして、左馬助膝を進めて曰く、「臣、質を委して、君の恩を蒙ること久し。君の大事に臨みて、死を避くる者にあらず、何にてもあれ、左馬助は命を奉ぜん」と。四人之を聞て、決する處やありけん。咸な曰く、「臣等、義、左馬助に譲らず」と。光秀悦ぶ。因て曰く、「我不肖と雖も、信長の爲に、犬馬の勞を取ること、人に譲らず。然るに、公の我を遇すること無狀極り、我を殺さんとすること屢にして、併も其事已に逼れり。我より之を發せずんば、公將に我を殺さんとす。死終に免れずんば、寧ろ返逆の名を負ふとも、我心を行うて死せんと欲するは如何、諸子若し不可とせずば、速に此の牛玉の裏に、靈社の起請文を書せ」と。



明智は、已に其の侵入すべき時機を視察し、常に信長を憎む所の某將を召して、己の隱謀を明言し、信長は、忍ぶ可らざる驕慢、及び度外の望欲と、壓制不正の事あれば、信長に敵するは適當なりとし、告げて曰く、「今や此の虐主を伐ち、其の所有を奪ひ、富貴を得るの好機會なり。況や又、信長は護兵なく、且、常に己れを忌嫌ふ者多き此の市街に於て、防守なき地に旅寓するは、是れ天我等を助くるなり。今日に當り、我此敵を滅さば、常に之を怨憎する諸侯等、皆な滿悦するを知るべきなり。我信長に恩惠を受くると雖も、此の虐主を奉戴するは、愧ぢ嫌ふ所なり。然れども、若し衆庶の心に適するに非れば、我亦敢て此事を謀らす。又、神佛及び比叡山の佛徒の爲に仇を復し、且つ奴僕の如く虐遇されたる諸侯に、自由を還與せん」と。云云（クラセ「日本西教史」）

五人は事の意外に驚けども、決心の色固くして、諫むべからざるを知り、遂に其の言ふがままに書す。此に於て、質子を重ね約を固うし、血を飲て其議を決す。乃ち軍中に令して曰く、「明日、兵を率ゐて京師に上り、我公の檢閲を被り、中國に赴いて、秀吉を援けんとす」と。其日戌刻の初に龜山を立ち、五人を以て先驅の將とし、大江山を越え、疾驅して京師に向ふ。二日の曙、先鋒已に洛外に達しければ、直ちに進て本能寺を圍み、鬨をあげて威を示し、弓銃こもごも亂射せり。

信長は、此時尙ほ寢室に在りしが、鬨を聞いて驚起し、曰く、「是は反人か、何者の企ぞ」と。森蘭丸走出で、門外を見歸て曰く、「惟任が謀反と見ゆ」と。蘭丸は、森三左衛門尉が次子なり。信長曰く、「孺子無禮なり。敢て我に敵するか」と。自から弓取て弦張り、矢種を惜まず射立つるに、本堂なる宿直の士等、皆な馳せ至て加はる。伴太郎左衛門尉・伴正林・村田吉五・矢代勝助等、厩より切て出で、枕を並べて討死せり。勝助は、名を得たる馬の上手にして、奥州者なれば、汝は他に異なり。退けかしといふ者ありしが、あざ笑て

共に討死せしとか。中間には藤九郎・藤八・岩・新六・彦一・彌六・熊・駒若・虎若、激戦して死し、小性には森蘭丸・森力丸・同坊丸兄弟三人、小川愛平・金森義人・魚住勝七・今川孫次郎・狩野又九郎・薄田與五郎・落合小八郎・伊藤彦作・久久利龜・山田彌太郎・飯河宮松丸・種田龜・柏原鍋丸兄弟・祖父江孫丸・大塚彌三、馬廻には大塚又一郎・平尾平助・針阿彌等、おのおのものと鋒を双べて切て出で、込入る敵を追出だし、死力を盡して戦へば、敵も暫く辟易して見えけるが、衆寡を較ぶれば、大海の一滴、九牛の一毛にも及ばねば、素より敵すべきにもあらず。名を惜み義を重する勇士は、悉く討死してけり。小倉松壽丸・湯淺甚助・中尾源太郎等、出でて町家に宿せしが、之を聞くや、敵に紛れて本能寺に入り、城兵と共に討死せしは、志勝れてぞ見えける。高橋虎松は厨口に戦ひ、大軍を支へがたくて亦死す。信長も殿中に在て、屈せず防戦せしが、弓弦絶えて戦ふ能はず。弓を捨てて鎗を取り、突出して激戦せしが、右臂を撞かれて意の如くならず。心や已に決しけん、忽ち奥に走り入り、女房下婢は恐なし、速に遁れ出でよと三呼しつ、尙ほ奥へ入るよと見えしが、忽ち信長の座所に火起り、殿中暫くにして灰燼となれり。光秀士卒を遣はし、其首を求めしむれどもあらず。怪み懼れて、灰を掻き尋ねしめしが、骨骸だに見えざりけり。

信長は、身體肥大なれども、筋骨孱弱、臂力に乏しく、戦闘の任に勝へざる者の如し、然れども、其の孱弱を償ふに、其の膽と才とを以てし、古今未曾有の慾望あり。性勇猛強忍、英邁果斷、又、道理を守るの良將たり。兵法に通曉し、軍に臨み兵を指揮し、敵の要地を襲撃し、砦寨城堡等を建築し、陣列を敷き、地理を撰む等の事に至ては、諸英將中に於て、最も巧妙を極む。若し臣下と事を議するときは、其才を見るより、寧ろ其膽を知るを要したり。曾て相者あり。曰く、信長は、其躬を現せずして、能く人を見ると。實に信長は、此言を能く現行したるの人と云ふべし。如何となれ



ば、信長は、大度にして、細小の事に與からず。身は事に任せずして、能く人を識別し、之を使用したればなり。云云  
(クラセ「日本西教史」)

信長が、山口國主と戦端を開きしは、近年に在り。此原由は、山口の國主、信長の敵たる、大阪の佛僧に應じたればなり。因て、信長は之を征伐し、其の領地を奪掠せんことを決し、羽柴を副將として兵を發し、又、其の三男たる阿波の國主に、兵一萬五千を添へて之を援けしめ、信長は、其の世子とミヤコに在りて、各別に旅宿せり。羽柴は、山口の國主を滅さん爲め、援兵三萬を請ふに、信長は此國を奪ふを欲して、兵を選び武器を添へ、援として之を羽柴の軍に送遣し、而して高慢倍加り、諸般の危難、及び不慮の讐敵は、決して有るべからずと信じ、都の内、總て保護の備なきは、實に大なる失錯なり。(クラセ「日本西教史」)

## 信長の墳墓

西教史能く言へり。嘗て桶峽に今川義元を斃ししは、信長にあらすして、義元の由斷なり。今本能寺に信長を滅ぼししは、明智光秀にあらすして、信長の高慢心なり。世に傳ふ、原志摩守清安といふ者あり。隼人佐某の次子なり。父と共に、信長に従て、京師に上りしが、不意も此亂に遭遇し、父兄皆な死するを見、信長の首と併せて、火中より取出だし、携へ去て山路を遁れ、兼て知音のあるに因て、駿河國富士郡北山村に至り、多寶の富士山本門寺に潛匿し、三首を本堂の後に埋め、自然石を立てて以て標とすと。三基ともに今に存せり。本門寺は、重須に在りて、上條の大石寺、下條の妙蓮寺、西山の本門寺、小泉の久遠寺と、併せて富士五山と稱せらるる、法華宗の大寺なり。清安、後に水戸公に仕へて醫となり、數原清安と號し、子孫相繼ぎて官醫となりしが、義公の女安姫の名を憚り、安を改めて庵とすといふ。(原家記)

## 富士五山

一説、明智日向守の軍勢、本能寺の本堂へ、どつと押込みけると、古堂の事なればや、根太落ちしが、天井に掛け

## 森蘭丸

## 修禪寺紙の元結

たる、信長の長刀數十本は、其響に悉く落ちたりけり。されば明智の軍兵は、其鋒を踏まじと、之を取除くるに、少し餘間のありけるを、四方田某は、獨り鎗を提げて、脇口より跳込みければ、蘭丸は、此時白小袖に、修禪寺紙の平元結にて、茶筌髪に結びたりけるが、刀提げて走出て、何者ぞ亂暴なりと罵る。四方田もの言はず、突伏するところへ、信長後につづき、白小袖の寝巻のまま出來り、又何者ぞと罵る。蘭丸、惟任謀反と見ゆといふを聞いて、信長そのまま奥へ入る。今一人追かけ、後を見するはきたなしと罵れば、信長歸て白眼つくるを、矢を放つて射るに、素肌なれば、素より支ふべきよしもなし。信長は、射られながら奥へ入れけるが、直ちに自殺したりけん、やがて火ノ手あがりて落去してけり。四方田某は、蘭丸の首を取て惟任に見せけるに、惟任目眩み、とくと見分けがたく、久くして漸く蘭丸と知り、馬上にて悦び、尻もちつきたりとぞ。四方田、後越前に抱へられしが、丹波の士なりと云ふ。(雄巢小説・戴恩記)

又云、明智光秀の兵、本能寺を襲ひし時、信長に隨行ける女中は、不殘、眠藏に押込められてありしが、信長生害の噂傳はるに及で、御小姓・女中の面々は、最後の様を拜せんとて、悉く御座の間の方に出でしに、御座敷に血流れ、引上の方に尊骸の見えしまま、御側によらむとせしに、誰とか、須田か、名は忘れたれども走り來て、斯様の所へ、女中はゆくものにあらずとておしひだされ、臺所の方へゆきしに、中間體のもの肩にかけて、裏門より落行きしなりと、現場を見たる御小姓・女中の物語なり。(後舍漫録)

## 信忠自殺

此時に當て、信長の子信忠は、妙覺寺に在りしが、光秀の反を聞き、本能寺に至り、信長に合せんと欲し、寺を出でて下京へ赴くに、途、村井春長軒父子三人の來るに遇ふ。曰く、「本能寺の殿堂は、已に燒盡したれば、味方盡く討死と見えたり。是より二條新御所に據り給ふに若かじ」と。信忠曰く「善し」と。馳せて二條城に入り、春長軒に謂うて曰く、「此處は今將に戰塵掩はんとす。汝速に親王若宮を護り、禁中へ行啓成し



奉れ」と。春長軒命を聞て起つ。信忠諸將を召して防禦を議するに、論議百出、遽に決すべくもあらず。或は反兵の未だ來らざるに乗じ、軍を抜いて安土に歸り、捲土重來して、敵を殲すべしと諫むる者も少なからざりしが、信忠聽かずして曰く、「彼の自から謀て兵を擧ぐる者、安ぞ歸路を扼するの策なからざらん。假令倅に此城を出づとも、争でか安土に達するを得ん。屍を道路に曝さんよりは、寧ろ此に腹切つて、煙と消えんには如かじ」と。毛利新左衛門尉・福富平左衛門尉・菅屋九郎右衛門尉等、咸な以て然りとす。議遂に決す。日午に逼り、反兵一萬餘騎、勢に乗じて來圍むに、城兵は僅に二三百騎に過ぎざりき。然れども義を重じ命を輕じ、死するを以て名譽とする士のみなれば、光秀も攻めあぐみて立ちたりしが、傍に近衛殿の屋形あるを見、弓銃手を選びて是に上らしめ、二條城を瞰下して急撃せしめければ、形露はれ勢迫りて、城兵防禦の術を失し、須臾にして射殺せらるる者數を知らず、或は事成らざるを見て自殺するもあり。或は敵陣を犯し、貫かれて死するもあり。或は死せざるも、傷かざる者は甚だ少し。尋で城中火起れば、信忠之を見て、鎌田五左衛門尉を召し、謂うて曰く、我が死期已に迫れり。汝須らく介錯して、屍を彼の焔中に投じ、敵をして我骸を得しむる勿れ」と。刀を取て左脇に立てて右へ廻はし、再び心に刺して推下し、十文字に切て後、鎌田と呼ぶこと二たび、哀むべし首は落ちてけり。則ち彼の遺言に従ひ、遺骸を焔中に投じ、灰燼に歸せしめたりとか。

吉  
信長と秀

或曰、織田公は、勇にして直、豊臣公は、謙にして智、織田公は仁の處多し。豊臣公は不義の處多し。織田公は暴厲に失ひ。豊臣公は放肆に失ふ。

或曰く、信長の威勢は言語に及ばざるの妙あり。敵國は大に恐れ、味方にも大祿・小身共に恐れらるること深く、國民制法に能く服しけり。故に酷暑の頃は、東西の旅人も、信長の分國に入りては、荷物をおろして、途中にて熟睡すと雖も、決して盜賊の患あることなし。是れ其の政道、嚴酷に失せりとは云ひながら、亂世にては、不思議の至極なり。商屋民戸までも、戸を閉す事はせざりき。(續武家閑談・七山石)

家康亂を  
開く

此時徳川家康は、和泉國堺浦に在て遊覽し、毫も此事あるを知らず。茶屋四郎次郎晴延を召して曰く、「織田殿も已に上洛し給ひつらん。我も是より歸て公に見えん。汝先づ歸て之を報ぜよ」と。四郎次郎命を受けて去る。二日の曉、又、本多平八郎忠勝に命じて曰く、「我今日京師に歸らんとす。汝先づ往て織田殿に言せ」と。平八郎馬を馳せて行く。家康も尋で堺を出づ。平八郎行て、河内國交野郡牧方の邊に至れば、都の方より、荷鞍したる馬に鞭ち、驀進に馳せ來るものあり。近づくを見れば、茶屋四郎次郎なりけり。平八郎怪み問うて曰く、「何爲ぞ匆卒乃爾」と。四郎次郎、息喘きて言ふこと能はず、笠を背後に傾倒し、京師の炎烟を指示し、漸くにして曰く、「天下將に大に亂れんとす」と。曰く、「何の言ぞや」。曰く、「今曉、明智日向守反を謀り、大軍を率ゐ來て、右府の旅館本能寺を圍み、四方より火を放ちて攻撃し、右府已に自殺し、中將も二條城に據て防戦せしが、衆寡敵せず、亦自殺し給へり。此事早く報ぜんとして急ぐなり」と。平八郎驚き、四郎次郎と前後して馳せ還り、飯盛山の麓に到れば、會、家康向ふより來り、之を見て怪み問うて曰く、「汝等何ぞ躊躇此に在る」と。二人顔色變じて言なし、家康以て故ありとなし、命じて從者を遠ざけ、酒井忠次・石川數正・井伊直政・榊原康政・大久保忠隣等五人のみを待せしめ、二人を召して故を問ふ。平八郎答



ふるに、茶屋の言を以てす。即ち茶屋を召して、細に其の見聞する所を談ぜしめ、聞き終て、長谷川藤五郎を召す。藤五郎は於竹なり。於竹至る。家康謂うて曰く、「今茶屋の言を聞くに、明智日向謀反し、右府公父子弑せられ、京師は鼎の沸くが如し」と。熟思ふに、我右府と好を結ぶこと此に年あり。其恩に感ずること最も深し、故に直ちに京師に上り、日向を討て讐を報じ、以て其恩に應ふる所あらんと欲すれども、惜いかな従兵甚だ少し、此の小勢を以て、彼の新勝の大軍に向ふは、恰も卵を以て岩に投するが如く、破碎して其迹を止めざらんとす。斯る無謀の戦をして、雑兵の鋒に膏せんよりは、寧ろ潛に京師に上り、智恩院に入て自殺し、以て信長の靈に黄泉に従はんには如かじと思ふ。汝以て如何となす。」藤五郎涕を拭て曰く、「公だに尙ほ自殺せんとす、臣豈に能はざらんや。藤五郎先づ自殺し、黄泉の先導たること、猶ほ此行の如くならん」と。家康悦ぶ。乃ち平八郎に命じて先鋒たらしむ。

家康死を  
決す

一説、家康既に變を開き、乃ち奮然として曰く、江師の南伐は、未だ纜を解かざるべし。我且に進みて飯盛山に據り、兵を合して以て逆賊を誅せんと、乃ち袂を投じて起つ。(野史)

家康歸國  
に決す

平八郎は、茶屋と讐を連ね行く。従兵等未だ虚實を詳にせず。唯、怪訝の念に襲はれてのみぞ行きける。行くこと二十町許、平八郎馬を反し來り、私に忠次・數正を招き、議して曰く、「忠勝小身を以て、君を諫め奉るは憚りありと雖も、君の大事、今日に極まりたれば、妄りに卑下して傍觀すべきにあらず。一言を吐露して二公に呈す。公等請ふ幸に裁せよ。熟々惟みるに、我君の、今織田殿との交を重じ、共に自殺して、其死に従はんとし給ふこと、義に於ては素より然るべきなり。然りと雖も、全く織田殿の爲に、多年の恩を報せんと

ならば、今死して何かする。寧ろ本國に歸て軍勢を催し、再び京師に上て光秀を誅し、首を墓前に捧げて、其靈を慰むるに如かずや。是豈に死して黄泉に従ふの義に勝らずや。是豈に千部讀經の功德に勝らずや。若し道梗して通ぜず、進退谷らば、ここに死して信長に従ふも、未だ遅からざるなり」と。忠次・忠世等、其言を贊して曰く、「我輩年長じて、思慮の此に至らざりしは、寔に耻づべきなり」と。乃ち家康に言す。家康曰く、「我もし國に歸るを得ば、軍勢を催して、賊を討せんことは固よりなり。然りと雖も、我が主従の此に遊ぶは、今を始めとすれば、山河の形勢、道里の長短・嶮夷、一も知る所なきを如何せん。東西をも知らぬ原野に彷徨ひ、山賊一揆の爲に襲はれ、此處に一騎、彼處に一騎、屍を荒野に晒すを耻ぢ、京師に自殺を決したるなり」と。藤五郎側に在り、涙を振つて曰く、「我運拙く、君に隨て此に至り、主君の最後に隨ふ能はざるのみかは、賊黨一人をも切る能はず、徒に腹を割て死せば、千歳の遺恨之に増すものあるべからず。あはれ君若し國に歸て、賊を討たんの御謀あらしめば、臣請ふ第一先鋒に在て討死せん。是れ臣の最も望む所なり。請ふ速に決し給へ。若夫れ、歸路の如きは臣に策あり。元來此地の國士は、臣の媒介に依て、織田殿に歸服したる者なれば、臣が言を背く者はあらず、是れ此行も、特に臣を選みて、教導とはし給ひつる所以なり」と。切に歸國を勧めけり。忠次・忠世等これを聞き、悦で曰く、「幸なるかな子の在ること、然らば忠勝の言に従ひて、歸國に決し、道中の事は、藤五郎に託せらるべくもや」と。家康之に従ふ。而して従兵等も、此時始めて事の情を知悉するを得たりといふ。

穴山梅雪は、此時まで家康に隨行せしが、是よりも共に歸らんと、家康の勸むるを、梅雪疑ふ所ありけん、固辭し



て別を告げ、牧田より河内路を過ぎ、山城國に至り、普賢寺谷を歴しに、其の従者等、嚮導の士を殺し、其の佩ける刀の、銀鐔を奪ふなどのこともありしが、漸く進みて、宇治草内村の渡に着せし頃、野伏一群雄起するに遇ひ、梅雪逃れて村の西端まで至りしが、遂に免れずして殺され、其他の従者も靡殺せられ、一人も存する者なかりき。梅雪時に年四十二。而して此の野伏、實は家康が遣はす所の間者なりきといふ。(老人雑話) 梅雪死して後、其子勝千代信治、家康に仕へて江尻城に在りしが、幾もなく同じき年の十月早世なり。人謂ふ、「是また毒殺か」と。梅雪の墳は、木津川の西南、飯岡に在り。今尙ほ存す。(鹽尻)

穴山梅雪は、勝頼亡びて後、甲府へは歸られずして、家康公をたのみ、つき従ひ、堺より牧方まで御出で、横に御され、八幡の南海道へ御通の時、穴山こと、家康公を疑ひ、殺さんかと思ひ、(此説反対か)跡に下る。時に庄屋の子を案内につるる、此子銀つばをさす。關東者にて、むごき者どもにて、穴山の下人、是を殺して鏢をとれり。此の子供のでつちありて、主を殺したるをみて、いばらぐるをくりて家に歸り、是を告ぐ、一在所一揆を起して、穴山を殺す。此内に、家康は、はや草内の渡しを御越なり。此渡を御越なくば、家康公も危からんとなり。(嘉良喜隨筆)

駿州薩埵の圓悟山靈泉寺は、郷人梅雪の横死を哀み、菩提の爲に創建したる寺にして、梅雪を開基とし梅雪の墳墓を築き、證して靈泉寺殿古道賢集大居士といへり。此寺又梅雪の畫像を藏す。武田万千代信吉の土佐光吉に畫かしめ、寺領七十石と山林とに併せて、寄附したるものにして、畫費あり妙心寺速傳和尚の撰といふ。信吉の母は梅雪の女なり。

靈泉寺殿古道集公居士寫照

圓頂披緇<sup>二</sup>畫<sup>一</sup>又、青置穩坐醉生涯、腰間横使戒刀利、肩上偏掛令給斜、念數珠聯樓<sup>二</sup>林木<sup>一</sup>、琴心長筆捧<sup>二</sup>松花<sup>一</sup>、

兒孫繁社愈崇慶、金穴瑤山無<sup>二</sup>盡家<sup>一</sup>。

天正十一稔龍舎癸未六月初日

再住妙心開善村納速傳更

家康の策を歸國と決するや、長谷川藤五郎は直ちに使者を發し、大和國城上郡十市、玄蕃允越智遠光の邸に

至り、情を告げて嚮導を求めしむ。本多忠勝は、土民を募て先に立て、自から蜻蛉切の鎗を提げて之に従ひ、茶屋は金を以て土民を募り、共に先驅となりて道を急げり。夜に入て、河内國尊圓寺村の邊を過ぎ、山城國普賢寺の南、相樂郡山田村に到りけるが、此時、玄蕃允遠光の使者三人至り、告げて曰く、「此邊、一揆の勃發測るべからざれば、進退意を加へ給ふべし」と。使者は吉川善兵衛、其子主馬助及び孫次郎といふ。三日、家康は、吉川善兵衛等三人を案内者とし、山城國綴喜郡木津川の渡に至る。會、船無し。衆みな難色あり。忠勝、傍に柴船二艘あるを見、蜻蛉切を延べて引寄せ、乗じて以て渡らしめ、渡り終るや、鑄<sup>インツキ</sup>を以て二艘を衝破り、進みて長尾村八幡山に宿す。時已に夜なり。十市の玄蕃允より響應あり。四日、石原村の人、石原源太といふ者、一揆數百人を率ゐ來て、道を扼す。本多忠勝・井伊直政・高力與左衛門清長等、共に進で奮戦し、吉川善兵衛父子も、共に力を合せて防戦し、纒に一揆を退くるを得たり。家康は之に間を得、白江村・老中村・郷野口を過ぎ、吳服明神の巫祝、服部貞信の邸に至りて勞を醫したり。地士山口藤左衛門光廣といふ者あり。善く之を遇し、膳を供す。暫くにして家康出づ。服部・山口等従ふ。久世郡宇治川の上に至れるに、船なし。衆惶惑して爲す所を知らず。偶、河中に白幣の立てるものあり。榊原康政以爲らく、「豈に天照大神の尊かせ給ふにあらずや」と、試に馬を乗り入るるに、果して淺瀬なりしこそ不思議なれ。尋で酒井忠次も、小船一艘を索め來たれば、家康は之に乗じて越えぬ。是より信樂に至る間は、山路嶮難にして、山賊の潛匿するもの甚だ多しと雖も、山口・服部等の、從騎に在るを見れば、山賊・野武士の輩も、來り犯すことあるまじきかと、稍、二人に信賴して、意を安ずる族もありきとか。



信樂に、多羅尾四郎兵衛光俊といふ者あり。此の地方の豪族なりしが、山口・服部等の姻戚なれば、家康を多羅尾の邸に迎へ、其の丸桂宮内の宅にて饗しけり。此時家康は、深く服部貞信の勞苦を賞し、來國次の刀を與へて還らしむ。五日、家康信樂を發す。多羅尾光俊の子作兵衛光雅、宮田又兵衛・山口玄蕃等先導して、波多野より高見峠を越ゆ。此時、家康刀を吉川主馬に賜ひ、謝して歸らしむ。伊賀境音聞峠に至りて、山岡兄弟を賞して歸らしむ。江州矢嶋の郷士に、和田八郎定教といふ者あり。終始家康に従て去らず。忠實を盡して、其便を計りければ、感狀を與へて其功を賞す。服部半藏正成は、伊賀の人なり。本多忠勝勸めて先驅たらしむ。正成諾して、伊賀路の嚮導をなす。去年織田信長の伊賀を征するや、地士等多く服するを欲せず。信長怒て瘞にせしめんと欲す。之が爲めに、地士等、其の殘虐を蒙る者も少なからざりしが、遁れて參・遠に至る者は、皆家康の恩顧に依り、生命を全うするを得たれば、其の親族の伊賀に在る者等、相議して其恩を謝せんと欲し、柘植三之丞清廣父子を始めとし、柘植村の者二三百人、國境まで出迎へ、琴彈村まで送て辭去せしを、三之丞父子は尚ほ從て去らざりければ、家康深く其の誠實を賞せりといふ。家康の琴彈村に至るや、吉川善兵衛の使者到り、越智玄蕃の命に依り、彼の一揆を討じ、石原源太を誅したりとて、其首を致しけり。(志士清談)是より和田八郎・和田傳右衛門惟長等、甲賀の武士先驅し、鹿伏兎の嶮岨を歴て、其の驛舎に宿せり。六日、伊勢國白子浦に着し、長谷川藤五郎、其他、和州・江州の士等に約するに、出師の時をはかり、濱松に到るべきを以てし、各々國に歸らしむ。時に、多羅尾作兵衛には光世の刀、山口玄蕃には光忠の刀を賞せしといふ。

柘植氏

多羅尾光俊

多羅尾四郎兵衛光俊は、信長の時まで拾萬石以上の大名なりしに、秀吉の時にいたり、他の諸將と異なりて、其祿を減せられしは、何故なりしかといふに、明智の時の時、何故に家康を殺さざりしかといふ、秀吉の憤にふれての事なりと、嘉良喜隨筆云ふ。

家康の從士死する者二百餘人

西尾小左衛門吉次といふ者あり。獨り去らずして、濱松に従はんと請へり。白子浦の商人に、角屋七郎次郎といふ者あり、己が所持の大船を譲し、乗じて以て去り給へといふ。家康聽いて大に喜び、主従此に同乗して海に浮び、此に始めて數日の勞苦を語り、互に相慰むるを得しが、此間、家康の隨兵にして、戦死せし者二百餘人ありきといへば、其の危險實に言ひ難きものありつらん。

白子浦

正保二年二月二日、勢州角屋七郎次、御朱印願書の一節に云、  
 天正十年六月二日、信長様、於三京都御他界之刻、權現様は、伊賀街道を伊勢神戸と申處へ、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御着座、其節、私祖父御目見申上、急ぎ御船用意仕候へと被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候に付、同國若松と申浦より、御船御用意仕、尾州常増と申地へ御供仕、今度之義は、重重の御忠節御感に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候處、何にても望候へと被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、其地駿州に入津仕、同船大分之御役義御座候ゆへ、四百石船、國中諸役、御免許之御朱印頂戴仕候事。(半日閑話)

折りしも順風ありて、船は難なく、參州碧海郡大濱に著きければ、永井傳八直勝が父、平右衛門直吉の家に迎へ、厚く饗して其勞を慰め、隨行の士卒、一人も遺すことなかりき。岡崎譜代の士等、之を聞きて馳せ至り、共に迎へて岡崎城に入りけるが、此に始めて主従安堵せりといふ。尋で濱松に還る。(甲陽軍鑑)

一説

一説云、大權現、安土を發し、洛中を周覽し、和泉の堺に遊ばんとするや、信長公、長谷川竹を以てこれに副へ、以て案内者となす。又、當津妙國寺に、御旅籠をしめ玉ふ時、信長公、信忠公の御事を聞届け玉ひ、「此勢にて合戦して、孝

事

蹟



養にせん」と類に宣ひつつ悶焦し玉へども、中中に、小勢の體にては叶ひ申すまじ、重て義兵を擧げ、彼の逆徒を亡させ候へ」と、酒井・石川など、達て諫め申すにより、伊勢路を指して、夜を日に次ぎ、急がせ玉へ共、剛兵に疾つく事なしと云し如く、一揆の奴原、群り渡つて、物欲さうに見えしか共、中中手指事を得ざれば、三日の午刻には、伊勢白子に着玉ひて、其より御船にて、尾州智多郡大野へ著津あつて、故なく遠州濱松に至て、御歸城あるこそ目出度けれ。(堺鑑) 家康が、近畿に於ける遭難の狀に就て、更に其の一節を詳にするものあり。駿州藤枝宿小川家の由緒は、家康が窮迫の様を語ると共に、藤枝白子町の創始を語ること詳かなり。曰く、

藤枝白子町

元祖小川孫三儀は、勢州白子の者に御座候處、家康公様、天正年中に及候節、泉州堺より、伊賀越、勢州白子へ御移被爲遊候節、左右の敵軍多く、既に御太切の刻、小川孫三作仕る麥、四月頃なれば、刈込居候處、家康公様、御缺込被爲遊、被仰候は、只今跡より大勢、敵軍追缺來る間、圍て吳と仰候、奉畏候と申、麥の内へ御入申、麥積掛居候處、大勢入込、只今は家康公缺込候、何處に隠置候哉、有様に可致白狀、及異議一踏込、家さがし可致と、嚴敷御尋有、孫三答て、左様成御方は、是えは一向相見え不申候と申候得ば、大勢家内へ入込み、隨に是え缺込候無相違と、家内明細に致詮議候得共、一向尋當らず、扱扱不思議成事哉と申居候處、孫三申候は、左様被仰候へば、先刻私の所、御一人裏道へ御通被成候、左様成ば、其御方にて候哉と申候へば、左有ば一刻も早く追缺可參と、大勢一同に罷出候。夫より暫四方を考居候内、最早日も暮に及び、御太切の刻、小川孫三を御頼被爲遊、白子若松の浦より夜船にて、尾州床鍋と申所へ、御著船奉成、夫より三州大崎まで、奉御送候様、重て御上意被爲遊候に付、知田郡上半田村より、陸地御供仕、無御恙三州大崎より、駿河迄奉御送、是迄御越被爲遊候に付、一先私儀は、勢州へ罷歸申度、奉御願上罷歸候處、其後、勢州神戸の御城主織田三七殿、家康公様御送の儀に付、色色御吟味強く、曲事にも被仰付候程の御詮議嚴敷候ひて、及難儀候故、田畑財寶打捨夜逃仕り、夫より段段家康公様御尋申、右の趣奉達御上聞候得ば、難有奉蒙御憐愍之仰、御分國之内、駿河藤枝東芝間の節、此地勢州白子と心得、住居仕候様被爲仰

付、難有家作仕り、則ち新白子町と御名附、御取立被爲遊難有、親類共追迫尋參、此地に住居仕罷在候。然處、家康公、其後、孫三儀御尋被下、右爲褒美、何なり共望次第可望と被仰、難有候へども、何にても望候儀無御座候と奉申上。其時代、軍役等嚴敷候に付、諸役の儀、御除き被下候はば難有奉存候と申上候得ば、則諸役御免の御朱印、天正十四年八月十四日、孫三之被下置難有、其節より頂戴仕罷在候。依之、先年御公方様御上洛被爲遊候節、御登に、小川内田御目見不仕候に付、還御の節、御目見仕度旨、江戸表へ罷下り、酒井雅樂頭忠世様へ奉願候處、則御添狀、井上主計頭様迄爲遣、主計頭様御披露被成下、乍恐御看奉獻上、御目見仕候、依之、御交代様、御名代様、御上京御上下共に、小川内田御目見仕候。尤、後後爲御印、雅樂頭様よりの御添狀、主計頭様より私先祖之被下置、于今頂戴仕罷在候以上

- 頂戴の者 藤枝宿白子町 醫師 小川 玄庵
- 小川孫三末孫
- 小川家相續由緒の者 内田次郎右衛門

御朱印左に記す。

山西藤枝白子町之事、□新所□他國者旁、以爲憐愍之、棟別並人足押立以下令免之華、但在在者共、爲逃勞役、彼町に於在之者、急度改、出役等可申付、子細有之者對、朱印可申付之狀如件。

天正十四年八月十四日

全阿彌奉之

小川孫三

此の由緒、此の朱印に依るも、當時、軍役の苦の、如何にありしかを、想見るに足るべし。尙ほ、駿河志料を見るに、曰、

事蹟



扱後年に至り、小川四郎右衛門・内田松兵衛等、御上洛の時、御肴献上、御目見せしと。小川が家に、元和九年御上洛のとき、御肴可<sub>レ</sub>献上よし、酒井氏の書翰、又、中村式部少輔の家長、横田内膳正文書をも所蔵し、今に御名代旅行のなり、兩家の者出づる事なりと云ふ。

と、以て家康の、孫三郎を徳としたる心をも窺見るべし。○十日、徳川家康、濱松に在りて兵を徴す。明智光秀を討ぜんとするなり。先是、信長弑せられ、京師大亂の報到るや、濱松城の留守等相議し、書を駿・遠各所に潛伏せる武田の遺臣に送り、所在に起て、武田の故地を略せしむることありき。其の遠州小川に在る、蘆田信蕃に送れる書に曰く、

今度、明智、信長御父子を奉<sub>レ</sub>弑候、其折節、和泉の境爲<sub>二</sub>見物<sub>一</sub>、家康様御越、其御留守にて無<sub>二</sub>何事<sub>一</sub>、堺より大和路を、直に伊勢路御船にて、大高へ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御着<sub>一</sub>之由に候間、常陸介は、早速甲斐并に信州へ参り、兩國共に、家康様御手に入候様に引付候へ。云云

之を見て信蕃大に悦び、直に甲州武士を招かんと欲し、六人と共に小川を出でて、甲州に赴き、其の入口なる柏坂峠に至り、己が家紋なる鐘の旗を立てければ、翩翩たる其状の、柏坂の林の下、五里・三里の間に見えしより、之を知る者は、互に相告げて曰く、「蘆田殿の旗なり。何ぞ往て従はざる」と。先づ來て屬せし者を、横田甚左衛門とし、之に次で、甲斐衆の來て禮する者、踵を接して日に絶ゆることなく、忽ちにして、大軍とはなれりけり。「初め、信蕃の小川に來り匿るるや、瀧川左近太夫一益早くも偵ひ知り、兵を率ゐるに、小川を蹂躪し、屋の内外、一として全き所なからしめしが、今や恰も、其の復讐の如くなりしも不思議

蘆田信蕃  
兵を集む

家康師を  
出す

川尻鎮吉  
計て本多  
百助を殺  
す

なり」と、知る者は評しあへりとなん。(蘆田記)○十四日、徳川家康兵を率ゐて、尾州鳴海に陣す。○十六日、家康軍を津嶋に進む。(松平家忠日記)○十八日、甲州守護川尻鎮吉安に託して、徳川家康の使者本多百助を殺す。先是、織田信長の、甲州を川尻鎮吉に與ふるや、徳川家康に謂うて曰く、「今度鎮吉を甲州に置かん」と。甲州は貴國に隣すれば、百事を拾遺補弼し給へ、卿の擁護に依て、苟も過なからしめんと欲するなり」と。此に因て、家康も、嘗て音信を通じたることあれども、鎮吉元來家康を信せず、大に其の心事を疑ひて、計るべからざるものありとし、毫も之に親近するを欲せざりき。是れ家康の隱密に人を遣はし、權謀術策を用ひ、務めて甲信の士を懐柔せんとする計のあるを觀破して、甚だしく其の陰險を惡みたればなり。然るに、家康は、鎮吉の心裏を知るや知らずや、信長父子弑せらるるに及び、瀧川・森・毛利・道家等、坂東の大族擧て復讐戦を企て、何れも城を棄てて京師に登ると聞き、鎮吉も必ず其中にあるべしとなし、本多百助に名倉喜八郎を副へ、甲州に往て鎮吉に謂はしめて曰く、「一たび京師に亂あつて以來、天下の人心恟恟たるものあれば、萬事隔てなく、諮詢あらせ給ふべし。隱す所なく陳述して憚らざるべし。若し又、急に上洛の擧を遂げんとし給はば、信州路は一揆蜂起の聞えもあり、かたがた我が領内を通りて上り給ふべし。因て特に百助を遣はして、公の左右を伺はしむ。若し百助を案内として、我境に臨み給はば幸甚」と。

鎮吉之を聞いて以爲らく、彼姦計至らざるなく、言を信義に託し、面に順睦を装ひ、我を導きて領内に入れ、誘殺して以て其迹を掩はんとするなるべし。寧ろ我より發して、彼の膽を破るに若かず」と、則ち家康の厚意を謝し、百助の勞を慰め、屢、己が邸に招き、大小の事を議すること、毫も挾む所なきが如くし、一



百助殺さ

夜酒を勧めて最も務め、百助をして起つ能はざらしむ。百助遂に止まり宿す。時恰も炎暑にして、蚊軍襲ひ來れば、蚊帳を垂れて寝ねしめしが、夜深け人定て後、小姓に命じ綱を絶ち蚊帳を落さしめ、鎮吉自から鎗を振て、百助を衝殺せり。百助の従者の従ひ宿せし者、之を見て大に驚き、逃出道で四方に奔走し、以て援を求む。鎮吉甲州を治むること久しからず、且つ武田氏の故國なれば、未だ人心を收むるに遑あらず、却て家康の威風を景仰する者も少なからず。或は機を見て、徳川氏の爲に動かんと待つ者もありたれば、之を聞いて大に悦び、期せずして集まる者數百人、遂に一揆を爲し、勢を合して新府を攻め、揚言して曰く、「川尻が徳川氏の使者を殺したるは、不信不義なり。其罪免すべからず」と。是れ實は、家康の詐謀に出でたるなり。鎮吉之を見て、防ぐべからざるを知り、僅に手兵を率ゐて逃去りけるが、一揆の士、三井彌一郎の爲に殺さる。彌一郎は、故山縣三郎兵衛が被官たりし者なり。(老人雜話)家康之を聞き曰く、「我先に信長と約する所あり。義を重じて彼を扶けんとせしを、彼却て我を疑ひ、以て我が百助を殺ししに因り、彼も亦甲州一揆の爲に殺さる。彼の死は、因果の理免れず、彼自から取るの禍なれば、止むを得ざれども、哀むべきは我が百助なり。我が一臂と頼む百助を、鎮吉が無道の刃に斃れしめしこそ、寔に百代の遺恨なれ」と。漣然たるもの久しかりきとか。

河尻鎮吉  
殺さる

然れども百助一死して以て、家康に甲信二州を取るを得しめたれば、百助は決して徒死したるにあらず、假りに百助をして長生せしむとも、此の如き大功を奏するは期すべからず。百助たるもの、宜しく瞑すべきなり。而して家康たる者、百助を哀むは情に於て最も善し。併も百助一人を失て、甲信二州を得たる利は、

家康の陰  
險

果して何物か之に比すべき。百助一人の死は、素より言ふに足らざるなり。然れども心に利を知るも之を言はず、面に慈悲を顯はして其死を哀む。是れ家康の家康たる所以にして、長く天下の人心を收攬し得たるも、頼むに此術ありしのみ。憐むべきは川尻鎮吉なり。鎮吉は一介武辨の士に過ぎざるに、早くも家康の陰險詐略を觀破せしは、實に古人にも勝りたる明ありと謂ふべし。而して之を謀るの術に至ては、何ぞ其れ又拙の甚だしきや。抑も家康の陰險にして權略に長するや、遠く昔の例を引くに及ばず、近く此頃の事に徴するも、寔に明かなる事實なり。其の武田氏亡びて、信長に事ふる状を見るに、表には恭順を是れ事とし、務めて其意に迎合しながら、裏には甚しく其意に反し、信長の、甲州武士を喜ばざるを奇貨とし、特に之を厚遇し以て恩を售り、以て己が領邑に潛匿せしめしが如き、信長死して未だ旬日ならざるに、早くも甲信の武士の、所在に潛伏する者に檄し、起て二州を亂さしめんとせしが如き、蘆田信蕃の、旗を柏坂に立てしも、其の一例なれども、川尻鎮吉を攻殺したる一揆も、亦其例とするに足らん。川尻の死は、決して唯川尻の政善からずして、人心を失したる而已にあらず、濱松城の飛檄、之を唆哄したればなり。又家康が和泉より遁る時、自己の安全だに未だ必し難きに、密に人を遣はして、穴山梅雪を暗殺したるに見れば、たとひ鎮吉疑はずして、百助と共に海道に出づればとて、誰か其命を全うして、京師に至るを保するものある。鎮吉已に家康の奸計を知らば、百助を殺すも、亦止むを得ざるに出でしならん。然れども此際百助を殺すは益なし。鎮吉たる者、何ぞ一家康を討するの計を運さざりけん。而して是は大智大勇の爲すべき所にして、鎮吉に望むべからざるものとせば、鎮吉は實に憐むべき人と謂ふべきなり。○小田原城主北條氏直、兵を出だして上



北條氏直  
侵略  
明智伏誅  
の報

野を侵す。關東總管領瀧川左近將監一益、迎へ戦て大に敗るといふ。四方戦亂の報到るごとに、嶽南の人安き心もなかりきとぞ。○十九日、羽柴筑前守秀吉の使者、尾張國津嶋に到り、徳川家康の陣に就き、告げて曰く、「明智光秀既に誅に伏し、上國已に靜謐に歸したれば、請ふ安意せよ。且つ上洛の兵を止めよ」と。家康之を聞いて、直ちに軍を旋し、鳴海に到て陣す。(松平家忠日記) 尋で岡崎に歸り、濱松に歸る。此時に當て、西使の濱松に到り、京師の戦況を報するもの頻頻たり。其の大意に曰く、

光秀敗亡

筑前守秀吉備中に在て、高松城を圍み、守衛を各所に置き、人の出入を警戒せしに、一日庭瀬成者、光秀の毛利氏に通ずる間使を捕へて送れり。秀吉、その携ふる所の書を閲するに、云く、我既に信長を弑したれば、秀吉は必ず潰へむ。請ふ尾撃して東せよ、則ち一舉して大業乃ち成らんと。秀吉讀みつつ、一愕一慟、徐に出でて師を巡る。五日黎明、毛利氏の使者至り、和議の期を促す。因て、秀吉使者を見、謂うて曰く、惟任光秀逆を作し、右府暨び世子を弑し、上國大に亂る。予將に馳還り、賊を討ち亂を靖せんとす。子が主尚ほ且つ變ぜざるか、若し寡に乗じ、旗鼓を戒めんとせば、予亦努力して事に従はんと、使者反命す。輝元二叔と議し、隆景の言に従ひ、前約を申へ、毛利秀包を質たらしむ。斯くて秀吉は、先づ毛利氏と和し、急ぎ歸て攝州尼ヶ崎に至り、髪を薙きて道服を着し、喪を發して兵を集め、令して曰く、「將に以て、亡君の爲に讐を報せん」と、是れ去る十一日の事なり。十二日、秀吉自から三萬五千五百騎に將として出づ。此時、光秀の陣は洞ヶ峰に在りしが、秀吉暮に及びて、堀尾吉晴を使者として、洞ヶ峰に遣はし、光秀に謂はしめて曰く、

光秀逆を謀りて、主君信長父子を弑し奉れる由、已に備中高松城に在て、之を開きたり。秀吉不肖と雖も、苟も質を委して人の臣となりたる上は、其君の弑せられたるを知りて、黙止する能はず。是を以て、速に反臣を誅戮して、以て亡君の憤を休じ奉らんと欲し、晝夜兼行して、今此に到れり。願くは明十三日久我暇に會戦し、以て雌雄を決するを得ん。因て特に使者を遣はして、其意を通ぜしむ。

と、光秀乃ち柴田源左衛門雄全に命じ、答へしめて曰く、

特使を以て、戦を宣せらるること、最も祝着とする所なり。光秀が織田殿を恨み奉ること、已に世人の周知する所なれば、今更に陳述するには及ばざるべし。明日の合戦は、光秀が本より望むところ、本懷之に過ぎず、勝敗は唯天に任せんのみ。

と、使者を還らしめ、急に戦の準備をなす。十三日、光秀出でて山崎に陣せしに、尋で秀吉の先鋒高山南坊至り、大總門を攻めしより戦ひ起り、彼此入亂れて激戦の後、光秀遂に總敗軍となり、青龍寺に退き陣せしが、酉刻頃に至て、兵を檢すれば、上下合して百騎にも満たざりきといふ。光秀は、此戦に臨みて、最も匆忙を極めけるにや、六月の炎熱にも拘はらず、朝より著たる具足を替ふる違なかりきと。先づ坂本に退いて爲す所あらんと、夜半の鐘を待ちて青龍寺を出でしに、一番に明智勝兵衛、次に光秀、次に進士佐左衛門・堀尾與次郎・山本仙入・三孫孫十郎・村越三十郎等相從ふ。進みて小栗栖に向ひ、小幡の古道を過ぐる頃、士兵の一揆、藪蔭より走り出で、前驅の勝兵衛を突く。勝兵衛の甲冑は、實よき胴丸なれば、馬よりは落ちたれども、裏は掻かざりき。次で光秀を突くに、朝より着替へぬ汗の具足なればにや、鎗は鋭く腹部を貫きけり。光秀、悪き士兵の所爲よと、云ひつつ走り過ぎしが、三町許にて馬を落ちたり。從騎驚き集て助け起し、「坂本は已に近し。請ふ努めよ」と云へば、光秀手づから腸を握み出で、示して曰く、「我命是に窮す。汝等我首を切て、智恩院へ送れ」と、勝兵衛涙を振て首を切る。光秀年五十九。亂を起してより此に至て十二日、乃ち亡ぶ。勝兵衛は、光秀の屍を水田に埋め、首を擁して遁れしが、夜已に明けて、免れがたく覺ゆれば、首を馬韁に包みて、溝中に投せしめ、群起せる士兵を拂て遁れけり。十四日、秀吉の大軍は、追撃して三井寺までと進むに、村井春長軒が郎等、小泉儀兵衛といふ者、道傍に泥土の足跡あるを見、溝中を探て首一級を得たり。泥を洗へば、光秀の首に異なるなし。即ち携へて秀吉の本陣に至る。秀吉大に悦びて、賞資最も厚かり。已にして小栗栖の民等、光秀の骸を



持到るに、甲冑絨毛は桔梗の紋、太刀は岩切とて、光秀が祕藏の名刀なれば、紛ふ方なしとて、亦厚く小栗栖の民を賞したり。云云

或曰、明智光秀を、鎗にて突きしものは、小栗栖の作右衛門なり。子は喜兵衛と云ふ。今に存在。(嘉良喜隨筆) 又曰、高倉二條上ル、西本願寺末寺、淨光寺といふ寺に、明智日向守光秀の木主ありて、其の忌日には、誦經念佛を修することなり。光秀主君を亡し、永く世にあるべからぬことを、前におもひはかりて、本能寺發向の前に、させる由縁もなかりしに、金錢を包みて此寺へ納め、後世の冥福をたのみおきしとぞ。云云(奇遊談)

明智光秀威を京師に振ひ、大和に入て、筒井順慶を降し、選て下鳥羽に陣せしが、鳥羽の薬院は、秀吉にも、光秀にも親みある者にて、先に秀吉が中國の陣に至り、軍中の勞を慰め、滞在して未だ歸らざるに、京師の亂を聞き、急ぎ馳せ歸り、直ちに明智が下鳥羽の陣に至り、告げて曰く、「筑前守、此事を聞くと等しく、上洛を計れり、秀吉は大軍なり、須らく意を用ゐ給へ、上洛近きにあらん」と。光秀聞て大に驚き、其夜、降雨を冒して桂川を渡りければ、士卒は大に疲勞し、丸薬は悉く濕潤したるに、秀吉の先鋒池田勝三郎入道勝入、高山右近・中川瀬兵衛等、早くも山崎寶寺の邊まで迫り來たれば、光秀の軍防ぐ能はず、暫くにして敗北せり。光秀支ふる能はず、退いて青龍寺の城に據りしを、敵また來り圍む。光秀守り難きを知り、夜城を出て走りしに、山科路にて、農夫の爲に殺さる。暫くは其の生死を知る者なかりしが、日を経るに従て、其死明かとなれり。秀吉は、光秀敗北の後に上る。云云

一説、日向守光秀は、信長公御父子を奉討、所司代を京都に置いて、洛中の地子錢を免し、祠堂銀を南禪寺・大徳寺・妙心寺へ寄附し、洛中仕置を固うし、それより江州へ發行し、信長公御居城安土を取り、殿中に取籠置きたる重寶ども、不殘亂妨し、坂本の城へ納置て、安土城代に、明智左馬助を二千にて殘置き、光秀は京に歸る。同月十三日、秀吉公と山崎にて一戦して敗軍、其夜小栗栖にて討たれたるなり。(武家閑談)

是れ當時傳ふる所の概説なり。然るに後世一説をなす者あり。これと大に異なるは奇とすべし。其説に曰く、

光秀不死

從五位下日向守源光秀は、初め明智十兵衛と稱し、後惟任氏を冒す。羽柴秀吉と山崎に戦て大敗し、青龍寺より没落の時、服を變じて潜に遁れて、美濃國中洞に至り、佛光山西洞寺に隱居し、姓名を變じて荒須又五郎と稱す。後關ヶ原の役起るに及んで、徳川家康に屬せんと欲し、親類縁者を率ゐて出陣せしが、路次にて河水に落入りて溺死せり。

と、而して又、別に信長・光秀主従の關係を説き、主従互に相信頼したりとする者あり。曰く

光秀の弟に宗三といふ者あり。其子に、不立とて禪僧となれるが、長く中洞の佛光寺に住持たり。其僧の保持せる古感狀一通あり。信長より光秀に與ふるものなり。今これを左に記すべし。

今夜暫時の間討捕數萬騎、木目・今庄・府中三ヶ所、令<sub>(判アリ)</sub>落居<sub>(ハシ)</sub>候段、日本古今無類の勳、可<sub>(ク)</sub>及<sub>(フ)</sub>誰<sub>(ハシ)</sub>候哉、誠<sub>(ニ)</sub>以言語道斷也、爲<sub>(メ)</sub>報<sub>(メ)</sub>當座之苦勞、我家代代の吉光<sub>(判アリ)</sub>太刀、貞宗<sub>(判アリ)</sub>脇差、馬令<sub>(判アリ)</sub>遣<sub>(ハシ)</sub>候、追付分國可<sub>(ク)</sub>令<sub>(ム)</sub>遣<sub>(ハシ)</sub>候、彌<sub>(ハシ)</sub>下知尤<sub>(モ)</sub>に候。

八月十七日

○信長の判

明智日向守殿

(鹽尻)

又曰、明智と稱する豪雄にして、功名を僥倖する信長の大臣ありき。信長其の才力を試み、之を寵愛して、領地を與ふるに丹後國を以てし、之に添ふるに、前の佛僧より奪ふ所の比叡山を以てせり。又、明智を極めて忠義なる者と信用したるにより、此の恩惠のみにては、猶不足なりとして、今又兵に將として、羽柴の援に送遣せり。云云(クラセ「日本西教史」)

光秀謀友の動機

と、然らば、何故に弑逆心を起しか。

家康梅雪を襲するに及で、光秀大に心を用ゐ、式法の七五三、金・銀を鋳て膳具を飾り、假屋を廣く構へて奇麗を盡し、又信長の來席あらん事を慮り、外に二膳を餘して、之を待てり。時に信長、蘭丸をして饗膳を求めしむ。光秀兼て用意したれば、即ち長持に入て、七五三を二膳献す。信長是を見て、是は食すべき物なし。豈馳走結構とせんや」と、

事蹟



盡く棄て、光秀を召て、大に之を罵り、怒に堪へずして頭髮を引付け、拳を擧げて之を搗く、家康梅雪には使者を以て、光秀が疎略言ふべからず候、早早登城あるべしとて、魚鳥の珍味品、酒茶麩餅に至るまで送ること、筭ふるに限なし、光秀が憤怒息まず、是れ弑の本なり。(志士清談)

此説、頗る據あるものの如くなれども、其の謀反の動機を以て、唯饗應の一事に止むるは、甚だ單純に過ぐるに似たらずや。尙ほ傳ふる一説あり。曰く、

明智、龜山の北、愛宕に續きたる山に、城郭を構ふ。此山を周山と號し、自ら武王に比し、信長を殷の紂王に比す。是れ謀反の宿意なり。筑前守秀吉は、信長手の者の様にて、關達なる氣質なれば、人に對して、其詞常に驕れり。明智は外様の様にて、其上、愼深き人なれば、辭常に慇懃なり。或時秀吉光秀に向ひ、「おぬしは、周山に夜普請して、謀叛を企つると人皆いふ、如何」と、明智答へて、「やくたいもなき事をいふ」と、いひて止みけり。

と、然らば反心の起る、必ずしも饗應の時にあらざるなり。而して信長が、光秀の領邑を、蘭丸に與へんとしたるに起るとするは、古來の史家共にいふ所なれども、是亦如何にぞやと思はるる節なきにしもあらず。嘗て聞く、光秀の親は、信長に殺されたり。光秀浪人となりて、荒木攝津守に仕へ、攝津守亡びて後、稻葉一徹に仕ふ。荒木は公方衆なり。稻葉は美濃衆なり。されば光秀は、公方家の事功者なりと。而して信長は、此等諸將の怨敵なれば、光秀が血管中には、多少此等の血液も注ぎ居りはせずやと、思はれざるにもあらず。凡そ光秀の反は嶽南に響く所多からざれども、此事は、戯曲に謡曲に將た物語に、其他種種のものに載せられて、後世まで永く語種となりしのみならず、當時の形勢に大變動を與へたれば、筆の進びに、聊か論ひおくといふ。

永祿三年  
以後の嶽南

抑も、永祿三年五月、駿河國守今川義元、桶狭の敗ありてより以來、我が嶽南の地は、俄に動搖を來たし、僅に伊豆の南部のみ、北條氏の領邑の、犯しがたきが爲と、天城山の嶮岨の、越えがたきが爲とに因て、干戈の難を免れ得たりと雖も、其他は伊豆の北部も、駿・遠の二國は、海邊山谷を論ぜず、共に四方英雄の窺密するところとなり、終に其の智勇を競ひ雌雄を争ふ、所謂争奪の巷と化して、今に至りければ、土地は其の馬蹄に蹂躪せられ、士民は其の鋒鏑に貫かれ、賦役頻繁に租調苛重に、農商共に塗炭に陥り、上下の困弊甚だしかりしが、此頃に至て、天は自然に鼈足を斷たんとするにか、前後死歿する者少なからず。残るは、唯、徳川家康と北條氏政と、二人のみとはなりぬ。今其の死したる者に就て考ふるに、自から我が嶽南に足を投じて、強ちに、争奪を試みたるは、北條氏康と武田信玄とにして、遂に使聘を通じて、密に其虚を窺ひたるは、織田信長と上杉謙信となるが、此等の諸將は、皆な一世の雄にして、何れも皆な獨得の長ありて、勇を四方に奮へる者なり。即ち北條氏康は外柔にして内剛、信賞必罰、能く人を識て任じたれば、政治自から明かに、兵鋒常に鋭く、攻城野戰、共に其術は得たれども、就中巧みなりしは夜軍なりけらし。關東管領上杉憲政は、素より氏康の大敵なり。然るに夜襲の一撃功を奏し、其の巢窟を覆し、憲政をして、跡を關東に留むる能はざらしめ、遂に關東八州を掩有し、天下の大諸侯となれり。而して北條氏代代の兵法は、弱を示して敵を怠らしめ、隙を窺て之に乗するを以て要としたるが如し。然れども、此の豪傑、常に關東を伺つて違あらず。鋒を我が駿遠に向くるに及ばず。唯、其父の遺せる四城を據有し、隙あらばと、狃ひ居たるに過ぎず。性和歌を好み又文を能くせり。其の武藏野紀行は、世の稱揚して措かざるものなり。



上杉謙信

上杉謙信は、氣節高く信義厚く、智勇兼備はりて、行ふ所淡然たり。泊然たり。深く佛法を崇び、每歲法會を設けて軍に従ひ、終世素食して、婦女を近けず。其の兵を用ゐるを見るに、後の勝敗は、素より顧みる所にあらず。唯、眼前の敵を撃破せんと務むること、例へば河に臨めば激流なりと雖も、其の減水を待たず、強行以て渡り、以て始めて快としたるなり。但し、其敵強しと見て、其の退却を急にせしこともありしは、加賀・越中、若くは關東・碓氷等の戦を見て知るべし。然れども、信玄の如き強敵と相接する時は、此の如きことはせず、唯徐に軍を進めたりとか。謙信は、嘗て武に秀でたるのみならず、亦文をも能くせり。嘗て兵を加賀に出だしたる時の詩に曰、

霜滿三陣營、秋氣清、數行過雁月三更、越山併得能州景、遮莫家鄉憶遠征。

謙信は信玄の歿後、連りに濱松の家康と使命を相通じ、大に爲す所あらんとせしが、未だ指を嶽南に染むるに至らずして卒しぬ。或曰く、士卒法を重んじ、大將手足の如く、軍を自由に動かししは謙信なりと。

武田信玄

武田信玄は思慮綿密にして、事を爲すに苟もせず。人を用ゐるに、能く察して其長を取れり。故に人その用を爲すを樂めりといふ。信玄の軍に臨むや、戦終るとも、其終を際立たしめず、敵を見て退くとも、其退くを徐徐たらしめ、一たび圍みたる城は、假令敵の後詰を見るときも、妄りに圍を解くことはせず。而して軍を出さんとする時は、必ず其前に兵を訓練したるものなり。信玄常に曰く、「我が領邑の城砦は、たとひ小城一たりとも敵に奪はれじ、戦ふ毎に、戦後の利を失はじと謀らば、後世長く譽は残るべし。又國を領することの多少は、天命の厚薄に因て、人力の如何ともする能はざる所なり。故に常に利を貪らず、名を傷けざる

様慮るべし。若し幸にして命長ならば、遂に扶桑六十餘州の主となる時もあるべし」と。以て其の爲人を見るべし。而して其の平生行ふ所の作法は、其の小旗に書せる文字に依て見るも、概畧は窺ひ知らるるなり。文に曰く、

一 其靜如<sub>レ</sub>林、一 其疾如<sub>レ</sub>風、一 不動如<sub>レ</sub>山、一 侵略如<sub>レ</sub>火。

と、夫れ信玄父子は、此勢を以て我が嶽南に臨むこと、父子相通じ十數年なりしなり。或曰く、三軍の制法能く整ひて、危ふからざりしは、信玄なりと。(它山石・續武家閑談) 十數年の長き間、我が嶽南地方は、之が爲に、草木も靡き伏し、山川も震動せしなり。信玄又和歌を好み、禪學を好み、又書畫をも能くせり。書は頸拔骨立、畫は精緻細巧を極めて、武人の筆に似ず。曾て達磨を畫くに、能相二阿彌の法を具へ、風韻殊に高し。而して詩も亦誦むに足る。

惜落花

檐外紅殘三四峯、蜂狂蝶醉景猶濃、遊人亦借漁翁手、網住飛花至晚鐘。

新正口號

淑氣未融春尙晚、霜辛雪苦豈言<sub>レ</sub>詩、此情愧被<sub>二</sub>東風笑<sub>一</sub>、吟斷江南梅一枝。

織田信長

織田信長は、政を行ふに嚴酷ならずと雖も、命令能く行はれ、吏民法を奉じ、また鉄兩の姦も容らす。國內盜なければ外戸も閉ぢず、其の兵を行るや、圍みたる城も、時に是を解くを厭はず。敵界の小城は、敵の略奪を受くること幾何なりとも、敢て意とせず。假令、不幸にして敗北し、敵の追撃を蒙ること大なりと

事蹟



も、我が士卒だに損せずば、世上の誹謗は少なかるべし、敢て生を賭して、力戦するには及ばず、戦急ならば即ち速に退走すべし。士卒だに疲れずば、敵の退くを待て、また回復することも難からず。畢竟するに、大國の主とならば、其名は自から高かるべしと爲したるなり。而して信長は、常に黒頭巾を冠し、家康といふ人形を操り、武田氏と駿・遠を争ひたりき。信長また文事に乏しからず。柴田修理亮勝家・越前・加賀を平げて歸り、饗應の茶席に於て、嘗て所望せし嫉口の釜を賜はれと請ふままに、信長之を與へんとて、釜を取り出で、手に持ちつつ、

馴れ馴れてあかぬなじみの嫉口を人にすはせん事をしぞ思ふ

といひて、即ち與へける、又或時、堂上の人と、上北面と争ふことあり。評論の後、北面の侍負となりしを憤り、織田右馬助に依りて回復せんとす。右馬助これに荷擔し、信長へ再三訴ふる所ありけるに、信長心に、順<sup>レ</sup>理<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>裕<sup>レ</sup>、從<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>惟<sup>レ</sup>危<sup>レ</sup>とあるを思ひ出で、一首の狂歌を與へて曰、

錢ぐつわはめられけるか右馬助人畜生とこれをいふらめ

と、右馬助はこれより漸く疎ぜられ、怏怏として病死せり。信長嘗て足利義昭を奉じ、京都の賊を掃蕩し、東福寺に著きける時、連歌・醫師、其他諸道の人集まり至り、物を献じて祝せし中に、紹巴、末廣の扇二本を臺に据えて捧げ、

二本手に入る今日の悦び

と詠みければ、信長すかさず、

舞遊ぶ千世萬世の扇にて

(信長記)

と、白けしこともありきとかや。

夫れ此の如き英雄豪傑等、恰も時を期したるが如く、一時に奮起し、四方に割據して、屈せず撓まず、各、獨特の術を用ゐ、時には靜かなること林の如く、時には疾きこと風の如く、奇策妙謀至らざるなく、鋒を磨ぎ矢を矧ぎ、西より東より將た北より、力を極め時を同うして、我が嶽南を争へり。之を如何ぞ、亂れて且つ擾れざらん。嶽南の民たる者、其れ孰に従ひ孰に背かん。寔に適歸する所を知らずとは、此類をいふらんか。其當時の辛苦艱難は、到底後人の、想ひ及ぼすべき所にあらざるべし。然るに元龜二年十月には、北條氏康死し、天正元年四月には、武田信玄死し、天正六年三月には、上杉謙信死し、而も茲年三月には、武田勝頼亡び、今又織田信長弑せられ、爰に永祿・元龜の豪傑は、概ね死して故人となりければ、天下の形勢も、一轉の期至れりと謂ふべきか。天正新時代の豪傑として、覇を争ふ者は果して誰ぞ。西には、羽柴秀吉の新

天下の新  
形勢

に起て、明智光秀を一撃に倒し、信長の遺業を繼ぎて士心を收め、新銳の勢、甚だ侮り難きものあり。東には、北條氏政の小田原に割據し、父祖數代の餘威に依り、關東八州を風靡し、昂然として天下を睥睨するものあり。而して徳川家康は地を其の中間に占め、我が嶽南二州に參河を跨有し、已に威を甲信二國に振ひ、永祿以來、他山の石に磨きたる玉を懷き、海道一の弓取の名に頼り、岸然として東西に折衝する其状は、恰も虎の嶋に倚りて、眈眈たるが如きものあるなり。惟ふに天下の亂は、未だ止まざるべし。然れども我が嶽南の如き、徳川氏にして亡びざる間は、好し他國に出師の役は免れずとも、嚙昔の如く、他國兵士の馬蹄の



遠州衆邑  
に就く

天神川城

爲に、原草野花を、踏躡せらるるの患はなかるべきか。何となれば、東北條氏も、未だ頓かに函嶺を越えて、兵を我に出だすことは、能はざるべく、西羽柴氏も、直ちに旗を進めて、我が遠・參の境に臨むことは難かるべければなり。○廿一日、先に徳川家康が上洛の軍に従ひし遠州衆は、東參河衆と共に暇を賜はり、各、其邑に歸る。(松平家忠日記)○徳川家康、天神川の古城を修築せしめ、稻垣平左衛門長茂に命じて守らしむ。但し後には、渡邊半藏守綱替て守るといふ。天神川城は、駿河國愛鷹山の麓に在り。(松平家忠日記)○

小濱景隆  
水軍を起す

家康甲州  
に向ふ

甲信亂る

此月、徳川家康濱松に在りて、小濱民部左衛門尉景隆を召し、駿州に於て、千五百石を給す。景隆は、武田家水軍の將にして、武田氏滅亡の後、遠州に至て潛匿せしが、家康水軍を起すの志あり、遂に景隆に命じて、之を編製せしめんとするなり。蓋し信長死して後、天下再び亂るべしとは、家康の已に慮る所ならんか。景隆の家老に、徳田彦右衛門・鈴木源右衛門・美賀野八兵衛等ありて、みな船舶の操縦を巧みにすれば、景隆の組織する水軍は、必ず優勢なるものとなるべしと、望を屬する者も少なからざりき。○七月三日、濱松城主徳川家康、自から兵を率ゐて濱松を出で、懸川に至り陣す。蓋し甲州を征せんとするなり。(松平家忠日記)先是、織田信長の命を受けて、甲信の諸城を守る者、京師の變を聞きて悉く瓦解し、城を捨てて上洛する者、日に相踵ぎ、暫くにして諸城空虚となりければ、甲・信の諸族の、舊業を復せんとする者、虚に乗じて各地に勃興し、便に依て諸城を奪ひ、旗を立てて兵を招く者、擧げて數ふべからず。諏訪小太郎頼忠は、昔者信玄に亡されたる諏訪頼重が伯父、新次郎滿隣が子なり。密に舊好の家人を招集し、急に諏訪郡に闖入して、高嶋城を據有し、廿餘年の整懷を開くと稱し、小笠原洞雪は、先に信玄に追はれたる長時の弟なり。此

徳川氏の  
甲信に於  
ける勢力

頃、越後國主上杉景勝が援を得て、故郷に還て深志城に入り、村上源吾國清は、村上信濃守義清が子なり、之も景勝が扶助に依て、兵を越後に起し、舊領河中嶋に還て、遠近を略有し、而して小田原の北條新九郎氏規は、此頃既に上州・武州を征伏せしが、また將に兵を進めて、甲州に入らんとすなどと傳へらる。

此時に當つて、家康は濱松に在り、心密に謀て以謂らく、機逸すべからずと、因て先づ、穴山梅雪が舊臣穂坂常陸介・有泉大學等、其他に書を送り、勸むるに、速に降参すべきを以てせり。是れ甲州を平げんには、武田の舊臣・武功の士を招くに如かず、武田の舊臣・武功の士を招くには、先づ、梅雪の舊臣を懐くるに若かずとしたればなり。家康は又、別に酒井左衛門尉忠次・大須賀五郎左衛門康高・岡部次郎右衛門正綱・日下部兵右衛門定好・成瀬吉右衛門正一・大久保七郎右衛門忠世・石川長門守康通・本多豊後守廣孝を遣はし、曾根下野守をして、導いて甲州に入り、國人を鎮撫し、併せて隱伏の士を招かしむ。而して家康は、尙ほ之を以て足れりとせず、特に本多彌八郎正信を使者とし、依田右衛門佐信蕃を催し、速に國中舊好の士を招かしむ。依田信蕃は蘆田信蕃なり。信蕃は先に既に甲州に到り、旗を柏坂時に立て、武田氏の遺臣を招くに、横田甚右衛門、衆に先ちて馳至りければ、之を見て募に應ずる者日に多く、暫くにして三千人に至りぬ。因て信蕃は三千騎に將として、小諸城に入りければ、正信の信州に到りしは、信蕃已に小諸に歸りたる後の事なりき。其他大須賀次郎左衛門は、市川口に在て降士を鎮撫し、稻坪平右衛門は、天神川の砦を守り、又、柴田七九郎康忠は、勸氣を免され、信蕃を助けて、信州を討平ぐべしとの命をさへ蒙り、直に發して信州に赴くあり、松尾城主小笠原掃部助信嶺も、菅沼藤藏に就きて降を乞ふあるなど、徳川氏の勢力も、頗る甲・信に



扶植せられたる形勢なり。

甲州一揆  
小田原勢  
を迎ふ

樋口某内  
應

然るに此に、甲州一揆と稱する一隊あり。大村三右衛門・大村伊賀といふ二人を推して首將とし、使者を小田原に遣はし、約して小田原勢を甲州に迎へんとす。北條氏直大に悦び、日を約し、厚く賞して遣り還し、郡内口よりは北條右衛門太夫氏勝、惠林寺口よりは北條安房守氏房、刈坂口よりは秩父新太郎等をして、各、日を刻して、齊しく攻入らしめんとす。而して一揆の將大村三右衛門・大村伊賀等は、笛吹川の邊に到り、兵を屯して其の來るを待ちけり。徳川方歸向の甲州武士等は、如何したりけん、未だ毫も之を知らず、一揆の徒に、樋口某といふ者あり、如何なる故か、俄に志を變じ、之を徳川方に告げしに由て、始めて知り得たるばかりなりしが、先に徳川方へ降伏を約せし、穴山梅雪の舊臣有泉大學・穂坂常陸介等、今度新に降れる證に、何をがな勳功たてまじと思ふ折しもあれ、偶、之を聞きたれば、大に悦で天の與となし、直ちに馳せ向て悉く討滅しける。されば小田原勢の秩父新太郎等、約の如く刈坂口まで到りけれども、謀違ひて成す所なく、空しく還去りぬ。後に有泉・穂坂等穴山衆は、此功に因て皆な感狀を與へられ、樋口某の如きは、内應の功大なりとて、家人に列せられしともいふ。

大村三右衛門等已に討死すと雖も、甲州尚ほ大村三右衛門無きにしもあらざれば、甲州全く徳川氏に服したるにあらず。一揆所所に蜂起して、騷擾甚だしとの報、頻頻として濱松に到りければ、家康は、先に重臣數多を遣はしたるなり。而して大久保七郎右衛門忠世は、甲州上口に陣せしが、其他の石川長門守康通・本多豊後守廣孝・其子彦次郎康重・岡部次郎右衛門正綱等は、俱に與に信濃に赴き、先づ諏訪小太郎頼忠を説いて

駿州諸城  
主

降らしめ、尋で大草左近知久・大和頼元・大和式部頼氏・下篠等の諸族も、其の勧誘に因て出で降り、眷りに家康の師を出だすを請ひければ、家康も其報を得て、斯くは自ら兵を發したるなり。(野史)此時、先陣の松平家忠等、已に山口に達したりといふ。○四日、徳川家康田中城に到り、天神尾等の寨を修築し、以て相に備ふ。(野史)此日松平家忠等、後れて牧野に着す。(松平家忠日記)此間如何なる故ありしか、未だ詳かならず。○徳川家康功臣を封じ、駿州の諸城を與ふ。牧野右馬允康成を以て興國寺の城主とし、松平忠吉を以て沼津の城主とし、四萬石を與ふ。後見松平周防守康親命を蒙り、共に往て據守す。蓋し北條氏に備ふるなり。

諸國廢城考云、天正十年七月、神祖豆州榎戸城を給ひ、牧野右馬允康成に命じて、これを守らしむ。康成駿河興國寺城より、此城に移り守り、久野三郎左衛門尉宗能も、亦康成に加つて、これを守ると。廿二日の條參照。

家康江尻  
着清水  
家康大宮  
着家康しや  
うし着

高力與左衛門清長を以て田中城主とし、一萬石を食ましむ。一説云、本多重次をして江尻を守らしむと。○五日、徳川家康駿州江尻に着す。松平家忠等の軍、駿府に宿す。(松平家忠日記)○六日、松平家忠等清水に到る。(松平家忠日記)○七日、徳川家康駿州大宮に着す。(松平家忠日記)○八日、徳川家康しやうしに着す。(松平家忠日記)前日家康人穴郷を過ぐるに、郷人等、傳馬賦役の繁劇に堪へず、一郷を空うして遁走したる後にて、一人の出でて役に從ふ者なく、殆んど困厄に陥りて、進むこと能はざりしを、郷人赤池善左衛門道賢といふ者あり。獨り來り從て命を蒙り、四方に奔走して役夫を募り、獎勵鞭撻して、纔に其用を辨するを得たり。又、道賢は清斗角・井出半兵衛等と共に、此地を嚮導せしが、一説には、家康この半兵衛の家に一宿せりともいふ。家康宿泊の夜、甲州の兵偵知して、俄に襲ひ來たりけるが、道賢強弓を射て、之を却けけれ



豆州新城

酒井忠次の封を収む

ば、家康悦びて、持てる扇子を與へて之を賞し、末廣く榮えよと祝せりといふ。○九日、徳川家康、甲府に着す。(松平家忠日記) ○廿二日、徳川家康、城を豆州柵戸に築き、牧野右馬允康成を此に移し、久野三郎左衛門宗能を命じて、之が援となし、以て葦山の北條氏に當らしむ。康成は、長久保・興國寺、二城の守衛たりし人なり。(改撰諸家系譜後編) 先是、家康足柄山麓に於て、天神古城を修め、稻垣平右衛門長茂をして之を守らしめしが、是も亦相州の押へとしたるなりとぞ。○徳川家康命じて、酒井左衛門尉忠次が、信州の封を収めしむ。先是、大久保忠世は甲州姥口より、奥平信昌は信州伊奈より進み、共に道路の一揆を掃蕩し、諏訪に至て二人相會し、諏訪安藝守頼忠等、多くの國士を見、利害得失を説示して遂に之を歸降せしめしが、酒井忠次後れて到り、又書を頼忠に送りて曰く、「信州十二郡の地は、是れ皆な我が受くる所の封なり。政治みな、吾が左右に任ずる所なり。故に此地に住する者は、皆な吾命に従はずんばあるべからず。子其れ速に來て禮せよ。若し能はずんば、兵を發して討ぜん」と。頼忠書を得て怒て曰く、忠世も忠次も皆な徳川の臣なり。我既に忠世の約を聽けば、即ち徳川に屬したるなり。徳川の臣にして、徳川の臣を討するもの何くにかある。我何ぞ再び忠次に禮せん。忠世吾を欺くか、吾また彼の反覆の士の約に従ふを欲せざるなり」と。高嶋城に據て兵を擧げ、使者を遣はして北條氏に屬し、以て徳川の兵を防げり。遠近の將士之を聞て、忠世の不信を嘲り、忠次の無禮を怒り、齊しく起て頼忠に響應せしかば、家康聞て、且つ驚き且つ怒り、終に此の改易ありき。(徳川實記・武徳大成記) ○廿四日、徳川家康兵を進めて、八代郡柏坂峠・檜山に陣し、尋で歸て古府に入り、一條右衛門大夫が舊邸に宿す。新附の諸將士等之を聞き悉く來て調を執る。因てまた諸將を分

定康甲府に歸る

三嶋の戦

葦山城主

三枚橋

ち、若御子口・刈坂口・屋代山等の要害に陣し、令を嚴にして堅く守らしむ。是れ北條氏の勢を、古府に入れじの計なりと聞ゆ。(野史) 時に、景勝海津に至り、氏直平澤に次す。(北國太平記) ○八月十二日、小田原の侍大將橋本兵部兵を引き、豆州三嶋に到り陣す。其意、葦山の守將北條美濃守氏規を援けんと欲するに在るなり。此時、駿州三枚橋の守將は、松平周防守康親にして、大澤兵部大輔基宥・小笠原安藝守信元・小笠原丹波守安次・小笠原市藏時忠等、之を助けて守りけるが、康親小田原勢の到るを見、諸將と議し、潛に兵を率ゐて黄瀬川を越え、急に討て大に之を破る。然れども、實は此役、小笠原黨の奮戦により、幸に勝つことを得たるなれば、小笠原黨には死傷も少なからずして、小笠原丹波守安次・小笠原市藏時忠、及び康親が兵、都筑助太夫重次・岡田藤八・山崎清四郎、小笠原信元の士、大嶽彌吉等死する者甚だ多かり。康親が士に、石川善太夫昌隆といふ者あり。常に勇を以て聞えしが亦傷く。而して小笠原信元も、奮戦して其功少なからざりき。(武徳大成記) 此城は、家康近頃修築して、家忠並に後見康親に守らしむる所なり。(駿河志料)

戸倉城

戸倉勢敗

星野父子

豆州戸倉城も、當時康親の邑に屬すれば、其臣岡田竹右衛門元次を遣はして之を守らしめ、服部半藏等之を助け、其勢凡そ九十餘人ありけるが、此頃三嶋近傍に至りて、潛に荊田をせしに、偶、北條勢の八重カマリに乗懸り、不意に討つて出づるに會ひ、戦死する者甚だ多く、全軍將に壘殺の厄に陥らんとせしを、松井石見守正廣・平岩七兵衛・星野父子等返戦し、追騎を撃退すること屢、なるに及び、敗兵之に力を得て返來りければ、共に防戦して、纔に歸るを得たりといふ。但し殿戦の功は、星野最も著しかり。星野殿して退く時、敵兵多く重り來ければ、徐に馬引寄せて乘るに、其の子と甥と亦馬に乗る。星野之を見て曰く、「此の如く敗軍



の殿たる時は、馬首を敵軍に向けて乗るべきなり」と。二人これに従ふ。已にして敵近づきければ、忽ち馬を跳下り、又二人を呼びて曰く、「汝等これに準へ」と。因て馬引き寄せて敵に當り、少年兵士の退くを見、其後に續きて徐に歸りければ、敵も味方も其勇を稱せざるはなし。星野戯れて曰く、「我は只逃ぐるに巧なるのみ。何ぞ稱するに足らん」と。康親が隊に、水澤水右衛門といふ者あり。猿皮の鞆を附けたりしが、頻りに敵を射て名を知らる。此時に當て、徳川方の海賊等、豆海に進み入て、足城を襲ひ、敵を殺すこと最も多く、向井兵庫勝政は、鹿を持ちたる敵を討て、大に功をなせりといふ。此に於て、沼津守將本多作左衛門重次、使者を甲州に馳せ、海陸の戦、共に勝利の由を家康に報ず。(岡田竹右衛門覺書)○十四日、徳川家康甲州に在り、沼津の捷報を得て大に悦び、執政の臣に命じ、書を送て厚く將士を勞せしむ。書に曰く、

家康沼津の將士を賞す

御注進之趣申上候處、一段之御機嫌不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候。何方<sub>ニ</sub>ケ<sub>レ</sub>様に合<sub>ニ</sub>答<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>段、目出度儀過<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>間鋪と、公私之大慶不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>候、在<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>放<sub>ニ</sub>火<sub>ニ</sub>、殊<sub>ニ</sub>北<sub>ニ</sub>條<sub>ニ</sub>勢<sub>ニ</sub>を破<sub>リ</sub>、各、御高名不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候、海賊衆入<sub>レ</sub>精候由<sub>ニ</sub>候、誠<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>我等相心得可<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>由、御意候、彌、各、精を被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>候様<sub>ニ</sub>御差圖尤<sub>モ</sub>候由被<sub>レ</sub>仰<sub>セ</sub>出<sub>レ</sub>候、此等<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>趣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>セ</sub>聞<sub>レ</sub>候、然者、於<sub>ニ</sub>黒駒<sub>ニ</sub>討取<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>首共、今日敵陳之前<sub>ニ</sub>懸<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>候得者、無<sub>ニ</sub>正<sub>ニ</sub>體<sub>ニ</sub>様子<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>候、何<sub>レ</sub>一<sub>ニ</sub>兩<sub>ニ</sub>日<sub>ニ</sub>之内<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>敗<sub>ニ</sub>軍<sub>ニ</sub>候間、如<sub>レ</sub>仰陸奥守<sub>ニ</sub>残<sub>ニ</sub>是非<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>捕<sub>ニ</sub>候而、上方<sub>ノ</sub>相<sub>ニ</sub>登<sub>ニ</sub>せ<sub>ニ</sub>度<sub>ニ</sub>候、敵方<sub>ノ</sub>よりも、旁、御内證<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>儀<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>候間、若<sub>レ</sub>今日<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>儀、御内證<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>者共、此方<sub>ノ</sub>人數<sub>ニ</sub>と申<sub>ニ</sub>合、猶<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候、誠<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>敵<sub>ニ</sub>一人<sub>ニ</sub>も生<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>歸<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>間<sub>ニ</sub>鋪<sub>ニ</sub>候間、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>安心<sub>ニ</sub>候、恐<sub>ニ</sub>々<sub>ニ</sub>謹<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>。

八月十四日

阿 谷 九  
大 彌 八  
大 新 十

本作 左 御報

追而、向井殿御高名之段、御手柄不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候由、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>心得<sub>ニ</sub>候、深深と御喜悅<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>御意候、萬萬其表三枚橋・興國寺迄、以<sub>ニ</sub>飛<sub>ニ</sub>脚<sub>ニ</sub>諸事<sub>ニ</sub>油斷<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>様<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>セ</sub>候、以上。

徳川北條上杉三氏の争奪

先<sub>レ</sub>是、徳川家康甲州古府に在り、兵を放ちて四方を征伏せんと謀りつつありしに、北條氏直は又之に抗し、甲・信二州を併吞せんと欲し、眞田安房守昌幸・高坂源五郎等の内應あるに依り、兵五萬五千餘騎を率ゐ、進みて善光寺に到りしが、會、高坂源五郎の敗を聞き、退いて尾ヶ淵に陣し、尋で景勝・家康謀を合して後を窺ふと聞き、輕井澤に退き陣したり。家康古府に在り、上杉景勝の高坂源五郎を擒にし、之を磔して威を示し、終に川中嶋四郡を定むと聞き、諸將に謂うて曰く、「我斯くて在るべからず」と、因て酒井忠次等を遣はし、高嶋城を圍み攻めしむ。氏直輕井澤に在て之を聞き、未だ景勝・家康の和成るにあらざるを知り、敢て兵を進めて梶ヶ原に陣す。酒井忠次等、氏直出づと聞き、大に驚いて直ちに退き、馳せて乙骨に歸り陣す。而して未だ氏直の梶ヶ原に在るを知らざるなり。此に至て、大久保の家人石上兎角之助といふ者、乙骨に至り、告げて曰く、「氏直の大軍梶ヶ原に在り、公等これを知るか」と。諸將愕然として言なく、士卒相顧みて顔色土の如し。忠次其實を得んと欲し、此地の庄司太郎左衛門を遣はし、其狀を偵ひ見しむるに、歸報じて曰く、

事蹟



忠次狼狽

「山野の草木は、悉く小田原勢にあらざるはなし。而して其状は、將に來り犯さんとするものの如し」と。忠次等ますます驚き以謂らく、「此の小兵を以て、彼の大兵と戦はば、一人の生きて還る者も無けん、如何はせん」と、恐怖戰慄せざる者なし。大久保忠世この状を見て曰く、「是豈に嚙昔忠次が禮なきに因り、誣訪を失ひたるに起らずや」と。忠次仄に聞て曰く、「噫是れ何の言ぞや、乞ふ更に言へ」と。誣訪の不平が種となり、乙骨峠に萌え出でて、同志喧嘩の花を咲かしめしも亦奇ならずや。然るに此月七日の朝に至り、明くるを待て、總勢を七隊に分ち、隊中の士は、或は十人、或は二十人に分れ、各、竹槍を携へて所所に隠顯し、恰も多くの伏兵ある如くに装ひ、或は衣を裂きて旗となし、或は銃を放て威を張り、苦辛慘愴して退走するを、家康聞いて以謂らく、「是れ大事なり、猶豫すべからず」と、曲淵庄左衛門吉景を嚮導とし、石川數正を遣はして迎へしむ。是に因て、忠次等纔に新府に到るを得たりといふ。

同志喧嘩

若御子

此時に當て、氏直大軍を以て若御子に陣し、以て徳川勢を壓しければ、家康古府に在て出づること能はず、且つ新府の酒井勢と聯絡絶えんを虞れ、古府を出でて新府に移り、以て諸軍に合し、上下心を一にし、城に嬰りて死守し、只自から守るに急なるのみなりき。而して北條氏政は、小田原に在りて諸將と議し、大に爲す所あらんと欲し、新一萬餘騎を發し、北條氏忠・氏光を將とし、甲州に入て黒駒山に陣せしむ。是れ若御子の氏直と相應じ、徳川勢を挾撃せんが爲なり。徳川勢は勢ひ益、蹙まると謂ふべし。此に於て、家康密に謀り、一千餘騎に甲州新附の士を加へ、潜に出でて黒駒山の麓に至り、十二日の曉霧に乗じて、急に州軍を襲撃せしめしに、此策幸に功を奏し、奇勝を得て、首級を擧ぐることに、三百に及べりといふ。これ此

黒駒山襲撃

の書中、黒駒に於て討取る首云云とある所以なり。(北條五代記・武徳編年集成)

將士野陣の苦

大久保七郎右衛門の名言

若御子對陣中の一夜、大久保七郎右衛門忠世、急に使を走らせ、井伊直政に謂うて曰く、「只今若き衆打寄りて、甘き料理出來申候、早御出であるべし」云云、直政、急ぎ行き見れば、陣屋の出座に火をたき、自在釜を下して、平鍋のふつつかなるをかめて、根芋の葉も莖もともに、糠味噌にて煮たるなりけり。座中にて鳥居新太郎忠政・石川長門守康道・本多彦次郎康重・岡部彌次郎長盛・大久保新十郎忠隣など、焼火を取圍み居られしが、七郎右衛門はそれと見るより、座をひらき、萬千代殿これへこれへと請せらる。これは其芋汁、いまだ能くも煮えざるを待ちかゝれて、手に手に椀に盛り、各、舌うちして食ひ居たるなり。直政へも、早速堆きまで高く椀に盛つて與へければ、直政少し喰ふに、味殊の外悪しく、食するに堪へれば、其ままた下におきてける。さすがに萬千代殿は、若き衆にて華美なりといひいひ、みなみなあらそひて、しばしが程に數椀を平げぬ。七郎右衛門は之を見て、如何に、萬千代殿は食し給はぬぞといふに、是に少し醬油を入れなばよけむと、挨拶する言葉の尾につけて、さやうの物、今ここにあるべきか、それは甚だ奢なりと、口口にいふ。ここに七郎右衛門申すやう、何れもよく心得られよ、この芋汁の味の悪きをも、皆皆は賞翫せらるるなり。手前共の士卒は、これをだに食することならず、わづか三合の米、その三合も、搗きもせず、煮もせず、生のまゝ食うて厭はず、寒苦をしのぎ、暑熱をこらへ、併も白刃に身をくだき、主人のために、命をなげうちて顧みざる切なる心は、偏に武士道の義理による外あるべからず。これは獨り士卒のみに限るにあらず、百姓とてもまた同じ事にて、斯様のものを辛苦して作り出し、自分自ら食はうともせず、之を主君に差出して、士卒を養ふ料となし、己が妻子は却て飢寒に泣くなり。さあらば大將たる人は、其心あるべきなり。今屋形さま、次第に敵國を多くしたがへさせ給はば、おのおの大名になるべき間、只今の芋汁の味を忘れず、士卒を撫で愛し、百姓を憐愍あるべきなり。もしこのころをわすれ給はば、武道おこたり、君臣の義もうすかるべし。屋形様、つれづれ武道をわするべからずとおほせらるるはこゝなり。臂をばり眼をいからすをいふにあらず。家業をつとめよといふことなり。家業の第一は、士卒を愛するなり。さなければ



三島戦後の駿豆

ば、大事の用に立ちがたし云々と。直政は、意外なる半汗の馳走に預かりしが、深く心にや感じけん、年経て後、今もなほ耳底に残りて忘れがたしと、人に語りけりとか。(故老諸談)

富永孫六郎

○三嶋の戦後、北條勢再び至て、豆州戸倉の砦を襲ふ。是れ松平康親の分野なれば、康親三枚橋より出でて之を授け、内外勢を合して敵を撃退し、追撃して葦山の外郭、木戸の邊に至て歸りけるが、首を得ること三十餘級といふ。此後も、戸倉の守將岡田竹右衛門は、其副服部半藏と交も兵を出だし、屢、葦山近傍を犯し、果穀を刈取りければ、城兵出でて防ぎ戦ひ、戦鬪日夜絶ゆることなく、從て惨死する者、功を奏する者少なからず。戸倉の士に、富永孫六郎といふ者あり。毎戦功あり、後、家康の賞を被る。小田原勢にも豪雄あり。

釜段

反町大膳

徳川勢の討たる者甚だ多し。黄瀬川釜ノ段の戦に、關東浪士にて、反町大膳幸定といふ者あり。小田原勢に在て奮闘せしが、徳川勢恐れて相抗する者なし。會、八騎あり、來り圍む。反町恐れず、左右前後に奮撃し、瞬間にして二騎を斬る。萩原新左衛門といふ者あり。また小田原の士なり。遙に望み見て來援し、又一騎を斬りて敵を待てり。徳川勢恐れて、復た向はんとする者もなし。因て、二人鏖を並べ、悠悠として去る。氏

青嶋五郎兵衛

政、其勇を賞して驄馬を與ふといふ。(北條五代記) ○志太郡青嶋村の青嶋五郎兵衛、徳川勢を案内したるの功によりて、宅地を免租せらる。其趣は、同家に藏せる、高力與左衛門の文書に依て知るべし。曰、

屋敷貳箇所之事、右者、去三月、遠目筋御手遣之砌、閑道御案内、走廻、神妙之働に付、書面之地免除被<sub>レ</sub>成<sub>下</sub>候也。

されば、此家の宅地は、江戸時代の終まで、無<sub>レ</sub>反別<sub>レ</sub>免許地なりきといふ。(駿河志料) ○廿六日、遠州井伊

次郎法師死す

谷の地頭次郎法師死す。法名を妙雲院殿月船祐圓大姉といふ。是れ井伊直政の養母にして、井伊信濃守直盛

の女なり。直盛は、唯、此女一人のみなれば、時を待て、井伊直満の子、龜之丞に嫁し、以て後を嗣がしめんとせしに、龜之丞は父罪死の後、信州に遁れて、其跡を晦まししを以て、菩提の爲なりとて、此女を龍潭寺の僧、南溪和尚に託して僧とならしむ。然れども父母之を哀むこと深く、南溪に謂うて曰く、「假令名のみと雖も、一たび人の妻となりし者は、好し形は變ずとも、法名を負はすべからず」と。然れども、女は又、既に法態に變じたれば、法名を負はんと請うて止まず。此に於て、南溪之を裁して曰く、「備中次郎といふ名

井伊家衰微

は、井伊家の總領代代の名なり。此子生れて女にこそあれ。井伊家の總領たるは疑ふべからず。然らば宜しく僧俗の名を兼ねしむべきなり」と。終に次郎法師と名づけしむ。井伊直親の死後、次郎法師其後を受け、地頭となつて其の故邑を領し、以て直政に傳ふ。(井伊家傳記) 但し其實は、小野但馬權を專にせしのみならず、永祿十一年後は、但馬の押領する所となれるなり。○此月、徳川家康駿州山西城を以て、田中城主高力

山西城

河内守清長に與へ、合せて一萬石を食ましむ。一に曰く、田中城を賜ふ。(藩翰譜・駿河志料・改撰系譜續編) ○駿

富士川流域變ず

臨濟寺建立の勅

州富士川氾濫し、蒲原の附近洪水甚だし。是より富士川流域を變じ、吉原驛に接して流る。此川、元來蒲原の東を流れ、平家物語にも、此の富士河は、蒲原の町の東とあるに、今頗に此の如くなりければ、其の舊流域は河原となれり。(當代記) ○天皇勅して、徳川家康に命じ、駿河國臨濟寺を建立せしむ。蓋し家康より請ふ所ありしなり。初め臨濟寺の後山に城砦あり、武田氏の兵の據る所なり。茲年春、家康この城を攻めんとするに、寺あつては攻難ければ、寺僧東谷に謂うて曰く、「事平がば我必ず之を新にせん。今之を焼かしめ



正親町天皇の御奉書

よ」と。東谷諾して、自から焼く。戦終て後、駿河悉く家康に歸したれども、尋で世再び亂れ、兵馬倥傯にして、未だ建立の時を得ざれば、暫く假屋を営ましめ、朱印制札等を附與し、十分の保護を加へたれば、尋で建立の企もあるべけれども、もと此の臨濟寺は、勅願所にして、家康の私にすべき所ならねば、豫め内奏して、勅書を賜はりたるなり。此時賜はりたるは、勅書、及び四辻大納言の副書にして、住持東谷和尚にも、宸翰を下し賜はりしが、二通ともに、今尙ほ寺に藏せりといふ。(臨濟寺由緒) 今も臨濟寺には、御宸翰並に之に關する文書數通あり。當時の事情を詳にするを得べし。

尙當内侍奉書

猶とうごくをしやうより申されなく

するがの國りんさい寺の事、さんてうのちよくはんじよ、しさいある事候まま、このたびきつとさいこう候やうに申つけられ候はば、べつしてよろこび覺しめし候はんするよし申なく、かしく。

とく川左京大ぶどのへ

四辻大納言添狀寫

雖下未申候、今啓候、抑、駿州臨濟寺之事、先皇様勅願所、異于他靈場候、先年武田入國之刻、伽藍炎上候間、則被

レ仰出再興候、然處、春中又炎上由候間、建之儀貴殿え御奉書候、同東谷和尚え親王様被成御筆候、於其國、勅願寺限ニケ寺事候間、僧衆堪忍等、萬端馳走候はば、彌、被成武

運長久之基候、猶如雪齋、本田庄左衛門尉兩人え申候、可有傳達候、恐恐謹言。

八月二日

公達

徳川殿

正親町院御宸翰寫

大龍山臨濟寺者、爲

後奈良院勅願所、本光國師開山護國禪師創建也近年伽藍罹于兵火、命國司漸被企再興候也。

八月四日

御判

東谷和尚禪室

御朱印制札寫

林際寺僧衆對、朱印相出之上、當軍勢甲乙人等、聊以不可異儀、若猶此旨違背之輩は、速可加成收候也、如件。

天正十年

本田庄左衛門尉奉之

御朱印

寄進狀寫

林際寺御寄進之分

拾六貫五百貳拾文

代方大岩村之内

事蹟



織田豊臣時代

除<sub>レ</sub>此外宮役

拾貳貫六百文

江尻七日市場之内福藏寺分

八百文

代方同所

壹貫四百文

同所東泉寺方

七百六十文

同所長徳寺領之内

此内貳百文代方

四拾五貫百六拾文

長崎之内

拾六貫四百文

代方同所

除此外青山神田錢

合百貫文

右本領之内に付、如<sub>レ</sub>斯御寄進之旨、被<sub>レ</sub>仰出候、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

壬午十二月廿三日

内記豊前守

昌徳 (判)

古楨五郎左衛門

眞玖 (判)

林際寺納所

山掟寫

定

一大岩山 一天澤之山 一青林寺山

右三ヶ所之山、御はやし候間、下草成共きりとり候申間敷候、若<sub>レ</sub>此旨違亂輩は、急度可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰上<sub>レ</sub>候、御法度にて被<sub>レ</sub>請付<sub>レ</sub>由、御掟に候、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

未三月十五日

井上志摩守 (判)

林際寺

(臨濟寺由緒)

山掟は、明年のものなれども、併せて此に掲ぐといふ。

○遠州敷智郡富塚村廣澤山普濟寺の造營成り、七堂伽藍悉く具備せり。此寺は、曹洞宗の本寺なれども、元龜の昔、徳川家康が戰略の爲に焼かれ、堂塔悉く烏有に歸して以來、東海曹洞の本寺たる佛だに無かりしを家康先に命じて工を起さしめければ、此に至て功成りしなり。(遠江風土記傳) 蓋し當時の約に従ふなり。時に、家康自ら棟札を書して曰、

大新山際流者為  
は茶良の池 勅於本光  
出河 一山護國禪如  
創建也近年伽藍懼  
千兵火余心自漸下  
全身自願  
月日  
東谷如禪

正親町院宸翰

事蹟



大日本國東海道遠江州濱松在富塚郷、奉<sub>レ</sub>再<sub>ニ</sub>興<sub>ル</sub>廣澤山普濟禪寺、客殿一宇、大檀越遠州太守藤原家康、時天正十年<sub>壬午</sub>八月吉日 造 營 畢 (寺記)

駿州蜜柑

林香寺  
蜜柑  
山椒

普濟寺は、三方原の役、家康寺僧と計り焼棄せし所なり。○九月十日、徳川家康、使者を伊勢に遣はし、國主北畠信雄に蜜柑を贈る。信雄は織田信長の子にして、家康の師を甲州に出だすに及び、消息を通ずること二度に及びければ、家康特使を遣はし、其の厚意を謝したるなり。使者を高木九助廣正といふ。蜜柑は駿州の名産なり。駿州は、至る所に蜜柑を産すれども、就<sub>レ</sub>中、庵原郡由井驛の、西湖山林香寺より出づるもの其名最も高し。此寺また山椒を産し、佳品の名を博せり。家康の書に曰く、

態<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>高木九助<sub>ヲ</sub>申上候、仍今度甲州致<sub>ス</sub>在留<sub>ニ</sub>付而、兩度迄珍物被<sub>レ</sub>贈<sub>リ</sub>下<sub>ニ</sub>候、遠路の處、御懇情の至<sub>リ</sub>、難<sub>ニ</sub>申盡<sub>シ</sub>存候、將又、駿州名物にて御座候間、蜜柑一箱進獻候、次に、馬一匹<sub>一匹</sub>進上候、委細九助可<sub>ニ</sub>申上<sub>ニ</sub>候條、可<sub>レ</sub>然<sub>ル</sub>様御取成所<sub>ニ</sub>仰<sub>フ</sub>候、恐恐謹言。

九月十日

家 康

飯田半兵衛殿

(武徳編年集成)

佐野小屋  
の險巖  
ち

飯田半兵衛は、信雄の近臣なり。○十五日、北條家の附庸、豆州葦山の佐野小屋は、永祿の頃より近年に至るまで、武田・北條二家、鉾楯に因て相争ひし地にして、甲州よりは、常に是を抜かんと欲し、種種策略を運らししと雖も、地形自から嶮岨にして、守るに易く、攻むるに難ければ、嘗て其功を奏すること能はざりき、然るに茲年夏の頃、徳川家の麾下に屬せし伊賀國の士あり。皆な夜込・伏奸の道を業とせる姦邪の徒なりし

甲州武士  
の活動  
葦山戸倉  
の迫合

が、徳川家に屬して後、未だ成すことも無くて過ぎければ、何かな殊功を奏せんものと思ひ、去る八日、天神尾砦より、究竟の諜者二人を選び、忍びて佐野砦に入らしめ、地利を量りて、山中に潛行の道を開かしむ。因て三枚橋の守將、松平周防守康親の許に至り、細に其趣を告ぐ。康親悦びて其時の至るを待ちけるが、今夜たまたま暴風雨に會し、機失ふべからずとなし、康親自から、牧野新次郎忠成を從へて城を出で、彼の伊賀の士を先鋒とし、潛に佐野小屋に至りしに、北條氏は其の險を恃みてか、守兵多からざりければ、忽ち抜くを得たり。伊賀の士は、服部權太夫政光・其子與十郎政季等、最も戦功ありき。「信玄・勝頼二代の間、陥ること能はざりし此要害を、一夜を費さずして奪ふことを得たるは、寔に伊賀の士の力なり。伊賀の士にあらざれば誰か能くせん。其功、誰か又比するを得ん」とは、是れ徳川家康の、伊賀の士を賞せし言なるが、近國の聞く者、また驚歎せざるはなかりきとぞ。此後、葦山の北條勢は、屢、三枚橋の城邊に迫來れども、徳川勢毎に奮撃して防戦するより、北條勢常に志を成す能はず、猛將北條氏規も、成すなくて日月を過すのみなり。(北條五代記) ○甲州武士の小山田彈正・今井九兵衛勝利・駒井右京昌直等、先に徳川家に屬して以來、駿州深澤筋に在りけるが、此頃足柄山を越えて、小田原勢を襲ふこと數なり。松田尾張守憲秀の陳を夜襲することさへ、已に四たびにも及びければ、憲秀も陳城を構へて、守備を嚴にせしが、併も夜襲また四たびに及びて、常に勝利を得たりといふ。是に因て、家康は、甲州武士の誠實用を爲すを悦び、賞揚して措かざりきとなむ。(徳川實記) ○廿五日、葦山の小田原勢、城を出でて戸倉城を攻む。沼津城主本多重次、逆へ戦て大に敗り、追うて葦山の城戸口に至り、首三十餘級を得て歸る。(三河志・諸國廢城考) 而して徳川勢の、小笠原

事 蹟

八七九



小笠原黨の功

安次・信元等が家子郎等も、討死する者數多ありき。重次は、家康甲州出征の時、北條氏の押として、沼津を守らしめし者なり。而して戸倉と葦山とは、相距ること僅に半里に過ぎず、晝夜の迫合絶ゆることなれば、或は三枚橋より、或は沼津より、交も兵を發して援くるなり。本多重次已に歸る。葦山城兵又出でて三枚橋に向ふ。三枚橋城は、豆・駿の界に在り、先に家康甲州出陣に臨み、北條勢の襲ひ來る事あるべきを計り、築きて以て之に備へ、松平周防守康親をして守らしむる所なり。

康親三枚橋城に入て以來、常に小笠原黨の武勇に頼り、葦山勢の攻撃を防ぎもし、又其城を壓迫もせしなれば、小笠原黨の士の、之が犠牲となる者少なからず。乃ち今日、葦山勢の來り攻むるに及びても、亦た力と頼むは、小笠原黨の他あらざりき。されば其將安藝守信元・丹波守安次等も亦之を知り、衆に先だちて激戦し、遂に撃て退けしが死傷は甚だ多かり。即ち信元の從卒小笠原市藏死し、大嶽彌吉死し、大將丹波守安次も亦死せり。是を以て、家康深く小笠原黨の功を思ひ、葵紋章の旗を與へて賞す。葵は徳川家の紋章なり。又安藝守信元、及び安次の子新九郎廣勝を召し、駿州富士郡に於て、各千石づつ賜へりとぞ。(當代記。武徳大成記・藩翰譜) ○松平次丸、三枚橋城主となり、移り住す。次丸は、年なほ幼なるを以て、松平康親之が後見たり。次丸は家康の子にして、東條の松平甚太郎家忠の遺跡を繼げる者なり。而して康親は其の親族なれば、此までも代て此城を守りけるが、此後は、彌、其の後見として、東條家の兵を指揮することとなりぬ。次丸、後に下野守忠吉と稱す。(當代記)

松平下野守忠吉  
三枚橋城

諸國廢城考云、天正十年九月、神祖松平周防守康親をして、三枚橋城を守らしめ給ふ。小笠原安藝守信元等、是に加

はる。是月、小田原勢三嶋に出張しけるを、城中より切て出で是と戰ふ。小笠原信元奮戦して功あり。其後、葦山の敵、屢來て當城を窺ひしかど、康親堅く守て是を拒ぐの間、敵、この城に近づく事なかりき。

按慶長六年二月、神祖封二 大久保忠佐於本國見前、而家忠日記云、封之於沼津、創業記云、封之於三枚橋、二書不同、未之知孰是、今姑從家忠日記、或曰、沼津・三枚橋、異名而同城也、然據家忠日記、云天正十年九月、本多重次守沼津城、松平康親守三枚橋城、則非一城者明矣、與沼津城下可併見。

興國寺城主

○此秋、徳川家康、厚く松平備後守清宗を賞し、駿州に於て二千貫の地を與へ、興國寺城を守らしめ、伊賀の士柘植平右衛門正俊・山口勘兵衛雅朝・加藤源太郎成之等に命じ、其の部下とならしむ。因て、參州竹谷の本領をば、其子玄蕃頭家清をして繼がしめらる。清宗、連年軍に従て、功ありたればなり。○十月三日、傳へ稱す。筑前守羽柴秀吉、先に京師に於て、明智光秀を討滅せし功に依り、從四位下に叙し、左近衛權中將に任ぜられしを、固辭して受けざりければ、今日更に從五位下右少將に任ぜられ、秀吉の勢威近畿に赫耀し、將に東西を壓倒せんとするものありと。宣旨に曰く、

羽柴秀吉  
叙任

去六月二日、信長父子上洛之處、明智日向守企逆意討果之、剩亂入二條之御所、狼藉之事、前代未聞無是非次第也、然所秀吉西國爲成敗、備中國敵城所取卷、雖對陣任存分、不レ移二時日、馳上、明智一類悉誅伐、屬天下泰平之段、寔古今希有之武勇、何事如之、因茲、官位之義、雖有宣下、被辭申之條、重而昇殿叙爵、少將之義、堅天氣候也、仍執達如件。

天正十年十月三日

左中辨

事蹟

八八一



羽柴筑前守殿

口宣案

上卿 甘露寺大納言

天正十年十月三日

宣旨

從五位下平秀吉

宜令任左近衛權少將

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

(太閤記)

北條氏政・徳川家康等、東國に在て、僅に甲・信の二國を争ふ間に於て、秀吉は、獨り輦轂の下に在て、之に關せず、本能寺の變後未だ幾何もあらざるに、斯く高位高官を拜するに至りしは、豈に風雲の來て、池中の蛟龍を迎ふる觀なからずや。是に由て之を考ふるに、今天下に豪傑多く、東西に割據して、各爲す所あらんと欲するに似たりと雖も、皆な數歩の後れを、秀吉に取りたるものと謂はざるべからず。而して此の數歩の後れは、後來容易く回復し得べからざるのみならず、或は益、徑庭を生じ、從て權勢上にも、大なる軒輕を生じ、止むを得ず、之に雌伏せざるを得ざるにも至るべし。勿論官位の高卑は、勢力の全部に關すとは謂はざれども、天下の人心を收攬する上に於て、偉大なる力あることは疑はざるなり。況や、我國の如く、萬世一系に在す天皇の、親授せさせ給ふ爵位に於てをや、誰か之を尊び、之を敬はざるものあらんや。在昔、武田信玄、上杉謙信、且つは今川義元の如き、何れも競て、旗を京師に立てんと計りしも、皆な此の榮爵を

賜はり、榮爵の餘威に依りて、四方を制せんとしたるに外ならざるなり、武田・上杉・今川の三將は、其の武力に於て、其の智謀に於て、織田信長に優ること大なれども、獨り其の奏したる功績に至ては、遠く信長に及ぶ能はざりしも、又、信長の、武力智謀の、三將に及ばざるにも拘はらず、其の奏したる功績の、却て三將に超越したるも、一に此の榮爵を蒙りて、近く天子に奉侍するを得しと、得ざりしとに由らずんばあらざるなり。信長已に此の爵位を蒙りて、天子に奉侍し、地の利を得て京師に據れり。武田・上杉、絶世の智勇を以てするも、終に之を如何ともする能はざりしは、亦宜べならずや。而して今や、羽柴秀吉不世出の資を以て、信長に超ゆるの智勇を以て、信長の後を繼ぎ、天子の榮爵を蒙りて、天子に奉侍し、地の利を得て京師に據り、以て將に天下に號令せんとす。天下に豪傑多しと雖も、武田・上杉・今川已に無し、誰か又將に之に抗せんとはする。終に四方の大名小名の族、之に服する者は存し、之に逆ふ者は亡ぶてふ形勢に馴致するは、亦止むを得ざる勢といふべきか。

秀吉の名義

秀吉の木下氏を改めて、羽柴を稱するに至れる所以の、丹羽長秀・柴田勝家の、武名を慕うたるにあることは、史已に之を言へれども、其の藤吉を改めて、秀吉と名告りしは、そも何に因るか、嘗て皇都午睡を繕きて、一説を得たり。曰く、

織田公、勢州淺香の城を攻め給ふ。城主大宮忍竹、嫡子大之丞、同九兵衛防戦す。寄手の先手には、木下藤吉郎なり。

大宮大之丞は、無雙の弓勢ゆゑ、散散に射る箭、藤吉郎が左の股に當る。されども藤吉郎、これを事ともせず、いよ進んで惣門を打破る。信長公、これを褒美して、門を破ること、朝比奈三郎にひとしとして、其諱の義秀を反して、秀義とぞのたまひける。されども、義の字は、公方義昭公の御諱にあたれば、憚りて義を吉と改むる。

信偽は知り難けれども、一通り聞えて面白く思はる。

事蹟

八八三



不入山寶壽寺

○四日、遠州城東郡入山瀬村、不入山寶壽寺開山山和尚寂す。此寺、曹洞宗にて、釋迦佛を本尊となす。

(掛川志稿)

不入斗村

入山瀬村、もと不入斗村イナヤズより轉じたるものにて、武州にも此村名あり。而して不入斗の斗は、計の草字より訛りたるものなり。即ち不入斗と書して、イリヨマズと讀み、古へ小部落にて、村の列に數ふるに足らざれば、イリヨマズと言ひ來りしを、後世一村となるに至りて、尙ほ當時の稱呼を捨てざるなりと、古老の説なり。(昆陽漫錄)

徳川北條和す

○廿九日、徳川・北條二家、和を講じて干戈を止む。京都本能寺の亂後、徳川・北條二家の和破れ、互に大軍を發して甲州に入り、雄を争うて屈せざること已に數月、而も唯、所所の小迫合ありしのみにして、未だ勝敗を決すべき大戰あらざるに、兩軍已に戰に憊れ、糧食も漸く缺乏を告ぐるに至りければ、葦山城主北條美濃守氏規、私に計て以謂らく、「今定主なき國を奪はんが爲に、多く我が膏血を費さんは計にあらず。寧ろ地勢に因て分割し、戰を止めて、士民の肩を休むるの勝るに如かざるなり」と。嘗て家康と駿府に住し、舊好あるに託し、其の老臣酒井忠次に依り、和議を謀らしめて曰く、「上州全國を北條氏に歸せしめば、甲・信二州は徳川氏の指揮に任じ、小田原は決して手を觸れざるべし。且つ、家康の女を迎へて、氏直の室となし、長く一家の好を結び、世世相背くこと無からしめば、兩家の幸福、豈に之に過ぐるものあらんや」と。家康之に従ふ。但し、上州沼田三萬石の地は、眞田昌幸が數代の領地なれば、氏直に屬する甲州都留郡、信州佐久郡の内に就きて替ふべしと約せり。其後、また朝比奈彌太郎を遣はし、質人交換の議をも定めしめしが、是等は、皆な氏規の計より出でたるものなり。尋で北條氏よりは、大道寺孫九郎直繁・山角某を遣はし、徳

婚約

川氏よりは、酒井小五郎家次を送り、互に質たらしめて、和議全く整ふ。因て、家康・氏直、各、兵を解いて歸りしが、氏直は、碓氷峠を越えて小五郎を還し、家康は、郡内より大道寺・山角を還す。(松平家忠日記)大道寺直繁は、大道寺駿河守の子なり。

富士根方

一説、大道寺直繁、北條氏の質として新府に至るや、家康命じて、鳥居彦右衛門元忠に預らしむ。元忠命を蒙ると雖も、頗る其の居所に難み、再び家康の命を請ひ、富士の根方勝山村に至り、社人小佐野越後に託し、翌年三月、家康の女、小田原に嫁せし後、元忠命を受けて勝山村に至り、直繁を受取りて、相州三坂城に伴ひ到り、北條美濃守氏規に渡して歸る。云云

二家媾和の基

二家の和睦、其議、北條氏規に起るとは、江戸時代の史家の説なり。然れども其實は家康に起り、酒井忠次に依りて、北條氏規に議りたるに起るといふ説あり。此説却て眞に近かざるべきか。熟、京師の形勢を按ずるに、羽柴秀吉新勝の威盛にして、遠近その威風に靡かざるなく、既に天下を併呑するの氣勢を示せり。而して西毛利氏は、前に已に之と和したれば、次に其鋒の向ふ所は、東方ならざるべからず。東方とし云へば、先づ其衝に當るものは、徳川家康ならざるべからず。故に家康たるもの、此時道を掃て、其兵を迎ふるの心あらば則ち止む。若し苟も之に抗せんとせば、徒に北條氏と争ふべき時にあらず。宜しく引て以て、我が援とすべきなり。家康の智、豈に之を知らざらんや。是れ和議の起る所以にして、且つ其議の速に成りし所以、而して其女を送て辭せざる所以も、亦此に基せずんばあらざるなり。然らば秀吉が前の昇叙は、大に此の二家和睦の因となれりといふも、敢て過言にはあらざるべきか。○穴山陸奥守入道梅雪の子に、勝千代信治と



梅雪の後 絶ゆ 梅雪死して後、徳川家康に屬し、駿州江尻城に在て、父の後を受けしが、尋で早世して、其家系斷絶しければ、家臣は悉く徳川氏の家人に列し、江尻城は、本多作左衛門重次の居城となれり。(駿國雜志) 勝千代、實は家康に毒殺せられしなりといふ。武田家の一族は、去四月以來此に至て概ね滅亡せり。○此月、遠州佐野郡龜甲村天満宮を造營す。此宮の別當を、龜甲山満福寺といふ。(掛川志稿) ○十一月朔日、徳川家康、顯光院の屋敷地を、駿州上嶋郷に賜ふ。

駿河中田之内上嶋之郷、醫王寺屋敷之事

右屋鋪、永被<sup>ケ</sup>下<sup>レ</sup>之置<sup>カ</sup>候、是は、去午年、江城穴山殿<sup>エ</sup>御使被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>候、御奏者榊原小平殿<sup>エ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>セ</sup>付<sup>ケ</sup>候者也、仍<sup>チ</sup>如<sup>レ</sup>件。

天正十<sup>癸</sup>未<sup>年</sup>十一月朔日

名倉若狹守

倉橋三郎五郎

小西仁右衛門

顯光院

(名平離會の記)

吉川守隨 稱座とな 是に依て、顯光院楊室和尚の、穴山梅雪説伏に功ありしことを知るべきか。○廿六日、徳川家康甲州に在りて、吉川守隨を召し、稱座の朱印を附與し、以て甲州全國の稱役を命す。家康幼にして、駿河に質たりし時、守隨は今川義元の命に依り、常に家康に給仕せしが、衰老の故を以て、嫡子某に替らしめ、己は辭して其の故國甲州に歸去りぬ。當時、甲州は諸役多き國にして、家業ある者のみ、國役を免るるを例とせしかば、守

隨歸るに及で、武田家は守隨を召して曰く、「若し何なりとも家業を營まば、國役の赦免あるべきも、然らざれば國役に服せざるべからず」と。因て守隨は稱業を營まんと欲し、多くの稱工人を集めて、稱座を開けり。信玄乃ち、「黄金掛引萬稱の事、國中守隨一人に致すべしといふ、謂ゆる稱座の朱印を附與し、黄金、其他諸物に關する稱の事は、總べて守隨一人に任ずる由を命ぜられ、勝頼の時に及べり。

守隨家系

守隨の姪に某といふ者あり。信玄の嫡子太郎義信に仕へ、義信の寵を蒙りて男子を産みしが、義信は、當時父信玄と善からざる時にして、之を人に知らしむるを欲せず、固く秘し、守隨の子として養はしめければ、則ち吉川彦太郎と稱して、稱所の業を相續せしめける。此に至て、家康命じて守隨を召さしむるに、彦太郎來て謁しければ、家康問うて曰く、「守隨の嫡子は已に死し、嗣子なきは我が夙に聞く所なり。然るに、今汝來て吾を見ること怪むべし」と。彦太郎曰く、「守隨は、天正三年正月廿七日死し、其の正系は絶えたり。然れども臣は其の養子にして、其の血肉の縁も薄きにあらず」と。悉に其系を述べければ、家康疑はずして曰く、「守隨父子、我に勤仕して慎みたれば、我未だ之を思うて忘るる能はざるなり。然れども彼等已になし。今より汝を扶持して武士とせんとす。如何」と。彦太郎曰く、上意寔に忝し。然れども多く食邑を望み、忽ち家業を廢せんこと、養父に仕ふる本意にあらずるか。仰ぎ希くば、依然として稱座たらしめよ」と。家康曰く、「善し、汝の意に任せん」と。乃ち舊の如く稱座の朱印を與へ、甲州一國の稱役を命じ、稱號を改めて、守隨彦太郎と呼ばしむ。是より守隨の權衡漸く盛となり、關東一般に使用せらるるに至るといふ。

井伊直政

(守隨家記・駿國雜志) ○此月、遠州井伊谷領主井伊万千代元服し、兵部少輔井伊直政と稱す。然れども當には



参遠の士  
歸る

尙ほ万千代と呼ぶとぞ。(井伊家傳記) ○稻垣平右衛門長茂、長窪古城を守る。家康の命に依るなり。長窪また天神川といふ。(駿河志料) ○十二月十一日、徳川家康甲州古府に屯し、遠參の諸將を召し、暇を給して歸國を命ず。因て明日皆な古府を發し、歸途に就くべしといふ。(松平家忠日記) 或云、此時、家康駿州長窪の舊壘を修めしめ、稻垣長茂に命じて之を監せしむ。則ち長茂柵戸より到り守る。(改撰諸家系譜後編) ○柴田勝家の使者、甲州古府に到り、徳川家康に調し、唐織廿端・綿百把・鱧五尾を贈り、以て甲・信二國の平定を賀す。(松平家忠日記) 勝家近ごろ秀吉と好からず、驩を家康に結び、引て以て援と爲さんとするにもあるべし。

勝家使を  
家康に通  
す

徳川北條  
納采

○十九日、徳川家康の使者朝比奈彌太郎、相州小田原に到る。城主北條氏政父子大に悦び、延見して厚く之を饗し、良刀駿馬を賜ふ。此月上旬、北條氏直、嫁娶の納采使として、石巻隼人・川尻下野守を遣はし、十種十荷の禮物を贈らしめければ、今其の答禮として、朝比奈を遣はしたるなり。初め此の納采の日を約するや、小田原より、板部岡江雪齋を遣はし、濱松に至て、諸事を議定せしむる所ありしかば、此後、濱松の使者、小田原に到るごとに、江雪出でて周旋し、氏直へ披露の事より、饗應の事に至るまで、悉く此に當て沙汰すといふ。○廿一日、徳川家康濱松に凱旋す。初め家康の北條氏と和して、古府に歸るや、使者を四方に放ち、

板部岡江  
雪齋

家康凱旋

潛匿の士  
を求む

山林溪谷に潛伏せる、武田家の士を求めしめ、悉く召して罪を免し祿を與へ家人に列するなど、諸の處置を終へ、諸將の功を論じ賞を行ひしが、此に至て諸政畧ぼ緒に就きたれば、今日師を旋すに至れるなり。而して今回將士の賞を受くる者多き中に、最も功大に賞重き者は、大久保忠世に如く者はなかりけんか。家康先づ忠世を召して曰く、「甲・信の諸國は、數年打續きたる兵亂に、人心未だ定まらず、或は志を上杉に通ずる

大久保忠  
世の功

者もあらん。或は謀を北條に合する者もあらん。汝其れ留て我が藩鎮たれ」と。感狀を附して其邑を増す。先に忠世命を受けて、信州に至らんとせし時、家康に謂うて曰く、「信濃の人依田右衛門尉信蕃は、嘗て駿河に在りし時、君の懇篤なる使者を蒙ること屢に及べども、敢て其心を動さんともせず、主公の前途、心許なしとて甲州に歸りぬ。武田の兵忠勇多しと雖も、未だ彼が忠義に似たる者あるべからず。且つ臣は、嘗て二侯・田中の二城を、彼と授受したれば、聊か前世の宿縁を感じざるにもあらず。かたがた彼が小川の蟄居を憐み、近頃密に二侯城に迎へ置きぬ。又、柴田七九郎は、罪科の身なれども、譴責を蒙りて年已に久しければ、之も御免されを蒙つて、信蕃と共に、信濃に遣はさまく欲するなり。若し幸に命を得て、彼等を遣はすを得ば、依田が家子郎等の馳せ集らんことは、鑑に懸けて見るが如し。然らば服せざる輩ありとも、此族を用ゐて征伐するに、何の難きことかあらん。殊更に御勢を遣はさるるにも及ばざるべし」と。家康終に其言に従ふ。因て依田・柴田等信濃に向ひしが、去る十一月には、先づ前山城を攻落し、高棚・小田井等の諸城を破りたり、就中、信蕃は、陥るる城、前後九ヶ所に及びければ、其の勳功莫大なりとて、佐久郡に於て、

依田信蕃

大久保四  
大功

本領六萬石を給せられ、後、甲・駿にて加増あり、十萬石に至るといふ。而して柴田をば、忠世と共に甲州に留めらる。されば今年六月の末より、十二月に至るまで、僅七ヶ月に足らずして、甲・信二國の平定に就きしは、忠世の功最も多きに居る。世に稱す、「大久保家に大功四あり。皆な他人の及ぶべからざるもの、而して是は其一なり」と。其れ唯だ此功あり。故に此命ありしなり。(藩翰譜)

岡部正綱

岡部次郎右衛門正綱は、今川家に仕へし頃より、家康の知れる者にして、武田家に仕へて、其の國情に通



する者なれば、信長死して、甲・信再び亂るるに及び、家康の、直ちに書を贈りて招致せし人なり。甲・信の兩國、速に平穩に歸せしは、正綱の功最も大なりとて、甲・駿に於て、所領七百六十貫を給せられしが、其他にも、大須賀五郎左衛門康高は、先鋒の功に因り、遠州城飼郡の地を賜はり、横須賀城に移り治し、奥平信昌は、榛原郡を給せらるる等、諸將の賞を得るもの多かりき。

惣國風土記云、遠江國葵原郡、西限三太田輪川、東限三太猪川、南限三相良浦、北限三早贍山。

又、鳥居元忠に郡内を與へ、甲府の留守とし、平岩親吉を目代とし、采邑若干を與へ、成瀬吉右衛門正一、日下部兵右衛門定好を奉行とし、根來徒同心五十人を附屬せしめ、先方の士小濱民部左衛門景隆・間宮造酒原信高をして、之に副たらしむ。而して櫻井安藝信忠・市川伊清齋昌忠・工藤源隨齋・岩間大藏左衛門・小田切大隅・豊嶋作右衛門正吉等には、國中の風聞探索の任を命じ、渡邊善三郎を甲州の町司とし、信州までの盜賊追捕、公田の租税を掌らしめ、因て同心五十人を附屬す。(武徳大成記・蘆田記) ○甲州上木戸に大釜數多あり。信玄の在時、重罪の者を煮殺したる物といふ。家康之を見て曰く、「此釜を駿・遠・參の三國へ、各一つ送るべし」と。因て役を命じて、之を分遣せしむ。參州奉行本多作左衛門重次、之を見て、大に怒て曰く、「屋形様は、物に狂はせ給ふか、信玄が悪政を移し、諸人の懲しめにせんとて、若干の工夫を費し、遙遙の山河を越え、斯く忌忌しき物を、運ばせらるること心得ぬ」と、釜を皆な打碎き、深淵に沈めけり。目付役等、此由を家康に報じければ、扱てこそ鬼作左よと、打笑ひけりとぞ。(駿國雜志)

嘗て鬼作左の、今川釜を打碎したることを記せり。或は一事を傳へて、二事にしたるにあらずやと疑はるれど、暫く

信玄の煮殺釜

原文に因て記し、以て後考を待つ。

井伊直政大名に列す

井伊氏家老

直政の隊伍

精銳の赤備

○遠江國井伊谷領主、井伊兵部少輔直政は、年尙ほ少しと雖も、既に雄資を備へて、英傑の器たるを見る。家康の甲州征伐にも從て、殊勳の見るべきものありければ、領邑を加増して四萬石とし、以て大名に列し、以て一方の大將を命ぜられ、家康自から近侍の士に選び、木俣清左衛門守勝・原原次右衛門・西郷藤左衛門等三人を擢で、以て直政の家老とならしむ。家康は、又直政の隊伍を編製し、甲州の故勇將、山縣昌景・原胤廣・二條信就・土屋昌恒等が屬士の内、精銳の譽ある者七十人、關東浪士の内、勇名ある者四十三人、其他、駿河にては、三枝ゑいふの組十四五騎、信州にては、松岡八十騎を選び、命じて其の同心たらしむ。因て曰く、「故山縣三郎兵衛は、信玄が一の家老にして、弓矢に譽ある大將なり。其兄飯富兵部も、勇猛の侍大將なりしが、其備は皆な赤備なりきと聞く、其後淺利も。また此頃は、上州先方小幡上總介の備も、大旗・小旗、六具の色より、鞍・鐙・馬の鞭に至るまで、皆な赤色を用ひしと云へば、兵部も彼の英雄に化せんが爲め、其備は總べて赤色たるべし、但し、廣瀬美濃・三科肥前等二人は、信玄の時より、已に世に見知られたる指物にて、武邊場數の譽高き者なれば、今更に之を棄つるは惜むべし。依然として是を用ひ、廣瀬は白き纒張、三科は黄金の輪拔を以て、赤備の中に交り、兵部の備に文あらしむること、恰も山縣が赤備の、武田の弓矢の模様となりしが如くすべし」と、特に二人に故色を用ひるを聽しぬ。

尋で又、山縣が勇士石原主膳・孕石備前と共に、廣瀬・三科等を召して曰く、「今度、汝等が武勇に鍛練なるを愛で、特に選びて、廿二歳の少年大將、直政が輔臣としたる上は、汝等須らく、表裏なく之を輔導すべく、



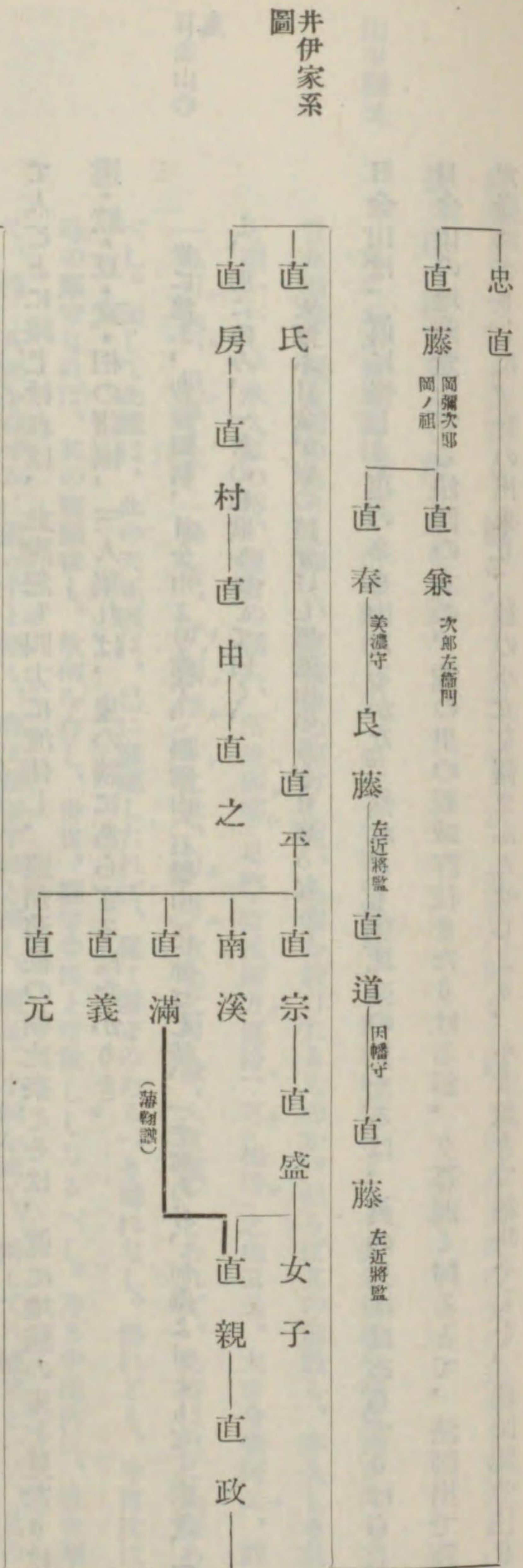
正陣記

且つ汝等、久しく甲信に在て試みし所と、越後家の用ひし所とに鑑み、悪しきを棄て善きを取り、未だ干戈起らざるに先だち、兵法を定め内規を立て、今度新に召出したる、彼の百餘人の勇士をして、志を一にして、直政の爲に盡さしめ、直政をして、一世の英雄たらしむべきなり」と、因て面前に於て金打し、固く誓盟を申ねしむ。是に因て、此の四人等各、自から、直政の股肱たらんと期し、明年に至るを待ち、正月十一日より、二月廿八日に至るまで、毎日會合して、陣營進退の法を議し、遂に軍律一部を草し、清書して家康に献じたるに、家康自から筆して、其の適せざる所を訂し、印章を押捺して、直政に賜ひ、又別に數通を淨寫せしめ、附屬の侍大將に下賜すといふ。是れ所謂正陣記といふ軍書にして、長く井伊家に傳へて、寶とするものなり。井伊氏部下の將士は、已に此の如く甲信の選良なるに、直政また驍勇の資乏しからず、夙夜心を小みて、忠義を忘れず、人に交るに敬を以てし、士を養ふに愛を以てし、寸功をも棄てず、一勞をも顧みければ、將士みな其用を爲すを樂めり。是を以て、井伊の軍は、日に精銳を加へ、後遂に、赤鬼の名を、天下に擅にするに至れり。但し、赤鬼の名は、長湫の役、直政この赤備を以て、拔群の働をなししより、京勢の呼びなししに起るといふ。(君臣言行録・井伊家傳記・甲陽軍鑑・鹽尻)

赤鬼

攝州行方郡の民家に、朱地に白丸を染めぬきたる、古指物を藏せるもの多くあり。大阪陣の指物なりと云傳ふ。行方の地士にも、井伊家に屬せし者見ゆれば、此旗は、謂ゆる井伊の赤備なる事は、疑ふべくもあらず。朝比奈彌太郎の家にも、朱に白の丸を染抜きたる旗あり。是も古物なり。(楓軒偶記)

井伊家系圖續



(井伊家系圖)

朝比奈彌太郎日金山の鬼に遇ふ

○徳川家の土朝比奈彌太郎泰勝、小田原に使用して歸る途、薄暮日金山を下りしに、折りしも、法師とも山伏とも見え分かね男の、顔色真黒にして、鬚髯また共に黒きが、鐵棒を杖つき、松明を提げ、道傍に佇立するに遇ひけり。朝比奈の従者なる、若黨に謂うて曰く、此山の麓より、十六七歳の女子、登り來ることあるべ



し、子若し之を見れば、山中にて待つ者あり、疾く登り來べしと傳へ給へ」と。朝比奈怪しと思ひつつも、問はで過去りけるに、暫くして、彼の童女と思しきが見えければ、若黨は彼の言を告げ、別れて下ること數十間、忽ち嶺上に毆打の音響き、叫喚の聲聞えければ、怪しとは思へども、還り見る要も無ければとて、下り下りて玉澤といふ處に到りぬ。たまたま人數多集るを見れば、死骸を茶毘するなりけり。如何なる人の送葬にかと問へば、「菅根の關守半田某の女、十七歳なるが死せるなり」と答へけり。朝比奈元來朴實なれば、忽ち心に思ひ運らして謂へらく、「兼ねて日金・箱根の奥に、地獄ありと聞きしに違はずば、前に見つる少女は、正しく此の死人の靈魂なるべく、而して彼の黒髻奴は、地獄の鬼なるべし。其の呵責を課へたればこそ、叫喚の聲も聞えたるなるべし。毆打の音も響きたるなるべし。然なり然なり、奇怪の事を見つるかな」と。歸て人ごとに談じければ、此説忽ち四方に流傳し、遠州濱松の朝比奈こそは、眞に地獄の鬼を見たりけれど、遠・駿・豆・武・相の諸國、三人集れば、鬼の談にあらざるはなかりき。

箱根路

日金山の鬼

世に傳ふ、昔源頼朝、日金山より進で、巖階山(石橋山)に陣せし時、一老翁あり、何處よりともなく來り、懇に嚮導し、別に臨み、一首の和歌を詠じて曰く、

天傳ふ日金が獄の路分けし巖階山のちぎり忘るな

日金山は、眞に怪しき事の多き山なるかな。然れども朝比奈の見たるは、眞の鬼にはあらざりけらし、此日金山の地藏堂を守る法師の女の、籠の里の親戚許きたりけるが、夕暮遅く歸るとて、法師出で迎へ、未だ逢はざりしに、豺の出來り、彼の小女を齧まんとせしより、小女驚きて絶叫せしを、法師馳せ往き、彼の

鐵棒を以て豺を撲殺し、纔に小女を救ひけるが、其音の聞えし時、偶、半田氏の女の送葬を見れば、朝比奈、遂に誤て鬼としたるなりとぞ。

山中關址

此に云ふ箱根關は、乃ち山中關にして、川原ヶ谷村の屬里、本山中に在れども、其の創設の時代詳ならず。或は、昔足柄路に横走關のありし如く、菅根路の開けし頃、此關を設けたるものか。然らば其の創設も、亦久しき以前に在りと謂ふべし。承久亂の時、鎌倉の議に、所詮固關足柄、菅根兩方道路、可相待之由云云、大官令覺阿云、群議之趣、一旦可然、但東土不二一揆者、守關涉日之條、可爲敗北之因歟、(東鑑)とあれば、此時は已に此關ありしなるべし。而して此關は、此の天正頃は、已に廢絶したれば、從て關守のあるべき謂れなし。然れども、半田氏は、此關當時の關守なれば、其の廢絶後も、故稱を存し、世世、關守半田と呼做ししなるべし。乃ち半田氏は、後世漸く衰微して、纔に其祀を存するに過ぎずと雖も、尙ほ關守半田と稱し、關址に小祠を建て、稱して八幡宮といひ、其の祖先を祀るにても知らるれど、總べて此邊をば舞臺と呼ぶとぞ。(北條盛衰記・關東古戦録・豆州志稿)

臨濟寺

鐵山和尚寺領を辭す

○廿三日、徳川家康、寺領を大龍山臨濟寺に寄せ、朱印を附して證とす。住職鐵山和尚、之を辭して曰く、「寺領あらば、管理に煩ひ多からん、寧ろ無きに若かず。若し費用を要することあらば、時に臨みて補助を請ふべし。之をだに聽許し給はば足りなむ」と。家康、其の淡泊にして、貪らざるを賞し、其意に任せ、爾後久しく、其の出願に因て、補給しつつありしが、若し寺領なくして、久しきに及ばば、後世、終に佛事供養も營み難きに至るべしとて、時の納所へ、寺領百貫文を下附せらるといふ。鐵山和尚は、臨濟寺四世の住職にして、甲州の人なり。父を窪田右近助といひ、母は石川監物の女なり。幼にして甲州惠林寺に入り、快川紹喜和尚に就て薙髮し、法を東谷宗果禪師に嗣ぎ、臨濟寺に住職し、後妙心寺に住し、紫衣を賜はる。臨



臨濟寺寶物

犬居城主  
天野氏小  
田原氏走

濟寺の寶物に、金屏風三雙あり。一は白菊畫、一は杉村立畫にして、各高六尺あり。一は蘆千鳥畫にして、高三尺八寸あり。又簾一掛あり、葵紋二つ付きたり。此他、紋章附華の文庫、桑木の硯箱、赤間關の硯等ありて、皆な今年、家康より鐵山に與ふる所なり。鐵山和尚は、最も深く家康に信ぜられたれば、此外に、其の賜物また少なからず。今尙ほ同寺に保存せられて、其の什寶となる物を擧ぐれば、曰く、竹切、長一尺六寸にして、上下に節あり、内に小砂五六粒入る。曰く、三國取合の提重、是れ家康の辨當箱にして、黒塗葡萄の蒔繪、内に種種なる道具仕込あり。曰く、小重箱、上透し、中菊模様、下水水、即ち三重物なり。曰く、徳利、鍋鋤焼、兩龍模様、曰く、盃、小硯、香箱、香盆、曰く、六角盆、香爐、小燭臺、香箸、曰く、吸筒、平吸筒、取肴盆等、枚擧に遑あらず。又、井戸天目、茶臺とて、茲年、家康に茶を薦めたる器具も存すといふ。(臨濟寺由緒) ○廿七日、遠州犬居城主天野宮内右衛門は、心から徳川氏に服するを欲せず、今川氏滅亡の後、時に或は歎を通ぜし事ありしかども、そは唯、一時の權略に過ぎず、常に武田氏に屬して、家康を苦むること、嘗に一再なるのみにあらず。武田氏衰へし後と雖も、尙ほ險阻に據て形勢を觀望し、敢て來り降るを肯ぜず、家康も亦之を如何ともする能はず、暫く之を度外に措きたれば、宮内右衛門も、依然北遠に割據せしが、此春武田勝頼亡び、此夏織田信長亡び、此秋北條・徳川和睦成り、甲・信の二州徳川氏に歸し、其の勢力、日に日に強大なるを見、己纔に彈丸黒子の地に據りて、其間に介在するは、長く自から安する所以の道にあらず、何れか有力なる諸侯に歸せざるべからず、因ては誰をか選ばんと、ひたすら思を運らすに、「羽柴氏は、東西相距ること遠く、上杉氏は、道路險隘にして交通便ならず、小田原の近くして、通

じ易きに如かさるべし、小田原氏は、近頃家康と和すと雖も、是れ外形のみ、其内、必ず好からざるものあらん。然らば我往くとも、拒むことあるべからず」と。因て書を裁して、其意を通ぜしに、氏政果して之を容れ、北條氏照をして返書せしむ。

當表へ被<sup>レ</sup>相移<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>仍<sup>テ</sup>、爲<sup>ニ</sup>堪<sup>ニ</sup>恩<sup>ト</sup>分<sup>ニ</sup>森<sup>下</sup>分<sup>ニ</sup>進<sup>メ</sup>之<sup>ヲ</sup>置<sup>キ</sup>候<sup>、</sup>可<sup>ク</sup>有<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>行<sup>ニ</sup>候<sup>、</sup>此度、出馬火急之間、爲<sup>ニ</sup>住<sup>ニ</sup>居<sup>ト</sup>遣<sup>ハ</sup>候<sup>本</sup>意<sup>之間</sup>、堪<sup>ニ</sup>恩<sup>ト</sup>之<sup>義</sup>者<sup>、</sup>追<sup>テ</sup>而<sup>可</sup>申<sup>合</sup>候<sup>、</sup>恐<sup>ク</sup>恐<sup>ク</sup>謹<sup>言</sup>。

天正十年 壬午 十二月廿七日

氏 照 (傳)

天野宮内右衛門殿

(遠江風土記傳)

秋葉神社  
に於ての  
誓盟

是に於て、宮内右衛門は意を決し、族を擧つて、小田原に走れりといふ。○三十日、徳川家康濱松に在り、甲州武士の、麾下に屬せし者を召し、悉く濱松秋葉神社に集め、向後、一意軍忠を盡すべき旨を誓はしめ、成瀬・日下部二人に命じ、其の起請文を收受せしむ。時に起請文連署の族は、凡そ六百十七人なりきといふ。

(三國志・遠江風土記傳)

武田の舊  
臣等徳川  
の家人と  
なる

武田親族衆、今福新右衛門等十六人。二十人頭衆、長澤佐左衛門等六人。近習衆、原三右衛門等十人。同近習衆、土屋三郎右衛門等五十二人。内に、横地彌兵衛・横地喜三郎とて、横地を氏とする者二人あるは、遠江國横地城主の子孫なるべし。小人頭、萩原甚之丞昌之等八人。山縣衆、大志萬與次郎等百廿五人。原隼人附衆、落合惣兵衛等四十五人。青沼助兵衛同心・青柳内匠助等十五人。一條衆、和田主計助等七十一人。御嶽衆、蘆澤左近等二十二人。小山田衆、三木助左衛門等廿四人。遠山衆、三科孫兵衛等三十一人。栗原衆、倉林主水等二十二人。典厩衆、土屋才右衛門等三十二人。城織部昌茂同心、金西甚九郎等四十五人。今福筑前同心、落合九兵衛等廿二人。曾根下野同心、小宮山淡路等三十三人。



今福新右衛門同心、八藏兵部等四十一人。土屋衆、向山久兵衛等六十六人。武田直參衆、西山十右衛門等七人。跡部大炊助同心、太田監物等十八人。駒井右京進同心、窪田平左衛門等十一人。跡部九郎右衛門同心、萩野宮内等廿三人。甘利同心、釜場彌八郎等十二人。

曾根下野  
舊領を奪  
はる

此輩みな舊領を附與せられしが、獨り曾根下野は、是を奪はる。下野は、先に織田信長より、駿河國川東の地を與へられしが、早くより信長に通じ、譜代の主、武田勝頼の不利を計りたるは、彼の小宮山内膳の、恨を措て、勝頼に田野に従て殉死したるとは、天地の違ありとて、其の不臣を責めて、舊領を奪へりといふ。凡そ、戰國時代の習として、質を委して人の臣となり、或は、人と約して變ぜざらんとする時は、神明を介して誓書を作り、血判するを常とせしが、之を稱して、起請文とはいふなり。起請文は、此の如く、神明を介する嚴重の書物なれば、其の書式にも、自ら法ありて、等閑ならぬものなりとはいへ、彼の天文・永祿頃に、屢、見る起請文の書式が、果して正式に合するや否や明ならず。今江戸時代に於て、古法と稱し用ゐられるものあり、之に依れば、曰く、

梵天帝釋四大天王惣日本國中

六十餘州大小神祇殊伊豆箱根

兩所權現三嶋大明神八幡大菩薩

天滿大自在天神部類眷族神罰

冥罰各可罷蒙者也仍起請如件

年號何年何月日

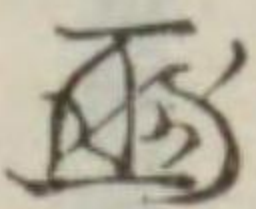
苗字名判 (名乘不書)

宛名 (宛名ハ其日出席ノ老中大目附兩人計也)

評定所、御用番御老中御宅、兩所の内にて、誓詞被<sub>レ</sub>仰付<sub>テ</sub>尙士御奉公被<sub>レ</sub>仰付<sub>テ</sub>候へば、其日御城にて、誓詞被<sub>レ</sub>仰付<sub>テ</sub>候也。誓詞の節、追付其席へ出でんとする前に、左の薬指を、爪際の所を、少し皮をはれて置、血判する時、其所を小刀の先にて少し突けば、其儘血出でてよし。幾度も突くは見苦し。鼻紙を二枚ほどもみて、右の袂に入置き、其紙にて、指の血を拭く事のよし。扱又、小刀をさす時に、脇さしを差したまはにて、小刀も差すべし。差よしとて、小刀櫃を上に入れば、脇差に反りを打様にみへて、あしきなり。心を着くべし。血を右の手の薬指に附けて、居判の穴の白き所におすなり。墨の所に附ければ、見えかね候故也。血判して、跡にて誓詞をいたたくあり、夫はあしき也。

此圖に血を印す

姓名



(一話一言)

是れ起請文の認方、及び其の用意の大意なり。○此日、先に井伊兵部少輔直政に屬せしめられし、甲州衆七十人も、秋葉神社に於て、同じく血判を命ぜられ、堅く君臣の義を定めしめらる。此書、後世長く、濱松秋葉神社の叶坊に保存せしが、血判の所は、悉く腐蝕したりとぞ。是より彼の七十人の者等、みな直政の同心となる。

前の土屋衆、梶原肥後守・向山又兵衛・飯尾宮内助・關主水助・早川半兵衛・渡邊靱負・三澤美濃守・脇又十郎・細野豊後守  
土屋次右衛門・代繼式部助・早川彌三右衛門・中村與兵衛・横屋方右衛門・向山左渡守・後藤彌三右衛門・落合將監・矢田儀左衛門・丸山半右衛門・小池水右衛門・渡邊右馬之助・小倉源兵衛・田中源左衛門・田中彌五郎・後藤文左衛門・荒川吉之丞・高塚七郎太夫・青柳源三・川村作右衛門・井戸權兵衛・四宮彦右衛門・淺井無右衛門・水口平太・大塚新之丞・原田又右衛門・關新兵衛・田村助三・横田甚八・根津小兵衛・伴加右衛門・鶴田内匠助・川口殿右衛門・細野藤右衛門・武藤長助・中村平右衛門・

井伊氏同  
心秋葉神  
社に血誓



渡邊左大夫・土屋千兵衛・篠彌三左衛門・飯嶋半右衛門・岩下圖書助・一瀬平三・千野平之助・小金久五郎・柳澤市右衛門・相良左近助・土橋介太夫・岡吉丹後守・平井十右衛門・矢嶋又右衛門・飯塚次右衛門・秋山宗右衛門・神尾勘兵衛・清水惣七郎・金丸四郎兵衛・神戸忠右衛門・古屋新十郎・野田助八郎・藥袋主計・渡邊新七郎・渡邊清七郎

井伊谷三人衆  
僧天永

家康は尙ほ慮る所やありけん、井伊谷三人衆、近藤石見守・鈴木平兵衛・菅沼次郎右衛門等を命じ、直政の與力となす。(井伊家傳記)○此歲、伊豆の人に天永といふ僧あり、高德を以て世に聞ゆ。年十一にして出家し、隨翁に參せり。天永一日永明山居の偈を看、

蟻ハチ因チ覓ムルニ穴ヲ沿ツ階ニ走リ、  
蝶ハ爲ス尋ル花ヲ偏ケ圃ヲ飛ブ。

妙見堂

といふに至り、忽ち恍然として開解し、始めて永平寺に出世し、退いて武州牧田に居り、勝國寺を創建せしが、此に至て、世田谷城主源頼康といふ者、勝光禪院を創め、天永を請うて始祖とし、大に法道を振へりといふ。天永は、後元和二年八月寂す。年八十二。(豆州志稿 日本洞上聯燈錄)○遠州佐野郡仁藤村に、妙見堂を建立し、長く博士小太夫をして管理せしむ。小太夫の家には、此時懸川城主石川家の與へし證文を藏せり。文に曰く、

其方之屋敷の内、そと屋敷之儀者、妙見御立候間、其方末代支配たるべく候。大原金右

周智郡一宮再建

大原金右は、石川家の家臣にして、妙見堂は、今の八幡宮の山なり。是れ即ち博士小太夫の外屋敷たりしなり。(掛川志稿)○遠州周智郡一宮村、一宮神社を再建す。初め元龜の頃、武藤刑部丞氏定といふ者あり、一宮村に住し、志を武田氏に通じ、徳川家康に服せざりしが、家康怒て、其邸及び此宮を焼く。氏定遁れて、

龜甲村一宮社  
粟神社

佐野郡龜甲村に匿れしが、此頃、遠州略ぼ靜謐に歸せしかば、家康命じて、再建せしめたるなり。氏定は龜甲村に至て後、又一小祠を立てて、一宮と稱し、以て自家の鎮守とす。是れ今の龜甲村萬福寺門前なる、一宮神社なり。氏定の子孫は、代代龜甲村の里正たり。(掛川志稿)○遠州佐野郡倉眞村、宮ヶ嶋の粟神社を造營す。其の棟札に書して曰く、

遠江國佐野郡倉眞郷、粟大菩薩造營畢、而撰吉日良辰、棟上既に成就哉。

佐野式内社

此の粟大菩薩は、後世祀る所の八幡宮にして、此宮あるに因て、此地を宮ヶ嶋と呼ぶといふ。或は、説を爲すものあり、曰く、「佐野郡式内、阿波神社の舊址を求むとも、今考ふるに由なし。粟ヶ嶽觀音寺も、武田氏の兵火に罹りしとて、一の古物をも傳へねば、考證の據なく、五明村の粟宮も、俚俗の口碑には、古祠なるよし傳ふれども、舊址は既に川となり、今の小祠は、其名のみ遺るに過ぎざれば、是も據とするに便なし。但し思ふに、式内阿波神社は、舊粟嶽に在りしものなるべけれども、其も今詳かならねば、此の粟大菩薩を、それと見るより外なし」と。又或は、「阿波波神社といふは訛にして、阿波乃神社といふが正し。乃字を踊字と見たるよりの誤なり」とて、諸國の神名、阿波神社を引證して辨するものあり。其れ或は然らんか。

式内粟大菩薩

此宮の祠頭に、應永十四年の金鼓あり。參州平尾山王祠の物なり。相傳ふ、「宮ヶ嶋の農某の祖、嘗て參州より來しといへば、其人の携帶せしものならんか」と、或人云ふ。(掛川志稿)

大洞院大藏經

○遠州周智郡、橘谷山大洞院什物の大藏經一部、甲州身延山より還附し、再び大洞院の所藏となる。初め駿遠の亂るるや、甲將穴山梅雪之を掠奪し、還て身延山に寄附せしが、此に至て、大洞院主麟膳長老、之を家

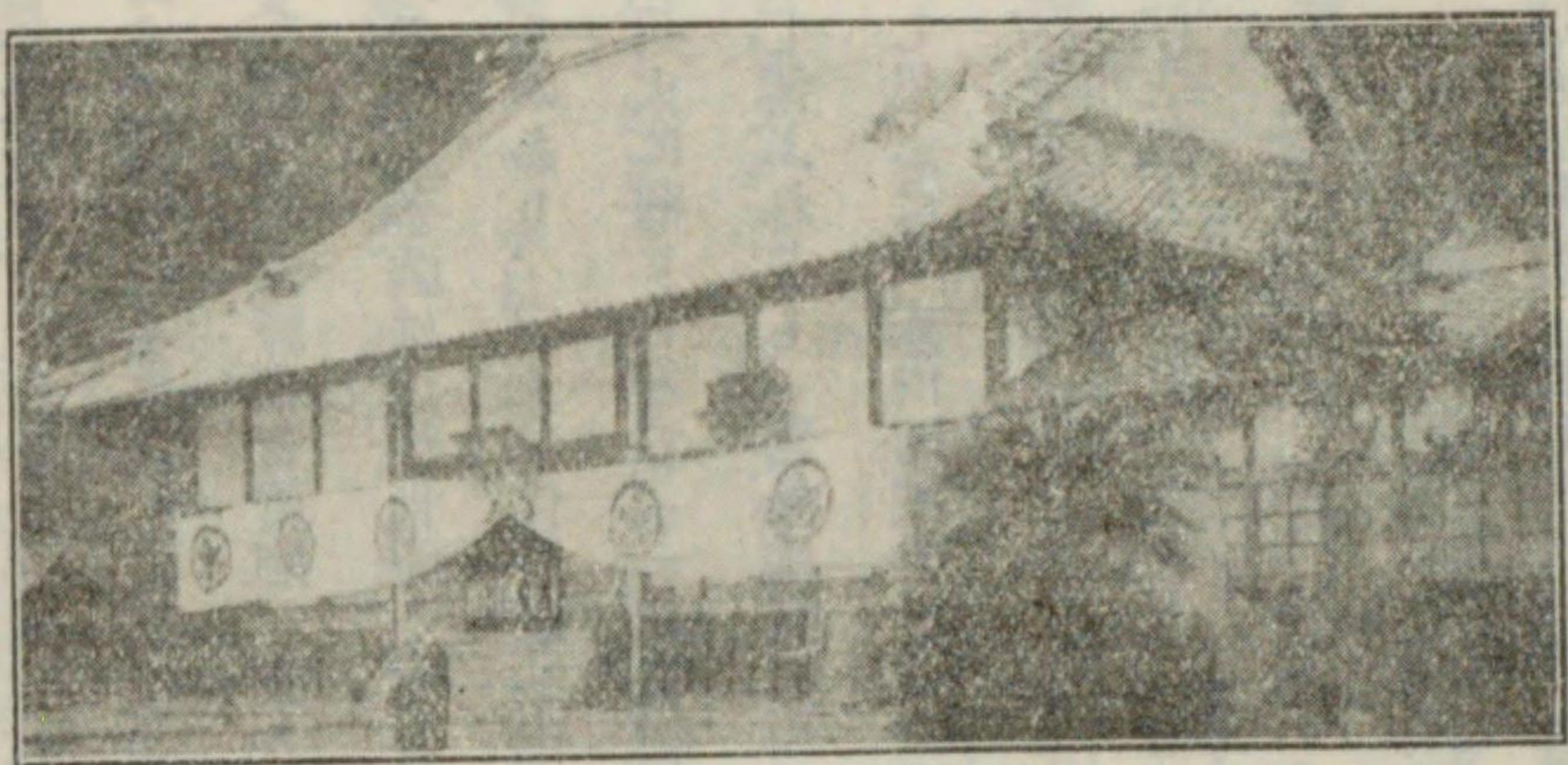


康に請うて、還附せしめたるなり。藏經の一室に其の所以を書せり。

遠江國周智郡、橘谷山大洞院什物、大藏經濫觴者、山陽道周防國大内居住、前作州大守源基定公、依華雲和尚之激勵、所令寄附也、中頃、甲駿錯亂之刻、武田梅雪攬奪而令寄置甲之身延山(略)爰從天正初、徳川大納言源家康公、被領遠・駿・甲・信・五國、時仙麟膳長老、訟徳川公、以權威遂還附畢。

此書に依て見れば、身延山の、容易く還附を諾せざりしことを知るべし。然らば麟膳長老の勞や、亦大なりといふべし。(大洞院由緒) ○遠州可睡齋の僧等膳和尚、豊田郡野部村の一雲齋を再興せり。先是、元龜三年の冬、三方原の戦あるに際し、此寺兵燹に罹り、諸堂伽藍悉く破碎せられて、灰燼となりしが、爾來戦亂相續ぎ、堂宇の再建も爲す能はず、又、此寺の法規たる輪董も休みて、去年天正九年に至りしが、此に至て等膳之を恢復し、且つ輪董の舊法を復したれば、稍舊觀を存するに至れりといふ。(可睡齋由緒)

(天正十年六月十三日脱稿)



大洞院本堂

野部の一雲齋

五州將士正濱松に賀す

◇十一年正月元日、遠江・駿河・甲斐・信濃・參河、五國の將士等、遠江國濱松城に登り、新年を賀す。家康・秀忠父子、共に出でて賀を受く。(徳川實記) 秀忠は家康の第三子にして、母を西郷局といひ、濱松城に於て生

井伊直政娶る

江尻城主

れし人なり。今年始めて、駿・甲・信の將士等、遠・參の士と共に、同じく一堂に會して、正を賀するを見る。或は之を見、喜んで曰く、「遠・駿の士民、是より少しく肩を休はするを得べし」と。○十一日、遠州井伊谷領主井伊兵部少輔直政、東條周防守の女を娶る。(藩翰譜・松平家忠日記・井伊家系圖) ○十三日、江尻城主穴山梅雪、去年、近畿に於て横死せりと雖も、老臣有泉大學・穂坂常陸介等、心を盡して其の遺子勝千代信治を助け、依然として江尻を守り、先主梅雪の遺志に従ひ、徳川家康に屬しけるが、此頃、家康將に甲州に事あらんとするを以て、江尻にも命じて兵を出さしむ。

急度申越候、仍其家中人數召連、甲府へ差越、岡部次郎右衛門・平岩七之助と令談合、差圖次第、河口・河尻、又新府迄、可相逼云云、恐恐謹言。

正月十三日 家康

穂坂常陸介殿

有泉大學介殿

家康岡崎に赴く  
織田信雄岡崎に至る

○十六日、徳川家康岡崎に赴く。(松平家忠日記) 暫くは、放鷹して歸らざるべしといふ。○十八日、織田信雄安土より岡崎に至り、徳川家康を見、左右を遠け、密事を談す。果して何事を談せしか、人これを聞く能はず。但し、小牧陣始末記には、

察しみるに、上方筋の埒と相見ゆ、畢竟秀吉の仕方にては、始終保つことは成り難く、末々は□□と相見ゆ、然る時は、どうこうと云ふ埒を御相談と聞ゆ。云云

事蹟



久能城主  
松平勝俊

嶋田代官  
長谷川藤  
兵衛

日向傳次  
厚原村に  
居る

松平康親  
富士河東  
を賞せら  
る

とあり。然らば、其の大概は想像するに難からじ。○此月、徳川家康、久能城を異父弟松平源三郎勝俊に與へ、因て累歳の功を賞して曰く、「汝幼弱より吾に仕へ、忠勤昆弟に超えたり。故に今特に要樞の地を與ふ」と。○駿州止駄郡大草村の人に、長谷川藤兵衛長盛といふ者あり。家康に仕へて、屢、軍功ありしが、此頃に至り、家康その功を賞し、角差の冑を賜ふといふ。藤兵衛は、後に、大草村より野田村に移り、また嶋田澤に移り、子孫相續いで縣令となる。藤兵衛は、三郎兵衛長久之子にして、其先は、山城國伏見の人、長谷川大膳亮篠原元長に出づとぞ。(家譜) ○閏正月一日、徳川家康參州岡崎を出で、駿州府中に赴く。○十四日、日向傳次正成、始めて徳川家康に仕ふ。正成は新津右京の孫、日向玄東齋の子にして、代代甲州に在りしが、永祿十三年、武田信玄駿河を征服するに及び、富士郡厚原村を與へらる。去年武田氏滅亡の後、未だ歸する所なくてありしが、此に至て家康に仕ふ。家康因て復た厚原村を賜ふ。傳次一に半兵衛に作る。其の本領は竹居村にして、厚原村は加恩地なれば、家康も、其の本領に併せて與へしなり。○二月十八日、徳川家康、邑二萬五百貫文を、松平周防守康親に賜ひ、駿河國河東に居り、以て一郡の政務を取らしむ。

駿河志料云、同十二年二月、康親に富士川東の地二萬五千貫文、飯内川東郡にて、郡代を命ぜらる。蓋し久しく豆州の界、三枚橋城に在て、小田原の敵を禦ぎ、其功大なるものありたればなり。(藩翰譜・野史)

駿州於三川東二萬五千貫文餘、同河東二郡にて郡代の事、尤年來在東境目苦勞仕、致忠節候の間、彼知行分の内、山川海上野地共一切公方綺無之、所宛行不可相違、縦以來雖申出、自其方相改可致所務、然ば、郡職の事申附候上は、於沼津、諸公事等可有署見者也、仍如件。

天正十一年二月十八日

家康

松平周防守殿

(武田三代記)

小笠原長時  
時弑せら  
る  
領金指神社

○廿五日、小笠原大膳大夫長時入道麟翁、奥州會津の星備中入道味庵の亭に於て、賊臣の爲に弑せらる。享年六十五。○三月十六日、近藤秀用、神領を金指村神社に寄附す。

八百文田のわり、神田くれのまへかなざし也、これより以來申つけ候、仍如件。

天正十一年三月十六日

近藤平右衛門  
秀用 (花押)

又一郎百姓

近衛龍山  
公濱松に  
至る

○近衛前關白太政大臣前久、此頃羽柴秀吉と快からず。京師を出でて、遙に遠江國濱松に到る。濱松城主徳川家康、之を迎へて厚く遇す。公悦びて留ること歳餘、其の遺跡は、龍禪寺金光院北ノ間に在り。龍山公の井とて、今も清水湧出するものあり。

龍山公畧  
傳

近衛前久は、太政大臣從一位藤原植家の子にして、初の名を晴嗣といふ。天文廿三年三月、詔して關白に任じ、氏長者に補せられ、右大臣より左大臣に轉じ、從一位に叙せられ、名を前久と改む。弘治三年、左大臣を辭し、永祿三年九月、越後國主上杉輝虎の請に因りて、越後に赴き、五年京師に歸り、名を前久と改む。十二年、幕府の命に戻り、京師を出奔して其迹を晦まし、十一月職を褫はる。天正元年十二月、山城國嵯峨に遊ぶ。所謂嵯峨記は、此時綴られしものなり。三年六月、京師に歸り、九月また織田信長に忤ひ、出でて薩摩國に奔り、五年二月、再び京師に歸り、六年正月、詔して三宮に准ぜられ、八年七月、織田信長、本願寺光佐と和するに及び、前久安土に往く。十年二月、太政大臣に拜



せられ、三月、信長甲州を征する時、奉ぜられて行く。其の凱旋するや、信長東海道を歸ると聞き、前久また同じく歸らんとせしが、信長聽さず。止むを得ず、山道を歴て京師に歸り、五月、太政大臣を辭す。六月二日、惟任光秀反し、織田信長弑せらるるに及び、前久狼狽して爲す所を知らず、乃ち雍髮して龍山と號す。其後羽柴秀吉と隙を生じ、京師に止まるを欲せず、此に至て濱松に至る。後、慶長十七年五月薨す。年七十七、諡して東求院といふ。前久才學あり、詩歌を善くし、又尊圓流の書に長じ、間間繪畫を寫せりといふ。子信尹繼ぐ。

臨濟寺

○大岩山臨濟寺等、駿州の諸寺、徳川家康に請うて、其の保護を仰ぐ、家康之を許し、井出志摩守に命じ、榜を立てて之を標せしむ。

一大岩山 一春龍寺山 一天澤寺山

右之三ヶ所

未三月

井出志摩守 (花押)

(甲子夜話)

依田康國 ○徳川家康、志太郡を依田康國に與ふ。康國は、依田信蕃の長子にして、幼名を竹福丸といふ。家康會て、信蕃兄弟三人、事に死するを憐み、偏諱を賜うて康國と名けしめ、父の遺領十萬石を與へられしが、此に至り、大久保忠世に命じ、康國を助けて小諸城を攻めしむ。城主宇佐美定行防ぐ能はず、越後に走る。因て佐久郡全く定る。即ち更に諏訪を徇へしめんとせしに、會、諏訪頼忠降る。因て師を止む。家康も此の二郡を取て、康國に與へんの考なりけれども、斯ればさする能はず、遂に志太を以て、彼に代へしなりといふ。(宗月覺書) ○四月廿五日、越前國主柴田勝家北庄に在り、羽柴秀吉の爲に攻められ、城陥りて自殺すといふ。

徳川家康  
兵を出し  
て秀吉を  
助く

(松平家忠日記) 先是、徳川家康、其臣小栗又一忠政を江州に遣はし、秀吉の軍旅を勞問せしめ、尋で自から兵を率ゐて濱松を發し、又一に繼いで征途に上りしが、途に勝家の敗を聞き、師を旋す。家康未だ秀吉と好を通ぜず。且つ此戦は、柴田・羽柴、一家の私怨に因て起れるものなれども、名は、織田信長の二子、信雄・

家康甲信  
を巡視

信孝の争にして、信雄より、家康の出兵を催し來れるに因り、家康は兵を出だしたるなり。然らば、家康は、秀吉を援けん爲に出でしにはあらずと知るべし、○廿八日、徳川家康甲州に赴き、國界道里を巡視す。先是、二月廿二日、徳川氏の士柴田七九郎康忠、甲州勢を率ゐて信州に入り、上杉景勝の屬城、小縣郡の小諸、

依田信蕃  
戦死

佐久郡の岩尾を攻む。依田右衛門佐信蕃先鋒に在り、以謂らく、「岩尾城を抜くには、他家の力を勞すべからず、須らく吾が一家にて攻むべきなり」と。因て信蕃は、其弟伊賀守信幸・善九郎信春と相約し、兄弟三人轡を並べて進み出で、衆に先だち奮闘し、城に逼て急撃しければ、城將に陥らんとせしに、偶、飛丸來て三人齊しく斃れ、依田の兵敗れて退きぬ。然れども、城主岩尾次郎、その終に守りがたきを知りけん、翌日城を捨て、遁れて京師に上れり。此に於て、家康深く依田兄弟の死を憐み、且つ其の功を思ひ、信蕃の嫡子源十郎に命じて、其後を繼がしめ、家號並びに名字を與へて、松平修理亮康國と稱せしめ、佐久・小縣二郡の内にて六萬石、駿・甲二國の内にて四萬石、合せて十萬石を食ましめ、其弟も同じく家號名字を與へ、松平新六郎康貞と改めしむ。(徳川實記) 因て大久保七郎右衛門忠世に命じ、康國が兵を總督し、進みて小諸城を攻めしめしに、守將宇佐美民部定行支ふる能はず、城を捨てて遁走せり。

此時に當て、上杉景勝川中嶋を領すと雖も、徳川勢至て月を越ゆるに及ぶまで、兵を出さざりければ、之



に屬する諸將、その守り難きを知り、或は降り或は逃るる者多かりしが、家康は、去る三月十四日、佐久郡屋代左衛門勝永といふ者、酒井忠次に依て降るを見て、先づ之をして本領に安堵せしめ、又、去年再び降りし諏訪安藝守頼忠には、諏訪郡を與ふる等、招徠の道を開くに從て、降を請ふ者漸く多きに至りければ、家康が此行は、此等の降將懐柔の爲に赴きたるなり。家康已に甲州に到るや、小笠原右近大夫貞慶・諏訪安藝守頼忠・眞田安房守昌幸・保科彈正忠直等來り謁しけるが、家康は、尋で又、信玄の小人頭八人を召し、國中横目役となし、國中に勤番し、近國の事に至るまで、悉に探聞して上申すべき由を命じ、其他、國中の諸政を處理すること少なからざりしが、此時もし信州の置目慥ならば、家康は信州を平均すべきものを、何の掟もなく、其儘に指置かれたればこそ、翌年秀吉公と鋒楯のとき、小笠原右近・眞田安房守已に敵對せしむと、當代記の著者は、家康の爲に惜めり。○五月十日、徳川家康甲州より還り、濱松城に入る。家康甲州に在りては、常に尊體寺に宿せしが、一日井伊直政の佐、廣瀬美濃昌房・三科肥前形幸を召し、信玄・謙信が川中嶋の陣を圖せしめ、之を見て曰く、「吾聞く、信玄の弓矢に、五ヶ條の秘奥あり。一に曰く、間働、二に曰く、立競、味方大斥候にて報ず。三に曰く、五間に一堆、敵國に深働きして、日數を歴べき時用ゐる。四に曰く、天地人三の備、五に曰く、大正大奇の格、剛敵に遭ふ時用ゐると、今此圖を見るに、信玄は大正大奇を用ゐたりと覺ゆ。至極の理にして、庸將の通曉すべき所にあらず」と。廣瀬・三科等曰く、「川中嶋在陣には、謙信も五間に一堆を用ゐたりといふ云」と。家康曰く、「敵も味方の如くんば、大正大奇にあらずして、奈何ぞ勝つことを得ん」と。二人之を聞き、歎美して曰く、「誠に兵道明察の批判なり」と。二人は武田

家康信玄の兵法を評す

家康秀吉の戦捷を賀す

初花

氏の時、馬場美濃守氏勝の屬士たり。故に兵法に明かなるなり。○廿一日、徳川家康、使者として、石川伯耆守數正を京師に遣はし、羽柴秀吉の北國平定を賀し、名物の茶壺初花を贈る。(野史・徳川實記・大三川志)此の茶壺は、參州長澤の浪士、松平清藏入道念誓の、家康に贈りし物なり。清藏は、初め清太夫と稱し、松平兵庫頭勝宗の庶子なりしが、故あつて民間に降りし者なり。秀吉は、此頃、參議從四位下に叙せられしと云ふを、家康は如何に見て、此の使問は通じたるにか。

秀吉といふ大將は、器量人と被仰て、五日廿一日、石川伯耆守を御使にて、大阪に遣はさる、去れば如何にといふに、秀吉自然と威勢付けてくるにより、神君御たまり(移る意)被成難きに仍りて、御使、御進物は初花と云ふ小壺を被遣云云。(小牧陣始末記)

松平康親卒  
松平康重  
三枚橋を  
守る

○六月五日、北條氏政、命を道部に下し、船方の番船を調べしむ。因て、調奉行村田八良左衛門に命じ、代官山中彦次郎を從へ、道部に往き、未だ上納せざる番錢の調べを監せしむ。道部は、豆州賀茂郡にありて、松崎港の南岸を擁す。○十七日、駿河國三枚橋城主松平次丸の後見、松平周防守康親三枚橋に在て卒す。(駿河志料)年六十三、法名を嚴譽豐月宗輝空間院と號す。(武徳大成記)其子右近丞康重年十六、父の家祿を襲ひ、周防守と稱し、又三枚橋城を守る。

松平左近丞康次、(後周防守康重)天正十一年三月十六日、御諱の一字を賜り、父歿後家祿を襲ふ。同十八年八月、武州奇田二萬石を賜はり、封を移さる。(駿河志料)

康重父に劣らざる剛勇にして、譜代の功臣岡田竹右衛門元次・石川善太夫昌隆・都筑助太夫重次等、協心して輔佐しければ、其の兵鋒、毫も康親の在時に異なることなし。岡田竹右衛門は、年已に六十三なれども、嬰



家康兵を  
徴す

人穴村朱  
印

鑠として壯者を凌ぎ、此頃尚ほ戸倉城に在りしが、服部半藏と、隔日に出でて荊田をなし、未だ一日も缺くことなしとぞ。康重今弱冠にして父の後を繼ぎ、父に替つて三枚橋に在ること、此後數年に及ぶと雖も、北條氏の、曾て乗する能はざる所以のものは、康重の獨り剛毅なるに因る而已ならず、亦此の良佐あり、堅く守て隙あらしめざるに依るなり。(岡田竹右衛門覺書) ○七月十一日、徳川家康檄を飛ばして、兵を徴す。曰く、「我甲州に事あり。將に八月六日を期し、師を出さんとす。將士其れ期を過る勿れ」と。是れ上杉景勝の領、川中嶋を攻めんとするなり。家康又令して、徳姫の入典、此月廿日に在るを知らしむ。此に於て、幕下諸將の、濱松に至る者甚だ多し。(松平家忠日記) ○十三日、徳川家康、朱印を人穴村に下附し、其の地田畑の租税を免す。去年七月、家康此地に到りし時、郷人赤池善左衛門・井出半兵衛等、走り來て、其役を助けしのみならず、敵の夜襲を防ぎし等、其功少なからざれば、其功を賞せしなり。

駿州富士郡人穴村中事

右田畑ともに爲<sub>ス</sub>不入<sub>ト</sub>之旨、守<sub>リ</sub>此旨<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>致<sub>ス</sub>居住<sub>ニ</sub>者也、仍<sub>テ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>ノ</sub>。

天正十一年未七月十三日

本多彌八郎 奉之

人穴村

人穴郷は、大宮の西北四里許、富士山より三里脇に在り。此に人穴あるを以て、郷名となる。後世見る所に據れば、戸數三十餘ありて、甲州街道に當り、夏日は、富士登山者通行して、頗る賑ひ、旅館數戸の設あり。

家康の扇

去年七月、赤池善左衛門の、扇子を家康より與へられし事は、已に其時の史に見えしが、其の扇子は、銀砂子に黄金の横筋ありて、其上に富士の畫ありて、普通の扇に異ならず。要は白ほうの木なり。又直箱一筋あり。長さ二間、家康

の賜ふ所といふ。(無石十傳)

近衛前久

令川氏眞

暴雨

督姫嫁す

○前關白太政大臣近衛前久、濱松に滞在すること已に久し。城主徳川家康、その無聊を慰めんと欲し、此頃散樂を催して之を饗す。時に今川上總介氏眞入道宗閔侍座せり。○廿日、暴雨連日止まず。東海道の大諸川漲溢し、陸地も亦船を浮ぶるに至れり。此日は、家康の女督姫、小田原に嫁する期なれども、終に出づる能はずして止みぬ。(松平家忠日記) 然れども再び北條氏と議し、後霧るるを待ち、良辰を撰び、此婚は故なく行はれしなり。(逸史・徳川實記・野史) 其日に至るや、路次の警衛は、酒井左衛門尉忠次・鳥居彦右衛門元忠・平岩七之助親吉・本多彌八郎正信・本多彦次郎康重・西郷孫九郎家貞・石川又四郎重敏・蜂屋半之丞・渡邊半藏・石川福阿彌等これに當り、其他、鶴殿大隅守長次・矢部四郎右衛門・江川太郎左衛門英長等多く従ふ。徳姫の典、小田原に到れば、松田尾張守憲秀・伊勢備中守定景等出迎へ、酒井忠次典を護して之を渡し、然後、諸禮儀の如く行はる。式已に終るや、氏政・氏直父子大に悦び、忠次以下隨行の士を召見て、忠次には、一文字の刀に貞宗の脇差を與へ、其他各、賜ふ所ありて歸らしむ。中に鶴殿長次・矢部四郎右衛門は、徳姫の執事と定められたれば、小田原に留る。徳姫は、小田原滅亡の後、池田三左衛門輝政に再嫁せし人にして、母は鶴殿長照の女なり。(藩翰譜)

岩淵の主

世に傳ふ、督姫の典、富士川を渡るとき、河の中央に至りて、船俄に泥みて動かざることあり。一船皆な驚く。船頭曰く、「是れ岩淵の主の、認むる人ありて、得んとするなるべし。是れ止むを得ざることなれば、先づ其人を求めんため、前例に習ひ、何にてもあれ、各、己の印を附して河に投ずべし。而して其沈みたるは、主の認めたる者なれば、躊躇なく河中に入るべきなり」と。此に於て、各、懷紙を取て、印を附して投ぜしに、思ひきや、徳姫の懷紙沈まんとは、

事蹟

九一一



平松金次郎

人人驚き惑ふを、船頭徐に制して曰く、「一人以て衆に代るは昔よりの例なり。請ふ憂ふる勿れ」と。従者に平松金次郎といふ者あり。身を以て姫に代らんと請ふ。曰く、「願くは、姫の衣服調度を賜はり、裝うて以て川に投ぜん」と。因て新に作りたる、紅縮緬の上衣を始め、一通りの衣服調度を賜ふ。此に於て、金次郎は、後の事ども、殘る隈なく従者に告示し、女服を羽織の如く打纏ひ、舳に立つと見る間に、逆巻く浪に跳入りけり。船は動き出しけり。船は陸に着きけり。衆は陸に上て、河流を如何にと眺むれば、凡そ一町許もあらん下流に、紅の浪とも覺しきもの、水底より高く突上りしが、其後は見えすなりけり。之を、其の下流より見たる者の言に依れば、暫くは、血の流るるが如く見えしと云ふ。其は兎もあれ、此後は、岩淵の主、絶えて人を取るることなし。今までは毎年三人を缺かず取り、船をも覆へしつるものと、或人は身を慄はして語りつ。平松金次郎は、徳川氏譜代の勇士にして、最も家康の寵を受けし者なり。世に此事を、家康の女を、松平玄蕃頭家清に嫁せしめし時の事に託すれども、松平主水清永家記に依れば、天正九年、神祖上意を以て、御同腹の御妹君を、玄蕃頭家清に賜はりて室とす。三州竹谷に入興云とあり。以て其の事實に反するを知るべし。平松金次郎は、此後なほ史に見ゆれば、此時、富士川の主を退治したるなるべし。

江川太郎左衛門

徳川家の隨員、江川太郎左衛門英長は、もと小田原の士にして、其父を肥後守英吉といふ。英吉小田原に仕へてありしに、小笠原隼人といふ者あり、氏政に讒したるに因て罪を得たり。英吉大に怒り、隼人を斬て、遁れて參州に至り、家康に仕へて、戸田甚五郎の隊に屬す。是れ北條美濃守氏規の斡旋に依りしなり。家康駿府に移るに及び、太郎左衛門從ひ至り、府中に住し、腰物奉行となりしが、後徳川・北條和成り、婚を結ぶに及て、故郷伊豆國韮山に歸る。駿府江川町は、太郎左衛門の家、家康より興へられし宅址にして、其の入口なる、鳴橋といふ石橋は、家康命じて、鳴を飼はしめし所なりといふ。(駿國雜志) 太郎左衛門、韮山に還るに及び、郎黨新庄仁右衛門に命じて、之を守らしめしが、其の子孫は、三階屋仁右衛門と稱し、長く江川町に住せり。(名手傳の記)

江川町

鳴橋

家康の計

家康已に小田原と婚を整へ、内顧の憂を除きたれば、是よりは、専ら甲信を討平せんと欲し、先づ秋葉神社の修驗叶坊を遣はし、信州に入りて、諸浪士の従はざる者を説伏せしむ。然れども多くは上杉景勝に服し、家康に従はんとする者は少なかりき。家康は、又旨を大藏大夫の子藤十郎に含め、高坂彈正の甥、春日惣次郎を招かしめしが、是又病と稱して來らざりき。(甲陽軍鑑)

甲陽軍鑑

春日惣次郎は、此後越後に赴き、又佐渡に移り、澤田に居りて、高坂彈正の筆を繼ぎ、甲陽軍鑑の編纂を結了し、四十才にて死すといふ。

甲信の形勢

今少しく甲信の形勢を按ずるに、甲州は、概ね家康の節度に服すと雖も、信州は之と大に異なり。前に服して被官となりし、蘆田・眞田・諏訪・下條・知久・松岡・屋代、及び保科甚四郎・小笠原掃部大夫等の他、新に來て降服せしものはあらず、岩尾・穴古屋・前山等、各所に割據し、頑として應ぜざる者甚だ多かり。因りて家康は、大久保七郎右衛門・菅沼大膳・柴田七九郎等に命じ、甲州先方の將士を遣はし、其の服せざる者を討伐せしむ。是れ家康が、夷を以て夷を征するの謀に出でしなりとか。此に於て、曾根下野・玉虫・津金一黨・駒井一黨・今福和泉・工藤一黨・遠山右馬介等、其他、甲州先方衆の、信州に入る者多く、各所に迫合あつて、殆んど寧日なしといふべきは、去年より、今年にかけての大勢なり。就中、曾根下野・横田甚五郎等の轉戦に至ては、其數、實に計り知るべからざるものありて、其の勇戦の狀も、亦人の及ばざるもの多かりしが、横田は後れ武者など見る時は、馬にて踏倒し、我が親族の少年を招きて、首を齧せしめたり。或は山縣三郎兵衛の士、今福求といふ少年を招き、自から得たる首を與ふるなど、尋常武人の及ばざる所爲ありしより、之を見る者は、流石に原美濃守の孫、横田十郎兵衛の子たるに恥ぢずと、何れも評しあへりとか。而して高

横田甚五郎



坂彈正衆は、組も同心も被官も、共に上杉景勝の被官と爲りければ、甲・信の事は素より、家康の戦術に至るまで、悉く川中嶋の上杉勢に聞ゆといふ。(甲陽軍鑑) ○廿一日、徳川家康令して、甲州出師の期を延べ、八月十二日とす。(松平家忠日記) ○八月六日、羽柴秀吉の使者、津田左馬亮濱松に到る。是れ先に、家康より、初花を贈りたる答禮なるべし。左馬亮濱松城に登り、家康に見え、不動國行の刀を贈る。秀吉の命に依るなり。(大三川志・松平家忠日記・野史) 斯くて、家康秀吉、互に動靜を窺ふと見えたり。○十二日、家康令して、甲州出師の期を延ぶ。○廿二日、將士多く濱松に集る。(松平家忠日記) ○廿四日、徳川家康濱松を出でて、甲州征途に上る。(松平家忠日記) 日を経て、甲州尊體寺に到る。信州佐久郡の一揆、及び川中嶋四郡の地を、討平せんが爲なりと稱す。(甲陽軍鑑) ○九月五日、遠江國豊田郡深見村、牛頭天王を再修す。是れ久野三郎左衛門尉宗能の、深く信仰する所なりといふ。當時の棟札尙ほ存す。

家康出征

深見村

深見郷牛頭天王新殿

大旦那宗能

久野宗能 深見村は、東海道の北にあり、其の中央を流るる川を太田川といひ、南流して、驛路三香野村に至る。深見村に並び、太田村あり。古へ周智郡太田郷ありしが、その名の残れるものにて、太田川の名も、此村を流るるより得たる名なるべし。(掛川志稿) ○十三日、家康の五子武田萬千代濱松城に生る。後に武田五郎信吉といふは是なり。母は秋山越前守虎康の女にして、(藩翰譜) 下山殿と稱し、法號を妙眞院といふ。(譜畧)

武田氏の亡ぶるや、穴山梅雪、二女を徳川家康に贈る。家康並に之を寵す。一女は市河氏、一女は秋山氏、秋山氏は、秋山虎康の女にして、身めるあり、天正十一年九月、信吉を濱松に生む云云、十八年十二月、小金田(千鶴) 三萬石に封

じ、武田氏の遺士に命じて、之に附屬せしむ。明年冬母死す。賢性院尼は、武田信玄の女にし、梅雪の室となる者なれども、信吉の幼にして恃を喪ふを憐み、收めて之を養ふ。信吉性多病にして、常に幽居せしが、文祿元年三月、佐倉城に移封し、五萬石を食む。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百關原の亂、江戸西城に在り、慶長七年十一月、水戸二十五萬石に轉封し、八年九月十一日卒す。歳廿一、法名淨鑑院英養善香崇嚴(野史) 而して市川氏は、市川十郎右衛門の女にして、一女を産し、長じて蒲生秀行に嫁し、後再び淺野長晟に醜す。

一説、武田信玄の六女を於松といふ。永祿十年、甲・尾和睦の時、信長の嫡子信忠と、婚を約したれども、元龜三年、三方原役後、和破るとともに、此約も亦破る。因て或は再嫁を勸むるものありしが、女節を守り聽かず。尼となり新館と稱せらる。武田氏滅亡後、尼、其妹及び姪の幼稚なるを携へ、武州八王子の近傍、横山村に閑居せるを、家康聞て其志を嘉みし、祿を送つて其老を養はしめ、其妹を召して侍女とす。即ち萬千代の母なり。尼は元和二年四月十六日卒す。遺言して居宅を寺とせしむ。信松院是なり。

又一説、信松院といふ寺は、法性院大僧正信玄の女子の、尼となり給へるを葬れる寺なり。寶物多しときけば、丸屋を案内としてゆきてみる。住持立いでて、軍船の雛形二つ、箱に入れたるを出して示す。本船に船屋かたあり二、三、白き旗に四つ菱の紋あり。同じ洞船の舳艫に、ちいさき銅物ありて。楡垣の窓の開閉など、工みをつくせしものなり。次の船も又同じ、ただ小き竹をならべて、舳艫と楡垣とをつくりし事のちがへるのみなり。黒き旗と帆に四菱の紋をぬひ付たり。これは正徳四年に納めしといふ。軍船の記あり。又、信松院殿のめされし梳細六あり。葵の御紋の蒔繪ありて、牡丹の花の模様あり。牡丹の花なれど、葵の葉の葉のこまじ。膳もありしが失へりとぞ。又、神君の御書といひ傳へしもの一通、正月の御文にて、假名文なり。法性院大僧正の書一通、伊勢物語、すみ、た川の所半葉。信松院殿の書一通、御文らしき書にて、見事なり。天明八年に、住持某の書たる系圖一卷あり。末の方をみるに、



勝頼  
 信盛 油川殿  
 女子 油川之胤、與信盛同胤也。字阿松君。人稱テラス信松院、及爲、尼號信松院。  
 女子 北條氏政室  
 女子 迎武城、生萬千代丸、諱信吉、

後の山に信松院殿の墓あり。石の玉垣は、千人同心のたてしとて、姓名をほり付たり。(調布日記)

江尻城主 松平家忠

○廿八日、松平家忠駿州江尻城を守る。西郷家員に替れるなり。(松平家忠日記) 家忠は、廿四日參州より白須賀に着し、廿五日見附、廿六日嶋田、廿七日江尻着、此日、板倉四郎右衛門宴を催し、家忠を饗す。○十

家康歸陳

月二日、徳川家康甲州より還り、駿州江尻に到る。(松平家忠日記) ○三日、松平主殿助家忠に命じ、長久保城を修築せしむ。長久保は興國寺なり。是は、家康旨を山縣孫八に通じ、孫八より家忠に通じたるなりとぞ。

長久保城 普請

(松平家忠日記) ○四日、長久保城普請役松平家忠、興國寺に着す。(松平家忠日記) ○五日、徳川家康、正四位下に叙せらる。(徳川實記) ○松平家忠長久保に到り、城壘修築の土木を起す。(松平家忠日記) ○徳川家康、

守隨秤座

守隨彦太郎に命じ、分國內の秤座を司らしむ。因て秤役所の朱印、並に切米・扶持等を給與せり。是より守隨は、役所を駿府七軒町に賜はり、下役人を置き、専ら權衡の業に従事せり。是を以て、從來使用し來りし

秤廢

理右衛門の秤は、自然に廢棄せらるるに至るなり。(守隨家記) ○駿州富士郡井出久右衛門に命じ、鷹見點役を司らしむ。因て阿部善九郎正勝をして、朱印を與へしむ。

井出久右衛門

駿州富士方料水口、鷹見點役・地役・棟別・人足拾間之分、免許之事

右領掌、不可有相違、然者、毎年集鷹可進上之、若果鷹不見出年者、人足役可相勤之狀、如レ件。

天正十一年十月五日

阿部善九郎 奉之

井出久右衛門殿

鷹を捕る 蒲原宿

凡そ、鷹を捕ふることは、富士郡に限りたるにあらず。庵原郡等にも在りしが如し。即ち庵原郡完原池、城山・御鷹打場等の名、古繪圖に記せるを以て知るべきなり。(家忠日記・駿河志料) ○此日、駿州蒲原宿傳馬屋敷、朱印地となる。文云、駿州蒲原傳馬屋敷三十六間、棟別以下之諸役等、免許之事。右如前前不可有相違之狀、如レ件。天正十一年十月五日、井出甚之助奉之、蒲原傳馬人等。(駿河志料古文書) ○六日、徳川家康、掟を分ちて、駿州長田庄小坂村なる。楞松山安養寺を以て、殺生禁斷諸役免許の地とす。

安養寺

次人足諸役等免許之事。

右如前前領掌、不可有相違者也、仍如レ件。

天正十一年十月六日

家 康

安養寺 玄徹長老

安養寺は、鎌倉の時、源頼朝の建立にして、土肥七騎の首領土肥次郎實平、その奉行たりしが、やがて其の

事蹟



家康叙位

石切業

石切棟梁  
青木市右衛門

開基たりと、寺傳に見ゆ。長老玄徹は、家康の信任厚き僧にして、一年、甲斐・信濃の僧侶・神官等、駿府に到り、家康に謁見を請ひしに、家康は之を武田方の與黨として容さざりしを、玄徹深く以て遺憾となし、強ひて請ふ。家康遂に其言に従ひ、更に玄徹を側近く召して、法問をなさしめて聴聞せりとぞ。(名乎離會の記)  
○七日、徳川家康右近衛權中將に任ぜらる。惟ふに五日の叙位と同時なるべきを、史家誤て、兩日に分記せるなるべし。或曰く、勅使濱松に下り、正下の四位に加階し給ひ、右近衛權中將に進めらる。時に家康國境を沙汰すとて、甲州に在りければ、使者を馳せて報ず」と。○徳川家康、石切業を盛ならしめんと欲し、小栗與右衛門・倉橋三郎五郎・名倉若狹を以て奉行となし、又、庵原郡山切村の石切棟梁、青木市右衛門を召し、斯業を盛ならしむべきを命じ、更に朱印を附與し、坂下村石切屋敷二間分、相違なく下し置かれ、四分一人足、諸役御免云々と達し、又扇子一本を與へて、大に之を獎勵せられしが、此扇は、表金地、裏銀地にして、此家の永く家寶とする所なりといふ。

庵原郷坂下村、石切屋敷貳間分、如<sup>ク</sup>前<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>相違<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下<sup>カ</sup>候。然上、四分一人足、諸役共御免候。是ハ御納高之刻、於<sup>テ</sup>江尻、天野三郎兵衛殿前筋目被<sup>レ</sup>成<sup>サ</sup>御披露、依<sup>テ</sup>之、駿河國中可<sup>レ</sup>爲<sup>ス</sup>石切大工、彌、專<sup>ニ</sup>此<sup>レ</sup>巨、無<sup>ク</sup>沙汰<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>勤<sup>メ</sup>奉<sup>ル</sup>公<sup>ニ</sup>者也、仍<sup>チ</sup>如<sup>シ</sup>件。

天正十一未十月七日

小栗仁右衛門(傳)

倉橋三郎五郎(傳)

名倉若狹(傳)

石切  
市右衛門殿

(青木市左衛門氏藏)

市右衛門の家は、今川家此國を治めし頃より、已に石切の棟梁なりしが、此頃、家康の、石切業を盛にせん志あるを察し、天野三郎兵衛康景、其の由緒を知て、之を家康に告げしかば、家康大に悦びて之を召し、寵遇此に至れるなり。然れども市右衛門の家は、後遂に石切業を廢し、専ら農業のみを營むといふ。但し、子孫は代代此の宅地に住し、市右衛門の名を襲ぎて變することなし。市右衛門の宅地は山村にして、凡そ三百坪もあるべし。今就て見るも、存する所の古書、纔に二三通に過ぎざれば、詳に當時の事を知る能はずといふ。因に今命ぜられし石切奉行の三人は、先に其職に在りしを、更に又命ぜられたるなり。(駿國雜志) ○十五日、長久保城の土木竣工、普請奉行松平家忠、興國寺に歸る。(松平家忠日記) 因て、長久保城をば、稻垣平左衛門尉長茂に在番せしむ。長茂は、牧野右馬允康成の臣なり。此城明年十月に至て、康成に賜ふ。(諸國廢城考) ○十七日、松平孫六郎、江尻在番を命ぜらる。先に、家康江尻に歸て在りしが、再び甲州に赴くべしとて、家忠を興國寺より召還し、江尻に在番たらしむ。因て家忠は昨日江尻に到りけるが、今日孫六郎到るを以て、家忠は江尻を之に渡し、出でて嶋田に至る。明日濱松に宿り、尋で參州に歸るべしといふ。(松平家忠日記) ○廿一日、徳川家康部下十六將を召し、面前に於て血判を命じ、以て長く變節するなきを誓はしむ。所謂十六將とは、松平康忠・酒井忠次・榊原康政・井伊直政・本多忠勝・大久保忠勝・大久保忠世・鳥居元忠・鳥居元治・平岩親吉・大久保忠佐・高木性順・内藤正成・米津成順・服部正重・生駒家政・渡邊守綱是れなり。而し

徳川十六將血判



吉原渡船

て此の血判状は、今駿州久能山の寶物となれりといふ。○廿四日、駿州沼津城主松平康重、符を分ちて、富士郡吉原渡船の修復を、一升勸進の法に依て行ふことを免許す。

吉原渡船依て修理、沼津之知行分之内、壹升勸進之事、如先規、不可相違、若於難澁之輩、猶可申付者也、仍如件。

天正十一年未十月廿四日

康次

矢部清三郎殿

(吉原町村誌)

此に康次とあるは訝し、當時、沼津城主は、松平次丸にして、次丸は家康の子にして、後に忠吉といひ、松平甚太郎の後を継ぎし者なり。而して其の補佐役は、松平康親なりしが、康親死して後、その子康重補佐となりて、今も尚ほ其任にあるに、此符康次とあるは疑ふべし。然れども或は康重とあるが誤にて、吉原は、別に康次の領邑たりしやも計るべからず。康次は松平左近丞と稱し、明年十二月廿八日に至て、又、吉原に、傳馬屋敷・舟越屋敷等の印書を與へて曰、

舟越屋敷

御傳馬相勤之者共、如前前、傳馬屋敷可申付候條、別而可勵奉公、并舟越屋敷如先規、不可有相違者也、仍如件。

天正拾貳年

大門新兵へ

申十二月廿八日

松平左近丞康次 (在野)

(駿河志料)

矢部清三郎殿

と、然らば松平康次は、沼津城主にあらずして、吉原に符を與へたるは、沼津城主にあらずとも云はまし、なれども尚能く考ふれば、康次の名を記したるに、沼津の文字なくして、

吉原渡船破損修理之事、拙者知行中、壹升勸進之儀、如先例、不可相違、若於難澁、猶可申付者也、仍如件。

天正十一年拾月廿三日

康次 (無印)

矢部清三郎殿

(駿河志料)

とあり。而して沼津の文字あるものには、康次の字なくして無名なり。之に關しては、尙別に一書あり。吉原之渡船修理之儀に付、爲知行分、壹升勸進之事、不可有異儀候、違亂之者可申付者也、仍如件。

(朱印) 十一月廿六日

矢部殿

清宗 (花押)

(駿河志料)

羽柴秀吉  
巢鷹の家  
康に贈る

此等數書に依て見れば、吉原渡船の修理費は、其の近傍に邑する領主より、壹升勸進の法に依て醸出せしものか。尙能く考ふべし。○廿五日、羽柴筑前守秀吉の使者西尾小左衛門、遠州濱松に到り、徳川家康に面し、日向巢鷹に、秀吉の書をそへて進め、且つ來意を告ぐ。

從甲州御歸城之由候間、以一翰申入候、仍信州御手置等、丈夫被仰付候由肝要存候、兼而又關東無事之儀、被仰調候由被仰越候、乍去于今御遲延候、如何様之儀、而御座候哉、最前上様御在世

事蹟

九二一



之御時、何<sup>レ</sup>及<sup>キ</sup>無<sup>ニ</sup>御疎略<sup>一</sup>方<sup>ニ</sup>而候間、早速御無事も被<sup>レ</sup>仰調<sup>一</sup>候、尤も自然何角延引<sup>レ</sup>在<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup>御座候はば、其趣被<sup>レ</sup>仰越<sup>下</sup>候、御談合申<sup>急</sup>度其御行可<sup>レ</sup>有<sup>ル</sup>之候、隨而日向巢鷹弟鷹、爰元<sup>者</sup>珍敷候間進上候、從<sup>ニ</sup>九州<sup>一</sup>近日鷹可<sup>レ</sup>上候間、重而可<sup>レ</sup>進<sup>ス</sup>之候、委細之段、西尾小左衛門<sup>ニ</sup>申<sup>含</sup>候、恐恐謹言。

十月廿五日

羽柴筑前守

秀吉

參河守殿

人人御中

岡部正綱卒

彼の雪ふるを見るに、先づ集るは其れ霰か、此書は、他日秀吉の威風の、我が嶽南に襲ひ至る、其兆にあらざるなきを得んや。○十一月八日、岡部次郎右衛門正綱卒す。年四十二、正綱は、美濃入道常慶の子にして、始めて今川義元に仕へ、永祿元年、齡僅に十六にして軍に従ひ、兎首二級を得て、勇名を著せり。此時に當て、父常慶、義元の旨に違ひ間居せしが、正綱が功により、其罪を赦されしといふ。今川氏亡びて後、武田氏に屬し、駿州清水城に據りしが、此頃より已に志を家康に通じ、好を結びて、音問常に絶ゆることなかりき。然れば清水に在りし時も、家康は、自筆の書を贈りしこともありと傳へらるるなり。去年三月、織田氏の甲州に入るや、正綱は家康に屬し、穴山梅雪齋と、共に先駆して甲州に入りしが、其の軍功に依り、甲・駿二州に於て、七千六十貫の地を與へられぬ。(系圖)死して寶泰寺に葬り、法名を吸江院殿好雪道龐大居士といふ。墓石尙ほ寶泰寺に存す。寺は駿河府中に在り。無文元選禪師を開山とし、濟家にて京師妙心寺末な上張村八幡宮。○九日、遠州佐野郡上張村、八幡宮を造營す。今見る所に依れば、十七夜觀音を合祀せり。別當を玄光院といひ、修驗なり。造營當時の棟札今に存せり。

奉<sup>ニ</sup>造供<sup>一</sup>牛頭天皇若宮社

天正十一年癸未霜月九日

當遠州佐野郡上張之郷

(掛川志稿)

家康甲州より歸る家康の馬病む

○十五日、徳川家康甲州より歸て、駿府に入る。(松平家忠日記) たまたま家康の乗馬三頭、共に病を發し、種種療法を施すと雖も愈えず。上下憂慮して爲す所を知らず。時に人あり告げて曰く、「市中に瀧口長太夫といふ者あり、能く既の祓を爲す。若し之に命じて祓はしめば、愈ゆることもあらんか」と。家康大に悦び、直ちに召して祈禳せしむ。長太夫命を受け、丹精を凝らして祈禳せしに、日ならず、三頭共に平癒しければ、家康その驗の著しきを賞し、厚く物を賜ふ、因て命じて、長く駿府に住せしめ、以後年年の例として、錢四貫五百文、猿餌料として豆一俵を與へ、四季の厩祓を爲さしむ。是より正・五・九・十二月に、三日間づづ厩祓を爲すの例起る。此例は、家康の駿府在城中用ゐられしのみならず、尙其後も、長く行はれて廢せずといふ。

猿牽長太夫

瀧口長太夫は、上總國天羽郡佐貫松花貝村の人にして、農業の暇あるに乗じ、猿を牽きて諸國を廻り、厩の祓するを業とせし者なるが、此頃、偶來て駿府に在りたるなり。凡そ猿牽といふは、猿に衣裳を着け、摺鉦を挾撲き、拍子とり歌謡ひつつ、猿に舞はしむるものにして、此外には管も絃も鳴らさず、猿は牝を養て馴れしめ、食餌は飯或は菓を用ゐるといふ。而して正・五・九の三月には、厩に至りて、勝膳經を誦しつつ、舞はしむるを常とすれども、是は遊戯娛樂にあらず、馬に病疾禍災あらしめじの祈禳なり。又、小兒痘瘡を

事蹟

九二三



猿曳歌

病まざる前に、猿と盃すれば、病むとも必ず輕しといへば、猿舞の業も、亦繁多なりと謂ふべきなり。而して人若し、此猿を迎へて祈禱する時は、神酒及び初穂の錢、米及び幣に用ゐる白紙とを出し與ふるを例とす。是れ猿に與ふるにあらすして、守護神に供するなり。守護神とは、勝膳神の謂にして、既の神なり。此神は、もと天竺の神にて、達磨大師の傳法と稱し、十月四・五兩日を以て縁日とす。傳へ稱す。江戸時代に至て、駿府二加番、四足小屋の猿牽に與ふる供物は、神酒一升、初穂錢三百文、白米三升三合、半紙一帖を例とせしと。猿の喉に、絹或は縮緬の桁紐の頸枷を入れ、之を一束と稱し、一束に橡鐵をかけ、白麻の細綱を附け、號けて綱といふ。長さ七尺三寸を定法とす。猿を追舞はすに管を用ゐ、稱してブチといふ。楮又は細竹を以て之に充て、長さ三尺二寸を法とす。抑も此の猿牽は、紀州の岸甚兵衛を始祖とし、後、此業を學び繼ぐ者多く、遂に諸國に散在せしが、長太夫も其の一人なりき。長太夫已に徳川家康の命を受け、其の守護神なる勝膳神、即ち日吉山王の咒を唱へ、心を盡して祈禱せし甲斐ありて、其の效驗著しきものありて、此の譽を得たるなり。古來傳ふる、猿曳の唱歌といふものあり。間聞解しがたき所あれども、唯、言ひ傳へるまま、唱へ來たるなるべし。

女 ま い

つまがこいしゆて出てみれば、ほしゆめがくれのきりかぶり

こ も り

お と も

つまがりねがおつふさま、うみにたつな見さにまさま、天の月かよ星のかず、こたんばたけのけし

かす。

男 ま い

た ん ぜ い

たりやとほんとうしみのもをたりやたていけたるう、やれはなじやもの、さいたかたなをかたにか  
け、かけたかたなをつるにつき、江戸のかんだばしをうたがである、なるかみもういやこれまで。

花 お どり

ちるやらちらぬやら、としもふゑて、花はみやまの岩つつち、岩おとなりて、こけのむすぶまで。

し しの ま へ

かんのししともうするは、天ちくとれがはくさいこくなり、ふげんもんじゆの、おのりなされたし  
なれば、ふくにとくかさいはいししなり、ししが山おんもをてはき、ふしゆうなりかけん、ならすた  
いこでおんとるとをりやうてんなさるは、すみよしやかたをいのりまつる目出たいたいこ、ふゑかち  
よやうとにけんに、かくはろうていのりまつる、あれみやれふじのたかねのすすきは、なつくれば雪  
とけゆく、すすきはふにててみたれある、われわれかかけたるやつはしやくもる。

鎌倉の御所の

おにはてふしゆるかしくをとる、酒よりさかなより、小しゆるがめにつき十三と。

是迄上下

(駿國雜志)

猿屋町

駿府猿屋町に、猿屋惣左衛門といふ者あり。一卷の書を傳ふ。已に紙魚の害を被ること多く、また、或は破

蹟

九二五



損し、或は誤字あれども、其の大概を知るに足る。

猿幸由緒書

始は破損

首束千折膝居則

靈變董異香降天華雲

晉天樂

薩埵之淨土川

發菩提心勸ナラ

僧賜政氏白

佛救世者住於

故現無量神力

提多羅入聖

多羅樹葉汁之ホ華敬ト

靈猿也羅什三藏譯

白猿來大口經序ヲ一籠三

多羅以手巾縻留白猿大

三切折一本者化而作

綠一本者化而作竹

節猿爲策一本者成

木而在于片岡山今比

也鐵鉢化而收爲从

綱亦不動之縛繩才

荷繩亦船綱亦商

又沙門之手巾又ソ

繩又神前之七五三繩

代之日蔭ハ葛根源

七牌半也今略而レノ

政氏歸於帝都奏一

聖德太子爲攝政明年太子

片岡山行幸給憔悴病人深

谷之雪中伏太子覽是

給而如是詠志那天留耶

山余飯飢瘦多留人於憐

覺則病人容 有答詠曰

也片岡山余飯余飢而瘦

入於憐余耶觀則太子病人

飲食衣服而帝都還御

明日以使令是見早死此則十

月五日也千今就上天日作

歸來而如此奏也重而有

而片岡山病人骸肉葬

中賜太子飲食衣服ナ

上下今號達磨塚也

來而奏詳則太子詔

曰卽是菩提多羅也諸臣聞

爲希有心也政氏於鷹讓與

弟政盛也從此眨鷹猿家分也

政氏白猿引回國虛代白猿乘

黑馬太子前來現太子覽之門

猿曰汝可於與其馬我不與者小机

可射汝心已爲弓取而發矢白猿

卽時下馬而合掌拜太子奉於

歸去兼太子之弓以作鞍最初

白樂天日本來爲馬鞍教也余者

猿者靈畜之隨一也日域猿田彦

命猿女命神靈而既爲守

神也故三國俱崇五岳大山王

神也我朝而者伊勢國細沙神宮

之時從甲斐國巨麻郡白黑二疋

之猿導白黑二疋之馬來奉擎

神馬卽是繪馬最初也和州

野麓翁乘馬云亦猿田彦命

神靈山王日吉權現是也故猿

舞者神代之眨天照太神閉

事蹟



天巖戶給者八百萬神達奏

持上船底拍子踏謔舞給是諸

面白也登岩戶少開給者太刀男

隱明神是也是則神樂最初而

根本也故猿家立春摩訶吉祥

渦女命猿女命之御事也猿田彦

天照太神二百八萬歲以前之神也

號勝先神又猿家幣又忌部之

傳有之也神馬守家傳之隨一也

國歸國千手千眼尊像案持而

大悟也熊野冠者清治成弟子而

求外之猿子引也清治生國紀

十有九歲而和州高市沒畢

清治之一子清氏者山城國乙訓

弟子猿引從此眨小山氏秦氏

氏者從異朝來也清氏河次沒

神樂詠於神謔則渦女命篠葉

舞臺之最初也其時天照太神

命戶引破飛去信濃國給今戶

祈念根源神靈納受所願成就

阿留那利阿那利婆婆訶云咒口唱也

命之妻也春日大明神之父母也從

云云此男女之神諸神達勝先故

同幣而稻之形也白幣青幣家

可秘可秘有恐神慮政氏回諸

常咒口唱直指人心見性成佛

猿引也至于此眨失白猿云云故

伊國日高郡之人也政氏生年八

高市明神者政氏靈魂祭處也云云

郡產也秦河次云者成清氏之

兩家分也河次秦河勝子孫也秦

政氏清治流猿引回諸國勤於

廐祈念師初從此諸國號廐師

人生相生可知馬之毛色也可知青又赤

克也馬毛色者鹿毛糟毛河原毛

葶色騮馬連錢蘆毛鳩毛駱驪

額白鷓鴣毛此外雖毛色數多無

者一度爲死馬用皮白樂天唱

馬兩說俱家傳也馬三有厄難

通苦威是也此祈念家傳之祕

神事可受於相傳惣而祈念者

顯密入於兩宗令護身神法九

教也猿舞有十二番之囉嚨

囉駒囉山山囉鳴鳴囉酒囉七

馬守同立札配諸檀那先例也云云

月三日天地萬物初三番猿

小山氏秦氏來而相勤之也其

禁裏紫宸殿前正月五日日域

猿引弘流布也欲勤廐師者諸

黃白黑木火土金水立定可勘相

栗毛柑子栗毛烏黑鶴駁踏雪

宿鴿毛黃鴿黃河原毛神馬額

五色外總者分別有之也何者總

咒文蘇馬也云云一說謂同於龍

一者弟鷹馬二者翁申三者

事也欲勤猿引廐師先山王三社

於於神道家而受五神道又者

事十字相傳常可讀誦諸聖

囉龜囉松竹囉翁囉船囉獅子

寶囉米囉是十二囉也猿家神

每年伊勢兩太神宮於御館正

之舞有是同國從清水棚橋

日之料者同國猿飼村也於

萬民物初而三番猿之舞有是



和州城上郡從山本村小山氏者  
 村也故猿引家者同于神職而  
 國中猿引稱上天日國國有掟  
 張尊前七五三繩建於三祀牌  
 火部聖王諸檀那本命元辰  
 書記朝暮御祈禱無懈念抽  
 此卷興起者弘治三改年紀伊國  
 有遺記猿引到彼家遺記雖  
 宮參籠而一七日於神前深嘆  
 明神雖爲一七日祈無靈感雖  
 而祈誦普門品數遍滿于三七  
 有髮沙門來而汝何有大願  
 語右之旨趣沙聞是怡然而  
 納熊野權現爲神寶貞和年  
 志深重而信心無私我汝可告  
 暇乞而飯去矣古之片岡山

來而相勤之也其日之料者又同  
 烏帽子白張着之十月五日日本  
 祭於達磨大師處處會合而  
 今上皇帝寶祚長久南方火德  
 御庇如意繁昌國王安全如此  
 丹誠者也  
 海邊郡小山舍人政綱ト云者家可  
 尋求其旨趣不分明故熊野本  
 祈有蒙靈夢故詣和州三輪  
 爲二七日亦無利生故政綱深嘆  
 日夜丑刻計從森之稠殊勝  
 而重夜經日祈願耶問政綱  
 曰我往昔有聞其猿家遺記  
 中也故諸人不能見之乍去汝  
 授語之終東方爲白時政綱  
 仁死名照遠尋而三輪之山(一本仁死  
名照遠尋也)

彦之音如此詠森之稱入給畢  
 禮拜奉于神前再拜夜明而  
 儀亡沙門行給稠行見一字之  
 官政氏之靈魂而祭三輪明神  
 輕可蒙靈神罰可祕可崇可  
 人者同神之德其足運令所

政綱感淚餘沙門行給跡  
 思惟之不忘書寫美希代不思  
 有小社是高市明神社古小山判  
 末社所也可尊恐不可疎不可  
 拜神靈人敬故增威有利生  
 願成就也云云

于時

秦左 廿

天正三年乙亥正月 日

(駿國雜志)

濃州多藝郡大塚住

是に由て見れば、猿引の起源及び馬の疾病を治する所以を略ぼ知るべきなり。

東鑑云、寛元三年四月廿一日、左馬頭入道正義、美作國の領所より、將て來し由を稱し、猿を御所に獻す。彼猿舞踏  
 すること人倫の如し。大殿並に將軍家、御前に召覽て、希有の事と爲す旨を御沙汰に及べる。教隆云ふ、是れ直之事に  
 あらざるか云云と。此時已に猿舞ありしか。

○廿六日、松平清宗、吉原湊渡船の破損は、一升勸進の方に依て、修復すべき旨を命ぜらる。

吉原之渡舟修理之儀、付而、知行分壹升勸進之事、不カレル有ニ異儀一候、違亂之者候も可キニ申付ク者也、仍テ  
 如レ件。



矢部殿

前の沼津侯の免狀を併考ふるに、此の一升勸進の方は、從來より長く行はれ來たるなり。而して又、此方は、此の界限に領邑を有する者には、悉く許可を請うたるもの如きなり。○三十日、徳川家康朱印を有度郡八幡宮に附し、其の神領を寄す。(社記)此時、家康は、駿府の惣社にも、神領安堵狀を與へたり。

駿州府内惣社領之事

右如先規之領掌、不可有相違之者也、仍如件。

天正十一年十一月晦日

(花押)

家康勅使を襲す

宛名は、惣社主殿とあり。思ふに、八幡宮のも此類か。○十二月四日、徳川家康、駿府より濱松城に還る。(松平家忠日記)先是家康官位の任叙を蒙りし時、特に勅使下り、宣旨を齎らし給ひけるが、當時、家康は甲州に在り、兵事倥傯の時なりければ、其事、濱松より報告ありたれども、直ちに歸るを得ず、今日始めて歸城するを得たるなり。因て厚く勅使を饗應し、猿樂を催して歡を盡し、勅使に多く引出物を贈り、謹で朝恩の忝きを拜す。勅使尋で歸途に就き給ふ。(徳川實記)特に勅使を下して、家康を任叙し給ふこと、蓋し羽柴秀吉の奏請に因るならん。秀吉先には使者を遣はし、書を寄せ鷹を贈り、其餘威西國に及ぶを示し、今又、勅使に頼りて、濱松の動靜を窺ふ。秀吉たる者、今後將に如何なる計に出でんとするか。さるにて、徳川家康、駿府に在ること廿日に垂んとし、勅使の濱松に在すを知りながら、曾て意に介せざるが如き

家康の不敬

は何ぞや。軍事中は已むなしとするも、軍事だに終らば、取る物も取敢へず歸城すべきにあらずや。或は秀吉の計を知りたればなりと謂はんか、好し秀吉の計なりとするも、是れ私なり。公には萬乗の御使なり。何ぞ私意を挟みて、之を迎へ奉るに猶豫を容すべけん。然るに家康は、敢て忍びて之を爲す。後天下の權を握るに及び、朝廷を蔑如して至らざるなきは、其意已に此に露ると謂ふべきなり。或云ふ、天使濱松に達す、乃ち馳還て拜すと、(譜略)附記して後考に充つ。○七日、遠江國周智郡一之宮神社、神殿の新築功成り、此日遷宮式を行ふ。先に徳川家康、此宮造營の擧あり。安部善九郎正勝・本多作左衛門重次・本多平八郎忠勝等三人に命じて、普請奉行たらしめしが、此に至て竣工し、本社樓門より廻廊に至るまで、社頭悉く建立し畢て、毫も舊記を損することなしといふ。

一之宮神社再建

一説、先に元龜の頃、徳川家康武田勢を防がんため、事平ての後、改築の約束を以て、此の神社を燒きて殘す所なかりしが、此頃に至て、駿・甲二州靜平に歸し、悉く己が麾下に屬し、初めの祈願成就しければ、新に造營して、約束の如くせしなりと。是れ武藤刑部亟氏定の、武田氏に通じたるを怒りて燒きたりといふに對し、一説となす。(遠江風土記傳)

雨櫻神社一向宗繼教免

○八日、徳川家康、神領を雨櫻神社に寄附し、朱印を下附して證とす。神社は、遠江國佐野郡上垂木村に在り。(掛川志稿)○十二月晦日、徳川家康、石川日向守家成が母の請により、一向宗徒の罪を免じて復歸せしむ。今を去る三十年前、三河國に一向宗の亂あり、亂平ぎて後、三州土呂・針崎・佐佐木・野寺をはじめ、悉く一向宗門を改易すべき由命ぜられしに、宗徒等固く取つて聞かず、家康曰く、然らば、道場を悉く破却す



べし」と。僧徒等ますます抗議して曰く、「然らば、御誓約に、如<sub>レ</sub>前前」と仰せられたる意に、相違するにあらずや」と、いよいよ強剛なり。家康曰く、「否な、毫も誓紙に戻らざるなり。知らずや、汝等、寺院の前前は、野原なりしを。即ち今道場を破壊して、前前の如く野原にせよといふに、何の違約かある」と。僧徒、辭屈して答ふる能はず。已を得ず諸方へ退散せり。而して一向宗の寺は、悉く破却せられ、誓言の如く、全く前前の荒野原となり、三河一向宗門は、爾來久しく斷絶せしを、此に至て、纔に復興の免許を得たるなり。本ぐわんじ門との事、此たびしやめんせしむるうへは、分國中、前前よりありき……たうしやう、さういあるべからず。しからば此旨申こさるべく候、依て如<sub>レ</sub>件。

天しやう十一年十二月晦日 (朱印)

ひうがの守ははかたへ

抑、家康は、何故に、日向守の母に、此の赦免を與へしかといふに、母は本多佐渡守の妹にして、家康駿府に寓居の節、念頃<sub>レ</sub>に仕へし人なりしに、此年、濱松に於て、此願を爲ししかば、家康も拒みがたくて、此の證印を與へられしなりといふ。或曰、駿府に於て、或時、取り悪き處の雀を、家康放つ處の鷹、之を得たれば、大に喜びて、「あら嬉し、暫く本願寺忘れたり」といはれしに因ると。(三河志) ○此歳、元苗木城主、遠山久兵衛友忠父子、走りて遠州濱松に到り、徳川家康に屬す。友忠父子は、先に羽柴秀吉に屬せしが、近頃、森武藏守長可の部下に附せられしかば、怒て遁れ去りしなり。苗木は美濃國に在り。○徳川家康、使者を佐佐内藏助成政に遣はす。如何なる使節にや、成政は、越中國主にして、使者を西山十右衛門昌俊といふ。○遠

苗木城主

家康使者  
成政に  
遣す

不入斗の  
富士淺間  
社

州山名郡不入斗村、富士淺間神社を造營す。地頭本間源三郎重泰の資に頼る。當時の棟札尙ほ存す。遠州周智郡山名庄不入斗之郷、地頭本間源三郎重泰。重泰は、久能城主、久能三郎左衛門宗能の親族にして、宗能は不入斗の領主なり。

郡邊神社

不入斗に就き、説を爲す者あり。曰く、不入斗は、國訓イリヤマセと讀む。故に、或は入山瀬、又は入山津と書するものあり。共に假借の字なり。抑もイリヤマセは、不入斗の訛りにて、何州にも、其例乏しからず。(番長町邊) 足利將軍義隆より、土岐下野守頼高に賜はりし御教書に、武藏國大井郷不入斗村地頭、云云とあるにても知らる。茲年、新造せられたる富士淺間社は、驛路より三四町北に在りて、最も古社なれば、或は、延喜式内の、山名郡郡邊神社にはあらじかといふ者あり。其説に曰く、「他州に在る不入斗村は、大概、其の近傍に、古祠或は式社ありて、不入斗の名も、神領の租税は、公私領の外なれば、其府に入れ計らざりしより起る名にて、此に不入斗と書く斗は、計の草體より誤寫したるが、習ひとなりしことは疑ふべくもあらず。而も此の神社、東西二祠ありて、東は木花咲耶姫、西は岩長姫を祀り、末社に神明・熊野・社宮神の三祠共に、同じ林の中に在りて、神主も宮代を氏として、最も舊家なるなどにより、是を武州に在るものに比べて考ふるに、荏原郡磐井神社は神名帳にありて、正しく式内社なるが、イリヤマズ村に在りて、漢字にては不入斗と書すると同じ、されば郡邊神社を、延喜式にコホリベと訓たれども、郡邊は久奴部なるべし。今周智郡に久努村あり。即ち古への山名郡久努郷にして、久努と不入斗とは、境相近ければ、益々信するに足らん。云云而して棟札に周智郡とあるは、當時山名周智の郡界、屢々變更ありて、錯雜辨じ難きより誤りしか、將た周智郡に編入せられたるものか、未だ其實を詳にし難し。(番川志稿)

一色村若  
宮八幡宮

○遠州周智郡一色村若宮八幡宮を造營す。富永半右衛門等の投資する所なり。當時の棟札今に存す。奉<sub>レ</sub>再<sub>ニ</sub>興<sub>シ</sub>當社若宮、權少僧都定元 且那富永半右衛門宗信 神主富永外記

事蹟



一色村考 外記は藤兵衛とも稱し、一色村の富豪なり。また村名の一色は一職にして、神領一職の意なれば、是又、八幡宮より起りたる村名と知らる。(掛川志稿) ○遠州佐野郡増田村に、廣安寺といふ修験の住する寺あり。今

廣安寺 川氏の時代より、懸川城中の、竈祓等を行ふを務とし、末寺を氣賀・笠井・天龍・河井・飯田・大淵・笠原・河村・勝間田・榛原・懸川等十一ヶ所に有し、頗る勢力ありけるが、此年同派中に故障を生じ、互に相争て決せず、遂に濱松に訴ふ。家康これを裁して、故の如くならしむ。(掛川志稿) ○遠州引佐郡都筑村、佐久城を移して、

宮崎城 野地村に築かしむ。此地もと大神宮の祠あり。故に名けて宮崎城と稱す。濱名肥前守、城を棄てて遁れし

野地御殿 後、本多百介の住せし所なり。城址、今に残りて御殿場といふ。所謂野地御殿とは、此處のことなり。(遠江

九年母 風土記傳) ○九年母といふ菓物あり、近頃、南洋より舶載し來れるものなり。此頃、此菓數百顆を、京師よ

り濱松に贈るものあり。家康悦びて珍となし、特に百顆ばかりを分ち、使を遣はして、之を小田原に贈りけ

るに、北條氏の家臣等は、是を以て橙となし、嗤て曰く、「家康は、何とて斯る珍らしくもあらぬ物を、而も

特使を以て送り越せるにや。さるにても、濱松には、此物稀なりと覺えたり。關東には多くあれば、いで多

く送て、濱松の君臣をして飽かしめん」と、乃ち橙を長櫃に入れ、役夫八人を附し、昇かせて送れり。衆見

て、未だ其故を解せず、家康これを見て、苦笑して曰く、「小田原の臣屬等、彼菓を味ひもせて、外形を見

て、直ちに橙とし、遠來の厚賜たるを辨ぜざるにや、斯る無禮なる舉動をこそするなれ。城主は知らぬも理

なれども、家臣の輩、何ぞ深くも考へずて、輕卒にも、斯る兒戲に類することをすらん。此心を以て其君を

助け、家國の政を行はば、如何なる過誤を生ぜんも計るべからず。汝等其れ慎みて、我家に此事あらしむる

勿れ」と、侍臣を深く誡めたりとぞ。(徳川實記・日本立志編・東武談叢・野史) 家門盛衰の兆は、橙一箇の色にも

見ゆ。◇十二年正月十二日、徳川家康駿府城に在り、家門譜代の臣、及び旗本の士等、各、登城して賀を述

ぶ。○二十日、家康の領内五州の將士、所謂外様衆等、駿府に登城して正を賀す。夜に入て、謡曲の始ある

こと例の如くなりき。○二月廿七日、徳川家康、從三位に叙し、參議に任ぜらる。(徳川實記) 是れ羽柴秀吉

の執奏せしところと聞ゆ。○二月三日、遠州より參州に及び、徳政の令行はる。永代質物のみを除き、其外

悉く此令に照さる。○七日、徳川家康、兵を率ひて濱松城を發し、西上して尾州に向ふ。織田信雄を助けて、

羽柴秀吉と戦はんとするなり。(松平家忠日記) 發するに臨み、家康心に謂らく、「小田原の北條氏は、今や婚

を成して縁を結ぶと雖も、彼は元來反覆の將なれば、毫も油斷すべきにあらず。堅く備へずんばあるべから

ず」と。乃ち鳥居彦右衛門・平岩七之助を甲州に遣はし、之に武川衆を添へ、又、大久保七郎右衛門を信州

に遣はし、之に信州先方衆を添へ、各、要害を守り、以て北條・上杉に備へしむ。而して駿・相の境なる長久

保城には牧野右馬允康成、興國寺城には天野三郎兵衛、沼津城には松平因幡守康元、三枚橋には松平周防守

康親、深澤には三宅彌次兵衛正次、田中には高力與左衛門清長、遠州久努城には久野宗能、丸子城には酒井

忠重忠利兄弟を置き、又、掛川城には松平清宗を遣はし、城主石川家成を助けしめ、命を傳へて各、堅く守

らしむ。(徳川實記・諸國廢城考)

松平清宗 清宗は、永祿十一年、今川氏眞掛川城に在りし時、屢、攻め戦て功あり。三方原の戦には、戦終て後堀江の加勢に赴

き、其後、武田勢の押として、横須賀口を守りしが、功を以て、遠州鎌田・御厨の地を加へられ、天正九年、高天神城

事蹟

九三七



を攻めて首級を得、長久保の軍には、駿州興國寺城を守り、今又、掛川城を守るの任を受けしなり。清宗嘗て塩井原城を守り、武田勢と戦ひしことありて、其の戦功少なからざれば、遠州に於て所領を多く給せらる。後、小田原役には、吉原城を守る。

井伊直政  
先鋒  
井伊政直  
の軍旗

家康は、已に各地要害の守備を命じ終りければ、兵一萬五千餘騎を率ゐ、井伊兵部少輔直政を先鋒とし、威風凜凜として濱松を發しけり。(徳川實記・家忠日記) 井伊直政の先鋒たるは、之を以て始めとなす。井伊家は中ころ衰微し、其の故老も、前已に所所にて戦死し、生存する者なければ、今俄に先鋒の任を蒙り、旗捺物を製せんにも、其の故事を知る者なく、直政憂ひて、之を龍潭寺の南溪禪師に謀る。南溪曰く、「家紋は橘にして、旗幕の紋は井字なり。而して吹流は、正八幡大菩薩の文字を用ゐし」と。因て皆な其言の如くす。

直政の母

直政の實母は、松下源太郎の妻なり。直政の先鋒となるを見、心竊に以謂らく、「直政の、始めて大名大將となるのみならず、大軍の先鋒の任を蒙りたれば、多年の希望成りて、其の軍容の盛なるを見るだに喜ばしけれども、亦其任の重きを思へば、憂慮の大なるものあるを免れず」と、只管源太郎に囑して、遠近の神社佛閣に祈願せしめけるが、龍潭寺の黙宗和尚も、亦嘗て感得せしといふなる。天照大神の夢想に因り、金銀を以て日月に松を畫ける扇を製し、是を大將の磨扇にせよとて贈りけり。而して南溪禪師は、特に弟子二人を遣はして、直政の補佐とならしめしが、一人は傑山と稱し、強弓の名高く、一人は吳山と稱し、長刀の術に妙を得、共に武藝の達人なりき。後直政彦根に移るに及び、彦根に龍潭寺を創め、吳山を以て開山とせしが、一宗、長刀吳山の名高く、知ると知らざると、之を敬せざるはなかりきとぞ。(井伊家傳記)

強弓傑山  
長刀吳山

秀吉信雄  
の隙

先是、羽柴宰相秀吉、活達大度の器を以て、巧に諸將を制御しければ、諸將咸な服して其用を爲すを樂めり。是を以て、其の兵力日に強く、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、旌旗の向ふ所挫けざるなきこと、

恰も烈風の枯葉を拂ふに異ならず。已に織田三七信孝を亡ぼし、柴田佐久間を斃し、瀧川・佐佐を降だし、北國その鋒に抗する者なければ、陽には、織田三法師丸を佐け、軍國の政務を沙汰すと稱すと雖も、胸裡自から四海一統の計なき能はず。而して之に次いで、兵を加ふべきは北畠中將信雄とす。信雄闇弱なりと雖も、織田信長の子なれば、父の遺徳に依て、將士の仰ぎ事ふる者も亦少なからず。殊に織田家の舊臣は、信雄を主として、秀吉を排せんとするもの、概ね皆な是なり。然れば秀吉は、俄に信雄を討せんとすとも、濫りに兵を動かすべきにあらず。併も其の最も苦むものは名なりけり。此に於て、秀吉は、種種に策略を案じて違あらず。此頃、信雄の老臣四人あり。尾州星崎城主岡田長門守重吉・勢州松ヶ崎城主津川玄蕃允義冬・瀧川三郎兵衛勝雅・淺井多宮丸といふ。中にも、勝雅は、信雄の最も信親する所なりしが、秀吉之を知り、竊に謀て以謂らく、吾若し彼の四人を招かんに、勝雅は、信長重恩の士なれば、信雄に二心を懐くことあるまじ。されども、他の三人は必ず約に従ふべし。三人従て勝雅従はずば、勝雅必ず信雄に告げん。告げば、信雄必ず三人を殺さん。是れ鉢に血塗らずして、敵の干城を奪ふものと謂ふべし。若又、勝雅も我言に服せば、四臣共に我に屬するなり。何の幸か之に若かん。此策利あつて害なし。速に行ふべきなり」と。乃ち事に託して四老を招き、宴を設けて厚く饗し、只管四臣の歡心を買ひ、徐に謂うて曰く、「我熟、四氏の武勇を見るに、みな一騎當千の士にして、名聲天下に高し。然るに惜いかな、仕ふるに其人を得ず、信雄懦弱短才にして、人を知るの明なく、人を用ゐるの才なく、所謂武將の器にあらざれば、四氏の賞その勇に及ばず。若夫れ、志を改め、信雄に仕ふる所を以て秀吉に仕へば、厚く祿し重く任すべきなり」と。四人は未だ諾



せざるに、秀吉は此後、之に音信を通ずること頻りなり。勝雅果して疑て之を信雄に告ぐ。信雄果して怒り、遂に秀吉と讎る。織田家の舊臣之を憂ひ、二家に斡旋して其中を和げ、三井寺に和睦の會盟を催ししが、秀吉また謀て飛語を放ち、三井寺の會盟は、後に伏兵ありと謂はしめければ、信雄會を終ふるに違あらず、名馬鐵槌に鞭ち、馳せて長嶋城に歸去りぬ。其後、信雄は、三月上巳の節、三老の來り賀するを伺ひ、悉く之を殺さんと欲し、策を定めて待つ。已にして三老至る。土屋勘兵衛雄久は岡田重吉を殺し、飯田半兵衛は津川義冬を、森源三郎は淺井多宮丸を殺し、別に兵を遣はして、其の居城をも攻落さしむ。

七日甲、雨降。酒左より、信雄長嶋にて、岡田長門守・津川玄蕃御生涯之間、尾州御陣、明日明後日可有之候由申來候。戊刻に、吉田より、家康とはやばや岡崎へ御通候間、御陣明日に候由申來候。(松平家忠日記)

天正十二甲申、此比、信雄爲三臣下二者も、頼三秀吉公を、奉<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>信雄を之間、一兩輩令<sub>レ</sub>成敗<sub>レ</sub>給ふ。其中に、岡田助三郎と云者、別<sub>レ</sub>而秀吉機愛<sub>レ</sub>之人也。(是尾州星如<sub>レ</sub>此之間、信雄・秀吉、内内不快<sub>レ</sub>由と。云云(當代記)

秀吉之を見て、出師の名を得たるを悦び、天下に宣言して曰く、「信雄、幼主の後見職にありながら、妄りに讒を信じて、忠良無二の老臣を殺し、併せて其の居城を攻陥し、其の一族を追放せり。是れ豈に、驕縦殘虐の所爲にあらざらんや。若し此の如き者を以て、幼主の後見となさば、洵に痛敷に堪へざるものあつて存するなり。秀吉無似と雖も、天下の士の先となつて、彼の驕縦殘虐の者を討ぜんとす。苟くも先主父子の恩を記し、之を今の幼主に報ぜんとする者は、速に來て秀吉を助けよ」と。信雄も亦已に、干戈の避くべからざるを察し、預め使者を遣はし、池田勝入齋父子・森武藏守・堀久太郎等に援を求めしむ。池田勝入齋、名は信

輝、信長が乳母の子なるを以て、信長深く親しみ重じ用ゐたれば、信雄も之を信じて援を求めたるなり。然るに信長の死後、早くも秀吉と兵庫に會し、秀吉の子秀次を己の婿とし、己の次子輝政を、秀吉の養子とする約を成したれば、終に信雄の求には應ぜざりき。信輝已に然り、森武藏守・堀久太郎も、亦已に秀吉に従ひ、信雄を援くるを欲せざりき。信雄驚き且つ怒ると雖も詮方なし。信雄困迫爲す所を知らず。徳川家康の、父信長と好ありしを思ひ、茲年春正月十一日、參州岡崎に至りて家康を見、密に告ぐる所ありしが、二月の初には、又濱松よりも、酒井與四郎重忠を遣はし、信雄が長嶋城に至りて、密に謀る所あらしめき。人は其の何の故たるを知らざりしが、互に約する所やありけん、信雄は兵を起すに先だち、飯尾半之丞を遣はし、酒井忠次に憑り、援を家康に求めしめて曰く、「此頃秀吉と讎を生じ、將に干戈に及ばんとすれば、先考恩顧の將士を招くと雖も、君臣の誼を忘れ、秀吉に黨與する者多し。願くは公我を援けよ、幸に諾し給はば、社稷の幸慶又何物か之に若かん。我宗の興亡は、偏に公の一諾あるのみと。」家康答へて曰く、「我が守る所は惟、義のみ、義は棄つべからず。池田・森等の諸將、故右府の恩を蒙ること厚きに、早くも忘れて權勢に語ふは、不義不徳これより大なるなく、寔に武士の所爲とは見るべからざるなり。然りと雖も、君幸に憂ふる勿れ、某一人君を援くるに於ては、假令日本の總勢擧つて來るとも、毫も恐るるに足らず。君枕を高くして睡て可なり」と。雄雄しくも亦頼もしく答へて還しければ、信雄報を得て悦ぶこと限なし。然るに其後尋で、秀吉また使者を濱松に遣はし、家康を招きて曰く、「我、故右府の恩遇を受くること最も渥く、信雄に對し聊か反心なし。而して信雄昏弱にして武將の器にあらず。且つ驕慢にして讒を信じ、其の良臣を誅すること雷一人



のみにあらず、寔に治國の器にあらざるなり。是を以て、今將に矛楯を接せんとするに、天下の大小名みな秀吉の義を慕ひ、來て秀吉の幕下に屬するもの日に相踵けり。子若し來らば、美濃・尾張の二國を呈せん。請ふ速に兵を發して來援けよ」と。家康怒て以謂らく、「我と最も厚きものは織田氏に如くなし。姦兇これを浼すに逆謀を以てす。我豈に利を見て義を忘れんや」と、因て答へて曰く、「來意悉さに承しぬ。然れども某は故右府公の恩を蒙ること多く、且つ公世に在る時、之と誓ひし言今なほ耳に在り。今更争でか之を變ずるを得ん」と。因て使者を遣還す。(野史・逸史) 其後、秀吉・信雄と確執ますます甚だしく、遂に破裂して鋒刃を交ふるに至り、龜山・峯城・犬山等、所所に戦起りければ、家康も、服部正成に、伊賀兵百人を率ゐる松嶋城を攻めしめ、水野忠重父子、石川數正に、星崎城を攻めしめ、又、酒井左衛門尉忠次・奥平美作守信昌等を遣はし、信雄を援け戦はしめけれども、未だ自から出づるに及ばざりしを、信雄頻りに使者を馳せ、其の出馬を促し、忠次も亦、秀吉の師を發するを報じければ、今日始めて濱松を發したるなり。

一話一言に云、或書に、信雄シノブと假名つけたり。雌雄の雄にて、カツと讀むにや。

## 濱松留守

○八日、駿・遠・參、其他家康が分國の將士等、各、自家の記章ある旗捺物を翻し、踊躍して西上せり。海道之が爲に狭からんとす。時に、大久保忠世獨り留て濱松を守り、五ヶ國の軍兵、凡そ四萬五千餘人等の質を預れり。(藩翰譜) ○十三日、徳川家康尾州清洲に着す。(徳川實記) 信雄大に悦び、來り謝して曰く、「信長以來の好を棄て給はず、遠く兵を出して來られしこと、將た何の辭を以て之を謝せん」と。又酒井忠次を見て曰く、「織田家の存亡、實に此の一戦に在り。勝敗は一に子の籌略に存す。幸に遺漏ある勿れ」と。忠次曰く、

## 家康清洲に到る

「某老いたりと雖も、家康の先鋒たれば、近畿の弱兵百萬ありとも、何ぞ恐るるに足らん。君請ふ意を勞する勿れ」と。信雄これを壯とす。

黄薇古簡集に、家康・信雄の密約十一ヶ條ばかりを載す。文辭悉く隱語を用ゐたれば解し難けれども、斯る出兵の事などは、第一の主眼なるべし。

## 小牧山

榊原小平太康政議して曰く、「小牧山は、此城を距ること最も近く、東西二百八十六間、南北百四十間、高さ二十二間に過ぎざる小山なれども、西北に沼池あり、東に田野を控へ、平野の中に特立すれば、山上よりは國中を一望すべし。故に先づ此に據る者勝を收めん。何ぞ敵兵の未だ到らざるに乗じ、早く奪て砦壘を築かざる」と。忠次等諸將、聞く者みな之を然りとし、尋で康政をして、小牧に往いて陣地を檢せしむ。

一説、酒井忠次を遣はし、小牧山の寨を修めしむ。(豊臣家譜・實録)

一説、小牧山を取りしは、家康の發意なり。(小牧御陣記・東遷談叢)

是より松ヶ嶋城・樂田・羽黒等、各地に戦起り、攻城野戦に違なかりしが、一勝一敗、未だ雌雄を決すべき大戦あらず。

此時に當て、秀吉大坂に在り、森長一羽黒を守り、徳川の先鋒酒井忠次と戦ひ、利あらずして退くと聞き、大に怒り、自から出でて戦はんと欲し、檄を飛ばし兵を徵して曰く、「長嶋の老臣津川・岡田・淺井等、皆な秀吉との故を以て誅せらると聞く、我實に之を憫み之を哀む。我争でか其讐を討じ、其冤を雪がざらん。我將に師を尾・濃の野に出さんとす。諸將それ期に後るる勿れ」と。遂に自から將として大坂を發す。此時、先鋒



大阪勢

は濃州垂井・赤坂・巢俣の邊に着しけるに、後陣は尙ほ醍醐・山科・宇治・勢田の邊に充滿して、唯、大阪の報を待つもの如くなりしが、其勢前後合して、十二萬五千の着到とぞ聞えし。秀吉は、此月廿一日、大阪を立ちけるにより、宇治・瀬田邊に控へたる兵も、漸く陣を進め、二十三・四日には、先鋒は、早くも犬山下、大豆戸の渡を越え、犬山・五郎丸の邊に陣しけるに、後陣の兵も日に集り來れば、廣き濃尾の原野も、暫くにして尺地を餘さざるに至りぬ。

既にして、二十七日午刻に至れば、秀吉到り、川を越えて犬山城に入りしが、未の刻また出で、諸大名を率ゐて、樂田・羽黒の邊に至り、諸將と議して、小牧山に對し、多く向城を築かんとす。而して二重堀は最も要害の地なれば、先づ此を守ること肝要なりとて、日根野備中守に、其弟彌次右衛門尉及び、其子五人を添へて守らしむ。其勢總べて二千餘騎といふ。其他岩崎山の城には、稻葉伊豫守・其子右京亮彦太・稻葉右近・稻葉勘右衛門等、其勢四千餘騎。小松寺山の城には、丹羽五郎左衛門尉長秀、其勢八千騎。青塚城には、森武藏守、其勢三千餘騎。内窪山の城には、蜂屋出羽守・金森五郎八、其勢三千騎にて籠らしめしが、其他城砦にあらずとも、苟くも要害ならんには、里といはず嶺といはず、兵を配して守らしめければ、晝よりも、夜に入て篝火を焼くを見て、其兵の大なるに驚くもの少なからざりきとなむ。○廿八日、徳川方榊原小平太康政、京勢の進むを見、急使を馳せ、家康に告げて曰く、「我兵早く陣を小牧山に移さずんば、後必ず悔あらん」と。家康乃ち清洲の守禦を定め、本丸を内藤三左衛門信成に、二丸を大澤兵部少輔基宥・三宅惣右衛門康貞・中安彦次郎等に、星崎城を本多作左衛門重次に命じ、各、堅く守らしめ、因て自から兵を率ゐて小牧に移れば、

家康小牧山に陣す

秀吉小牧に至る

信雄も明日に至て亦移る。(松平家忠日記) 其後、尋で織田・徳川二家の兵の、漸くに馳せ來るものありて、小牧の物勢は、一千餘騎に至るといふ。(藩翰譜) 或云、家康・信雄と、兵二萬を率ゐ、小牧に軍す。(御年譜)

折しも、秀吉、日根野弘就の守れる二重堀の營に抵り、櫓より小牧を望みて曰く、「我急に決戦せんと欲す。當に謀して期を刻すべし」と、因て増田長盛に書を作らしめて曰く、「請ふ詰且、公が士と戦はしめて以て見物せん。孤は塹柵を以て軍後を斷ち、士に退卻の志願ならしむべきがゆゑに、公も亦これが備をなせ」と。高山長房側に在り、諫めて曰く、「徳川氏、必ずしも正當の答を送るべしとは思へず。倘し慢罵の辭にてもあらんか、君必ず忿て戦はん、兵忿るものは必ず敗る。此書は止むるに若かず」と。秀吉曰く、「我豈に然らむや」と。書を竹に挿み、細川忠興をして往かしむ。忠興往きて、其の營前なる、村立ちたる松原の小阜に立つ。秀吉見て悦ぶ。稍あつて、小牧の徳川陣より、月毛の馬に乗り、紅の母衣掛たる武者、書翰を取て歸る。暫く有りて、金の枇杷篋の指物差し、鹿毛なる馬に乗たる武者あり。書翰を竹に挟み、元の所に立てたり。秀吉之を見て、彼取り來れといふ。言未だ畢らざるに、忠興馬に鞭ち、馳せ至て持歸る。秀吉披き見るに、家康の返書にはあらで、渡邊半藏守綱・水野太郎作正重の書翰なり。其辭に曰く、「戦期は唯、命のままなり。塹柵の設は君好く之を爲せ、寡君帥ゐるところの東州兵は、進むことを知つて退くことを知らず。實に此設を假らず。故に寡君に使命を聽かしむるを疎たざるなり」と。秀吉書を覽て、讀みも終らず、大に怒る。長房曰く、「果して爾り」と。秀吉興じて曰く、「我自ら措置あり」と。乃ち左右數騎と馳出づ。麾下錯愕して、從ふに違あらず。徑に阜に登り、衣を掲げ臂を露はし、之を拊つて曰く、「家康これを嚼へ」と。家康



の兵望見して謂ふ、「唐冠の冑に、孔雀の尾の羽織着たるは秀吉ならん餘すな」と、銃を叢めて競發つ。秀吉顧み呼びて曰く、「天授の霸主は、銃も亦中らず」と、乃ち還る。(武隱叢話・逸史・野史) 家康、山上より西軍の塹柵を望み、嗤て信雄に謂て曰く、「是れ長篠の役、故公の用ゐて、甲州の猪武者を殲ししものなり。今渠其の故智を襲ふ、豈に我を勝頼視するか」と、遂に命を下し、堅く守て出でしめず。因て、織田氏の爲に檄を作つて、西軍に投じて曰く、

逆豎恩を忘れ、俄に虺蜮の毒を播ふ。遺孤罪を聲らし、反て豺狼の抗に値ふ。殘賊の深き、黔黎彼の肉を屠らんと欲す。姦回の極、狗鼠豈に其餘を食はむや。

又曰く、

士臣は、疇昔の同列なり。何の心もて、仇讐に服事する。公子は今日の主盟、力を竭して禍亂を芟夷す。もし愆を滌き順に歸せば、寛典にこれ従はむも、復び迷ひ非を遂げば、顯誅赦すこと蔑けむ。

康政をして之を筆せしめけるが、之を秀吉に傳達するものありければ、秀吉大に忿つて、康政の首を千金萬戸に購ふといふ。(大三川志・逸史・小牧戰記) 但し武野燭談には、秀吉の惡事を書して、諸所に掲ぐといふ。

一説、三月七日、家康殿、尾州表へ進發の時、康政先手にて、地理を量り、進め參らせて、小牧山を陣所と定めらる。則ち康政一手を以て、彼山を取敷き、旗を立、同十六日、柵圍落成、相圖の狼煙を揚しかば、則ち陣所を爰に移さる。此節、敵の銳氣を挫かん爲め、檄文を作て以て之を觸達す。其文に云ふ。

夫羽柴秀吉者、野人之子、出於草萊、而僅爲馬前之走卒、信長公寵異之遇、一旦特擧、拜於將帥、

食於大邦、其恩高似似天、深於海、此舉世所不知也、然信長公卒、而秀吉忽忘主恩、遂因際會謀非企、冀將滅其君後、奪其國家、慘哉、向殺信孝公、今又與信雄公結兵、大逆無道、不レ可レ勝レ言、其誰不疾視之、今我寡君、深懷信長公舊好、切恤信雄公之微弱、赫然整旅、不レ量勢之衆寡、仗大義之當然、伐天人之所惡、人人豈可黨彼暴惡、以汚乃祖佳名於千載乎、惟尙專合力於義軍、速討彼逆賊、以快海内之人心、因以告。(榊原家譜)

天正十一年

龍水山海  
上寺

○此月、徳川家康自己の食器を海上寺に寄附し、以て永く寺寶とせしむ。海上寺は龍水山と號し、有渡郡村松村に在り。此器は、家康嘗て此寺に遊びし時、食を供せし器にして、今も葵の紋付ける膳椀、及び茶碗一箇ありといふ。宮の蓋に書して曰く、

天正十二年三月日

海上寺蓮華院日應代

大洞院

○遠江國周智郡森町、大洞院の浴室、新築の功成る。是れ今年正月廿三日、回祿の災に罹りしものにして、爾來工を起し、此に至て竣工せしなり。若し其の詳なるを知らんと欲せば、此の浴室の棟簡を見るに如かず。曰く、

當山、於應永十八年辛卯、開基。後過六十四年、文明七年霜月廿三日夜回祿矣。其以往歷一百九年、而今茲歲孟春廿三日未刻炎上也。椋澤精彩、一物不假他力、浴室修造了也。(遠江風土記傳)

長湫の役

○四月九日、徳川勢、京將池田勝入を、長湫に逆へ討て大に敗り、終に勝入父子を得たり。先是、池田勝入



は、徳川勢の小牧に集るを見、諸老臣を召し、議して曰く、「小牧の敵勢日に相増すに依て惟ふに、其の本國參河は必ず空虚ならん、因て潛に參州に入りて其虚を擣き、火を所在に放ちて國中を攪亂せば、小牧に在る遠・參の兵は、後を顧みて歸り救はざるべからず。然らば是なる徳川勢の敗れんことは、之を掌に指すが如くなるべし。故に我は今より之を本陣に請ひて、直に之を決行せんと欲す。子等以て如何となす」と。諸老臣みな曰く、「奇策なり用ゐるべし」と。是れ此月四日の事なり。勝入即夜馳せて犬山の本陣に至り、秀吉に謁し、其意を告げて之を請ふ。秀吉熟思すること良久うして曰く、「明日を待て決せん」と。五日早旦、勝入また至り請うて曰く、「聞く徳川家康、篠木・柏井の郷人を催促して一揆を起し、村瀬作右衛門尉を以て其將とし、森川權右衛門を要害に籠らしめん計ありと。是れ篠木より報する所なり、若し然る時は、昨日の計用ゐる所なかるべし。夫れ謀は敏なるを要す。速に決し給へ」と。秀吉曰く、「善し、子の計に従はん。但し明日六日に兵を出だし、少しく東參河を焼き、直ちに軍を引いて還り、篠木・柏井に二城を築き、多く一揆の輩を扶持し、夜夜出でて敵の所在を夜襲せしめて敵を脅さば、尾州半國は我に屬すべし。必ず敵を侮るべからず、必ず隊伍を隔つべからず」と。勝入諾して辭す。尋で増田仁右衛門尉を遣はし、三好孫七郎・堀久太郎に告げしめて曰く、「明六日、池田勝入參州に進入すべければ、三好は其勢一萬、堀は其勢五千を率ゐ、共に勝入を助け、勝入の指揮に依て進退すべきなり」と。乃ち勝入父子にも此由を告げ、二人と議して事に従ふべきを命ぜらる。此時森武藏守長一も、命を受けて遣中に在りしが、森と三好とは勝入の婿なれば、堀は此軍の檢使の任を帯びたりといふ。秀吉已に勝入の謀を用ひければ、已も犬山を出でて本陣を樂田に据ゑ、

二重堀より青塚に至るまで、高く築地を起して馬防に備へ、用意最も嚴重なりけるが、家康は小牧山上より遙に之を望見し、笑つて曰く、「秀吉は我を以て勝頼に比するか」と。蓋し家康は秀吉の謀を知らず、長篠の役、信長の柵木を用ゐて、勝頼を苦めし先蹤を踏むと思へるなるべし。已にして六日の夜半に至りければ、池田勝入信輝、及び其子紀伊守之助、森・堀・三好の諸將齊しく出立ち、已刻篠木柏井に到り、尺地をも餘さず陣せしが、其間凡そ二里四方に互れりといふ。而して一揆にも五萬石の恩賜ありきといへば、何れもつきつきしき振舞といふべし。(藩翰譜)

池田勝入の軍は、九日參州に入るの策を決しければ、八日未明より檄を飛ばして、之を諸隊に通ぜしに、郷民に、志を徳川家に通ずる者あり、使者を小牧に馳せて、之を家康の本陣に報せしむ。酒井忠次報を得て、直に之を家康に告ぐ。然れども家康深く之を信ぜずして曰く、「此の如きは、敵の謀を以て流言を放ち、我兵を分たしめ、我が兵勢の微なるを窺ひ、隙に乗じて、我陣を襲撃せんとする謀なるやも知るべからざれば、猥りに信すべくもあらず。但し其の郷人をば留め置きて、暫く形勢を案すべし。若し其事信ならば、兼て敵中に放ちたる忍の者よりも注進なくばあるべからず。注進あらば直ちに兵を分ちて進むべし。乃ち忠次並に本多平八郎は、織田家の兵と此處を守て、秀吉の兵と對抗すべし」と。其令未だ半ならざるに、服部平六馳せ至る。平六は伊賀の人にして、先に森武藏守の陣中に入りたる忍の者なり。曰く、「武藏守等大軍にて參州を襲はんとす」と。其の言ふ所、篠木の郷民の言に異ならざれば、則ち留め置きたる彼の郷民を召し、厚く物を賜ひ、後を勵まして遣還し、因て直ちに令を軍中に傳へて曰く、「今日未の刻より、兵を小幡に進む



るの要あり、旗を捲き捺物を持ち、密に小牧を出でて敵の覺る所となる勿れ」と。而して榊原小平太・井伊萬千代・丹羽勘助、其他、家康・信雄の小姓・馬廻・母衣の者・使番等、その器に適したる者を選び、諸隊を馳廻つて告知せしめければ、命を受けたる諸將は、時を違へず齊しく小牧を立ちぬ。

榊原康政は九百人、大須賀康高は千五百人、水野忠重は、其子勝成と五百人、本多康重・丹波氏次とは、各三百五十人、岡部長盛は、甲州穴山勢をも併せ統べしが、諸將の兵合して四千餘騎、歩武肅肅として小幡・岩崎に向て進めり。其の龍泉寺山麓を過ぐる頃は、最も敵の偵察を慮り、人は枚を含み、馬は舌を抜き進みしが、纔に知られずして、九日酉刻小幡城に入るを得たりといふ。小幡城は春日井郡にあり。城主を本多豊後守廣孝といふ。敵兵龍泉寺に出でなば、直ちに小牧に報すべき命ありければ、兵を分ちて所所に配し、只管敵情を窺はしむるを、池田勝入はさりと知らず、亥刻より兵を進めけるが、廣孝が偵兵は、忽ち探知して之を城中に報じける。廣孝輒ち之を小牧に報じ、又城中の諸將にも告ぐ。諸將之を聞き、相集つて軍議を凝すところに、水野忠重進み出でて曰く、「敵は大勢にて我は小勢なり。懸合の軍せんは、策の得たるものにあらず、宜しく奇策を用ゐるべきなり。聞く、三好孫七郎總大將にて後陣に在りと、若し不意に起て、後より之を追撃せば、彼必ず狼狽して敗走すべし。而して後陣已に敗走せば、其餘は戦はずして潰走せんこと必せり」と。諸將みな之を賛す。乃ち夜深けて小幡を發し、敵に尾す。家康小牧に在て、廣孝の報を得て曰く、「我今夜明けざるに小幡に至るべし」と、急に令を傳へて兵を集め、丹波氏次が家人、丹波半左衛門・鈴木吉右衛門等二人を案内者とし、旗・捺物を捲き、密に小幡山を發す。時宛も子刻なりき。信雄之を見

水野忠重  
の策

て、亦手勢五百騎許を従へ、密に其後に續いて發せり。(藩翰譜)

丹波氏次

丹波氏次は、岩崎城主氏勝の嫡子にして、織田信長死して後、信雄尾張國を分ち知りたれば、氏次も信雄に屬しけるが、去年事に依て信雄の勳氣を蒙り、岩崎を去て家康に仕ふ。此役起るに及んで、家康召して氏次に謂うて曰く、「汝が家累代領せし岩崎城は、尾・參の堺に介して要害の所なれば、速に馳せ還て固守すべし」と。氏次直ちに歸て、城柵を修し塹濠を浚ひ、弟次郎助氏重に兵を附して守らしめ、自から小牧に至て其の陣中に在りしが、素より此邊の地理を諳知しければ、徳川勢の案内者となり、大に便利を得しめたり。必竟徳川勢の、此戦に機先を制し得たる所以のものは、丹波氏次の功多きに居るといふ。

岩崎城陷

既にして家康は小幡に到り、猪腰原辰巳の山に陣し、夜の明るるを待てるに、丹波氏重の守る岩崎城の方に當て、銃聲鬨音交も聞えし間もなく、城は既に陥りぬといふ者ありき。是れ即ち池田勝入の先鋒、伊木清兵衛尉その勢二千餘騎を従へ、岩崎城を圍み攻め、一騎を餘さず鏖殺したる激戦の響なりきとぞ。城兵の死する者凡そ三百餘人なりしが、池田勝入は浮宇原に陣し、悉く之を實檢し終り、大に悦びて曰く、「事の始め甚だ善し。此勢に乗じて、當に參州に邁進すべきなり」と、已に進軍の準備成れり。堀秀政は勝入と一里を隔て、愛知郡檜ヶ原に陣せしが、是亦同じく前進の令を布きてけり。(當代記)

京勢の後  
陣敗

此時に當て、徳川勢の大須賀・榊原・本多・丹波の諸將は、勝入の後陣たる三好孫七郎・羽柴秀次の率ゐたる、白山林の軍を撃破りければ、勝に乗じて前軍を鑿にせんと欲しけん、勢激しく蹄塵を揚げ、京勢の後を慕つて追來たりけり。秀政は早くも之を察知し、急に鐵砲大將を呼集め、「彼に徳川勢の旗見ゆるは、我が後陣の敗と覺えたり。敵は今にも我が軍後に追跡し至るべし、敵の迫ること十間外ならば、丸どうになうた